

有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について

1. はじめに

再処理事業所には、多種多様な化学薬品が多数の工程・機器に広く分散して多量に存在していることから、再処理事業所内外で有毒ガスが発生することを想定し、通常運転時、重大事故等対処時によらず必要な操作が実施可能なように有毒ガス防護措置を講じており、再処理施設に対する有毒ガスによる影響の有無及び防護措置については、新規規制基準適合性審査にて確認を行い、事業変更許可（以下、「既許可」という）を頂いている。

一方、規則改正により、事業指定基準規則^{※1}第20条（制御室等）及び第26条（緊急時対策所）において、有毒ガスが発生した場合に運転員及び緊急時対策所の指示要員（以下、「運転員等」という）の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し、有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室及び緊急時対策所で自動的に警報するための装置（以下、「有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置」という）の設置が追加で要求されている（参考資料－1参照）。既許可では、この適合性について確認を行っていないため、当該追加要求事項に対する適合性確認が必要である。

また、技術的能力審査基準^{※2}において、有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護に関して、吸気中の有毒ガス濃度を基準値以下とするための手順と体制の整備、予期せず発生する有毒ガスへの対策等の具体的要求事項が追加されている（参考資料－1参照）。この適合性については、既許可で考慮している事項と考えているが、改めて適合性確認が必要である。

上記に関しては、規則改正にあわせて、有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（以下、「影響評価ガイド」という）が策定されており、人体影響の観点から、有毒ガスが施設の安全性を確保するために必要な要員の対処能力に影響を与えないことを評価するための方法やとるべき対策が具体化されている。このため、影響評価ガイドを参考として既許可での有毒ガス防護措置を確認し、改めて考慮すべき事項がある場合には、有毒ガス防護措置の追加が必要である。

以上のことから、既許可での有毒ガス防護措置を整理した上で、事業指定基準規則及び技術的能力審査基準に対し有毒ガス防護措置として担保すべき事項と比較し、必要な有毒ガス防護措置について事業変更許可申請書へ反映することにより、有毒ガス防護に係る適合性を示す。

※1：再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※2：使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準

2. 既許可での有毒ガス防護措置の整理及び担保すべき事項との比較の方法

既許可における有毒ガス防護措置，事業指定基準規則及び技術的能力審査基準における要求事項，影響評価ガイドの関係を添付資料－1「有毒ガス防護に係る体系の概要（既許可，追加要求事項，影響評価ガイドの関係）」に示す。有毒ガス防護措置として担保すべき事項との比較は，有毒ガス防護に係る既許可の体系を踏まえ，影響評価ガイドに照らして，その内容が既許可で考慮されているか否かを確認し，新たに考慮すべき事項がある場合には対策の追加を行う。確認方法は以下の通り。

(1) 有毒ガスに関係する記載箇所の抽出

既許可の申請書について，有毒ガスに関係する事象及び防護対策に係る箇所を抽出し，規則条文毎に整理する。抽出方法及び抽出結果を別紙 1-1「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出の作業方針」及び別紙 1-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果」に示す。なお，既許可における防護対策の整合性を確認するため，有毒ガスと同様の防護対策を講じる「大気（作業環境）の汚染事象」も抽出対象とする。

(2) 既許可の有毒ガスの発生源と防護対策の確認

別紙 1-2 で抽出した条文毎に，大気（作業環境）の汚染事象に対する既許可の対応について，影響評価ガイドの項目（発生源，防護対象者，検知手段及び防護対策）で整理する。その上で，影響評価ガイドを参考に，事業指定基準規則及び技術的能力審査基準に対し有毒ガス防護措置として担保すべき事項と比較し，既許可における有毒ガス防護措置について，改めて考慮すべき事項があるか確認した結果を，「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」に纏める。

なお，大気（作業環境）の汚染事象のうち，有毒ガス以外の事象については，その防護措置が有毒ガス防護措置と同様である場合は，両者の整合が取られているかを確認する。

3. 事業変更許可申請書へ反映する有毒ガス防護措置の確認結果

影響評価ガイドの項目（発生源，防護対象者，検知手段及び防護対策）について，既許可における有毒ガス防護措置を規則条文毎に確認した結果の概要を，添付資料－2「有毒ガス防護に係る規則条文の確認結果の概要」に示す。

有毒ガス防護措置として担保すべき事項を以下の3項目に分類し，それぞれの確認結果について次項に詳述する。

- (1) 有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置についての要求事項
- (2) 有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護についての要求事項
- (3) その他の有毒ガス防護措置として担保すべき事項

3. 1 有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置についての要求事項に対する確認結果

3. 1. 1 有毒ガス防護措置として担保すべき事項の整理

事業指定基準規則の第20条（制御室等）及び第26条（緊急時対策所）では，有毒ガスの発生時において制御室及び緊急時対策所（以下，「制御室等」という）の運転員

等の対処能力が損なわれるおそれのある場合に、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置が要求されている。

上記の要求事項に対し、再処理施設においては、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員等の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。具体的には、影響評価ガイドを参考に、運転員等の対処能力が損なわれるおそれのある有毒ガスの発生源を特定した上で、有毒ガスが発生した場合には、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。

上記の設計方針を担保すべき事項として、既許可での有毒ガス防護措置との関係性を踏まえ、事業指定申請書へ反映する有毒ガス防護措置を整理する。

3. 1. 2 事業指定申請書へ反映する有毒ガス防護措置の確認結果

既許可では、第9条（その他外部衝撃）に対する設計方針として、再処理施設の安全機能に影響を与える有毒ガスについて整理しているが、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置の要否について評価していないため、運転員等の対処能力が損なわれるおそれのある有毒ガスの発生源を特定していないことを確認した。

また、既許可では、再処理施設内外での異常を検知した者からの連絡に用いる通信連絡設備を制御室等に設置する設計とすることを第20条及び第26条の設計方針として定めていることを確認した。当該設計方針は、有毒ガスの発生については明示していないが、影響評価ガイドにおける有毒ガスの検知手段の考え方に合致し、また、有毒ガス以外の大気（作業環境）の汚染事象に対する防護措置とも整合している。

当該確認結果より、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置についての要求事項に対して担保すべき事項として、3. 1. 1に示す設計方針を事業変更許可申請書及び関係条文の整理資料に反映する。また、当該設計方針に関連し、通影響評価ガイドを参考とした有毒ガスの発生源の網羅的な調査結果及び通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知する体制の具体については、設計方針が要求事項に適合することを示すものであることから、関係条文の整理資料に補足説明資料として追加する。反映の考え方については、4. で詳述する。

3. 2 有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護についての要求事項に対する確認結果

3. 2. 1 有毒ガス防護措置として担保すべき事項の整理

技術的能力審査基準の1.0共通事項では、有毒ガスの発生時に、事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう、運転員等の防護に必要な措置を講じることを定めることが要求されている。

上記の要求事項に対し、再処理施設においては、有毒ガス発生時に事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう、運転員等の防護に対し、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書及び体制、予期せず発生する有毒ガスに対し防護具等により運転員等を防護する手順書、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に通信連絡設備により運転員等に周知する手順書を整備する。

上記の対応方針を担保すべき事項として、既許可での有毒ガス防護措置との関係性を踏まえ、事業指定申請書へ反映する有毒ガス防護措置を整理する。

3. 2. 2 事業指定申請書へ反映する有毒ガス防護措置の確認結果

有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護に関して、既許可で以下のとおり考慮していることを確認した。

- (1) 運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書及び体制の整備
 - ・ 屋内外で対処する要員に対し、想定される作業環境に応じて適切な防護具を着用する手順書を技術的能力 1.1~2. に定めている。
 - ・ 制御室等にとどまる要員に対し、換気設備の外気との連絡口の遮断（取入れの停止）を行う手順書を技術的能力 1.11, 1.13 に定めている。
 - ・ 非常時対策組織等の体制を技術的能力 1.0 に定めている。
- (2) 予期せず発生する有毒ガスに対し防護具等により運転員等を防護する手順書の整備
 - ・ 屋内外で対処する要員に対し、想定される作業環境に応じて適切な防護具を着用する手順書を技術的能力 1.1~2. に定めている。
 - ・ 制御室等にとどまる要員に対し、換気設備の外気との連絡口の遮断（取入れの停止）を行う手順書を技術的能力 1.11, 1.13 に定めている。
- (3) 有毒ガスの発生による異常を検知した場合に通信連絡設備により運転員等に周知する手順書の整備
 - ・ 屋内外で対処する要員、制御室等にとどまる要員に対し、既許可の通信連絡設備を連絡手段として確保し、再処理施設内外の必要な場所との通信連絡を行う手順書を技術的能力 1.1~2. に定めている。

一方で、上記の手順書では、有毒ガスの発生源及び有毒ガス防護対象者に応じた有毒ガス防護措置が明確となっていない。具体的には、窒素酸化物以外の有毒ガスに対する検知手段及び防護対策、制御室等内にとどまる要員に対する防護具による防護対策が、手順書に反映されていないことを確認した。

当該確認結果より、有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護についての要求事項に対して担保すべき事項として、3. 2. 1 に示す対応方針を事業変更許可申請書及び関係条文の整理資料に反映する。また、窒素酸化物以外の有毒ガスに対する検知手段及び防護対策、制御室等内にとどまる要員に対する防護具による防護対策についても、有毒ガス防護措置として担保すべき事項であることから、事業変更許可申請書及び関係条文の整理資料に反映する。さらに、当該対応方針に関連し、通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知する体制及び予期せず発生する有毒ガスに対する防護対策の具体、防護具を用いた有毒ガス防護の妥当性の確認結果については、対応方針等が要求事項に適合することを示すものであることから、関係条文の整理資料に補足説明資料として追加する。反映の考え方については、4. で詳述する。

3. 3 その他の有毒ガス防護措置として担保すべき事項に対する確認結果

3. 3. 1 有毒ガス防護措置として担保すべき事項の整理

3. 1 及び 3. 2 に示す要求事項以外に、事業指定基準規則及び技術的能力審査基準において、有毒ガス防護措置として以下の 2 つの要求事項がある。

- (1) 安全機能を有する施設に対する要求として、換気設備の隔離等の対策により運転員等を防護できる設計とすること
- (2) 有毒ガスの終息活動を行うための手順及び実施体制を整備すること

上記の要求事項のうち、(1) に対し、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより運転員等を防護できる設計とする。また、影響評価ガイド及び実用発電炉の実績を踏まえ、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。(2) に対しては、漏えいした有毒化学物質の回収手順等を定める。

上記の設計方針を担保すべき事項として、既許可での有毒ガス防護措置との関係性を踏まえ、事業指定申請書へ反映する有毒ガス防護措置を整理する。

3. 3. 2 事業指定申請書へ反映する有毒ガス防護措置の確認結果

3. 3. 1 に示す設計方針に関して、既許可で以下のとおり考慮していることを確認した。

- (1) 安全機能を有する施設に対する要求として、換気設備の隔離等の対策により運転員等を防護できる設計とすること
 - ・ 中央制御室は、設計基準事故時に運転員がとどまり必要な操作ができるよう、外気との連絡口を遮断できる換気設備を設ける設計とすることを第 9 条(その他外部衝撃) 及び第 20 条の設計方針として定めている。
 - ・ 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、必要に応じて外気との連絡口を遮断できる換気設備を設ける設計とすることを第 20 条の設計方針として定めている。
 - ・ 緊急時対策所は、換気設備を設ける設計とすることを第 26 条の設計方針として定めている。
 - ・ 運転員に対し、化学薬品防護のために防護具を配備することを第 20 条の適合のための設計方針として記載している。
 - ・ 換気設備の外気の取り入れを遮断することにより運転員等を防護できる設計とすることは、有毒ガス以外の大気(作業環境)の汚染事象に対する防護措置と整合している。
- (2) 有毒ガスの終息活動を行うための手順及び実施体制を整備すること
 - ・ 有毒ガスの発生源となる有毒化学物質の漏えいに対し、回収するための手順等を定めることを第 12 条の設計方針として定めている。

一方で、(1) に関しては、有毒ガスに係る設計方針であることを明確にする必要がある。また、緊急時対策所の換気設備については、緊急時対策所の居住性を確保する要求を反映し、必要に応じて外気との連絡口を遮断できること、安全機能を有する施設とすることを明らかにする必要がある。

当該確認結果より、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮

断することにより運転員等を防護できる設計とすること、必要に応じて着装できるような防護具を配備すること、緊急時対策所の換気設備が安全機能を有する施設であることについて、担保すべき事項として事業変更許可申請書及び関係条文の整理資料に反映する。また、有毒ガスの終息活動を行うための手順及び実施体制の具体については、既許可で定める漏えいした有毒化学物質の回収手順等が、有毒ガス防護措置として担保すべき事項を適切に反映していることを示すものであることから、関係条文の整理資料に補足説明資料として追加する。反映の考え方については、4. で詳述する。

4. 事業変更許可申請書への反映

事業指定基準規則及び技術的能力審査基準に対し、有毒ガス防護措置として事業変更許可申請書及び関係条文の整理資料へ反映する内容及び反映の考え方を、添付資料－3「有毒ガス防護に係る事業変更許可申請書及び関係条文の整理資料への反映方針のまとめ」に示す。

条文毎に作成した「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」については、関係条文の整理資料に補足説明資料として追加する。なお、有毒ガス防護措置の整合を取るために確認した有毒ガス以外の大気（作業環境）の汚染事象に係る条文（第5条（内部火災）、第9条（外部火災）、第9条（火山）、第29条（内部火災））の「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」については、参考資料－2～5に示す。

5. 要求事項への適合性

5. 1 有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置についての要求事項に対する適合性

影響評価ガイドでは、実用発電炉における運転員等の対処能力が損なわれるおそれの有無を評価する方法を具体的に定めており、有毒化学物質の全量流出を想定しているが、既許可では、化学物質を貯蔵する施設に対し化学物質が漏えいし難い設計とするとともに、地震により破損が想定される機器については、耐震対策により化学薬品の漏えい源から除外する設計としているため、全量流出は想定していない。再処理施設の評価にあたっては、影響評価ガイドの考え方を踏襲する。具体的には、敷地内の固定施設に対しては、有毒化学物質の全量流出を想定した上で制御室等における有毒ガス濃度評価を行い、有毒ガスの発生源を特定する。敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設に対しては、有毒ガス濃度評価を行わずに有毒ガスの発生源として特定する。

敷地内の固定施設からの有毒ガスの発生に対し、制御室等の外気取入口における有毒ガス濃度が、各有毒ガス防護判断基準値を下回ること（有毒ガスが複数の場合は有毒ガス防護判断基準値に対する有毒ガス濃度の比の総和が1を下回ること）を確認した。この結果より、敷地内の固定施設については、運転員等の対処能力が損なわれるおそれのある濃度に達する有毒ガスの発生源はなく、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置は不要である。

敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設については、敷地内の可動施設に随行する立会人や外部機関等からの通信連絡設備を用いた連絡で有毒ガスの発生を認知できる。

以上のことから、3. 1. 1に示す設計方針により、運転員等の対処能力が損なわれるおそれのある有毒ガスの発生を認知することにより、運転員等が制御室に一定期間とどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置をとることができる。

5. 2 有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護についての要求事項に対する適合性

影響評価ガイドでは、換気設備の隔離や防護具の着用といった防護対策を組み合わせることにより、有毒ガス防護措置を講じることが定めている。再処理施設では、発生源として特定されている有毒ガス及び予期せず発生する有毒ガスに対し、屋内外で対処する要員に対しては、防護具の着用により防護する。また、制御室等にとどまる要員に対しては、換気設備の外気との連絡口の遮断により防護する。さらに、影響評価ガイド及び実用発電炉での実績を踏まえ、制御室等にとどまる要員に対しても、防護具を配備する。防護具については、想定される有毒ガス濃度に対し適切な防護具を選定した上で、運転員等に対し十分な数量を配備する。

有毒ガスの発生については、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる。

以上のことから、3. 2. 1に示す対応方針により、有毒ガスの発生に対し運転員等を防護し、重大事故等対処を遂行することができる。

5. 3 その他の有毒ガス防護措置として担保すべき事項に対する適合性

影響評価ガイドでは、換気設備の隔離や防護具の着用といった防護対策を組み合わせることにより、有毒ガス防護措置を講じることが定めている。再処理施設では、想定される有毒ガスに対し、制御室等にとどまる要員を防護するため、換気設備の外気との連絡口の遮断により防護するとともに、影響評価ガイド及び実用発電炉での実績を踏まえ、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。

有毒ガスの終息活動については、運転員等以外の者が漏えいした有毒化学物質の回収を行う

以上のことから、3. 3. 1に示す設計方針により、有毒ガスの発生に対し運転員等を防護し、有毒ガスが再処理施設の安全性を確保するための措置を遂行することができる。

以上

有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出の作業方針

有毒ガス防護措置が既許可に適切に反映されていることを確認するため、事業指定申請書から有毒ガス防護に係る項目を抽出する。抽出結果を、別紙 1-2 に一覧としてまとめる。

抽出は、下記【別紙 1-2 作業手順】に従い実施する。抽出された項目に従い「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」(以下「整理表」という)に展開し、既許可の内容を整理する。

【別紙 1-2 作業手順】

- ① 事業指定申請書を確認し、下記【事業指定申請書から抽出する項目】に該当する項目を抽出する。
- ② 上記①で抽出された項目から、整理表に展開する項目を抽出する（整理表へ展開しない項目は、下記【整理表への展開から除外する項目】に該当する項目とする）。
- ③ なお、題目のみで文章がない項目は、事業指定申請書から抽出する項目に該当しないとして整理する。

【別紙 1-2 の整理方法（凡例）】

- ：有毒ガス防護措置に関係し、整理表に展開する項目
- △：有毒ガス防護措置に関係するが、整理表に展開不要とした項目
- ×：有毒ガス防護措置に関係しないため、整理表に展開しない項目
- ：題目のみで文章がない項目

【事業指定申請書申請書から抽出する項目】**I. 有毒ガスの発生源となる事象が記載されている項目**

有毒ガスの発生源となる事象を前広に確認するため、作業員に影響を及ぼす大気（作業環境）の汚染事象である以下の a. ～f. が記載されている項目を抽出する。

- a. 有毒ガス
- b. 化学物質（化学薬品）の漏えいにより発生する有毒ガス
- c. 火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガス
- d. 毒性ガス（自然現象）
- e. 降下火砕物（大気汚染に関わるものに限る）
- f. その他の大気汚染物質（気体廃棄物中の NOx 等）

II. 有毒ガス防護対策が記載されている項目

上記 I. の大気の汚染事象に対する防護対策として、以下の a. ～i. が記載されている項目を抽出する。また、防護対策を前広に確認するため、大気の汚染事象以外で同様の対策を取っている場合も、合わせて抽出する。

- a. 敷地内の可動施設（タンクローリ等）への立会
- b. 敷地内での異常時の通信連絡設備を用いた中央制御室への連絡
- c. 敷地外での異常時の通信連絡設備を用いた外部機関からの連絡
- d. 異常発生時の通信連絡設備を用いた中央制御室から各場所への連絡
- e. 大気の汚染事象に対する検知
- f. 大気の汚染事象に対する換気設備の隔離措置及び防護具の配備
- g. 外部からの必要物資の供給
- h. その他の防護対策（化学薬品の漏えい防止対策等）
- i. 上記 a. ～h. に対する体制及び手順

【整理表への展開から除外する項目】

I. 大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目

整理表では、人体に対する有毒ガス防護対策が、既許可に適切に反映されていることを確認する。このため、大気の汚染事象に係る記載があるが、設備の防護にのみ関係し人体への影響に言及していない記載、又は設備の説明のために大気の汚染事象に触れている記載については、整理表への展開から除外する（具体的には、以下に示す内容）。

- a. <設備名>は、<外部からの衝撃、溢水、化学薬品漏えい、火災、内部発生飛散物、内的事象の配管の全周破断>に対し、健全性を確保する設計とする。／可能な限り位置的分散を図る。／それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。／代替設備により必要な機能を確保する。／安全上支障のない期間での修理の対応を行う。／関連する工程を停止する。／これらを適切に組み合わせる。／再処理施設の安全性を損なわないように設計する。／予想される自然条件のうち最も過酷と考えられる条件を適切に考慮した設計とする。
- b. <設備名>は、<外部からの衝撃>に対して、健全性を確保する設計とする。／外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管する。／外部からの衝撃による損傷を防止できる<設置場所名>に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。
- c. <設備名>は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、<機能名>を損なわない設計とする。／影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。
- d. <設備名>は、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響に対し、防火ダンパを設ける設計とする。／悪影響を及ぼさない設計とする。
- e. 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。
- f. <設備名>は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。
- g. 飛来物防護板及び飛来物防護ネットは、地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。
- h. 制御建屋中央制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び外部火災により発生する有毒ガスに対して、運転員その他の従事者を防護する設備である。
- i. さらに、二次的影響として、火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを抽出し、その上で、安全機能を有する施設のうち、外気を取り込むことにより、外部火災防護対象施設の安全機能が損なわれるおそれがある設

備を以下のとおり選定する。

- j. 想定する事故時の環境条件は、「温度」、「圧力」、「湿度」、「放射線」、「物質（水素、蒸気、煤煙、放射性物質、その他）及びエネルギーの発生」、「転倒又は落下による荷重」及び「腐食環境」を考慮する。／想定される事故時環境において、臨界事故の発生を仮定する機器に接続する安全機能を有する機器が、損傷又は機能喪失することはない。
- k. 有毒ガスについては、再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはない。
- l. 化学物質の漏えいについては、再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいを考慮するが、重大事故等対処設備が化学物質により影響を受けることはないが、屋外の重大事故等対処設備は保管に際して漏えいに対する高さを考慮する。

II. 大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目

整理表では、有毒ガスの発生を前提とした有毒ガス防護対策が、既許可に適切に反映されていることを確認する。このため、大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する記載については、整理表への展開から除外する（具体的には、以下に示す内容）。

- a. 使用する化学薬品等を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しろを確保する設計とする。
- b. 可燃性物質の漏えい防止対策
- c. 水素に対する換気、漏えい検出対策
- d. <設備名>は、化学薬品を内包するため、化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし、具体的には適切な材料の選定、耐震性の確保及び誤操作による漏えいを防止する。
- e. NO_x 吸収塔、NO_x 廃ガス洗浄塔及び吸収塔での NO_x の回収
- f. 地震を起因とする溢水及び化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する。
- g. 地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。

Ⅲ. 大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目

重大事故等対処では、大気の汚染事象に対する防護対策の手順は共通事項（技術的能力 1.0）あるいは居住性に係る個別の事項（技術的能力 1.11, 1.13）として、手順が記載されている。手順は、タイムチャート等により図示しているが、防護対策に係る対応は上記項目に包絡されることから、重大事故等対処の手順を図示等した項目については抽出しない（具体的には、以下に示す内容。なお、技術的能力 1.0, 1.11, 1.13 での防護対策を抽出することにより、以下に該当する項目も抽出できる）。

- a. 重大事故等対策における操作の成立性
- b. 重大事故等対策におけるタイムチャート
- c. アクセスルート図

Ⅳ. 大気の汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の評価条件として記載している項目

整理表では、重大事故等対処時に想定する大気の汚染事象に対する防護対策が、既許可に適切に反映されていることを確認する。重大事故等対処の有効性評価の項目では、評価条件として大気の汚染事象に係る記載があるが、その防護対策についての記載はないことから、整理表への展開から除外する（具体的には、以下に示す内容）。

- a. 火山の影響により降下火砕物の発生を想定する。
- b. 外的事象の「地震」とは異なる特徴を有する外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に有効性評価へ与える影響を分析した。
- c. <重大事故対策>において、外的事象の「地震」を要因とした場合の<重大事故>に必要な要員は○人である。外的事象の「地震」とは異なる環境条件をもたらす可能性のある外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の<重大事故>に必要な要員は○人である。また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計 141 人以内である。以上より、<重大事故対策>に必要な要員は、最大でも○人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は○人であり、必要な作業が可能である。
- d. 外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、合計約○m³の<資源>が必要である。

IV. 引用元にのみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目

引用元にのみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある箇所は、引用元の項目で合わせて整理するため、整理表への展開から除外する（具体的には、以下に示す内容）。

- a. <内容>については、「<引用元の項目>」に示す。

【その他の別紙 1-2 作成方針】

- ・ 「○」又は「△」とした項目には、関係条文を記載する。
- ・ 「×」とした項目の関係条文欄は「－」で統一する。
- ・ 「△」とした項目の備考欄には、除外する I. ～IV. に照らし、その理由を記載する。
- ・ 整理表に展開する項目には、整理表のページ番号を記載し、整理表との紐付けを行う。

以上

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			備考	整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表掲載不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文			
一、	名称及び住所並びに代表者の氏名	×	-			-
二、	変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地	×	-			-
三、	再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力	×	-			-
	再処理を行う使用済燃料の種類	×	-			-
	a. 濃縮度	×	-			-
	b. 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間(以下「冷却期間」という。)	×	-			-
	c. 使用済燃料集合体最高燃焼度	×	-			-
	d. 使用済燃料集合体の照射前の構造	×	-			-
	(a) BWR燃料集合体	×	-			-
	(b) PWR燃料集合体	×	-			-
	再処理能力	×	-			-
四、	再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法	-	-			-
A.	再処理施設の位置、構造及び設備	-	-			-
	イ. 再処理施設の位置	-	-			-
	(1) 敷地の面積及び形状	×	-			-
	(2) 敷地内における主要な再処理施設の位置	×	-			-
	ロ. 再処理施設の一貫構造	×	-			-
	(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造	×	-			-
	(i) 単一ユニットの臨界安全設計	×	-			-
	(ii) 複数ユニットの臨界安全設計	×	-			-
	(iii) その他の臨界安全設計	×	-			-
	(2) 放射線の遮蔽に関する構造	×	-			-
	(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	△	4条			大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目
	(4) 火災及び爆発の防止に関する構造	-	-			-
	(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止	○	5条			参2-1
	(a) 基本事項	-	-			-
	(イ) 安全上重要な施設	×	-			-
	(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器	×	-			-
	(ハ) その他の安全機能を有する施設	×	-			-
	(ニ) 火災区域及び火災区画の設定	×	-			-
	(ホ) 火災防護上の最重要設備	×	-			-
	(ヘ) 火災防護計画	○	5条			参2-2
	(b) 火災及び爆発の発生防止	-	-			-
	(イ) 再処理施設内の火災及び爆発の発生防止	△	5条			大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目
	(ロ) 不燃性材料又は難燃性材料の使用	×	-			-
	(ハ) 落雷 地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	×	-			-
	(c) 火災の感知 消火	-	-			-
	(イ) 早期の火災感知及び消火	×	-			-
	1) 火災感知設備	○	5条			参2-7
	2) 消火設備	○	5条			参2-9
	(d) 火災及び爆発の影響軽減	○	5条			参2-12
	(e) 火災影響評価	×	-			-
	(f) その他	○	5条			参2-14
	(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止	○	29条			参5-1
	(a) 基本事項	-	-			-
	(イ) 火災区域及び火災区画の設定	×	-			-
	(ロ) 火災防護計画	△	29条			引用元のみ大気の汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「(ロ)(a)(ハ) 火災防護計画」)
	(b) 火災及び爆発の発生防止	△	29条			大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目
	(イ) 不燃性材料又は難燃性材料の使用	×	-			-
	(ロ) 落雷 地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	×	-			-
	(c) 火災の感知 消火	-	-			-
	(イ) 早期の火災感知及び消火	×	-			-
	1) 火災感知設備	○	29条			参5-6
	2) 消火設備	○	29条			参5-7
	(d) その他	○	29条			参5-9
	(5) 耐震構造	×	-			-
	(i) 安全機能を有する施設の耐震設計	×	-			-
	(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計	×	-			-
	(6) 耐津波構造	×	-			-
	(7) その他の主要な構造	×	-			-
	(i) 安全機能を有する施設	×	-			-
	(a) 外部からの衝撃による損傷の防止	○	9条			参3-1 参4-1 その他 参5-10-2
	(イ) 竜巻	×	-			-
	(ロ) 外部火災	○	9条			参3-9
	(ハ) 航空機落下	×	-			-
	(ニ) 落雷	×	-			-
	(ホ) 火山の影響	○	9条			参4-9
	(ヘ) 竜巻、落雷、森林火災及び火山の影響以外の自然現象	-	-			-
	1) 風(台風)	×	-			-
	2) 凍結	×	-			-
	3) 高温	×	-			-
	4) 降水	×	-			-
	5) 積雪	×	-			-
	6) 生物学的事象	×	-			-
	7) 培養	×	-			-
	(ハ) 異なる自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ	×	-			-
	(テ) 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象	-	-			-
	1) 有毒ガス	○	9条			その他 参5-10-10
	2) 電磁的障害	×	-			-
	3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい	○	9条			その他 参5-10-14
	(b) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止	×	-			-
	(c) 漏水による損傷の防止	×	-			-
	(d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	○	12条			参11-4-2
	(e) 誤操作の防止	×	-			-
	(f) 安全避難通路等	×	-			-
	(g) 安全機能を有する施設	×	-			-
	(イ) 安全機能を有する施設の設計方針	×	-			-
	(ハ) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	-			-
	(ロ) 使用済燃料の貯蔵施設等	×	-			-
	(ニ) 計測制御系統施設	×	-			-
	(ホ) 安全保護回路	×	-			-
	(ヘ) 制御室等	○	20条 44条			参2-7-2 参2-13-2
	(m) 廃棄施設	×	-			-
	(イ) 気体廃棄物の廃棄施設	×	-			-
	(ロ) 液体廃棄物の廃棄施設	×	-			-
	(n) 保管廃棄施設	×	-			-
	(o) 放射線管理施設	×	-			-
	(p) 監視設備	×	-			-
	(q) 保安電源設備	×	-			-
	(r) 緊急時対策所	○	26条 46条			参2-4-2 参2-10-2
	(s) 通信連絡設備	○	27条 47条			参2-16-2 参2-14-2
	(ii) 重大事故等対処施設	○	33条			参2-30-2
	(a) 重大事故等の拡大の防止等	×	-			-
	(b) 重大事故等対処設備	-	-			-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	関係あり:○ 整理後撤廃:△ 関係なし:× 文章なし:-		関係条文	備考	整理表との 紐付け
		○	△			
(イ)	多様性、位置的分散、悪影響防止等	-	-	-	-	-
1)	多様性、位置的分散	○	-	33条	-	補2-30-5
i)	常設重大事故等対処設備	△	-	33条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目。引用のみの項目(引用元:「ロ。(4)(ii)重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」)	-
ii)	可搬型重大事故等対処設備	△	-	33条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
iii)	可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	△	-	33条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目。引用のみの項目(引用元:「ロ。(4)(ii)重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」)	-
2)	悪影響防止	×	-	-	-	-
(ロ)	個数及び容量	-	-	-	-	-
1)	常設重大事故等対処設備	×	-	-	-	-
2)	可搬型重大事故等対処設備	×	-	-	-	-
(ハ)	環境条件等	-	-	-	-	-
1)	環境条件	○	-	33条	-	補2-30-9
i)	常設重大事故等対処設備	△	-	33条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目。引用のみの項目(引用元:「ロ。(4)(ii)重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」)	-
ii)	可搬型重大事故等対処設備	△	-	33条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
2)	重大事故等対処設備の設置場所	×	-	-	-	-
3)	可搬型重大事故等対処設備の設置場所	×	-	-	-	-
(ニ)	操作性及び試験・検査性	-	-	-	-	-
1)	操作性の確保	-	-	-	-	-
i)	操作性の確保	×	-	-	-	-
ii)	系統の代替性	×	-	-	-	-
iii)	可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性	×	-	-	-	-
iv)	再処理事業所内の屋外道路及び屋内道路の確保	○	-	33条	-	補2-30-15
2)	試験・検査性	×	-	-	-	-
(ホ)	地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	×	-	-	-	-
(ヘ)	可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	×	-	-	-	-
1)	可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止	×	-	-	-	-
2)	不燃性又は難燃性材料の使用	×	-	-	-	-
3)	落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止	×	-	-	-	-
4)	早期の火災感知及び消火	△	-	29条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
5)	火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮	×	-	-	-	-
(c)	臨界事故の拡大を防止するための設備	×	-	-	-	-
(d)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	×	-	-	-	-
(e)	放射線分岐により発生する水素による爆発に対処するための設備	×	-	-	-	-
(f)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	×	-	-	-	-
(g)	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	-	-	-	-
(h)	放射性物質の漏えいに対処するための設備	×	-	-	-	-
(i)	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	×	-	-	-	-
(j)	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	×	-	-	-	-
(k)	電源設備	×	-	-	-	-
(l)	計装設備	×	-	-	-	-
(m)	その他	×	-	-	-	-
ハ)	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備	-	-	-	-	-
(1)	構造	×	-	-	-	-
(i)	設計基準対象の施設	×	-	-	-	-
(a)	使用済燃料の受入れ施設	×	-	-	-	-
(b)	使用済燃料の貯蔵施設	×	-	-	-	-
(ii)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
(a)	代替注水設備	×	-	-	-	-
(b)	スプレイ設備	×	-	-	-	-
(c)	漏えい抑制設備	×	-	-	-	-
(d)	臨界防止設備	×	-	-	-	-
(e)	監視設備	×	-	-	-	-
(2)	主要な設備及び機器の種類	-	-	-	-	-
(i)	設計基準対象の施設	-	-	-	-	-
(a)	使用済燃料受入れ設備	×	-	-	-	-
(b)	使用済燃料貯蔵設備	×	-	-	-	-
(ii)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
(a)	代替注水設備	×	-	-	-	-
(b)	スプレイ設備	×	-	-	-	-
(c)	漏えい抑制設備	×	-	-	-	-
(d)	臨界防止設備	×	-	-	-	-
(e)	監視設備	×	-	-	-	-
(3)	受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力	-	-	-	-	-
(i)	受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類	×	-	-	-	-
(a)	濃縮度	×	-	-	-	-
(b)	再処理施設に受け入れられるまでの冷却期間:4年以上	×	-	-	-	-
(c)	使用済燃料集合体最高燃焼度:55000MWd/tUPr	×	-	-	-	-
(d)	使用済燃料集合体の照射前の構造	×	-	-	-	-
(ii)	最大受入能力及び最大貯蔵能力	-	-	-	-	-
(a)	最大受入能力	×	-	-	-	-
(b)	最大貯蔵能力	×	-	-	-	-
(4)	主要な核的制限値	-	-	-	-	-
(i)	単一ユニット	-	-	-	-	-
(a)	燃料取出し装置及び燃料取扱装置	×	-	-	-	-
(ii)	複数ユニット	-	-	-	-	-
(a)	燃料取出し装置及び燃料取扱装置	×	-	-	-	-
(b)	燃料搬送トラックのラック格子中心間最小距離	×	-	-	-	-
(c)	燃料貯蔵ラックのラック格子中心間最小距離	×	-	-	-	-
(d)	バスケットの格子中心間最小距離	×	-	-	-	-
ニ)	再処理設備本体の構造及び設備	-	-	-	-	-
(1)	せん断処理施設	-	-	-	-	-
(i)	構造	×	-	-	-	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-	-	-	-
(a)	燃料供給設備	×	-	-	-	-
(b)	せん断処理設備	×	-	-	-	-
(iii)	せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力	-	-	-	-	-
(a)	せん断処理する使用済燃料の種類	×	-	-	-	-
(b)	最大処理能力	-	-	-	-	-
(イ)	PWR使用済燃料集合体処理時	×	-	-	-	-
(ロ)	PWR使用済燃料集合体処理時	×	-	-	-	-
(iv)	主要な核的制限値	-	-	-	-	-
(a)	単一ユニット	×	-	-	-	-
(b)	複数ユニット	×	-	-	-	-
(2)	溶解施設	-	-	-	-	-
(i)	構造	-	-	-	-	-
(a)	設計基準対象の施設	×	-	-	-	-
(b)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
(イ)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	△	-	34条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目。大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
(ロ)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	△	-	34条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目。大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-	-	-	-
(a)	設計基準対象の施設	-	-	-	-	-
(イ)	溶解設備	×	-	-	-	-
(ロ)	清澄・計量設備	×	-	-	-	-
(b)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
(イ)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	×	-	-	-	-
(ロ)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	×	-	-	-	-
(iii)	溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力	-	-	-	-	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	関係あり:○ 整理表欄外:△ 関係なし:× 文章なし:ー		有毒ガス防護に係る項目		整理表との 紐付け
		備考	備考	備考	備考	
(a)	溶解する使用済燃料の種類	×	-	-	-	-
(b)	最大溶解能力	-	-	-	-	-
(イ)	BWR使用済燃料集合体処理時	×	-	-	-	-
(ロ)	PWR使用済燃料集合体処理時	×	-	-	-	-
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	-	-	-	-	-
(a)	主要な核的制限値	-	-	-	-	-
(イ)	単一ユニット	×	-	-	-	-
(ロ)	複数ユニット	×	-	-	-	-
(b)	主要な熱的制限値	×	-	-	-	-
(c)	主要な化学的制限値	×	-	-	-	-
(3)	分離施設	-	-	-	-	-
(i)	構造	×	-	-	-	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-	-	-	-
(a)	分離設備	×	-	-	-	-
(b)	分配設備	×	-	-	-	-
(c)	分離建屋一時貯留処理設備	×	-	-	-	-
(iii)	分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大分離能力	-	-	-	-	-
(a)	分離する核燃料物質その他の有用物質の種類	-	-	-	-	-
(イ)	ウラン	×	-	-	-	-
(ロ)	プルトニウム	×	-	-	-	-
(b)	最大分離能力	-	-	-	-	-
(イ)	ウラン	×	-	-	-	-
(ロ)	プルトニウム	×	-	-	-	-
(iv)	主要な核的及び化学的制限値	-	-	-	-	-
(a)	主要な核的制限値	-	-	-	-	-
(イ)	単一ユニット	×	-	-	-	-
(ロ)	複数ユニット	×	-	-	-	-
(b)	主要な化学的制限値	×	-	-	-	-
(4)	精製施設	-	-	-	-	-
(i)	構造	-	-	-	-	-
(a)	設計基準対象の施設	×	-	-	-	-
(b)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
(イ)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	△	34条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(ロ)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	△	37条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-	-	-	-
(a)	設計基準対象の施設	-	-	-	-	-
(イ)	ウラン精製設備	×	-	-	-	-
(ロ)	プルトニウム精製設備	×	-	-	-	-
(イ)	精製建屋一時貯留処理設備	×	-	-	-	-
(b)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
(イ)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	×	-	-	-	-
(ロ)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	×	-	-	-	-
(iii)	精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大精製能力	-	-	-	-	-
(a)	精製する核燃料物質その他の有用物質の種類	-	-	-	-	-
(イ)	ウラン	×	-	-	-	-
(ロ)	プルトニウム	×	-	-	-	-
(b)	最大精製能力	-	-	-	-	-
(イ)	ウラン	×	-	-	-	-
(ロ)	プルトニウム	×	-	-	-	-
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	-	-	-	-	-
(a)	主要な核的制限値	-	-	-	-	-
(イ)	単一ユニット	×	-	-	-	-
(ロ)	複数ユニット	×	-	-	-	-
(b)	主要な熱的制限値	×	-	-	-	-
(c)	主要な化学的制限値	×	-	-	-	-
(5)	脱硝施設	-	-	-	-	-
(i)	構造	×	-	-	-	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-	-	-	-
(a)	ウラン脱硝設備	×	-	-	-	-
(b)	ウラン-プルトニウム混合脱硝設備	×	-	-	-	-
(iii)	脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力	-	-	-	-	-
(a)	脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類	×	-	-	-	-
(イ)	ウラン(ウラン-235濃縮度1.6wt%以下)	×	-	-	-	-
(ロ)	ウランとプルトニウムの混合物(ウランとプルトニウムの重量濃度)	×	-	-	-	-
(b)	最大脱硝能力	-	-	-	-	-
(イ)	ウラン	×	-	-	-	-
(ロ)	ウランとプルトニウムの混合物(ウランとプルトニウムの重量混合比は1対1)	×	-	-	-	-
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	-	-	-	-	-
(a)	主要な核的制限値	-	-	-	-	-
(イ)	単一ユニット	×	-	-	-	-
(ロ)	複数ユニット	×	-	-	-	-
(b)	主要な熱的制限値	×	-	-	-	-
(c)	主要な化学的制限値	×	-	-	-	-
(6)	酸及び溶媒の回収施設	-	-	-	-	-
(i)	構造	×	-	-	-	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-	-	-	-
(a)	酸回収設備	×	-	-	-	-
(b)	溶媒回収設備	×	-	-	-	-
(iii)	回収する酸及び溶媒の種類及びその種類ごとの最大回収能力	-	-	-	-	-
(a)	回収する酸及び溶媒の種類	×	-	-	-	-
(b)	最大回収能力	×	-	-	-	-
(iv)	主要な熱的及び化学的制限値	-	-	-	-	-
(a)	主要な熱的制限値	×	-	-	-	-
(b)	主要な化学的制限値	×	-	-	-	-
ホ	製品貯蔵施設の構造及び設備	-	-	-	-	-
(1)	構造	×	-	-	-	-
(2)	主要な設備及び機器の種類	-	-	-	-	-
(i)	ウラン酸化物貯蔵設備	×	-	-	-	-
(ii)	ウラン-プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	×	-	-	-	-
(3)	貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力	-	-	-	-	-
(i)	貯蔵する製品の種類	×	-	-	-	-
(ii)	最大貯蔵能力	-	-	-	-	-
(a)	ウラン	×	-	-	-	-
(b)	ウランとプルトニウムの混合物(ウランとプルトニウムの重量混合比は1対1)	×	-	-	-	-
(4)	主要な核的制限値	-	-	-	-	-
(i)	単一ユニット	×	-	-	-	-
(ii)	複数ユニット	×	-	-	-	-
へ	計測制御系統施設の設備	-	-	-	-	-
(1)	核計装設備の種類	×	-	-	-	-
(2)	主要な安全保護回路の種類	-	-	-	-	-
(i)	設計基準対象の施設	×	-	-	-	-
(ii)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
(a)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路	△	34条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(b)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	△	34条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(c)	重大事故時供給停止回路	△	37条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(3)	主要な工程計装設備の種類	-	-	-	-	-
(i)	設計基準対象の施設	×	-	-	-	-
(ii)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
(a)	計装設備	△	43条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(4)	その他の主要な事項	-	-	-	-	-
(i)	制御室等	○	20条	-	-	補2-7-6
(a)	計測制御装置	△	20条、44条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	補2-13-9
(b)	制御室換気設備	○	44条	-	-	補2-7-25
(c)	制御室照明設備	△	20条、44条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	補2-13-15
(d)	制御室遮蔽設備	×	-	-	-	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	関係あり:○ 整理表欄外:△ 関係なし:× 文章なし:-		有毒ガス防護に係る項目		整理表との 紐付け
		関係条文	備考	備考	備考	
(a)	制御室環境測定設備	○	44条			補2-13-24
(f)	制御室放射線計測設備	△	20条 44条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
ト.	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	-	-			-
(1)	気体廃棄物の廃棄施設	-	-			-
(i)	構造	-	-			-
(a)	設計基準対象の施設	×	-			-
(b)	重大事故等対処設備	-	-			-
(イ)	代替換気設備	△	35条,36条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
(ロ)	廃ガス貯留設備	△	34条,37条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-			-
(a)	設計基準対象の施設	-	-			-
(イ)	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	×	-			-
(ロ)	塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
1)	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
2)	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
3)	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
4)	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
5)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
6)	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
7)	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
8)	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
9)	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
10)	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
11)	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-			-
(ハ)	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	×	-			-
(ニ)	換気設備	×	-			-
1)	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	×	-			-
2)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	×	-			-
3)	前処理建屋換気設備	×	-			-
4)	分離建屋換気設備	×	-			-
5)	精製建屋換気設備	×	-			-
6)	ウラン脱硝建屋換気設備	×	-			-
7)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	×	-			-
8)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	×	-			-
9)	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	×	-			-
10)	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	×	-			-
11)	低レベル廃液処理建屋換気設備	×	-			-
12)	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	×	-			-
13)	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	×	-			-
14)	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	×	-			-
15)	分析建屋換気設備	×	-			-
16)	北換気筒	×	-			-
17)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	×	-			-
(ホ)	主排気筒	×	-			-
(b)	重大事故等対処設備	-	-			-
(イ)	代替換気設備	×	-			-
(ロ)	廃ガス貯留設備	×	-			-
(iii)	廃棄物の処理能力	-	-			-
(a)	主排気筒	×	-			-
(b)	北換気筒	×	-			-
(c)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	×	-			-
(iv)	廃棄物の最大保管廃棄能力	×	-			-
(v)	排気口の位置	×	-			-
(a)	主排気筒	×	-			-
(b)	北換気筒(使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒並びにハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒)	×	-			-
(c)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	×	-			-
(2)	液体廃棄物の廃棄施設	-	-			-
(i)	構造	×	-			-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-			-
(a)	高レベル廃液処理設備	×	-			-
(b)	低レベル廃液処理設備	×	-			-
(iii)	廃棄物の処理能力	×	-			-
(iv)	廃液槽の最大保管廃棄能力	×	-			-
(v)	海洋放出口の位置	×	-			-
(3)	固体廃棄物の廃棄施設	-	-			-
(i)	構造	×	-			-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	-	-			-
(a)	高レベル廃液ガラス固化設備	×	-			-
(b)	ガラス固化体貯蔵設備	×	-			-
(c)	低レベル固体廃棄物処理設備	×	-			-
(d)	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	×	-			-
(iii)	廃棄物の処理能力	×	-			-
(iv)	保管廃棄施設の最大保管廃棄能力	×	-			-
(a)	ガラス固化体貯蔵設備	×	-			-
(b)	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	×	-			-
チ	放射線管理施設の設備	×	-			-
(1)	屋内管理用の主要な設備の種類	-	-			-
(i)	出入管理関係設備	×	-			-
(ii)	試料分析関係設備	×	-			-
(iii)	放射線監視設備	×	-			-
(iv)	個人管理用設備	×	-			-
(2)	屋外管理用の主要な設備の種類	-	-			-
(i)	放射線分析関係設備	△	45条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
(ii)	放射線監視設備	△	45条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
(iii)	環境管理設備	△	45条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
(iv)	環境モニタリング用代替電源設備	△	45条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
リ.	その他再処理設備の附属施設の構造及び設備	-	-			-
(1)	動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備	-	-			-
(i)	電気設備	-	-			-
(a)	構造	-	-			-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-			-
(ロ)	重大事故等対処設備	×	-			-
1)	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備	△	42条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
2)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備	△	42条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目		-
(b)	主要な設備	-	-			-
(イ)	設計基準対象の施設	-	-			-
1)	受電閉鎖設備(廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用)	×	-			-
2)	受電変圧器(廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用)	×	-			-
3)	第1非常用ディーゼル発電機(MOX燃料加工施設と共用)	×	-			-
4)	第2非常用ディーゼル発電機	×	-			-
5)	重油タンク(MOX燃料加工施設と共用)	×	-			-
6)	燃料油貯蔵タンク	×	-			-
7)	第1非常用蓄電池	×	-			-
8)	第2非常用蓄電池	×	-			-
(ロ)	重大事故等対処設備	-	-			-
1)	代替電源設備	×	-			-
2)	代替所内電気設備	×	-			-
3)	受電閉鎖設備	×	-			-
4)	所内高圧系統	×	-			-
5)	所内低圧系統	×	-			-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	関係あり:○ 整理表欄外不表:△ 関係なし:× 文章なし:-		有毒ガス防護に係る項目		整理表との 紐付け
		関係条文	備考	備考	備考	
6)	直流電源設備	×	-	-	-	-
7)	計測制御用交流電源設備	×	-	-	-	-
(ii)	圧縮空気設備	-	-	-	-	-
(a)	構造	-	-	-	-	-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-	-	-	-
(ロ)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
1)	代替安全圧縮空気系	△	36条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
2)	臨界事故時水素捕気系	△	34条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(b)	主要な設備	-	-	-	-	-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-	-	-	-
(ロ)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
1)	代替安全圧縮空気系	-	-	-	-	-
i)	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	×	-	-	-	-
ii)	水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備	×	-	-	-	-
2)	臨界事故時水素捕気系	×	-	-	-	-
i)	臨界事故時水素捕気系	×	-	-	-	-
ii)	臨界事故の発生を低減する機器	×	-	-	-	-
(2)	給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備	-	-	-	-	-
(i)	給水施設	-	-	-	-	-
(a)	構造	-	-	-	-	-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-	-	-	-
(ロ)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
1)	水供給設備	△	41条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
2)	代替安全冷却水系	△	41条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(b)	主要な設備	-	-	-	-	-
(イ)	設計基準対象の施設	-	-	-	-	-
1)	給水処理設備	-	-	-	-	-
i)	純水装置	×	-	-	-	-
2)	冷却水設備	-	-	-	-	-
i)	安全冷却水系	×	-	-	-	-
(ロ)	重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
1)	水供給設備	×	-	-	-	-
2)	代替安全冷却水系	×	-	-	-	-
(ii)	蒸気供給施設(蒸気供給設備)	-	-	-	-	-
(a)	構造	×	-	-	-	-
(b)	主要な設備	-	-	-	-	-
1)	安全蒸気ボイラ	×	-	-	-	-
(3)	主要な試験施設の構造及び設備	×	-	-	-	-
(4)	その他の主要な事項	×	-	-	-	-
(i)	分析設備	×	-	-	-	-
(ii)	化学薬品貯蔵供給設備	○	化学薬品貯蔵供給設備	-	12条 補11-4-18	-
(iii)	火災防護設備	○	5条 29条	-	巻2-5 巻5-4	-
(iv)	毒害防護対策設備	×	-	-	-	-
(a)	構造	△	9条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(b)	主要な設備の種類	×	-	-	-	-
(v)	溢水防護設備	×	-	-	-	-
(vi)	化学薬品防護設備	○	12条	-	補11-4-3	-
(vii)	補機駆動用燃料供給設備	×	-	-	-	-
(a)	重大事故等対処設備の補機駆動用燃料供給設備	-	-	-	-	-
(イ)	補機駆動用燃料供給設備	△	42条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(viii)	放出抑制設備	-	-	-	-	-
(a)	放水設備	×	-	-	-	-
(b)	注水設備	×	-	-	-	-
(c)	抑制設備	△	40条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(ix)	緊急時対策所	○	26条 46条	-	補2-4-4 補2-10-6	-
(a)	緊急時対策層の遮断設備	×	-	-	-	-
(b)	緊急時対策層層地盤設備	○	46条	-	補2-10-11	-
(c)	緊急時対策層層地盤測定設備	○	46条	-	補2-10-17	-
(d)	緊急時対策層層放射線計測設備	△	46条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(e)	緊急時対策層層情報把握設備	△	46条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(f)	通信連絡設備	○	46条	-	補2-10-20	-
(g)	緊急時対策層層電源設備	△	46条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	-
(x)	通信連絡設備	○	27条 47条	-	補2-16-5 補2-14-5	-
(a)	所内通信連絡設備	○	27条 47条	-	補2-16-8 補2-14-8	-
(b)	所内データ伝送設備	×	-	-	-	-
(c)	所外通信連絡設備	○	47条	-	補2-16-13 補2-14-11	-
(d)	所外データ伝送設備	×	-	-	-	-
(e)	代替通信連絡設備	○	47条	-	補2-14-14	-
B	再処理の方法	-	-	-	-	-
(1)	再処理の方法の概要	-	-	-	-	-
(2)	再処理の概要	-	-	-	-	-
(i)	使用済燃料の受入れ及び貯蔵	×	-	-	-	-
(ii)	せん断処理	×	-	-	-	-
(iii)	溶融	×	-	-	-	-
(iv)	分離	-	-	-	-	-
(a)	分離	×	-	-	-	-
(b)	分配	×	-	-	-	-
(c)	分離層一時貯留処理	×	-	-	-	-
(v)	精製	-	-	-	-	-
(a)	ウラン精製	×	-	-	-	-
(b)	プルトニウム精製	×	-	-	-	-
(c)	精製層一時貯留処理	×	-	-	-	-
(vi)	貯蔵	-	-	-	-	-
(a)	ウラン貯蔵	×	-	-	-	-
(b)	ウラン・プルトニウム混合貯蔵	×	-	-	-	-
(vii)	酸及び溶媒の回収	-	-	-	-	-
(a)	酸回収	×	-	-	-	-
(b)	溶媒回収	×	-	-	-	-
(viii)	放射性貯蔵	-	-	-	-	-
(a)	ウラン酸化物貯蔵	×	-	-	-	-
(b)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵	×	-	-	-	-
(ix)	放射性廃棄物の廃棄	-	-	-	-	-
(a)	気体廃棄物の廃棄	△	21条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-	-
(b)	液体廃棄物の廃棄	×	-	-	-	-
(c)	固体廃棄物の廃棄	×	-	-	-	-
(3)	その他	×	-	-	-	-
(i)	使用済燃料の受入れ及び貯蔵	×	-	-	-	-
(ii)	放射性廃棄物の廃棄	×	-	-	-	-
(a)	気体廃棄物の廃棄	×	-	-	-	-
(b)	液体廃棄物の廃棄	×	-	-	-	-
(c)	固体廃棄物の廃棄	×	-	-	-	-
(iii)	計測制御	×	-	-	-	-
ハ	再処理工程	×	-	-	-	-
五、	再処理工程における核燃料物質収支図	×	-	-	-	-
六、	再処理施設の工事計画	×	-	-	-	-
七、	使用済燃料から分離された核燃料物質の処分方法	×	-	-	-	-
イ、	再処理施設における放射線の管理に関する事項	-	-	-	-	-
(1)	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法	-	-	-	-	-
(2)	放射線防護に関する基本方針・具体的方法	×	-	-	-	-
(i)	管理区域及び周辺監視区域の設定	×	-	-	-	-
(ii)	管理区域	×	-	-	-	-
(3)	周辺監視区域	×	-	-	-	-
(4)	管理区域の管理	×	-	-	-	-
(5)	周辺監視区域の管理	×	-	-	-	-
(6)	個人被ばく管理	×	-	-	-	-
(7)	放射性廃棄物の放出管理	×	-	-	-	-
(i)	周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視	×	-	-	-	-
(ii)	空間線量等の監視	×	-	-	-	-
(iii)	環境試料の放射線監視	×	-	-	-	-
(iv)	異常値における測定	×	-	-	-	-
ロ	放射性廃棄物の廃棄に関する事項	-	-	-	-	-
(1)	放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方	×	-	-	-	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			備考	整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表欄外:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文			
(2)	放射性気体廃棄物	-	-	-	-	
(i)	放射性気体廃棄物の発生源	-	-	-	-	
(ii)	放射性気体廃棄物の放出管理目標値	×	-	-	-	
(3)	放射性液体廃棄物	-	-	-	-	
(i)	放射性液体廃棄物の発生源	×	-	-	-	
(ii)	放射性液体廃棄物の放出管理目標値	×	-	-	-	
(4)	放射性固体廃棄物	-	-	-	-	
(i)	放射性固体廃棄物の種類	×	-	-	-	
(ii)	放射性固体廃棄物の保管容量	×	-	-	-	
ハ	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(1)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(2)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(i)	放射性廃棄物中の放射性物質による実効線量	×	-	-	-	
(a)	年間放出量	×	-	-	-	
(b)	実効線量	×	-	-	-	
(c)	計算地点	×	-	-	-	
(ii)	液体廃棄物中の放射性物質による実効線量	-	-	-	-	
(a)	年間放出量	×	-	-	-	
(b)	海水中における放射性物質の濃度	×	-	-	-	
(c)	評価基準	×	-	-	-	
(iii)	施設からの放射線による実効線量	-	-	-	-	
(a)	線源	×	-	-	-	
(b)	計算地点	×	-	-	-	
(3)	放射性廃棄物の評価	×	-	-	-	
八、	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
イ.	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(1)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(i)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(b)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ii)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(iii)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(2)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(i)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(b)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ii)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(b)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(iii)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(b)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(iv)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(b)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(v)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(b)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(vi)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(b)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(vii)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(b)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
ロ.	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(1)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(i)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ii)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(iii)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(2)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(i)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ハ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ニ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ホ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ii)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ハ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ニ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ホ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(iii)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ハ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ニ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ホ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(iv)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ハ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ニ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ホ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(v)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ハ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ニ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ホ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(vi)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(a)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(vii)	放射性廃棄物の管理	-	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ハ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(イ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(ロ)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	
(c)	放射性廃棄物の管理	×	-	-	-	

申請書 本文

項目番号		項目タイトル	関係あり:○ 整理表欄外不表:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との 紐付け
	ハ	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	-	-	-	-
(1)		基本方針	×	-	-	-
(2)		重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	○	技術的能力1.0 ~1.14	-	補1.0-11-2 補1.1-7-2 補1.2-6-2 補1.3-6-2 補1.4-6-2 補1.5-9-2 補1.7-5-2 補1.8-2-2 補1.9-6-2 補1.10-11-2 補1.11-12-2 補1.12-27-2 補1.13-11-2 補1.14-9-2
(1)		重大事故等対策	-	-	-	-
(a)		重大事故等対応設備に係る事項	-	-	-	-
(イ)		切替えの容易性	×	-	-	-
(ロ)		アクセスルートの確保	○	技術的能力1.0	-	補1.0-11-6
1)		屋外のアクセスルート	○	技術的能力1.0	-	補1.0-11-9
2)		屋内のアクセスルート	○	技術的能力1.0	-	-
(b)		復旧作業に係る事項	-	-	-	-
(イ)		予備品の確保	×	-	-	-
(ロ)		保管場所の確保	×	-	-	-
(ハ)		復旧作業に係るアクセスルートの確保	△	技術的能力1.0	引用元(引用元:「(2)1.13(a)ロ」アクセスルートの確保)	-
(c)		支援に係る事項	-	-	-	-
(イ)		概要	○	技術的能力1.0	-	補1.0-11-13
(ロ)		手順書の整備 訓練の実施及び体制の整備	○	技術的能力1.0	-	補1.0-11-16
(ハ)		手帳書の整備	○	技術的能力1.0	-	補1.0-11-20
(ニ)		教育及び訓練の実施	○	技術的能力1.0	-	補1.0-11-25
(ホ)		体制の整備	○	技術的能力1.0	-	補1.0-11-27
(ii)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	○	技術的能力2.0	-	補2-8-2
(a)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	○	技術的能力2.0	-	補2-8-3
(イ)		大規模な自然災害への対応における考慮	×	-	-	-
(ロ)		故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮	×	-	-	-
(ハ)		大規模な自然災害への対応における考慮	×	-	-	-
1)		大規模な自然災害への対応における考慮	×	-	-	-
i)		制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能が維持され かつ 現場確認が可能な場合	×	-	-	-
ii)		制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能の一部又はすべてが機能喪失しているが 現場確認が可能な場合	×	-	-	-
iii)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	×	-	-	-
2)		実施すべき対策の判断	×	-	-	-
i)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮	×	-	-	-
ii)		燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の正しい処理を維持するための対策	×	-	-	-
iii)		放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策	×	-	-	-
iv)		その他の対策	×	-	-	-
(ニ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	×	-	-	-
1)		3つの活動を行うための手順	×	-	-	-
i)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮	×	-	-	-
ii)		燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の正しい処理を維持するための対策に関する手順等	×	-	-	-
iii)		放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順	×	-	-	-
a)		緊急事態の拡大を防止するための手順等	×	-	-	-
b)		冷却水の供給を確保するための手順等	×	-	-	-
c)		放射線分岐により発生する水素による爆発に対処するための手順等	×	-	-	-
d)		有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等	×	-	-	-
e)		工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	×	-	-	-
f)		放出事象への対応に必要な水の供給手順等	×	-	-	-
g)		設備の修理に関する手順等	×	-	-	-
h)		可搬型設備等による対応手順等	×	-	-	-
(b)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	△	技術的能力2.0	引用元(引用元:「(2)1.13(d)」手順書の整備 訓練の実施及び体制)	-
(イ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	△	技術的能力2.0	引用元(引用元:「(2)1.13(d)」手順書の整備 訓練の実施及び体制)	-
(ロ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	×	-	-	-
(ハ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	×	-	-	-
(ニ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	×	-	-	-
(ホ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	×	-	-	-
(c)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	○	技術的能力2.0	引用元(引用元:「(2)1.13(d)」手順書の整備 訓練の実施及び体制)	補2-8-7
(ハ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	△	技術的能力2.0	引用元(引用元:「(2)1.13(d)」手順書の整備 訓練の実施及び体制)	補2-8-9
(イ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	×	-	-	-
(ロ)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	○	技術的能力2.0	-	補2-8-10
(3)		大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の整備	-	-	-	-
(1)		重大事故等の発生を仮定する際の条件の考え方	○	28条	-	補3-31-2
(a)		重大事故等の発生を仮定する際の条件の考え方	○	28条	-	補3-31-2
(イ)		重大事故等の発生を仮定する際の条件の考え方	○	28条	-	補3-31-2
(ロ)		重大事故等の発生を仮定する際の条件の考え方	×	-	-	-
(ハ)		重大事故等の発生を仮定する際の条件の考え方	-	-	-	-
1)		重大事故等の発生を仮定する際の条件の考え方	×	-	-	-
i)		外的事象発生時	○	28条	-	補3-31-18
a)		地震	○	28条	-	補3-31-18
b)		火山の影響	○	28条	-	補3-31-18
ii)		内的事象発生時	-	-	-	-
a)		配管の全周破断	×	-	-	-
b)		動的機器の多重故障	×	-	-	-
c)		長時間の全交流動力電源の喪失	×	-	-	-
2)		放射線分岐により発生する水素による爆発	×	-	-	-
i)		外的事象発生時	○	28条	-	補3-31-18
a)		地震	○	28条	-	補3-31-18
b)		火山の影響	○	28条	-	補3-31-18
ii)		内的事象発生時	-	-	-	-
a)		配管の全周破断	×	-	-	-
b)		動的機器の多重故障	×	-	-	-
c)		長時間の全交流動力電源の喪失	×	-	-	-
3)		放射線分岐により発生する水素による爆発	×	-	-	-
i)		外的事象発生時	○	28条	-	補3-31-20
a)		地震	○	28条	-	補3-31-20
b)		火山の影響	○	28条	-	補3-31-20
ii)		内的事象発生時	-	-	-	-
a)		配管の全周破断	×	-	-	-
b)		動的機器の多重故障	×	-	-	-
c)		長時間の全交流動力電源の喪失	×	-	-	-
4)		放射線分岐により発生する水素による爆発	×	-	-	-
i)		外的事象発生時	○	28条	-	補3-31-23
a)		地震	○	28条	-	補3-31-23
b)		火山の影響	○	28条	-	補3-31-23
ii)		内的事象発生時	-	-	-	-
a)		配管の全周破断	×	-	-	-
b)		動的機器の多重故障	×	-	-	-
c)		長時間の全交流動力電源の喪失	×	-	-	-
5)		放射線分岐により発生する水素による爆発	-	-	-	-
i)		外的事象発生時	-	-	-	-
a)		地震	○	28条	-	補3-31-25
b)		火山の影響	○	28条	-	補3-31-25
ii)		内的事象発生時	-	-	-	-
a)		配管の全周破断	×	-	-	-
b)		動的機器の多重故障	×	-	-	-
c)		長時間の全交流動力電源の喪失	×	-	-	-
6)		放射線分岐により発生する水素による爆発	×	28条	-	補3-31-28
7)		同位体発生又は連鎖を仮定する重大事故	×	-	-	-
i)		外的事象発生時	-	-	-	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-		関係条文	備考	整理表との 紐付け
		○	△			
	a)	地震	○	28条		補3-31-30
	b)	火山の影響	○	28条		補3-31-30
	ii)	内的事象発生時	-	-		-
	a)	動的機器の多重故障	×	-		-
	b)	長時間の全文流動力電源の喪失	×	-		-
	(b)	概要	×	-		-
	(c)	評価対象の整理及び評価項目の設定	×	-		-
	(d)	評価に当たって考慮する事項	×	-		-
	(e)	有効性評価に使用する計算プログラム	×	-		-
	(f)	有効性評価における評価の条件設定	×	-		-
	(g)	評価の実施	×	-		-
	(h)	解析コード及び評価条件の不確かさの影響評価	×	-		-
	(i)	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-		-
	(j)	必要な要員及び資源の評価	-	-		-
	(ii)	重大事故等に対する対策の有効性評価	-	-		-
	(a)	臨界事故への対処	-	-		-
	(イ)	事故の特徴	×	-		-
	(ロ)	対策の基本方針	×	-		-
	(ハ)	具体的対策	×	-		-
	(ニ)	有効性評価	-	-		-
	1)	代表事例	×	-		-
	2)	代表事例の選定理由	×	-		-
	3)	有効性評価の考え方	×	-		-
	4)	機能喪失の条件	×	-		-
	5)	事故の条件及び機器の条件	×	-		-
	6)	操作の条件	×	-		-
	7)	放出量評価に関連する事故 機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-		-
	8)	判断基準	×	-		-
	(ホ)	有効性評価の結果	×	-		-
	1)	拡大防止対策	×	-		-
	2)	不確かさの影響評価	×	-		-
	i)	解析コードの不確かさの影響	×	-		-
	ii)	事象 事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-		-
	iii)	操作の条件の不確かさの影響	×	-		-
	1)	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-		-
	2)	重大事故等の事象進展 事故規模の分析	×	-		-
	3)	重大事故等の同時発生	×	-		-
	3)	重大事故等の連鎖	×	-		-
	i)	臨界事故への連鎖	×	-		-
	ii)	放射線分解により発生する水素による爆発への連鎖	×	-		-
	iii)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)への連鎖	×	-		-
	iv)	有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)への連鎖	×	-		-
	v)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖	×	-		-
	vi)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-		-
	(ト)	必要な要員及び資源	-	-		-
	1)	要員	×	-		-
	2)	資源	×	-		-
	i)	電源	×	-		-
	ii)	圧縮空気	×	-		-
	iii)	電源	×	-		-
	iv)	冷却水	×	-		-
	(b)	冷却機能の喪失による蒸発範囲への対処	-	-		-
	(イ)	事故の特徴	×	-		-
	(ロ)	対策の基本方針	×	-		-
	(ハ)	具体的対策	×	-		-
	1)	発生防止対策	×	-		-
	2)	拡大防止対策	×	-		-
	(ニ)	有効性評価	-	-		-
	1)	代表事例	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	2)	代表事例の選定理由	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	3)	有効性評価の考え方	×	-		-
	4)	機能喪失の条件	×	-		-
	5)	事故の条件及び機器の条件	×	-		-
	6)	操作の条件	×	-		-
	7)	放出量評価に関連する事故 機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-		-
	8)	判断基準	×	-		-
	(ホ)	有効性評価の結果	×	-		-
	1)	発生防止対策	×	-		-
	2)	拡大防止対策	×	-		-
	3)	不確かさの影響評価	×	-		-
	i)	事象 事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	ii)	操作の条件の不確かさの影響	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	(ハ)	重大事故等の同時発生又は連鎖	-	-		-
	1)	重大事故等の事象進展 事故規模の分析	×	-		-
	2)	重大事故等の同時発生	×	-		-
	3)	重大事故等の連鎖	×	-		-
	i)	臨界事故への連鎖	×	-		-
	ii)	冷却機能の喪失による蒸発範囲への連鎖	×	-		-
	iii)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)への連鎖	×	-		-
	iv)	有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)への連鎖	×	-		-
	v)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖	×	-		-
	vi)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-		-
	(ト)	必要な要員及び資源	-	-		-
	1)	要員	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	2)	資源	-	-		-
	i)	電源	×	-		-
	ii)	燃料	×	-		-
	(c)	放射線分解により発生する水素による爆発への対処	-	-		-
	(イ)	事故の特徴	×	-		-
	(ロ)	対策の基本方針	×	-		-
	(ハ)	具体的対策	×	-		-
	1)	発生防止対策	×	-		-
	2)	拡大防止対策	×	-		-
	(ニ)	有効性評価	-	-		-
	1)	代表事例	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	2)	代表事例の選定理由	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	3)	有効性評価の考え方	×	-		-
	4)	機能喪失の条件	×	-		-
	5)	事故の条件及び機器の条件	×	-		-
	6)	操作の条件	×	-		-
	7)	放出量評価に関連する事故 機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-		-
	8)	判断基準	×	-		-
	(ホ)	有効性評価の結果	×	-		-
	1)	発生防止対策	×	-		-
	2)	拡大防止対策	×	-		-
	3)	不確かさの影響評価	×	-		-
	i)	事象 事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	ii)	操作の条件の不確かさの影響	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	(ハ)	重大事故等の同時発生又は連鎖	-	-		-
	1)	重大事故等の事象進展 事故規模の分析	×	-		-
	2)	重大事故等の同時発生	×	-		-
	3)	重大事故等の連鎖	×	-		-
	i)	臨界事故への連鎖	×	-		-
	ii)	冷却機能の喪失による蒸発範囲への連鎖	×	-		-
	iii)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)への連鎖	×	-		-
	iv)	有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)への連鎖	×	-		-
	v)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖	×	-		-
	vi)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-		-
	(ト)	必要な要員及び資源	-	-		-
	1)	要員	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	2)	資源	-	-		-
	i)	電源	×	-		-
	ii)	燃料	×	-		-
	(d)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)への対処	-	-		-
	(イ)	事故の特徴	×	-		-
	(ロ)	対策の基本方針	×	-		-
	(ハ)	具体的対策	×	-		-
	(ニ)	有効性評価	×	-		-
	1)	代表事例	×	-		-
	2)	代表事例の選定理由	×	-		-
	3)	有効性評価の考え方	×	-		-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	関係あり:○ 整理段階不:△ 関係なし:×		関係条文	有毒ガス防護に係る項目	
		○	△		備考	整理表との紐付け
	4)	機能喪失の条件	×	-	-	-
	5)	事故の条件及び機器の条件	×	-	-	-
	6)	操作の条件	×	-	-	-
	7)	放出量評価に関連する事故、機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-	-	-
	i)	放射線系からの放射性物質の放出量評価	×	-	-	-
	ii)	培槽類ガス処理設備からの放射性物質の放出量評価	×	-	-	-
	8)	判断基準	×	-	-	-
(ホ)		有効性評価の結果	×	-	-	-
	1)	拡大防止対策	×	-	-	-
	ii)	不確かさの影響評価	×	-	-	-
	i)	燃料コードの不確かさの影響	×	-	-	-
	ii)	事故、事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-	-	-
	iii)	操作の条件の不確かさの影響	×	-	-	-
(ハ)		重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-	-	-
	1)	重大事故等の同時発生 事故規模の分析	×	-	-	-
	2)	重大事故等の同時発生	×	-	-	-
	3)	重大事故等の連鎖	×	-	-	-
	i)	臨界事故への連鎖	×	-	-	-
	ii)	蒸発乾固への連鎖	×	-	-	-
	iii)	放射線分解により発生する水素による爆発への連鎖	×	-	-	-
	iv)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖	×	-	-	-
	v)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-	-	-
(ト)		必要な要員及び資源	×	-	-	-
	1)	要員	×	-	-	-
	2)	資源	×	-	-	-
	i)	電源	×	-	-	-
	ii)	圧縮空気	×	-	-	-
	iii)	冷却水	×	-	-	-
(e)		使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対策	×	-	-	-
(イ)		事故の種類	×	-	-	-
(ロ)		対策の基本方針	×	-	-	-
(ハ)		具体的対策	×	-	-	-
(ニ)		燃料損傷防止対策	×	-	-	-
		有効性評価	×	-	-	-
	1)	代表事例	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	2)	代表事例の選定理由	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	3)	有効性評価の考え方	×	-	-	-
	4)	機能喪失の条件	×	-	-	-
	5)	事故の条件及び機器の条件	×	-	-	-
	i)	想定事故1の事故の条件及び機器の条件	×	-	-	-
	ii)	想定事故2の機器の条件	×	-	-	-
	6)	操作の条件	×	-	-	-
	7)	判断基準	×	-	-	-
(ホ)		有効性評価の結果	×	-	-	-
	1)	燃料損傷防止対策	×	-	-	-
	i)	想定事故1の燃料損傷防止対策	×	-	-	-
	ii)	想定事故2の燃料損傷防止対策	×	-	-	-
	2)	不確かさの影響評価	×	-	-	-
	i)	事故、事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-	-	-
	a)	想定事故1	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	b)	想定事故2	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	ii)	操作の条件の不確かさの影響	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
(ヘ)		重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-	-	-
	1)	重大事故等の同時発生 事故規模の分析	×	-	-	-
	2)	重大事故等の同時発生	×	-	-	-
	3)	重大事故等の連鎖	×	-	-	-
	i)	臨界事故への連鎖	×	-	-	-
	ii)	蒸発乾固への連鎖	×	-	-	-
	iii)	放射線分解により発生する水素による爆発への連鎖	×	-	-	-
	iv)	有機溶媒等による火災又は爆発への連鎖	×	-	-	-
	v)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-	-	-
(ト)		必要な要員及び資源	×	-	-	-
	1)	要員	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	2)	資源	×	-	-	-
	i)	電源	×	-	-	-
	ii)	圧縮空気	×	-	-	-
	iii)	冷却水	×	-	-	-
(f)		放射性物質の漏えいへの対策	×	-	-	-
(g)		重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対策	×	-	-	-
(イ)		同様の重大事故等の同時発生	△	28条	引用元のみ大気汚染事故及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「ハ、(3)(ii)(b)冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策」,「ハ、(3)(ii)(c)放射線分解により発生する水素による爆発への対策」,「ハ、(3)(ii)(e)使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対策」)	-
(ロ)		異種の重大事故等の同時発生	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	1)	同時発生を仮定する重大事故等の種類と想定する条件	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	2)	重大事故等が同時発生した場合の重大事故等対策	×	-	-	-
	3)	有効性評価	×	-	-	-
	i)	有効性評価の考え方	×	-	-	-
	ii)	機能喪失の条件	×	-	-	-
	iii)	事故の条件及び機器の条件	×	-	-	-
	iv)	操作の条件	×	-	-	-
	v)	放出量評価に関連する事故、機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-	-	-
	vi)	判断基準	×	-	-	-
	4)	有効性評価の結果	×	-	-	-
	i)	「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生防止対策及び拡大防止対策	×	-	-	-
	ii)	大気中への放射性物質の放出量	×	-	-	-
	iii)	不確かさの影響評価	×	-	-	-
		事故、事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	△	28条	引用元のみ大気汚染事故及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「ハ、(3)(ii)(b)(ホ3)イ)事故、事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響」,「ハ、(3)(ii)(ホ3)イ)事故、事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響」,「ハ、(3)(ii)(ホ2)ii) 想定事故2」)	-
		操作の条件の不確かさの影響	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
	5)	必要な要員及び資源	△	28条	引用元のみ大気汚染事故及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「ハ、(3)(ii)(h) 必要な要員及び資源の評価」)	-
(ロ)		重大事故等の連鎖	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
	1)	臨界事故	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
	2)	冷却機能の喪失による蒸発乾固	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
	3)	放射線分解により発生する水素による爆発	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
	4)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
	5)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
	6)	分析結果	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
(ハ)		必要な要員及び資源の評価	×	-	-	-
(イ)		必要な要員及び資源の評価の条件	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
(ロ)		重大事故等の同時発生時に必要な要員の評価	△	28条	大気汚染事故に係る記載があるが、重大事故等対策の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
(ハ)		重大事故等の同時発生時に必要な水資源の評価	×	-	-	-
(ニ)		重大事故等の同時発生時に必要な電源の評価	×	-	-	-
(ホ)		重大事故等の同時発生時に必要な冷却水の評価	×	-	-	-
九.		再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要となる体制の整備に関する事項	×	-	-	-
第1表		重要機器のパラメータ及び重要代替監視パラメータの種類	×	-	-	-
第2表		重大事故の発生を仮定する機器	×	-	-	-
第3表(1)		冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器	×	-	-	-
第3表(2)		セル排出設備の設計基準対象の施設と兼用一瞥	×	-	-	-
第3表(3)		代替セル排気系の設計基準対象の施設と兼用一瞥	×	-	-	-
第3表(4)		代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の設計基準対象の施設と兼用一瞥	×	-	-	-
第3表(5)		代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の設計基準対象の施設と兼用一瞥	×	-	-	-
第3表(6)		代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の設計基準対象の施設と兼用一瞥	×	-	-	-
第3表(7)		代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の設計基準対象の施設と兼用一瞥	×	-	-	-
第4表(1)		放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器	×	-	-	-
第4表(2)		代替安全冷却水系の設計基準対象の施設と兼用一瞥	×	-	-	-
第5表		重大事故等対策における手順の概要(1/15)	○	技術的能力10	補10-11-5	-
第5表		重大事故等対策における手順の概要(2/15)	○	技術的能力11	補11-7-6	-
第5表		重大事故等対策における手順の概要(3/15)	○	技術的能力12	補12-6-6	-
第5表		重大事故等対策における手順の概要(4/15)	○	技術的能力13	補13-5-6	-
第5表		重大事故等対策における手順の概要(5/15)	○	技術的能力14	補14-5-6	-
第5表		重大事故等対策における手順の概要(6/15)	○	技術的能力15	補15-9-6	-
第5表		重大事故等対策における手順の概要(7/15)	×	-	-	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	関係あり:○ 整理段階不案:△ 関係なし:-	関係象文	有毒ガス防護に係る項目	備考	整理表との 紐付け
第5表	重大事故等対策における手順の概要(8/15)	○	技術的能力1.7			補1.7-5-6
第5表	重大事故等対策における手順の概要(9/15)	○	技術的能力1.8			補1.8-2-6
第5表	重大事故等対策における手順の概要(10/15)	○	技術的能力1.9			補1.9-8-6
第5表	重大事故等対策における手順の概要(11/15)	○	技術的能力1.10			補1.10-11-6
第5表	重大事故等対策における手順の概要(12/15)	○	技術的能力1.11			補1.11-12-6
第5表	重大事故等対策における手順の概要(13/15)	○	技術的能力1.12			補1.12-27-6
第5表	重大事故等対策における手順の概要(14/15)	○	技術的能力1.13			補1.13-11-6
第5表	重大事故等対策における手順の概要(15/15)	○	技術的能力1.14			補1.14-9-6
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(1/14)	△	技術的能力1.1	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(2/14)	△	技術的能力1.2	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(3/14)	△	技術的能力1.3	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(4/14)	△	技術的能力1.4	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(5/14)	△	技術的能力1.5	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(6/14)	△	技術的能力1.6	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(7/14)	△	技術的能力1.7	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(8/14)	△	技術的能力1.8	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(9/14)	△	技術的能力1.9	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(10/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(11/14)	○	技術的能力1.11			補1.11-12-9
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(12/14)	△	技術的能力1.12	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(13/14)	○	技術的能力1.13			補1.13-11-14
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(14/14)	△	技術的能力1.14	大気汚染事故に対する防護対策に係る記載があるが、個別の重大事故等対策の手順に關わる項目		-
第7表	事故対処するために必要な設備(1/16)「前処理建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(2/16)「精製建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(3/16)「前処理建屋における臨界事故の放射線分解水素の排気」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(4/16)「精製建屋における臨界事故の放射線分解水素の排気」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(5/16)「前処理建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(6/16)「精製建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(7/16)「内部ルーフへの排水」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(8/16)「貯留槽への排水」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(9/16)「冷却ルーフへの排水」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(10/16)「セルへの導出経路の構築及び代替セル接気系による対応」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(11/16)「水素燃焼を未然に防止するための空気の供給」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(12/16)「水素燃焼の再発を防止するための空気の供給」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(13/16)「セルへの導出経路の構築及び代替セル接気系による対応」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(14/16)「フルトニウム濃縮缶への燃料液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱停止」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(15/16)「廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	x	-			-
第7表	事故対処するために必要な設備(16/16)「燃料損傷防止対策」	x	-			-
第1図	取捨付近概要図	x	-			-
第2図	前処理建屋一般配置図(その1)	x	-			-
第3図	前処理建屋一般配置図(その2)	x	-			-
第4図	前処理建屋一般配置図(その3)	x	-			-
第5図	(1) 基準地震動の応答スペクトル(水平方向)	x	-			-
第5図	(2) 基準地震動の応答スペクトル(鉛直方向)	x	-			-
第6図	(1) 基準地震動Sa-Aの設計用地震動の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(2) 基準地震動Sa-B1の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(3) 基準地震動Sa-B2の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(4) 基準地震動Sa-B3の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(5) 基準地震動Sa-B4の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(6) 基準地震動Sa-B5の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(7) 基準地震動Sa-C1の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(8) 基準地震動Sa-C2の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(9) 基準地震動Sa-C3の加速度時刻歴波形	x	-			-
第6図	(10) 基準地震動Sa-C4の加速度時刻歴波形	x	-			-
第7図	主要な重大事故等発生時の放射線監視及び燃焼場所	x	-			-
第8図	使用燃料の受入れ施設及び貯留施設系統概要図	x	-			-
第9図	セル断熱処理施設系統概要図	x	-			-
第10図	溶解施設系統概要図	x	-			-
第11図	分離設備及び分配設備系統概要図	x	-			-
第12図	精製建屋一時貯留処理施設系統概要図	x	-			-
第13図	ウラン精製設備系統概要図	x	-			-
第14図	フルトニウム精製設備系統概要図	x	-			-
第15図	精製建屋一時貯留処理施設系統概要図	x	-			-
第16図	ウラン精製設備系統概要図	x	-			-
第17図	フルトニウム精製設備系統概要図	x	-			-
第18図	前回収設備系統概要図	x	-			-
第19図	溶媒回収設備系統概要図	x	-			-
第20図	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶 加熱蒸気温度高による加熱停止回路系統概要図	x	-			-
第21図	熱交換器の清掃時の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びセル断熱処理施設のセル断熱のセル断熱停止回路系統概要図	x	-			-
第22図	精製施設の排出廃液濃縮缶による加熱停止回路系統概要図	x	-			-
第23図	分離設備のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路系統概要図	x	-			-
第24図	精製施設のフルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路系統概要図	x	-			-
第25図	酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路系統概要図	x	-			-
第26図	取捨施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路系統概要図	x	-			-
第27図	分離設備のフルトニウム洗淨槽中性子計数率高による工程停止回路系統概要図	x	-			-
第28図	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路系統概要図	x	-			-
第29図	取捨施設の排気配一タ塔温度高による加熱停止回路系統概要図	x	-			-
第30図	取捨施設の排気配一タ塔温度高による加熱停止回路系統概要図	x	-			-
第31図	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路系統概要図(分離建屋)	x	-			-
第32図	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路系統概要図(精製建屋)	x	-			-
第33図	液体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路系統概要図	x	-			-
第34図	気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路系統概要図	x	-			-
第35図	セル断熱処理施設の高レベル廃液濃縮缶系統概要図	x	-			-
第36図	溶解施設高レベル廃液濃縮缶系統概要図(その1)	x	-			-
第37図	溶解施設高レベル廃液濃縮缶系統概要図(その2)	x	-			-
第38図	高レベル廃液ガラス固化炉ガス処理設備系統概要図	x	-			-
第39図	換気設備排気系統概要図(その1)	x	-			-
第40図	換気設備排気系統概要図(その2)	x	-			-
第41図	高レベル廃液濃縮缶系統概要図	x	-			-
第42図	高レベル廃液貯留設備系統概要図	x	-			-
第43図	低レベル廃液処理設備系統概要図	x	-			-
第44図	高レベル廃液ガラス固化炉設備系統概要図	x	-			-
第45図	高レベル廃液濃縮缶系統概要図	x	-			-
第46図	使用燃料の受入れ施設及び貯留施設用 安全冷却水系冷却塔塔基礎 機器配置概要図(地下2階)	x	-			-
第47図	使用燃料輸送装置管理棟機器配置概要図(地下1階)	x	-			-
第48図	使用燃料輸送装置管理棟機器配置概要図(地下1階)	x	-			-
第49図	使用燃料輸送装置管理棟機器配置概要図(地下2階)	x	-			-
第50図	使用燃料輸送装置管理棟機器配置概要図(地下3階)	x	-			-
第51図	使用燃料輸送装置管理棟機器配置概要図(断面)	x	-			-
第52図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地下3階)	x	-			-
第53図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地下2階)	x	-			-
第54図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地下1階)	x	-			-
第55図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地上1階)	x	-			-
第56図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地上2階)	x	-			-
第57図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地上3階)	x	-			-
第58図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(断面)	x	-			-
第59図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地下3階)	x	-			-
第60図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地下2階)	x	-			-
第61図	使用燃料受入れ貯留建屋機器配置概要図(地下1階)	x	-			-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	関係あり:○ 整理表掲載不要:△ 関係なし:×		有毒ガス防護に係る項目		整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表掲載不要:△ 関係なし:×	関係あり:○ 整理表掲載不要:△ 関係なし:×	備考	備考	
第62回	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第63回	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第64回	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第65回	前処理建屋機器配置概要(地下4階)	x	-	-	-	-
第66回	前処理建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第67回	前処理建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第68回	前処理建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第69回	前処理建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第70回	前処理建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第71回	前処理建屋機器配置概要(地上3階)	x	-	-	-	-
第72回	前処理建屋機器配置概要(地上4階)	x	-	-	-	-
第73回	前処理建屋機器配置概要(地上5階)	x	-	-	-	-
第74回	前処理建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第75回	分離建屋機器配置概要(地下3階)	x	-	-	-	-
第76回	分離建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第77回	分離建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第78回	分離建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第79回	分離建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第80回	分離建屋機器配置概要(地上3階)	x	-	-	-	-
第81回	分離建屋機器配置概要(地上4階)	x	-	-	-	-
第82回	分離建屋機器配置概要(A-A断面)	x	-	-	-	-
第83回	分離建屋機器配置概要(B-B断面)	x	-	-	-	-
第84回	分離建屋機器配置概要(C-C断面)	x	-	-	-	-
第85回	精製建屋機器配置概要(地下3階)	x	-	-	-	-
第86回	精製建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第87回	精製建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第88回	精製建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第89回	精製建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第90回	精製建屋機器配置概要(地上3階)	x	-	-	-	-
第91回	精製建屋機器配置概要(地上4階)	x	-	-	-	-
第92回	精製建屋機器配置概要(地上5階)	x	-	-	-	-
第93回	精製建屋機器配置概要(地上6階)	x	-	-	-	-
第94回	精製建屋機器配置概要(A-A断面)	x	-	-	-	-
第95回	精製建屋機器配置概要(B-B断面)	x	-	-	-	-
第96回	精製建屋機器配置概要(C-C断面)	x	-	-	-	-
第97回	精製建屋機器配置概要(D-D断面)	x	-	-	-	-
第98回	ウラン脱硝建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第99回	ウラン脱硝建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第100回	ウラン脱硝建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第101回	ウラン脱硝建屋機器配置概要(地上3階)	x	-	-	-	-
第102回	ウラン脱硝建屋機器配置概要(地上4階)	x	-	-	-	-
第103回	ウラン脱硝建屋機器配置概要(地上5階)	x	-	-	-	-
第104回	ウラン脱硝建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第105回	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第106回	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第107回	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第108回	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第109回	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第110回	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第111回	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第112回	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第113回	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第114回	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第115回	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地下4階)	x	-	-	-	-
第116回	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地下3階)	x	-	-	-	-
第117回	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第118回	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第119回	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第120回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第121回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(地下4階)	x	-	-	-	-
第122回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(地下3階)	x	-	-	-	-
第123回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第124回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第125回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第126回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第127回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(A-A断面)	x	-	-	-	-
第128回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(B-B断面)	x	-	-	-	-
第129回	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要(C-C断面)	x	-	-	-	-
第130回	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第131回	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第132回	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第133回	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第134回	低レベル廃液処理建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第135回	低レベル廃液処理建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第136回	低レベル廃液処理建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第137回	低レベル廃液処理建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第138回	低レベル廃液処理建屋機器配置概要(地上3階)	x	-	-	-	-
第139回	低レベル廃液処理建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第140回	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第141回	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第142回	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第143回	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第144回	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要(地上3階)	x	-	-	-	-
第145回	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要(地上4階)	x	-	-	-	-
第146回	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第147回	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第148回	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第149回	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第150回	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第151回	ハル・エンドボックス貯蔵建屋機器配置概要(地下4階)	x	-	-	-	-
第152回	ハル・エンドボックス貯蔵建屋機器配置概要(地下3階)	x	-	-	-	-
第153回	ハル・エンドボックス貯蔵建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第154回	ハル・エンドボックス貯蔵建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第155回	ハル・エンドボックス貯蔵建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第156回	ハル・エンドボックス貯蔵建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第157回	ハル・エンドボックス貯蔵建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第158回	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第159回	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要(地下3階)	x	-	-	-	-
第160回	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第161回	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第162回	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第163回	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第164回	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第165回	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第166回	制御建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第167回	制御建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第168回	制御建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第169回	制御建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第170回	制御建屋機器配置概要(地上3階)	x	-	-	-	-
第171回	制御建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第172回	分析建屋機器配置概要(地下3階)	x	-	-	-	-
第173回	分析建屋機器配置概要(地下2階)	x	-	-	-	-
第174回	分析建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第175回	分析建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第176回	分析建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第177回	分析建屋機器配置概要(地上3階)	x	-	-	-	-
第178回	分析建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第179回	非常用電源建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第180回	非常用電源建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第181回	非常用電源建屋機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第182回	非常用電源建屋機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第183回	主排気筒管理建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第184回	緊急時対策建屋機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第185回	緊急時対策建屋機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第186回	第1保安庫・貯水所機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第187回	第1保安庫・貯水所機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第188回	第1保安庫・貯水所機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第189回	第1保安庫・貯水所機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第190回	第2保安庫・貯水所機器配置概要(地下1階)	x	-	-	-	-
第191回	第2保安庫・貯水所機器配置概要(地上1階)	x	-	-	-	-
第192回	第2保安庫・貯水所機器配置概要(地上2階)	x	-	-	-	-
第193回	第2保安庫・貯水所機器配置概要(断面)	x	-	-	-	-
第194回	主要パラメータの計測概要(エアバース式)	x	-	-	-	-
第195回	主要パラメータの計測概要(熱電対/測温抵抗体)	x	-	-	-	-
第196回	主要パラメータの計測概要(水素濃度)	x	-	-	-	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			備考	整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文			
1.	安全設計	-	-	-	-	
1.1	安全設計の基本方針	-	-	-	-	
1.1.1	安全機能を有する施設に関する基本方針	×	-	-	-	
1.1.2	重大事故等の拡大の防止等に関する基本方針	×	-	-	-	
1.2	核燃料物質の臨界防止に関する設計	×	-	-	-	
1.3	放射線の遮蔽に関する設計	×	-	-	-	
1.3.1	遮蔽設計の基本方針	×	-	-	-	
1.3.2	遮蔽設計区分	×	-	-	-	
1.3.3	遮蔽の種類	×	-	-	-	
1.3.4	遮蔽設計に用いる線源	×	-	-	-	
第1.3-1表	遮蔽の主要設備の仕様	×	-	-	-	
第1.3-2表	核種組成表	×	-	-	-	
第1.3-1図	使用済燃料輸送容器管理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-2図	使用済燃料輸送容器管理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-3図	使用済燃料輸送容器管理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-4図	使用済燃料輸送容器管理建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-5図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-6図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-7図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-8図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-9図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-10図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-11図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-12図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-13図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-14図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-15図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-16図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地下4階)	×	-	-	-	
第1.3-17図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-18図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-19図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-20図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-21図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-22図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-23図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-	-	-	
第1.3-24図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上5階)	×	-	-	-	
第1.3-25図	分離建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-26図	分離建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-27図	分離建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-28図	分離建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-29図	分離建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-30図	分離建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-31図	分離建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-	-	-	
第1.3-32図	精製建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-33図	精製建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-34図	精製建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-35図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-36図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-37図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-38図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-	-	-	
第1.3-39図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上5階)	×	-	-	-	
第1.3-40図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上6階)	×	-	-	-	
第1.3-41図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-42図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-43図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-44図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-45図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-	-	-	
第1.3-46図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上5階)	×	-	-	-	
第1.3-47図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-48図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-49図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-50図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-51図	ウラン酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-52図	ウラン酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-53図	ウラン酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-54図	ウラン酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-55図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下4階)	×	-	-	-	
第1.3-56図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-57図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-58図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-59図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-60図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地下4階)	×	-	-	-	
第1.3-61図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-62図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-63図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-64図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-65図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-66図	第1ガラス固化体貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-67図	第1ガラス固化体貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-68図	第1ガラス固化体貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-69図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-70図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-71図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-72図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-73図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-74図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(屋上階)	×	-	-	-	
第1.3-75図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-76図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-77図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-78図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-79図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-80図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-	-	-	
第1.3-81図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-82図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-83図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-84図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下4階)	×	-	-	-	
第1.3-85図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-86図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-87図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-88図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-89図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-90図	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-91図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-92図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-93図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-94図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-95図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-96図	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-97図	分析建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-	-	-	
第1.3-98図	分析建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-	-	-	
第1.3-99図	分析建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-	-	-	
第1.3-100図	分析建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-	-	-	
第1.3-101図	分析建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-	-	-	
第1.3-102図	分析建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-	-	-	
第1.3-103図	核種組成領域図	×	-	-	-	
1.4	使用済燃料等の閉じ込めに関する設計	△	4条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-	
1.5	火災及び爆発の防止に関する設計	×	-	-	-	
1.5.1	安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	-	-	-	-	
1.5.1.1	火災及び爆発の防止に関する設計方針	○	5条	-	参2-1 参2-2	
1.5.1.2	火災及び爆発の発生防止	-	-	-	-	
1.5.1.2.1	施設特有の火災及び爆発の発生防止	△	5条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-	

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
1.5.1.2.2	再処理施設の火災及び爆発の発生防止	△	5条	大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
1.5.1.2.3	不燃性材料又は難燃性材料の使用	×	-		-
1.5.1.2.4	落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	×	-		-
1.5.1.3	火災の感知、消火	×	-		-
1.5.1.3.1	火災感知設備	○	5条		参2-7
1.5.1.3.2	消火設備	○	5条		参2-9
1.5.1.3.3	自然現象の考慮	×	-		-
1.5.1.3.4	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響	×	-		-
1.5.1.4	火災及び爆発の影響軽減	-	-		-
1.5.1.4.1	火災及び爆発の影響軽減	○	5条		参2-12
1.5.1.4.2	火災影響評価	×	-		-
1.5.1.5	個別の火災区域又は火災区画における留意事項	○	5条		参2-14
1.5.1.6	体制	×	-		-
1.5.1.7	手順	○	5条		参2-3
1.5.2	重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	-	-		-
1.5.2.1	火災及び爆発の防止に関する設計方針	○	29条		参5-1
1.5.2.2	重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止	-	-		-
1.5.2.2.1	施設特有の火災及び爆発の発生防止	△	29条	大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
1.5.2.2.2	重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止	△	29条	大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
1.5.2.2.3	不燃性材料又は難燃性材料の使用	×	-		-
1.5.2.2.4	落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	×	-		-
1.5.2.3	火災の感知、消火	×	-		-
1.5.2.3.1	火災感知設備	○	29条		参5-6
1.5.2.3.2	消火設備	○	29条		参5-7
1.5.2.3.3	自然現象の考慮	×	-		-
1.5.2.3.4	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響	×	-		-
1.5.2.4	個別の火災区域又は火災区画における留意事項	○	29条		参5-9
1.5.2.5	体制	×	-		-
1.5.2.6	手順	○	29条		参5-2
第1.5-1表	火災及び爆発の観点で考慮する事象の例	×	-		-
第1.5-1図	自衛消防隊組織図	×	-		-
1.6	耐震設計	×	-		-
1.6.1	安全機能を有する施設の耐震設計	-	-		-
1.6.1.1	安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針	×	-		-
1.6.1.2	耐震設計上の重要度分類	×	-		-
1.6.1.3	基礎地盤の支持性能	×	-		-
1.6.1.4	地震力の算定方法	×	-		-
1.6.1.4.1	静的地震力	×	-		-
1.6.1.4.2	動的地震力	×	-		-
1.6.1.5	荷重の組合せと許容限界	×	-		-
1.6.1.5.1	耐震設計上考慮する状態	×	-		-
1.6.1.5.2	荷重の種類	×	-		-
1.6.1.5.3	荷重の組合せ	×	-		-
1.6.1.5.4	許容限界	×	-		-
1.6.1.6	設計における留意事項	-	-		-
1.6.1.6.1	主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物	×	-		-
1.6.1.6.2	波及的影響	×	-		-
1.6.1.6.3	一関東評価用地震動(鉛直)	×	-		-
1.6.1.7	耐震重要施設の周辺斜面	×	-		-
1.6.2	重大事故等対処施設の耐震設計	-	-		-
1.6.2.1	重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針	×	-		-
1.6.2.2	重大事故等対処施設の設備分類	×	-		-
1.6.2.3	地震力の算定方法	×	-		-
1.6.2.3.1	静的地震力	×	-		-
1.6.2.3.2	動的地震力	×	-		-
1.6.2.4	荷重の組合せと許容限界	×	-		-
1.6.2.4.1	耐震設計上考慮する状態	×	-		-
1.6.2.4.2	荷重の種類	×	-		-
1.6.2.4.3	荷重の組合せ	×	-		-
1.6.2.4.4	許容限界	×	-		-
1.6.2.5	重大事故等対処施設の周辺斜面	×	-		-
1.6.2.6	緊急時対策所の耐震設計	×	-		-
1.6.3	主要施設の耐震構造	-	-		-
1.6.3.1	使用済燃料輸送容器管理建屋	×	-		-
1.6.3.2	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	×	-		-
1.6.3.3	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	×	-		-
1.6.3.4	前処理建屋	×	-		-
1.6.3.5	分離建屋	×	-		-
1.6.3.6	精製建屋	×	-		-
1.6.3.7	ウラン脱硝建屋	×	-		-
1.6.3.8	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-		-
1.6.3.9	ウラン酸化物貯蔵建屋	×	-		-
1.6.3.10	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	×	-		-
1.6.3.11	高レベル廃液ガラス固化建屋	×	-		-
1.6.3.12	第1ガラス固化体貯蔵建屋	×	-		-
1.6.3.13	低レベル廃液処理建屋	×	-		-
1.6.3.14	低レベル廃棄物処理建屋	×	-		-
1.6.3.15	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	×	-		-
1.6.3.16	ハル・エンドピース貯蔵建屋	×	-		-
1.6.3.17	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-		-
1.6.3.18	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-		-
1.6.3.19	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-		-
1.6.3.20	制御建屋	×	-		-
1.6.3.21	分析建屋	×	-		-
1.6.3.22	非常用電源建屋	×	-		-
1.6.3.23	緊急時対策建屋	×	-		-
1.6.3.24	第1保管庫・貯水所	×	-		-
1.6.3.25	第2保管庫・貯水所	×	-		-
1.6.3.26	溶解槽(連続式)	×	-		-
1.6.3.27	清澄機(遠心式)	×	-		-
1.6.3.28	環状形パルスカラム	×	-		-
1.6.3.29	円筒形パルスカラム	×	-		-
1.6.3.30	その他	×	-		-
第1.6-1表	クラス別施設	×	-		-
第1.6-2表	耐震重要度に応じて定める静的地震力	×	-		-
第1.6-3表	耐震重要度に応じて定める動的地震力	×	-		-
第1.6-4表	弾性設計用地震動の最大加速度	×	-		-
第1.6-5表	重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類	×	-		-
第1.6-1図(1)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(NS方向)	×	-		-
第1.6-1図(2)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(EW方向)	×	-		-
第1.6-1図(3)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(UD方向)	×	-		-
第1.6-1図(4)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(水平方向)	×	-		-
第1.6-1図(5)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(鉛直方向)	×	-		-
第1.6-2図(1)	弾性設計用地震動Sd-AH、Sd-AVの設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(2)	弾性設計用地震動Sd-B1の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(3)	弾性設計用地震動Sd-B2の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(4)	弾性設計用地震動Sd-B3の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(5)	弾性設計用地震動Sd-B4の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(6)	弾性設計用地震動Sd-B5の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(7)	弾性設計用地震動Sd-C1の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(8)	弾性設計用地震動Sd-C2の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(9)	弾性設計用地震動Sd-C3の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-2図(10)	弾性設計用地震動Sd-C4の加速度時刻歴波形	×	-		-
第1.6-3図	弾性設計用地震動Sd-Aと基準地震動S1の応答スペクトルの比較	×	-		-
第1.6-4図(1)	弾性設計用地震動Sd-A及びSd-B(B1~B5)と一様ハザードスペクトルの比較(水平方向)	×	-		-
第1.6-4図(2)	弾性設計用地震動Sd-A及びSd-B(B1~B5)と一様ハザードスペクトルの比較(鉛直方向)	×	-		-
第1.6-4図(3)	弾性設計用地震動Sd-C(C1~C4)と一様ハザードスペクトルの比較(水平方向)	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目		
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考
第1.6-4図(4)	弾性設計用地震動Sd-C(C1~C3)と一様ハザードスペクトルの比較(鉛直方向)	×	-	-
第1.6-5図	一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトル	×	-	-
第1.6-6図	二関東評価用地震動(鉛直)の加速度時刻歴波形	×	-	-
1.7	その他の設計方針	-	-	-
1.7.1	崩壊熱除去に関する設計	×	-	-
1.7.2	品質保証	×	-	-
第1.7.2-1表	各施設における設計上考慮する試験、検査、保守等の概要	×	-	-
1.7.3	航空機に対する防護設計	-	-	-
1.7.3.1	防護設計の基本方針	×	-	-
1.7.3.2	防護対象施設	×	-	-
1.7.3.3	防護設計条件の設定	×	-	-
1.7.3.4	建物・構築物の防護設計	×	-	-
1.7.3.5	航空機落下確率評価	×	-	-
第1.7.3-1表	防護設計を行う建物・構築物及び防護方法	×	-	-
第1.7.3-2表	安全上重要な施設を収納する建屋及び安全機能の維持に必要な施設並びに標的面積	×	-	-
第1.7.3-3表	工程単位の航空機落下確率	×	-	-
第1.7.3-1図	F-16の出現頻度	×	-	-
第1.7.3-2図	衝撃荷重曲線	×	-	-
第1.7.3-3図	F-4EJ改の出現頻度(F-1の観測結果に基づき算定)	×	-	-
1.7.4	使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の使用に対する考慮	×	-	-
1.7.4.1	安全設計の方針	×	-	-
1.7.4.2	主要な使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設	×	-	-
第1.7.4-1表	主要な使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設	×	-	-
1.7.5	セル及びグローブボックスに関する設計	×	-	-
第1.7.5-1表	セル及びグローブボックス	×	-	-
第1.7.5-2表	臨界安全管理の対象となる漏えい液受皿を設けるセル	×	-	-
第1.7.5-3表	予備セル	×	-	-
1.7.6	放射性物質の移動に関する設計	×	-	-
1.7.6.1	配管及びダクトによる移送に関する設計	×	-	-
1.7.6.2	容器による移送に関する設計	×	-	-
1.7.6.3	落下防止に関する設計	×	-	-
1.7.7	安全機能を有する施設の設計	-	-	-
1.7.7.1	安全機能を有する施設の設計方針	×	-	-
1.7.7.2	安全上重要な施設の種類	×	-	-
1.7.7.3	安全機能を有する施設の選定	×	-	-
1.7.7.4	内部発生飛散物による損傷の防止に関する設計方針	×	-	-
1.7.7.4.1	内部発生飛散物の発生要因の選定	×	-	-
1.7.7.4.2	内部発生飛散物防護対象設備の選定	×	-	-
1.7.7.4.3	内部発生飛散物に係る評価と設計	×	-	-
1.7.7.4.4	内部発生飛散物に係るその他の設計	×	-	-
第1.7.7-1表	安全上重要な施設	×	-	-
第1.7.7-2表	安全上重要な施設に係る安全機能の種類	×	-	-
第1.7.7-3表	安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に係る施設の管理	×	-	-
第1.7.7-4表(1)	内部発生飛散物防護対象設備使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(1/3)	×	-	-
第1.7.7-4表(2)	内部発生飛散物防護対象設備使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(2/3)	×	-	-
第1.7.7-4表(3)	内部発生飛散物防護対象設備使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(3/3)	×	-	-
第1.7.7-4表(4)	内部発生飛散物防護対象設備使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B基礎	×	-	-
第1.7.7-4表(5)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(1/7)	×	-	-
第1.7.7-4表(6)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(2/7)	×	-	-
第1.7.7-4表(7)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(3/7)	×	-	-
第1.7.7-4表(8)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(4/7)	×	-	-
第1.7.7-4表(9)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(5/7)	×	-	-
第1.7.7-4表(10)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(6/7)	×	-	-
第1.7.7-4表(11)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(7/7)	×	-	-
第1.7.7-4表(12)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(1/5)	×	-	-
第1.7.7-4表(13)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(2/5)	×	-	-
第1.7.7-4表(14)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(3/5)	×	-	-
第1.7.7-4表(15)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(4/5)	×	-	-
第1.7.7-4表(16)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(5/5)	×	-	-
第1.7.7-4表(17)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(1/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(18)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(2/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(19)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(3/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(20)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(4/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(21)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(5/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(22)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(6/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(23)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン脱硝建屋	×	-	-
第1.7.7-4表(24)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(1/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(25)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(2/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(26)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(3/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(27)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(4/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(28)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(5/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(29)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(6/6)	×	-	-
第1.7.7-4表(30)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(1/2)	×	-	-
第1.7.7-4表(31)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(2/2)	×	-	-
第1.7.7-4表(32)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(1/8)	×	-	-
第1.7.7-4表(33)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(2/8)	×	-	-
第1.7.7-4表(34)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(3/8)	×	-	-
第1.7.7-4表(35)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(4/8)	×	-	-
第1.7.7-4表(36)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(5/8)	×	-	-
第1.7.7-4表(37)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(6/8)	×	-	-
第1.7.7-4表(38)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(7/8)	×	-	-
第1.7.7-4表(39)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(8/8)	×	-	-
第1.7.7-4表(40)	内部発生飛散物防護対象設備第1ガラス固化体貯蔵建屋	×	-	-
第1.7.7-4表(41)	内部発生飛散物防護対象設備制御建屋	×	-	-
第1.7.7-4表(42)	内部発生飛散物防護対象設備非常用電源建屋	×	-	-
第1.7.7-1図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地下3階)	×	-	-
第1.7.7-2図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地下2階)	×	-	-
第1.7.7-3図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上1階)	×	-	-
第1.7.7-4図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上2階)	×	-	-
第1.7.7-5図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上3階)	×	-	-
第1.7.7-6図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B基礎(地下2階)	×	-	-
第1.7.7-7図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地下4階)	×	-	-
第1.7.7-8図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地下3階)	×	-	-
第1.7.7-9図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地下2階)	×	-	-
第1.7.7-10図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地下1階)	×	-	-
第1.7.7-11図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地上1階)	×	-	-
第1.7.7-12図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地上2階)	×	-	-
第1.7.7-13図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地上3階)	×	-	-
第1.7.7-14図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地上4階)	×	-	-
第1.7.7-15図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地下3階)	×	-	-
第1.7.7-16図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地下2階)	×	-	-
第1.7.7-17図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地下1階)	×	-	-
第1.7.7-18図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地上1階)	×	-	-
第1.7.7-19図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地上2階)	×	-	-
第1.7.7-20図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地上3階)	×	-	-
第1.7.7-21図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地上4階)	×	-	-
第1.7.7-22図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地下3階)	×	-	-
第1.7.7-23図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地下2階)	×	-	-
第1.7.7-24図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地下1階)	×	-	-
第1.7.7-25図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上1階)	×	-	-
第1.7.7-26図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上2階)	×	-	-
第1.7.7-27図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上3階)	×	-	-
第1.7.7-28図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上4階)	×	-	-
第1.7.7-29図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上5階)	×	-	-
第1.7.7-30図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン脱硝建屋(地下1階)	×	-	-
第1.7.7-31図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン脱硝建屋(地上2階)	×	-	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第1.7.7-32図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下2階)	×	-		-
第1.7.7-33図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-		-
第1.7.7-34図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-		-
第1.7.7-35図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-		-
第1.7.7-36図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地下4階)	×	-		-
第1.7.7-37図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地下3階)	×	-		-
第1.7.7-38図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地下2階)	×	-		-
第1.7.7-39図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地下1階)	×	-		-
第1.7.7-40図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地上1階)	×	-		-
第1.7.7-41図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下4階)	×	-		-
第1.7.7-42図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下3階)	×	-		-
第1.7.7-43図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下2階)	×	-		-
第1.7.7-44図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-		-
第1.7.7-45図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-		-
第1.7.7-46図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地上2階)	×	-		-
第1.7.7-47図	内部発生飛散物防護対象設備配置図第1ガラス固化体貯蔵建屋(地下2階)	×	-		-
第1.7.7-48図	内部発生飛散物防護対象設備配置図第1ガラス固化体貯蔵建屋(地下1階)	×	-		-
第1.7.7-49図	内部発生飛散物防護対象設備配置図第1ガラス固化体貯蔵建屋(地上1階)	×	-		-
第1.7.7-50図	内部発生飛散物防護対象設備配置図制御建屋(地下1階)	×	-		-
第1.7.7-51図	内部発生飛散物防護対象設備配置図非常用電源建屋(地下1階)	×	-		-
第1.7.7-52図	内部発生飛散物防護対象設備配置図非常用電源建屋(地上1階)	×	-		-
1.7.8	安全設計用の使用済燃料の仕様	×	-		-
第1.7.8-1表	主な設計用の使用済燃料の仕様	×	-		-
1.7.9	その他外部からの衝撃に対する考慮	×	-		-
1.7.9.1	自然現象の抽出	○	9条		参3-1 参4-1 その他 補5-10-2
1.7.9.2	竜巻、落雷、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針	×	-		-
1.7.9.3	異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ	×	-		-
1.7.9.4	人為事象の抽出	○	9条		参3-2 参4-2 その他 補5-10-3
1.7.9.5	航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針	○	9条		その他 補5-10-10,14
1.7.9.6	手順等	○	9条		その他 補5-10-11
第1.7.9-1表	事象(自然現象)の抽出及び検討結果	○	9条		参3-4 参4-4 その他 補5-10-5
第1.7.9-2表	事象(人為による事象)の抽出及び検討結果	○	9条		参3-7 参4-7 その他 補5-10-8
第1.7.9-3表	重畳を想定する自然現象の組合せの検討結果	×	-		-
1.7.10	竜巻防護に関する設計	-	-		-
1.7.10.1	竜巻防護に関する設計方針	×	-		-
1.7.10.2	設計対処施設	×	-		-
1.7.10.3	設計荷重(竜巻)の設定	-	-		-
1.7.10.3.1	設計竜巻の設定	×	-		-
1.7.10.3.2	設計飛来物の設定	×	-		-
1.7.10.3.3	荷重の組合せと許容限界	×	-		-
1.7.10.4	竜巻防護設計	×	-		-
1.7.10.4.1	屋外の竜巻防護対象施設	×	-		-
1.7.10.4.2	竜巻防護対象施設を収納する建屋	×	-		-
1.7.10.4.3	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	×	-		-
1.7.10.4.4	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	△	9条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
1.7.10.4.5	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	×	-		-
1.7.10.5	竜巻随伴事象に対する設計	×	-		-
1.7.10.6	手順等	×	-		-
第1.7.10-1表	設計竜巻の特性値	×	-		-
第1.7.10-2表	再処理施設における設計飛来物	×	-		-
第1.7.10-3表	竜巻防護対象施設及び防護対策等	×	-		-
第1.7.10-4表	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設及び防護対策等	×	-		-
第1.7.10-5表	竜巻防護対象施設を収納する建屋及び防護対策等	×	-		-
第1.7.10-6表	現地調査にて抽出した車両の諸元及び最大飛来距離	×	-		-
第1.7.10-1図	風圧力に対する設計対処施設の選定フロー	×	-		-
第1.7.10-2図	気圧差に対する設計対処施設の選定フロー	×	-		-
第1.7.10-3図	飛来物に対する設計対処施設の選定フロー	×	-		-
第1.7.10-4図	建屋の耐力に関する設計対処施設の選定フロー	×	-		-
第1.7.10-5図	開口部に対する設計対処施設の選定フロー	×	-		-
第1.7.10-6図	車両に対する離隔対象施設及び飛来対策区域	×	-		-
1.7.11	外部火災防護に関する設計	-	-		-
1.7.11.1	外部火災防護に関する設計方針	○	9条		参3-10
1.7.11.2	設計対処施設	△	9条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
1.7.11.3	森林火災の想定	-	-		-
1.7.11.3.1	概要	×	-		-
1.7.11.3.2	森林火災の想定	×	-		-
1.7.11.3.3	評価対象範囲	×	-		-
1.7.11.3.4	入力データ	×	-		-
1.7.11.3.5	延焼速度及び火線強度の算出	×	-		-
1.7.11.3.6	火炎到達時間による消火活動	×	-		-
1.7.11.3.7	防火帯幅の設定	×	-		-
1.7.11.3.8	危険距離の確保及び熱影響評価について	×	-		-
1.7.11.3.9	異種の自然現象の重畳及び設計基準事故との組合せ	×	-		-
1.7.11.4	近隣の産業施設の火災及び爆発	-	-		-
1.7.11.4.1	概要	○	9条		参3-11
1.7.11.4.2	石油備蓄基地火災	×	-		-
1.7.11.4.3	近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳評価	×	-		-
1.7.11.4.4	敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災及び爆発	×	-		-
1.7.11.5	航空機墜落による火災	-	-		-
1.7.11.5.1	概要	×	-		-
1.7.11.5.2	航空機墜落による火災の想定	×	-		-
1.7.11.5.3	墜落による火災を想定する航空機の選定	×	-		-
1.7.11.5.4	航空機墜落地点の設定	×	-		-
1.7.11.5.5	設計対処施設への熱影響評価について	×	-		-
1.7.11.5.6	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳について	×	-		-
1.7.11.6	危険物貯蔵施設等への影響	-	-		-
1.7.11.6.1	概要	×	-		-
1.7.11.6.2	熱影響の評価対象	×	-		-
1.7.11.6.3	熱影響について	×	-		-
1.7.11.6.4	近隣の産業施設の爆発の影響について	×	-		-
1.7.11.7	二次的影響評価	-	-		-
1.7.11.7.1	概要	○	9条		参3-12
1.7.11.7.2	ばい煙の影響	○	9条		参3-12
1.7.11.7.3	有毒ガスの影響	○	9条		参3-13
1.7.11.8	消火体制	×	-		-
1.7.11.9	火災防護計画を策定するための方針	○	9条		参3-13
1.7.11.10	手順等	○	9条		参3-14
第1.7.11-1表	外部火災にて想定する火災及び爆発	○	9条		参3-15
第1.7.11-2表	敷地内に存在する危険物貯蔵施設等	○	9条		参3-15
第1.7.11-3表	設計対処施設	×	-		-
第1.7.11-4表	外部火災防護対象施設を収納する建屋の熱影響評価で考慮する壁厚	×	-		-
第1.7.11-5表	火災源及び爆発源として考慮する危険物貯蔵施設等	○	9条		参3-15
第1.7.11-6表	危険物貯蔵施設等の火災の影響評価の対象となる設計対処施設	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第1.7.11-7表	森林火災及び近隣の産業施設の火災における影響評価の対象となる危険物貯蔵施設等	×	-		9-12
第1.7.11-8表	ばい煙及び有毒ガスによる影響評価の対象となる設備	△	9条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
第1.7.11-1図	防火帯、設計対処施設、危険物貯蔵施設等の配置図	○	9条		参3-16
第1.7.11-2図	発火点位置図	×	-		-
第1.7.11-3図	石油コンビナート等特別防災区域内の配置概要図	○	9条		参3-16
第1.7.11-4図	石油備蓄基地以外の産業施設の配置概要図	○	9条		参3-17
第1.7.11-5図	高圧ガス貯蔵施設の配置概要図	○	9条		参3-17
第1.7.11-6図	自衛消防隊組織図	×	-		-
1.7.12	落雷に関する設計	×	-		-
1.7.12.1	落雷に関する設計方針	×	-		-
1.7.12.1.1	落雷の特徴	×	-		-
1.7.12.1.2	耐雷設計上考慮する再処理施設の特徴	×	-		-
1.7.12.2	設計対処施設	-	-		-
1.7.12.2.1	直撃雷により影響を受ける施設	×	-		-
1.7.12.2.2	間接雷により影響を受ける施設	×	-		-
1.7.12.3	耐雷設計	-	-		-
1.7.12.3.1	想定する落雷の規模	×	-		-
1.7.12.3.2	異種の自然現象の重量及び設計基準事故との組合せ	×	-		-
1.7.12.3.3	直撃雷の防止設計	×	-		-
1.7.12.3.4	間接雷による雷サージ抑制設計	×	-		-
第1.7.12-1表	直撃雷に対する設計対処施設一覧	×	-		-
第1.7.12-2表	間接雷に対する設計対処施設一覧	×	-		-
第1.7.12-3表	避雷設備の設置対象一覧	×	-		-
第1.7.12-1図	直撃雷に対する設計対処施設の選定フロー	×	-		-
第1.7.12-2図	主排気筒による150kAの落雷の捕捉範囲の想定	×	-		-
1.7.13	火山事象に関する設計	×	-		-
1.7.13.1	火山事象に関する設計方針	×	-		-
1.7.13.2	設計対処施設の選定	×	-		-
1.7.13.3	設計条件	-	-		-
1.7.13.3.1	降下火砕物の設計条件及び特徴	○	9条		参4-10
1.7.13.3.2	降下火砕物で考慮する影響	○	9条		参4-10
1.7.13.4	設計対処施設に影響を与える可能性のある影響因子	-	-		-
1.7.13.4.1	直接的影響因子	○	9条		参4-11
1.7.13.4.2	間接的影響因子	×	-		-
1.7.13.5	設計対処施設の設計方針	×	-		-
1.7.13.5.1	直接的影響に対する設計方針	○	9条		参4-11
1.7.13.5.2	間接的影響に対する設計方針	×	-		-
1.7.13.6	火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針	×	-		-
1.7.13.7	実施する主な手順	○	9条		参4-12
1.7.13.8	火山の状態に応じた対処方針	○	9条		参4-13
1.7.14	再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計	×	-		-
1.7.14.1	安全設計	×	-		-
1.7.14.2	体制	×	-		-
1.7.14.3	手順等	×	-		-
第1.7.14-1図	核物質防護に関する緊急時の組織体制図	×	-		-
1.7.15	溢水防護に関する設計	-	-		-
1.7.15.1	溢水防護に関する設計方針	×	-		-
1.7.15.2	溢水防護対象設備を抽出するための方針	×	-		-
1.7.15.3	考慮すべき溢水事象	×	-		-
1.7.15.4	溢水源及び溢水量の想定	-	-		-
1.7.15.4.1	想定破損による溢水	×	-		-
1.7.15.4.2	消火水等の放水による溢水	×	-		-
1.7.15.4.3	地震起因による溢水	×	-		-
1.7.15.4.4	その他の溢水	×	-		-
1.7.15.5	溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針	×	-		-
1.7.15.6	溢水防護対象設備を防護するための設計方針	×	-		-
1.7.15.6.1	没水の影響に対する設計方針	×	-		-
1.7.15.6.2	被水の影響に対する設計方針	×	-		-
1.7.15.6.3	蒸気放出の影響に対する設計方針	×	-		-
1.7.15.6.4	その他の溢水に対する設計方針	×	-		-
1.7.15.6.5	燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング後の機能維持に関する設計方針	×	-		-
1.7.15.6.6	溢水防護区画を有する建屋外からの流入防止に関する設計方針	×	-		-
1.7.15.6.7	溢水影響評価	×	-		-
1.7.15.6.8	手順等	×	-		-
第1.7.15-1表	溢水防護対象設備の機能喪失高さの考え方	×	-		-
第1.7.15-2表	蒸気影響における配管の想定破損評価の条件	×	-		-
1.7.16	化学薬品の漏えい防護に関する設計	-	-		-
1.7.16.1	化学薬品の漏えい防護に関する設計方針	×	-		-
1.7.16.2	再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針	○	12条		補11-4-5
1.7.16.3	化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針	-	-		-
1.7.16.3.1	化学薬品防護対象設備を抽出するための方針	×	-		-
1.7.16.3.2	設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針	×	-		-
1.7.16.3.2.1	漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出	△	12条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
1.7.16.3.2.2	検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定	△	12条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
1.7.16.4	考慮すべき化学薬品の漏えい事象	○	12条		補11-4-8
1.7.16.5	化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の想定	-	-		-
1.7.16.5.1	想定破損による化学薬品の漏えい	×	-		-
1.7.16.5.2	消火剤の放出による化学薬品の漏えい	×	-		-
1.7.16.5.3	地震起因による化学薬品の漏えい	×	-		-
1.7.16.5.4	その他の化学薬品の漏えい	○	12条		補11-4-9
1.7.16.5.5	洞道内で発生する化学薬品の漏えい	×	-		-
1.7.16.6	化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針	○	12条		補11-4-9
1.7.16.7	化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針	○	12条		補11-4-9
1.7.16.7.1	没液の影響に対する設計方針	○	12条		補11-4-10
1.7.16.7.2	被液の影響に対する設計方針	○	12条		補11-4-12
1.7.16.7.3	腐食性ガスの影響に対する設計方針	○	12条		補11-4-13
1.7.16.7.4	その他の化学薬品の漏えいに対する設計方針	○	12条		補11-4-14
1.7.16.7.5	洞道内の化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針	△	12条	大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
1.7.16.7.6	化学薬品防護区画を有する建屋外からの流入防止に関する設計方針	○	12条		補11-4-14
1.7.16.7.7	化学薬品の漏えい影響評価	×	-		-
1.7.16.7.8	手順等	○	12条		補11-4-16
第1.7.16-1表	再処理プロセスで使用する化学薬品	○	12条		補11-4-6
第1.7.16-2表	設計上考慮すべき化学薬品と化学薬品防護対象設備の主要な構成部材の組合せ	△	12条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
1.7.17	誤操作の防止に関する設計	-	-		-
1.7.17.1	誤操作の防止に関する設計方針	×	-		-
1.7.17.2	事故等時における容易な操作に関する設計方針	×	-		-
1.7.18	重大事故等対処設備に関する設計	○	33条		補2-30-3 補2-30-6 補2-30-11 補2-30-17
第1.7.18-1表	主要な重大事故等対処設備の設備分類	×	-		-
第33条	重大事故等対処設備	×	-		-
第34条	臨界事故の拡大を防止するための設備	×	-		-
第35条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	×	-		-
第36条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	×	-		-
第37条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	×	-		-
第38条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	-		-
第40条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	×	-		-
第41条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	×	-		-
第42条	電源設備	×	-		-
第43条	計装設備	×	-		-
第44条	制御室	×	-		-
第45条	監視測定設備	×	-		-
第46条	緊急時対策所	×	-		-
第47条	通信連絡を行うために必要な設備	×	-		-
	その他の設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	×	-		-
	その他の設備(前処理建屋)	×	-		-
	その他の設備(分離建屋)	×	-		-
	その他の設備(精製建屋)	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			備考	整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文			
	その他の設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-	
	その他の設備(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-	
第1.7.18-2表	重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度及び放射線	×	-		-	
第1.7.18-3表	安全機能に対する設備の耐震設計	×	-		-	
第1.7.18-1図	主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所	×	-		-	
1.7.19	準拠規格及び基準	○	12条他		補11-4-7	
1.8	耐津波設計	×	-		-	
1.9	再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性	-	-		-	
1.9.1	概要	×	-		-	
1.9.2	核燃料物質の臨界防止	×	-		-	
1.9.3	遮蔽等	×	-		-	
1.9.4	閉じ込めの機能	△	4条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-	
1.9.5	火災等による損傷の防止	△	5条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	
1.9.6	安全機能を有する施設の地盤	×	-		-	
1.9.7	地震による損傷の防止	×	-		-	
1.9.8	津波による損傷の防止	×	-		-	
1.9.9	外部からの衝撃による損傷の防止	○	9条		参3-17,18 参4-14 その他 補5-10-12,15	
1.9.10	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	×	-		-	
1.9.11	溢水による損傷の防止	×	-		-	
1.9.12	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	×	-		-	
1.9.13	誤操作の防止	×	-		-	
1.9.14	安全避難通路等	×	-		-	
1.9.15	安全機能を有する施設	×	-		-	
1.9.16	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	-		-	
1.9.17	使用済燃料の貯蔵施設等	×	-		-	
1.9.18	計測制御系統施設	×	-		-	
1.9.19	安全保護回路	×	-		-	
1.9.20	制御室等	○	20条		補2-7-3	
1.9.21	廃棄施設	△	21条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-	
1.9.22	保管廃棄施設	×	-		-	
1.9.23	放射線管理施設	×	-		-	
1.9.24	監視設備	×	-		-	
1.9.25	保安電源設備	×	-		-	
1.9.26	緊急時対策所	○	26条		補2-4-2	
1.9.27	通信連絡設備	○	27条		補2-16-3	
1.9.28	重大事故等の拡大の防止等	×	-		-	
1.9.29	火災等による損傷の防止	×	-		-	
1.9.30	重大事故等対処施設の地盤	×	-		-	
1.9.31	地震による損傷の防止	×	-		-	
1.9.32	津波による損傷の防止	×	-		-	
1.9.33	重大事故等対処設備	○	33条		補2-30-7 補2-30-14 補2-30-19	
1.9.34	臨界事故の拡大を防止するための設備	×	-		-	
1.9.35	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	×	-		-	
1.9.36	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	×	-		-	
1.9.37	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	×	-		-	
1.9.38	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	-		-	
1.9.39	放射性物質の漏えいに対処するための設備	×	-		-	
1.9.40	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	×	-		-	
1.9.41	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	×	-		-	
1.9.42	電源設備	×	-		-	
1.9.43	計装設備	×	-		-	
1.9.44	中央制御室	○	44条		補2-13-5	
1.9.45	監視測定設備	×	-		-	
1.9.46	緊急時対策所	○	46条		補2-10-2	
1.9.47	通信連絡を行うために必要な設備	○	47条		補2-14-4	
1.10	参考文献一覧	×	-		-	
2.	施設配置	-	-		-	
2.1	概要	×	-		-	
2.2	全体配置	-	-		-	
2.2.1	設計方針	×	-		-	
2.2.2	全体配置	×	-		-	
2.2.3	評価	×	-		-	
第2.2-1図(1)	再処理施設一般配置図	×	-		-	
第2.2-1図(2)	再処理施設一般配置図	×	-		-	
第2.2-1図(3)	再処理施設一般配置図	×	-		-	
2.3	建物及び構築物	-	-		-	
2.3.1	設計方針	△	-	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	
2.3.2	建物及び構築物	△	-	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-	
2.3.3	使用済燃料輸送容器管理建屋	×	-		-	
2.3.4	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	×	-		-	
2.3.5	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	×	-		-	
2.3.6	前処理建屋	×	-		-	
2.3.7	分離建屋	×	-		-	
2.3.8	精製建屋	×	-		-	
2.3.9	ウラン脱硝建屋	×	-		-	
2.3.10	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-		-	
2.3.11	ウラン酸化物貯蔵建屋	×	-		-	
2.3.12	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	×	-		-	
2.3.13	高レベル廃液ガラス固化建屋	×	-		-	
2.3.14	第1ガラス固化体貯蔵建屋	×	-		-	
2.3.15	低レベル廃液処理建屋	×	-		-	
2.3.16	低レベル廃棄物処理建屋	×	-		-	
2.3.17	チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋	×	-		-	
2.3.18	ハル・エンドピース貯蔵建屋	×	-		-	
2.3.19	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-		-	
2.3.20	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-		-	
2.3.21	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-		-	
2.3.22	主排気筒	×	-		-	
2.3.23	海洋放出管	×	-		-	
2.3.24	制御建屋	×	-		-	
2.3.25	分析建屋	×	-		-	
2.3.26	非常用電源建屋	×	-		-	
2.3.27	主排気筒管理建屋	×	-		-	
2.3.28	緊急時対策建屋	×	-		-	
2.3.29	第1保管庫・貯水所	×	-		-	
2.3.30	第2保管庫・貯水所	×	-		-	
2.3.31	その他	×	-		-	
第2.3-1図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(地下1階)	×	-		-	
第2.3-2図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(地上1階)	×	-		-	
第2.3-3図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(地上2階)	×	-		-	
第2.3-4図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(地上3階)	×	-		-	
第2.3-5図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(断面)	×	-		-	
第2.3-6図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地下3階)	×	-		-	
第2.3-7図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-		-	
第2.3-8図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-		-	
第2.3-9図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-		-	
第2.3-10図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地上2階)	×	-		-	
第2.3-11図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地上3階)	×	-		-	
第2.3-12図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-		-	
第2.3-13図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地下3階)	×	-		-	
第2.3-14図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地下2階)	×	-		-	
第2.3-15図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地下1階)	×	-		-	
第2.3-16図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地上1階)	×	-		-	
第2.3-17図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地上2階)	×	-		-	
第2.3-18図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(断面)	×	-		-	
第2.3-19図	前処理建屋機器配置図(地下4階)	×	-		-	
第2.3-20図	前処理建屋機器配置図(地下3階)	×	-		-	

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	
第2.3-21図	前処理建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-22図	前処理建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-23図	前処理建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-24図	前処理建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-25図	前処理建屋機器配置図(地上3階)	×	-	-	-
第2.3-26図	前処理建屋機器配置図(地上4階)	×	-	-	-
第2.3-27図	前処理建屋機器配置図(地上5階)	×	-	-	-
第2.3-28図	前処理建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-29図	分離建屋機器配置図(地下3階)	×	-	-	-
第2.3-30図	分離建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-31図	分離建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-32図	分離建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-33図	分離建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-34図	分離建屋機器配置図(地上3階)	×	-	-	-
第2.3-35図	分離建屋機器配置図(地上4階)	×	-	-	-
第2.3-36図	分離建屋機器配置図(A-A断面)	×	-	-	-
第2.3-37図	分離建屋機器配置図(B-B断面)	×	-	-	-
第2.3-38図	分離建屋機器配置図(C-C断面)	×	-	-	-
第2.3-39図	精製建屋機器配置図(地下3階)	×	-	-	-
第2.3-40図	精製建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-41図	精製建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-42図	精製建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-43図	精製建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-44図	精製建屋機器配置図(地上3階)	×	-	-	-
第2.3-45図	精製建屋機器配置図(地上4階)	×	-	-	-
第2.3-46図	精製建屋機器配置図(地上5階)	×	-	-	-
第2.3-47図	精製建屋機器配置図(地上6階)	×	-	-	-
第2.3-48図	精製建屋機器配置図(A-A断面)	×	-	-	-
第2.3-49図	精製建屋機器配置図(B-B断面)	×	-	-	-
第2.3-50図	精製建屋機器配置図(C-C断面)	×	-	-	-
第2.3-51図	精製建屋機器配置図(D-D断面)	×	-	-	-
第2.3-52図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-53図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-54図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-55図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上3階)	×	-	-	-
第2.3-56図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上4階)	×	-	-	-
第2.3-57図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上5階)	×	-	-	-
第2.3-58図	ウラン脱硝建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-59図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-60図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-61図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-62図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-63図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-64図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-65図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-66図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-67図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-68図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-69図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下4階)	×	-	-	-
第2.3-70図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下3階)	×	-	-	-
第2.3-71図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-72図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-73図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-74図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-75図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地下4階)	×	-	-	-
第2.3-76図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地下3階)	×	-	-	-
第2.3-77図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-78図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-79図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-80図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-81図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(A-A断面)	×	-	-	-
第2.3-82図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(B-B断面)	×	-	-	-
第2.3-83図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(C-C断面)	×	-	-	-
第2.3-84図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-85図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-86図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-87図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-88図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-89図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-90図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-91図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-92図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地上3階)	×	-	-	-
第2.3-93図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-94図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-95図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-96図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-97図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-98図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地上3階)	×	-	-	-
第2.3-99図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地上4階)	×	-	-	-
第2.3-100図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-101図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-102図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-103図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-104図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-105図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地下4階)	×	-	-	-
第2.3-106図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地下3階)	×	-	-	-
第2.3-107図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-108図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-109図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-110図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-111図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-112図	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-113図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地下3階)	×	-	-	-
第2.3-114図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-115図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-116図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-117図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-118図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-119図	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-120図	制御建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-121図	制御建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-122図	制御建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-123図	制御建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-124図	制御建屋機器配置図(地上3階)	×	-	-	-
第2.3-125図	制御建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-126図	分析建屋機器配置図(地下3階)	×	-	-	-
第2.3-127図	分析建屋機器配置図(地下2階)	×	-	-	-
第2.3-128図	分析建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-129図	分析建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-130図	分析建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-131図	分析建屋機器配置図(地上3階)	×	-	-	-
第2.3-132図	分析建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-133図	非常用電源建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-134図	非常用電源建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-135図	非常用電源建屋機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-136図	非常用電源建屋機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-137図	主排気筒管理建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-138図	緊急時対策建屋機器配置図(地下1階)	×	-	-	-
第2.3-139図	緊急時対策建屋機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-140図	第1保管庫・貯水所機器配置図(地下)	×	-	-	-
第2.3-141図	第1保管庫・貯水所機器配置図(地上1階)	×	-	-	-
第2.3-142図	第1保管庫・貯水所機器配置図(地上2階)	×	-	-	-
第2.3-143図	第1保管庫・貯水所機器配置図(断面)	×	-	-	-
第2.3-144図	第2保管庫・貯水所機器配置図(地下)	×	-	-	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第2.3-145図	第2保管庫・貯水所機器配置図(地上1階)	×	-		-
第2.3-146図	第2保管庫・貯水所機器配置図(地上2階)	×	-		-
第2.3-147図	第2保管庫・貯水所機器配置図(断面)	×	-		-
3.	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	-	-		-
3.1	設計基準対象の施設	-	-		-
3.1.1	概要	×	-		-
3.1.2	設計方針	×	-		-
3.1.3	主要設備の仕様	×	-		-
3.1.4	系統構成及び主要設備	-	-		-
3.1.4.1	使用済燃料受入れ設備	×	-		-
3.1.4.2	使用済燃料貯蔵設備	×	-		-
3.1.5	試験・検査	×	-		-
3.1.6	評価	×	-		-
3.2	重大事故等対処設備	-	-		-
3.2.1	代替注水設備	-	-		-
3.2.1.1	概要	×	-		-
3.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
3.2.1.3	設計方針	△	38条	引用元により大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
3.2.1.4	主要設備及び仕様	×	-		-
3.2.1.5	試験・検査	×	-		-
3.2.2	スプレイ設備	-	-		-
3.2.2.1	概要	×	-		-
3.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
3.2.2.3	設計方針	△	38条	引用元により大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
3.2.2.4	主要設備及び仕様	×	-		-
3.2.2.5	試験・検査	×	-		-
3.2.3	漏えい抑制設備	-	-		-
3.2.3.1	概要	×	-		-
3.2.3.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
3.2.3.3	設計方針	△	38条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」及び「1.7.18(3)a.」)	-
3.2.3.4	主要設備及び仕様	×	-		-
3.2.3.5	試験・検査	×	-		-
3.2.4	臨界防止設備	-	-		-
3.2.4.1	概要	×	-		-
3.2.4.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
3.2.4.3	設計方針	△	38条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」及び「1.7.18(3)a.」)	-
3.2.4.4	主要設備及び仕様	×	-		-
3.2.4.5	試験・検査	×	-		-
3.2.5	監視設備	-	-		-
3.2.5.1	概要	×	-		-
3.2.5.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
3.2.5.3	設計方針	×	-		-
3.2.5.4	主要設備及び仕様	×	-		-
3.2.5.5	試験・検査	×	-		-
3.3	参考文献一覧	×	-		-
第3-1表	使用済燃料受入れ設備の主要設備の仕様	×	-		-
第3-2表	使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-		-
第3-3表	使用済燃料受入れ設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第3-4表	使用済燃料貯蔵設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第3-5表(1)	代替注水設備の主要設備の仕様	×	-		-
第3-5表(2)	代替注水設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-		-
第3-5表(3)	代替注水設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-		-
第3-5表(4)	代替注水設備に関連する水供給設備の概略仕様	×	-		-
第3-5表(5)	代替注水設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第3-6表(1)	スプレイ設備の主要設備の仕様	×	-		-
第3-6表(2)	スプレイ設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-		-
第3-6表(3)	スプレイ設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-		-
第3-6表(4)	スプレイ設備に関連する水供給設備の概略仕様	×	-		-
第3-6表(5)	スプレイ設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第3-6表(6)	スプレイ設備に関連する注水設備の概略仕様	×	-		-
第3-7表	漏えい抑制設備の主要設備の仕様	×	-		-
第3-8表	臨界防止設備の主要設備の仕様	×	-		-
第3-9表(1)	監視設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-		-
第3-9表(2)	監視設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-		-
第3-9表(3)	監視設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-		-
第3-9表(4)	監視設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第3-1図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設系統概要図	×	-		-
第3-2図	燃料仮置きラック概要図	×	-		-
第3-3図	使用済燃料輸送容器移送台車概要図	×	-		-
第3-4図	燃料貯蔵プール概要図	×	-		-
第3-5図	低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック概要図	×	-		-
第3-6図	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック概要図	×	-		-
第3-7図	高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック概要図	×	-		-
第3-8図	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック概要図	×	-		-
第3-9図	BWR燃料用バスケット概要図	×	-		-
第3-10図	PWR燃料用バスケット概要図	×	-		-
第3-11図	燃料移送水中台車概要図	×	-		-
第3-12図	プール水浄化・冷却設備系統概要図	×	-		-
第3-13図	補給水設備系統概要図	×	-		-
第3-14図	代替注水設備による注水 系統概要図	×	-		-
第3-15図	スプレイ設備による水のスプレイ 系統概要図	×	-		-
第3-16図	燃料貯蔵プール等の監視 系統概要図	×	-		-
4.	再処理設備本体	-	-		-
4.1	概要	×	-		-
4.2	せん断処理施設	×	-		-
4.2.1	概要	×	-		-
4.2.2	設計方針	×	-		-
4.2.3	主要設備の仕様	×	-		-
4.2.4	系統構成及び主要設備	-	-		-
4.2.4.1	燃料供給設備	×	-		-
4.2.4.2	せん断処理設備	×	-		-
4.2.5	試験・検査	×	-		-
4.2.6	評価	×	-		-
第4.2-1表	燃料供給設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.2-2表	せん断処理設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.2-3表	燃料供給設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.2-4表	せん断処理設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.2-1図	せん断処理施設系統概要図	×	-		-
第4.2-2図	燃料横転クレーン概要図	×	-		-
第4.2-3図	せん断機概要図	×	-		-
4.3	溶解施設	-	-		-
4.3.1	設計基準対象の施設	×	-		-
4.3.1.1	概要	×	-		-
4.3.1.2	設計方針	×	-		-
4.3.1.3	主要設備の仕様	×	-		-
4.3.1.4	系統構成及び主要設備	-	-		-
4.3.1.4.1	溶解設備	×	-		-
4.3.1.4.2	清澄・計量設備	×	-		-
4.3.1.5	試験・検査	×	-		-
4.3.1.6	評価	×	-		-
4.3.2	重大事故等対処設備	-	-		-
4.3.2.1	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	-	-		-
4.3.2.1.1	概要	×	-		-
4.3.2.1.2	系統構成及び主要設備	△	34条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	
4.3.2.1.3	設計方針	△	34条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目 引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び 「1.7.18(4)a.」)	-
4.3.2.1.4	主要設備の仕様	×	-		-
4.3.2.1.5	試験・検査	×	-		-
4.3.2.2	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-		-
4.3.2.2.1	概要	×	-		-
4.3.2.2.2	系統構成及び主要設備	△	34条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目 大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目 引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び 「1.7.18(4)a.」)	-
4.3.2.2.3	設計方針	△	34条		-
4.3.2.2.4	主要設備の仕様	×	-		-
4.3.2.2.5	試験・検査	×	-		-
第4.3-1表	溶解設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.3-2表	清澄・計量設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.3-3表	溶解設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.3-4表	清澄・計量設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.3-5表(1)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の主要設備の仕様	×	-		-
第4.3-5表(2)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関する計装設備の概略仕様	×	-		-
第4.3-5表(3)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関する代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の概略仕様	×	-		-
第4.3-5表(4)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関する電気設備の概略仕様	×	-		-
第4.3-5表(5)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関する圧縮空気設備の概略仕様	×	-		-
第4.3-6表(1)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の主要設備の仕様	×	-		-
第4.3-6表(2)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関する計装設備の概略仕様	×	-		-
第4.3-6表(3)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関する重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の概略仕様	×	-		-
第4.3-6表(4)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関する電気設備の概略仕様	×	-		-
第4.3-6表(5)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関する圧縮空気設備の概略仕様	×	-		-
第4.3-7表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-		-
第4.3-1図	溶解施設系統概要図	×	-		-
第4.3-2図	溶解槽概要図	×	-		-
第4.3-3図	清澄機概要図	×	-		-
第4.3-4図	ガドリニウムを使用する使用済燃料集合体の燃焼度の境界線の例	×	-		-
第4.3-5図	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統概要図	×	-		-
第4.3-6図	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統概要図	×	-		-
第4.3-7図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地下2階)	×	-		-
第4.3-8図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地下1階)	×	-		-
第4.3-9図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)	×	-		-
第4.3-10図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地上3階)	×	-		-
第4.3-11図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地上4階)	×	-		-
4.4	分離施設	-	-		-
4.4.1	概要	×	-		-
4.4.2	設計方針	×	-		-
4.4.3	主要設備の仕様	×	-		-
4.4.4	系統構成及び主要設備	-	-		-
4.4.4.1	分離設備	×	-		-
4.4.4.2	分配設備	×	-		-
4.4.4.3	分離建屋一時貯留処理設備	×	-		-
4.4.5	試験・検査	×	-		-
4.4.6	評価	×	-		-
第4.4-1表	分離設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.4-2表	分配設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.4-3表	分離建屋一時貯留処理設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.4-4表	分離設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.4-5表	分配設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.4-6表	分離建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.4-1図	分離設備及び分配設備系統概要図	×	-		-
第4.4-2図	分離建屋一時貯留処理設備系統概要図	×	-		-
第4.4-3図	環状形バルスカラム概要図	×	-		-
第4.4-4図	環状形槽概要図	×	-		-
4.5	精製施設	-	-		-
4.5.1	設計基準対象の施設	-	-		-
4.5.1.1	概要	×	-		-
4.5.1.2	ウラン精製設備	-	-		-
4.5.1.2.1	概要	×	-		-
4.5.1.2.2	設計方針	×	-		-
4.5.1.2.3	主要設備の仕様	×	-		-
4.5.1.2.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
4.5.1.2.5	試験・検査	×	-		-
4.5.1.2.6	評価	×	-		-
4.5.1.3	プルトニウム精製設備	-	-		-
4.5.1.3.1	概要	×	-		-
4.5.1.3.2	設計方針	×	-		-
4.5.1.3.3	主要設備の仕様	×	-		-
4.5.1.3.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
4.5.1.3.5	試験・検査	×	-		-
4.5.1.3.6	評価	×	-		-
4.5.1.4	精製建屋一時貯留処理設備	-	-		-
4.5.1.4.1	概要	×	-		-
4.5.1.4.2	設計方針	×	-		-
4.5.1.4.3	主要設備の仕様	×	-		-
4.5.1.4.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
4.5.1.4.5	試験・検査	×	-		-
4.5.1.4.6	評価	×	-		-
4.5.2	重大事故等対処設備	-	-		-
4.5.2.1	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-		-
4.5.2.1.1	概要	×	-		-
4.5.2.1.2	系統構成及び主要設備	△	34条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目 大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目 引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び 「1.7.18(4)a.」)	-
4.5.2.1.3	設計方針	△	34条		-
4.5.2.1.4	主要設備の仕様	×	-		-
4.5.2.1.5	試験・検査	×	-		-
4.5.2.2	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	-	-		-
4.5.2.2.1	概要	×	-		-
4.5.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
4.5.2.2.3	設計方針	△	37条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目 引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び 「1.7.18(4)a.」)	-
4.5.2.2.4	主要設備の仕様	×	-		-
4.5.2.2.5	試験・検査	×	-		-
第4.5-1表	ウラン精製設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.5-2表	プルトニウム精製設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.5-3表	精製建屋一時貯留処理設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.5-4表(1)	プルトニウム精製設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.5-4表(2)	プルトニウム精製設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.5-5表	精製建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第4.5-6表(1)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の主要設備の仕様	×	-		-
第4.5-6表(2)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関する計装設備の概略仕様	×	-		-
第4.5-6表(3)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関する重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の概略仕様	×	-		-
第4.5-6表(4)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関する電気設備の概略仕様	×	-		-
第4.5-6表(5)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関する圧縮空気設備の概略仕様	×	-		-
第4.5-7表(1)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の主要設備の仕様	×	-		-
第4.5-7表(2)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備に関する計装設備の概略仕様	×	-		-
第4.5-7表(3)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備に関する重大事故時供給停止回路の概略仕様	×	-		-
第4.5-7表(4)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備に関する電気設備の概略仕様	×	-		-
第4.5-8表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-		-
第4.5-1図	ウラン精製設備系統概要図	×	-		-
第4.5-2図	ミキサ・セトラ概要図	×	-		-
第4.5-3図	プルトニウム精製設備系統概要図	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第4.5-4図	円筒形バルスカラム概要図	×	-	-	-
第4.5-5図	プルトニウム濃縮缶概要図	×	-	-	-
第4.5-6図	環状形槽概要図	×	-	-	-
第4.5-7図	精製建屋一時貯留処理設備系統概要図	×	-	-	-
第4.5-8図	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統概要図	×	-	-	-
第4.5-9図	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の系統概要図	×	-	-	-
第4.5-10図	精製施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(精製建屋 地下3階)	×	-	-	-
第4.5-11図	精製施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(精製建屋 地下1階)	×	-	-	-
第4.5-12図	精製施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(精製建屋 地上1階)	×	-	-	-
第4.5-13図	精製施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(精製建屋 地上5階)	×	-	-	-
4.6	脱硝施設	-	-	-	-
4.6.1	概要	×	-	-	-
4.6.2	ウラン脱硝設備	-	-	-	-
4.6.2.1	概要	×	-	-	-
4.6.2.2	設計方針	×	-	-	-
4.6.2.3	主要設備の仕様	×	-	-	-
4.6.2.4	系統構成及び主要設備	×	-	-	-
4.6.2.5	試験・検査	×	-	-	-
4.6.2.6	評価	×	-	-	-
4.6.3	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	-
4.6.3.1	概要	×	-	-	-
4.6.3.2	設計方針	×	-	-	-
4.6.3.3	主要設備の仕様	×	-	-	-
4.6.3.4	系統構成及び主要設備	×	-	-	-
4.6.3.5	試験・検査	×	-	-	-
4.6.3.6	評価	×	-	-	-
第4.6-1表	ウラン脱硝設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第4.6-2表	ウラン脱硝設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-	-	-
第4.6-3表	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第4.6-4表(1)	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-	-	-
第4.6-4表(2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-	-	-
第4.6-1図	ウラン脱硝設備系統概要図	×	-	-	-
第4.6-2図	脱硝塔概要図	×	-	-	-
第4.6-3図	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備系統概要図	×	-	-	-
第4.6-4図	脱硝装置概要図	×	-	-	-
第4.6-5図	還元炉概要図	×	-	-	-
第4.6-6図	混合機概要図	×	-	-	-
4.7	酸及び溶媒の回収施設	-	-	-	-
4.7.1	概要	×	-	-	-
4.7.2	酸回収設備	-	-	-	-
4.7.2.1	概要	×	-	-	-
4.7.2.2	設計方針	×	-	-	-
4.7.2.3	主要設備の仕様	×	-	-	-
4.7.2.4	系統構成及び主要設備	×	-	-	-
4.7.2.5	試験・検査	×	-	-	-
4.7.2.6	評価	×	-	-	-
4.7.3	溶媒回収設備	-	-	-	-
4.7.3.1	概要	×	-	-	-
4.7.3.2	設計方針	×	-	-	-
4.7.3.3	主要設備の仕様	×	-	-	-
4.7.3.4	系統構成及び主要設備	×	-	-	-
4.7.3.5	試験・検査	×	-	-	-
4.7.3.6	評価	×	-	-	-
第4.7-1表	酸回収設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第4.7-2表	溶媒回収設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第4.7-1図	酸回収設備系統概要図	×	-	-	-
第4.7-2図	蒸発缶(熱サイホン式)概要図	×	-	-	-
第4.7-3図	溶媒回収設備系統概要図	×	-	-	-
4.8	参考文献一覧	×	-	-	-
5.	製品貯蔵施設	-	-	-	-
5.1	概要	×	-	-	-
5.2	ウラン酸化物貯蔵設備	-	-	-	-
5.2.1	概要	×	-	-	-
5.2.2	設計方針	×	-	-	-
5.2.3	主要設備の仕様	×	-	-	-
5.2.4	系統構成及び主要設備	×	-	-	-
5.2.5	試験・検査	×	-	-	-
5.2.6	評価	×	-	-	-
第5.2-1表	ウラン酸化物貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第5.2-2表	ウラン酸化物貯蔵設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-	-	-
第5.2-1図	貯蔵バスケット概要図	×	-	-	-
5.3	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	-	-	-	-
5.3.1	概要	×	-	-	-
5.3.2	設計方針	×	-	-	-
5.3.3	主要設備の仕様	×	-	-	-
5.3.4	系統構成及び主要設備	×	-	-	-
5.3.5	試験・検査	×	-	-	-
5.3.6	評価	×	-	-	-
第5.3-1表	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第5.3-2表	MOX燃料加工施設の主要設備の仕様(再処理施設と共用)	×	-	-	-
第5.3-3表	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-	-	-
第5.3-4表	試験結果のまとめ	×	-	-	-
第5.3-1図	貯蔵ホール概要図	×	-	-	-
第5.3-2図	混合酸化物貯蔵容器のつり上げ高さ計画値	×	-	-	-
5.4	参考文献一覧	×	-	-	-
6.	計測制御系統施設	-	-	-	-
6.1	設計基準対象の施設	-	-	-	-
6.1.1	概要	×	-	-	-
6.1.2	計測制御設備	-	-	-	-
6.1.2.1	概要	×	-	-	-
6.1.2.2	設計方針	×	-	-	-
6.1.2.3	主要設備の仕様	×	-	-	-
6.1.2.4	主要設備	×	-	-	-
6.1.2.5	試験・検査	×	-	-	-
6.1.2.6	評価	×	-	-	-
第6.1.2-1表(1)	主要な計測制御系の核計装	×	-	-	-
第6.1.2-1表(2)	主要な計測制御系の核計装	×	-	-	-
第6.1.2-1表(3)	主要な計測制御系の核計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(1)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(2)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(3)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(4)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(5)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(6)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(7)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(8)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(9)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(10)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(11)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(12)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(13)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(14)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(15)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(16)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(17)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(18)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(19)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(20)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-2表(21)	主要な計測制御系の工程計装	×	-	-	-
第6.1.2-3表	計測制御系の主要な設定値一覧表	×	-	-	-
第6.1.2-1図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の主要な計測制御系の系統概要図	×	-	-	-
第6.1.2-2図	せん断処理施設の主要な計測制御系の系統概要図(せん断処理施設のせん断機)	×	-	-	-
第6.1.2-3図	溶解施設の主要な計測制御系の系統概要図(溶解槽及び硝酸供給槽)	×	-	-	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	
第6.1.2-4図	分離施設の主要な計測制御系の系統概要図(抽出塔, 第1洗浄塔, 第2洗浄塔及び補助抽出器)	×	-		-
第6.1.2-5図	分離施設の主要な計測制御系の系統概要図(分配設備のプルトニウム分配塔及びプルトニウム洗浄器)	×	-		-
第6.1.2-6図	分離施設の主要な計測制御系の系統概要図(分配設備のウラン濃縮缶)	×	-		-
第6.1.2-7図	精製施設の主要な計測制御系の系統概要図(プルトニウム精製設備の逆抽出塔及びプルトニウム洗浄器)	×	-		-
第6.1.2-8図	精製施設の主要な計測制御系の系統概要図(プルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶及び注水槽)	×	-		-
第6.1.2-9図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン脱硝設備の脱硝塔)	×	-		-
第6.1.2-10図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン脱硝設備内に置くウラン酸化物貯蔵容器)	×	-		-
第6.1.2-11図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-		-
第6.1.2-12図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-		-
第6.1.2-13図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-		-
第6.1.2-14図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-		-
第6.1.2-15図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-		-
第6.1.2-16図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(秤量器による粉末払出装の起動回路)	×	-		-
第6.1.2-17図	酸及び溶媒の回収施設の主要な計測制御系の系統概要図(酸回収設備の第2酸回収系の蒸発缶)	×	-		-
第6.1.2-18図	酸及び溶媒の回収施設の主要な計測制御系の系統概要図(溶媒回収設備の第1蒸発缶及び溶媒蒸留塔)	×	-		-
第6.1.2-19図	気体廃棄物の廃棄施設の主要な計測制御系の系統概要図(せん断処理・溶解ガス処理設備)	×	-		-
第6.1.2-20図	気体廃棄物の廃棄施設の主要な計測制御系の系統概要図(分離建屋塔槽類ガス処理設備)	×	-		-
第6.1.2-21図	液体廃棄物の廃棄施設の主要な計測制御系の系統概要図(高レベル廃液濃縮缶)	×	-		-
第6.1.2-22図	高レベル濃縮廃液貯槽に係る安全冷却水系及び安全圧縮空気系の系統概要図(高レベル廃液処理設備の高レベル濃縮廃液貯槽)	×	-		-
第6.1.2-23図	固体廃棄物の廃棄施設の主要な計測制御系の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化設備)	×	-		-
6.1.3	安全保護回路	-	-		-
6.1.3.1	概要	×	-		-
6.1.3.2	設計方針	×	-		-
6.1.3.3	主要設備の仕様	×	-		-
6.1.3.4	主要設備	×	-		-
6.1.3.5	試験・検査	×	-		-
6.1.3.6	評価	×	-		-
第6.1.3-1表(1)	安全保護回路一覧表	×	-		-
第6.1.3-1表(2)	安全保護回路一覧表	×	-		-
第6.1.3-1図	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	-		-
第6.1.3-2図	溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路	×	-		-
第6.1.3-3図	精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路	×	-		-
第6.1.3-4図	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	-		-
第6.1.3-5図	精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱温度高による加熱停止回路	×	-		-
第6.1.3-6図	酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	-		-
第6.1.3-7図	脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路	×	-		-
第6.1.3-8図	分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路	×	-		-
第6.1.3-9図	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	×	-		-
第6.1.3-10図	脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	×	-		-
第6.1.3-11図	脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	×	-		-
第6.1.3-12図	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(分離建屋)	×	-		-
第6.1.3-13図	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(精製建屋)	×	-		-
第6.1.3-14図	固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路	×	-		-
第6.1.3-15図	気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路	×	-		-
6.1.4	制御室	-	-		-
6.1.4.1	概要	○	20条		補2-7-7
6.1.4.2	設計方針	○	20条		補2-7-9
6.1.4.3	主要設備の仕様	△	20条	引用元のみ大気の汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第6.1.4-1表」)	-
6.1.4.4	主要設備	-	-		-
6.1.4.4.1	中央制御室	○	20条		補2-7-14
6.1.4.4.2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	○	20条		補2-7-20
6.1.4.5	試験・検査	×	-		-
6.1.4.6	評価	○	20条		補2-7-11
第6.1.4-1表	制御室の主要設備の仕様	○	20条		補2-7-11
6.1.5	制御室換気設備	-	-		-
6.1.5.1	概要	○	20条		補2-7-26
6.1.5.2	設計方針	○	20条		補2-7-26
6.1.5.3	主要設備の仕様	×	-		-
6.1.5.4	主要設備	○	20条		補2-7-26
6.1.5.5	試験・検査	×	-		-
6.1.5.6	評価	○	20条		補2-7-29
第6.1.5-1表	制御室中央制御室換気設備の主要設備の仕様	○	20条		補2-7-29
第6.1.5-2表	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様	○	20条		補2-7-30
第6.1.5-1図	制御室中央制御室換気設備系統概要図	○	20条		補2-7-30
第6.1.5-2図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図	○	20条		補2-7-31
6.2	重大事故等対処設備	-	-		-
6.2.1	計装設備	-	-		-
6.2.1.1	概要	×	-		-
6.2.1.2	設計方針	△	43条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」, 「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
6.2.1.3	主要設備及び仕様	×	-		-
6.2.1.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
6.2.1.5	試験・検査	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(1/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(2/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(3/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(4/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(5/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(6/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(7/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(8/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(9/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(10/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(11/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(12/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(13/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(14/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(15/16)	×	-		-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(16/16)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(1/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(2/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(3/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(4/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(5/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(6/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(7/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(8/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(9/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(10/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(11/12)	×	-		-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(12/12)	×	-		-
第6.2.1-3表	補助パラメータ(重大事故等対処設備)(1/3)	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第6.2.1-46図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下3階)	×	-		-
第6.2.1-47図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-48図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-49図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上3階)	×	-		-
第6.2.1-50図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-51図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-52図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-53図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-54図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上3階)	×	-		-
第6.2.1-55図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上4階)	×	-		-
第6.2.1-56図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下3階)	×	-		-
第6.2.1-57図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-58図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-59図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-60図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-61図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上3階)	×	-		-
第6.2.1-62図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上4階)	×	-		-
第6.2.1-63図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-64図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-65図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-66図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-67図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)	×	-		-
第6.2.1-68図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-69図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-70図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-71図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-72図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-73図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-74図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-75図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上3階)	×	-		-
第6.2.1-76図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上4階)	×	-		-
第6.2.1-77図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-78図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-79図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下4階)	×	-		-
第6.2.1-80図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下3階)	×	-		-
第6.2.1-81図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-82図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-83図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-84図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-85図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上4階)	×	-		-
第6.2.1-86図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-87図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-88図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-89図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-90図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上3階)	×	-		-
第6.2.1-91図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上4階)	×	-		-
第6.2.1-92図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下3階)	×	-		-
第6.2.1-93図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-94図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-95図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.1-96図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-97図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-98図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下4階)	×	-		-
第6.2.1-99図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)	×	-		-
第6.2.1-100図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)	×	-		-
第6.2.1-101図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.1-102図	重大事故等への対処に必要な水の供給に必要な計装設備の機器配置図(第1保管庫・貯水槽)	×	-		-
第6.2.1-103図	重大事故等への対処に必要な水の供給に必要な計装設備の機器配置図(第2保管庫・貯水槽)	×	-		-
6.2.2	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路	-	-		-
6.2.2.1	概要	×	-		-
6.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
6.2.2.3	設計方針	△	34条,43条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
6.2.2.4	主要設備の仕様	×	-		-
6.2.2.5	試験・検査	×	-		-
第6.2.2-1表(1)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の主要設備の仕様	×	-		-
第6.2.2-1表(2)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路に関連する計装設備の概略仕様	×	-		-
第6.2.2-1表(3)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路に関連する電気設備の概略仕様	×	-		-
第6.2.2-1図	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の系統概要図	×	-		-
6.2.3	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	-	-		-
6.2.3.1	概要	×	-		-
6.2.3.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
6.2.3.3	設計方針	△	34条,43条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
6.2.3.4	主要設備の仕様	×	-		-
6.2.3.5	試験・検査	×	-		-
第6.2.3-1表(1)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の主要設備の仕様	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第6.2.3-1表(2)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路に関連する計装設備の概略仕様	×	-		-
第6.2.3-1表(3)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路に関連する電気設備の概略仕様	×	-		-
第6.2.3-1図	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路(前処理建屋)の系統概要図	×	-		-
第6.2.3-2図	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路(精製建屋)の系統概要図	×	-		-
6.2.4	重大事故時供給停止回路	-	-		-
6.2.4.1	概要	×	-		-
6.2.4.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
6.2.4.3	設計方針	△	43条,37条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
6.2.4.4	主要設備の仕様	×	-		-
6.2.4.5	試験・検査	×	-		-
第6.2.4-1表(1)	重大事故時供給停止回路の主要設備の仕様	×	-		-
第6.2.4-1表(2)	重大事故時供給停止回路に関連する計装設備の概略仕様	×	-		-
第6.2.4-1表(3)	重大事故時供給停止回路に関連する電気設備の概略仕様	×	-		-
第6.2.4-1図	重大事故時供給停止回路の系統概要図	×	-		-
6.2.5	制御室	-	-		-
6.2.5.1	概要	○	44条		補2-13-11
6.2.5.2	設計方針	○	44条		補2-13-12 補2-13-16 補2-13-25
6.2.5.3	主要設備及び仕様	×	-		-
6.2.5.4	系統構成及び主要設備	-	-		-
6.2.5.4.1	中央制御室	○	44条		補2-13-13 補2-13-16 補2-13-26
6.2.5.4.2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	○	44条		補2-13-13 補2-13-17 補2-13-26
6.2.5.5	試験・検査	×	-		-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(1/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(2/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(3/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(4/8)	○	44条		補2-13-19
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(5/8)	○	44条		補2-13-19
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(6/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(7/8)	○	44条		補2-13-27
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(8/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(1/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(2/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(3/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(4/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(5/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(6/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(7/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(8/8)	×	-		-
第6.2.5-1表(3)	制御室(重大事故等時)に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様(1/2)	×	-		-
第6.2.5-1表(3)	制御室(重大事故等時)に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様(2/2)	×	-		-
第6.2.5-1図	中央制御室の外から中央制御室に連絡する通路の出入管理区画配置概要図(制御建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.5-2図	出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路の出入管理区画配置概要図(出入管理建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.5-3図	出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路の出入管理区画配置概要図(制御建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.5-4図	中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(制御建屋地下1階)	×	-		-
第6.2.5-5図	中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(制御建屋地上1階)	×	-		-
第6.2.5-6図	中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(制御建屋地上2階)	×	-		-
第6.2.5-7図	中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(制御建屋地上3階)	×	-		-
第6.2.5-8図	パラメータの監視及び記録に使用する情報把握計装設備の系統図	×	-		-
第6.2.5-9図	パラメータの監視及び記録する計測制御設備の系統概要図	×	-		-
第6.2.5-10図	中央制御室(重大事故等時)系統概要図(その1)	○	44条		補2-13-20
第6.2.5-11図	中央制御室(重大事故等時)系統概要図(その2)	○	44条		補2-13-21
第6.2.5-12図	屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路の出入管理区画配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-		-
第6.2.5-13図	屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路の出入管理区画配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)	×	-		-
第6.2.5-14図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上1階)	×	-		-
第6.2.5-15図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上2階)	×	-		-
第6.2.5-16図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図(その1)	○	44条		補2-13-22
第6.2.5-17図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図(その2)	○	44条		補2-13-23
6.3	参考文献一覧	×	-		-
7.	放射性廃棄物の廃棄施設	-	-		-
7.1	概要	×	-		-
7.2	気体廃棄物の廃棄施設	-	-		-
7.2.1	設計基準対象の施設	-	-		-
7.2.1.1	概要	×	-		-
7.2.1.2	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-		-
7.2.1.2.1	概要	△	21条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
7.2.1.2.2	設計方針	×	-		-
7.2.1.2.3	主要設備の仕様	×	-		-
7.2.1.2.4	系統構成及び主要設備	△	21条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
7.2.1.2.5	試験・検査	×	-		-
7.2.1.2.6	評価	×	-		-
7.2.1.3	塔槽類廃ガス処理設備	-	-		-
7.2.1.3.1	概要	△	21条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
7.2.1.3.2	設計方針	×	-		-
7.2.1.3.3	主要設備の仕様	×	-		-
7.2.1.3.4	系統構成及び主要設備	△	21条	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、有毒ガスの発生防止にのみ関係する項目	-
7.2.1.3.5	試験・検査	×	-		-
7.2.1.3.6	評価	×	-		-
7.2.1.4	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	-	-		-
7.2.1.4.1	概要	×	-		-
7.2.1.4.2	設計方針	×	-		-
7.2.1.4.3	主要設備の仕様	×	-		-
7.2.1.4.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
7.2.1.4.5	試験・検査	×	-		-
7.2.1.4.6	評価	×	-		-
7.2.1.5	換気設備	-	-		-
7.2.1.5.1	概要	×	-		-
7.2.1.5.2	設計方針	×	-		-
7.2.1.5.3	主要設備の仕様	×	-		-
7.2.1.5.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
7.2.1.5.5	試験・検査	×	-		-
7.2.1.5.6	評価	×	-		-
7.2.1.6	主排気筒	-	-		-
7.2.1.6.1	概要	×	-		-
7.2.1.6.2	設計方針	×	-		-
7.2.1.6.3	主排気筒の仕様	×	-		-
7.2.1.6.4	評価	×	-		-
7.2.2	重大事故等対処設備	-	-		-
7.2.2.1	代替換気設備	-	-		-
7.2.2.1.1	概要	×	-		-
7.2.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
7.2.2.1.3	設計方針	△	35条,36条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
7.2.2.1.4	主要設備の仕様	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	
7.2.2.1.5	試験・検査	×	-	-	-
7.2.2.2	廃ガス貯留設備	-	-	-	-
7.2.2.2.1	概要	×	-	-	-
7.2.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-	-	-
7.2.2.2.3	設計方針	△	34条,37条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
7.2.2.2.4	主要設備の仕様	×	-	-	-
7.2.2.2.5	試験・検査	×	-	-	-
第7.2-1表	せん断処理・溶解廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-2表	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-3表	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-4表	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-5表	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-6表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-7表	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-8表	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-9表	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-10表	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-11表	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-12表	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-13表	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-14表	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-15表	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-16表	前処理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-17表	分離建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-18表	精製建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-19表	ウラン脱硝建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-20表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-21表	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-22表	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-23表	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-24表	低レベル廃液処理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-25表	低レベル廃棄物処理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-26表	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-27表	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-28表	分析建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-29表	北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-30表	主排気筒の仕様	×	-	-	-
第7.2-31表(1)	代替換気設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-31表(2)	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器	×	-	-	-
第7.2-31表(3)	「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器	×	-	-	-
第7.2-31表(4)	代替換気設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-31表(5)	代替換気設備に関連する主排気筒の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-31表(6)	代替換気設備に関連する放射線管理施設の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-31表(7)	代替換気設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-31表(8)	代替換気設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(1)	廃ガス貯留設備の主要設備の仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(2)	廃ガス貯留設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(3)	廃ガス貯留設備に関連する代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(4)	廃ガス貯留設備に関連する重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(5)	廃ガス貯留設備に関連する重大事故時供給停止回路の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(6)	廃ガス貯留設備に関連する主排気筒の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(7)	廃ガス貯留設備に関連する低レベル廃液処理設備の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(8)	廃ガス貯留設備に関連する放射線管理施設の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(9)	廃ガス貯留設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(10)	廃ガス貯留設備に関連する圧縮空気設備の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-32表(11)	廃ガス貯留設備に関連する冷却水設備の概略仕様	×	-	-	-
第7.2-1図	気体廃棄物の廃棄施設系統概要図	×	-	-	-
第7.2-2図	せん断処理・溶解廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-3図	フィルタ概要図	×	-	-	-
第7.2-4図(1)	塔槽類廃ガス処理設備系統概要図(その1)	×	-	-	-
第7.2-4図(2)	塔槽類廃ガス処理設備系統概要図(その2)	×	-	-	-
第7.2-5図	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-6図	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-7図(1)	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-7図(2)	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-8図	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-9図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-10図	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-11図	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-12図	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-13図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-14図	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-15図	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-16図	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-17図	ルテニウム吸着塔概要図	×	-	-	-
第7.2-18図(1)	換気設備排気系統概要図(その1)	×	-	-	-
第7.2-18図(2)	換気設備排気系統概要図(その2)	×	-	-	-
第7.2-19図	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-20図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-21図	前処理建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-22図	分離建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-23図	精製建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-24図	ウラン脱硝建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-25図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-26図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-27図	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-28図	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-29図	低レベル廃液処理建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-30図	低レベル廃棄物処理建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-31図	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-32図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-33図	分析建屋換気設備系統概要図	×	-	-	-
第7.2-34図	北換気筒概要図	×	-	-	-
第7.2-35図	低レベル廃棄物処理建屋換気筒概要図	×	-	-	-
第7.2-36図	主排気筒概要図	×	-	-	-
第7.2-37図(1)	セル導出設備の系統概要図(その1)	×	-	-	-
第7.2-37図(2)	セル導出設備の系統概要図(その2)	×	-	-	-
第7.2-38図(1)	代替セル排気系の系統概要図(その1)	×	-	-	-
第7.2-38図(2)	代替セル排気系の系統概要図(その2)	×	-	-	-
第7.2-39図(1)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下4階)	×	-	-	-
第7.2-39図(2)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下3階)	×	-	-	-
第7.2-39図(3)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下1階)	×	-	-	-
第7.2-39図(4)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上1階)	×	-	-	-
第7.2-39図(5)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上2階)	×	-	-	-
第7.2-39図(6)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下3階)	×	-	-	-
第7.2-39図(7)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下2階)	×	-	-	-
第7.2-39図(8)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下1階)	×	-	-	-
第7.2-39図(9)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上1階)	×	-	-	-
第7.2-39図(10)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上2階)	×	-	-	-
第7.2-39図(11)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上4階)	×	-	-	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			備考	整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文			
7.3.2.2.2	設計方針	×	-		-	
7.3.2.2.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.3.2.2.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.3.2.2.5	試験・検査	×	-		-	
7.3.2.2.6	評価	×	-		-	
7.3.2.3	高レベル廃液貯蔵設備	-	-		-	
7.3.2.3.1	概要	×	-		-	
7.3.2.3.2	設計方針	×	-		-	
7.3.2.3.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.3.2.3.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.3.2.3.5	試験・検査	×	-		-	
7.3.2.3.6	評価	×	-		-	
7.3.3	低レベル廃液処理設備	-	-		-	
7.3.3.1	概要	×	-		-	
7.3.3.2	設計方針	×	-		-	
7.3.3.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.3.3.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.3.3.5	試験・検査	×	-		-	
7.3.3.6	評価	×	-		-	
第7.3-1表	高レベル廃液濃縮設備の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.3-2表	高レベル廃液貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.3-3表	低レベル廃液処理設備の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.3-1図	高レベル廃液濃縮設備系統概要図	×	-		-	
第7.3-2図	高レベル廃液濃縮設備概要図	×	-		-	
第7.3-3図	高レベル廃液貯蔵設備系統概要図	×	-		-	
第7.3-4図	高レベル濃縮廃液貯槽概要図	×	-		-	
第7.3-5図	低レベル廃液処理設備系統概要図	×	-		-	
7.4	固体廃棄物の廃棄施設	-	-		-	
7.4.1	概要	×	-		-	
7.4.2	高レベル廃液ガラス固化設備	-	-		-	
7.4.2.1	概要	×	-		-	
7.4.2.2	設計方針	×	-		-	
7.4.2.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.4.2.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.4.2.5	試験・検査	×	-		-	
7.4.2.6	評価	×	-		-	
7.4.3	ガラス固化体貯蔵設備	-	-		-	
7.4.3.1	概要	×	-		-	
7.4.3.2	設計方針	×	-		-	
7.4.3.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.4.3.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.4.3.5	試験・検査	×	-		-	
7.4.3.6	評価	×	-		-	
7.4.4	低レベル固体廃棄物処理設備	-	-		-	
7.4.4.1	概要	×	-		-	
7.4.4.2	低レベル濃縮廃液処理系	-	-		-	
7.4.4.2.1	概要	×	-		-	
7.4.4.2.2	設計方針	×	-		-	
7.4.4.2.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.4.4.2.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.4.4.2.5	試験・検査	×	-		-	
7.4.4.2.6	評価	×	-		-	
7.4.4.3	廃溶媒処理系	-	-		-	
7.4.4.3.1	概要	×	-		-	
7.4.4.3.2	設計方針	×	-		-	
7.4.4.3.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.4.4.3.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.4.4.3.5	試験・検査	×	-		-	
7.4.4.3.6	評価	×	-		-	
7.4.4.4	雑固体廃棄物処理系	-	-		-	
7.4.4.4.1	概要	×	-		-	
7.4.4.4.2	設計方針	×	-		-	
7.4.4.4.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.4.4.4.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.4.4.4.5	試験・検査	×	-		-	
7.4.4.4.6	評価	×	-		-	
7.4.4.5	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	-	-		-	
7.4.4.5.1	概要	×	-		-	
7.4.4.5.2	設計方針	×	-		-	
7.4.4.5.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.4.4.5.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.4.4.5.5	試験・検査	×	-		-	
7.4.4.5.6	評価	×	-		-	
7.4.5	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	-	-		-	
7.4.5.1	概要	×	-		-	
7.4.5.2	設計方針	×	-		-	
7.4.5.3	主要設備の仕様	×	-		-	
7.4.5.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
7.4.5.5	試験・検査	×	-		-	
7.4.5.6	評価	×	-		-	
第7.4-1表	高レベル廃液ガラス固化設備の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.4-2表	ガラス固化体貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.4-3表	低レベル濃縮廃液処理系の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.4-4表	廃溶媒処理系の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.4-5表	雑固体廃棄物処理系の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.4-6表	CB・BP処理系の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.4-7表	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-		-	
第7.4-1図	高レベル廃液ガラス固化設備系統概要図	×	-		-	
第7.4-2図	ガラス溶融炉概要図	×	-		-	
第7.4-3図	ガラス固化体概要図	×	-		-	
第7.4-4図(1)	ガラス固化体貯蔵設備概要図(第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	×	-		-	
第7.4-4図(2)	ガラス固化体貯蔵設備概要図(第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟)	×	-		-	
第7.4-5図(1)	貯蔵ピット概要図(第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	×	-		-	
第7.4-5図(2)	貯蔵ピット概要図(第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟)	×	-		-	
第7.4-6図	低レベル固体廃棄物処理設備系統概要図	×	-		-	
第7.4-7図	乾燥装置概要図	×	-		-	
第7.4-8図	熱分解装置概要図	×	-		-	
7.5	参考文献一覧	×	-		-	
8	放射線管理施設	-	-		-	
8.1	設計基準対象の施設	-	-		-	
8.1.1	概要	×	-		-	
8.1.2	設計方針	×	-		-	
8.1.3	主要設備の仕様	×	-		-	
8.1.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
8.1.4.1	出入管理関係設備	×	-		-	
8.1.4.2	試料分析関係設備	×	-		-	
8.1.4.3	放射線監視設備	×	-		-	
8.1.4.4	環境管理設備	×	-		-	
8.1.4.5	個人管理用設備	×	-		-	
8.1.4.6	その他の設備	×	-		-	
8.1.5	試験・検査	×	-		-	
8.1.6	評価	×	-		-	
第8.1-1表(1)	屋内モニタリング設備の主要な監視区域	×	-		-	
第8.1-1表(2)	屋内モニタリング設備の主要な監視区域	×	-		-	
第8.1-1表(3)	屋内モニタリング設備の主要な監視区域	×	-		-	
第8.1-2表	排気モニタリング設備のモニタリング内容	×	-		-	
8.2	重大事故等対処設備	-	-		-	
8.2.1	概要	×	-		-	
8.2.2	設計方針	△	45条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」、「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-	
8.2.3	主要設備の仕様	×	-		-	
8.2.4	系統構成及び主要設備	×	-		-	
8.2.5	試験・検査	×	-		-	

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第8.2-1表	監視測定に係る目的に基づく設備一覧表	×	-		-
第8.2-2表	「監視測定」の対処の実施項目	×	-		-
第8.2-3表(1)	放射線管理施設の主要設備の仕様	×	-		-
第8.2-3表(2)	放射線管理施設に関連する電気設備の概略仕様	×	-		-
第8.2-3表(3)	放射線管理施設に関連する電気設備の概略仕様	×	-		-
第8.2-3表(4)	放射線管理施設に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第8.2-1図	監視測定設備の機器配置概要図(主排気筒管理建屋地上1階)	×	-		-
第8.2-2図	監視測定設備の機器配置概要図(制御建屋地下1階)	×	-		-
第8.2-3図	監視測定設備の機器配置概要図(制御建屋地上1階)	×	-		-
第8.2-4図	監視測定設備の機器配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上2階)	×	-		-
第8.2-5図	代替モニタリング設備(主排気筒管理建屋)の系統概要図	×	-		-
第8.2-6図	代替モニタリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)の系統概要図	×	-		-
第8.2-7図	可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図	×	-		-
第8.2-8図	可搬型発電機接続時の系統図	×	-		-
8.3	参考文献一覧	×	-		-
9	その他再処理設備の附属施設	-	-		-
9.1	概要	×	-		-
9.2	電気設備	-	-		-
9.2.1	設計基準対象の施設	-	-		-
9.2.1.1	概要	×	-		-
9.2.1.2	設計方針	×	-		-
9.2.1.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.2.1.4	主要設備	×	-		-
9.2.1.4.1	受電開閉設備	×	-		-
9.2.1.4.2	変圧器	×	-		-
9.2.1.4.3	所内高圧系統	×	-		-
9.2.1.4.4	所内低圧系統	×	-		-
9.2.1.4.5	ディーゼル発電機	×	-		-
9.2.1.4.6	直流電源設備	×	-		-
9.2.1.4.7	計測制御用交流電源設備	×	-		-
9.2.1.4.8	再処理施設内機器	×	-		-
9.2.1.4.9	照明及び作業用電源設備	×	-		-
9.2.1.4.10	ケーブル及び電線路	×	-		-
9.2.1.4.11	燃料貯蔵設備	×	-		-
9.2.1.5	母線切替	×	-		-
9.2.1.6	試験・検査	×	-		-
9.2.1.7	評価	×	-		-
9.2.2	重大事故等対処設備	-	-		-
9.2.2.1	概要	×	-		-
9.2.2.2	設計方針	△	42条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
9.2.2.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.2.2.4	系統構成	×	-		-
9.2.2.5	試験・検査	×	-		-
第9.2-1表	受電開閉設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-2表	受電変圧器の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-3(1)表	非常用母線の設備仕様	×	-		-
第9.2-3(2)表	運転予備用母線及び非常用母線の設備仕様	×	-		-
第9.2-4表	ディーゼル発電機の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-5表(1)	直流電源設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-5表(2)	直流電源設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-6表(1)	計測制御用交流電源設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-6表(2)	計測制御用交流電源設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-7表	照明設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-8表	非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-9表	運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.2-10表	常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様	×	-		-
第9.2-11表	可搬型重大事故等対処設備の主要負荷	×	-		-
第9.2-1図	受電設備及びディーゼル発電設備単線結線図	×	-		-
第9.2-2図(1)	主要建屋内単線結線図	×	-		-
第9.2-2図(2)	主要建屋内単線結線図	×	-		-
第9.2-2図(3)	主要建屋内単線結線図	×	-		-
第9.2-2図(4)	主要建屋内単線結線図	×	-		-
第9.2-2図(5)	主要建屋内単線結線図	×	-		-
第9.2-3図	直流電源設備単線結線図	×	-		-
第9.2-4図	計測制御用交流電源設備単線結線図	×	-		-
第9.2-5図	第1非常用ディーゼル発電機負荷容量曲線	×	-		-
第9.2-6図	第2非常用ディーゼル発電機負荷容量曲線	×	-		-
第9.2-7図	燃料油供給系統概要図	×	-		-
第9.2-8図	可搬型発電機の機器配置概要図	×	-		-
第9.2-9図	前処理建屋の重大事故対処用母線配置図(地上1階)	×	-		-
第9.2-10図	分離建屋の重大事故対処用母線配置図(地上4階)	×	-		-
第9.2-11図	精製建屋の重大事故対処用母線配置図(地上1階)	×	-		-
第9.2-12図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線配置図(地上1階)	×	-		-
第9.2-13図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線配置図(地下1階)	×	-		-
第9.2-14図	高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線配置図(地下1階)	×	-		-
第9.2-15図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(前処理建屋可搬型発電機接続時)	×	-		-
第9.2-16図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(分離建屋可搬型発電機接続時)	×	-		-
第9.2-17図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(制御建屋可搬型発電機接続時)	×	-		-
第9.2-18図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機接続時(精製建屋への給電を含む))	×	-		-
第9.2-19図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機接続時)	×	-		-
第9.2-20図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機接続時)	×	-		-
第9.2-21図(1)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(1/8)	×	-		-
第9.2-21図(2)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(2/8)	×	-		-
第9.2-21図(3)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(3/8)	×	-		-
第9.2-21図(4)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(4/8)	×	-		-
第9.2-21図(5)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(5/8)	×	-		-
第9.2-21図(6)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(6/8)	×	-		-
第9.2-21図(7)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(7/8)	×	-		-
第9.2-21図(8)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(8/8)	×	-		-
9.3	圧縮空気設備	-	-		-
9.3.1	設計基準対象の施設	×	-		-
9.3.1.1	概要	×	-		-
9.3.1.2	設計方針	×	-		-
9.3.1.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.3.1.4	主要設備	×	-		-
9.3.1.5	試験・検査	×	-		-
9.3.1.6	評価	×	-		-
9.3.2	重大事故等対処設備	-	-		-
9.3.2.1	代替安全圧縮空気系	-	-		-
9.3.2.1.1	概要	×	-		-
9.3.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
9.3.2.1.3	設計方針	△	36条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
9.3.2.1.4	主要設備の仕様	×	-		-
9.3.2.1.5	試験・検査	×	-		-
9.3.2.2	臨界事故時水素掃気系	-	-		-
9.3.2.2.1	概要	×	-		-
9.3.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目		
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考
9.3.2.2.3	設計方針	△	34条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目 引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び 「1.7.18(4)a.」)
9.3.2.2.4	主要設備の仕様	×	-	-
9.3.2.2.5	試験・検査	×	-	-
第9.3-1表	圧縮空気設備の主要設備の仕様	×	-	-
第9.3-2表(1)	水素掃気用安全圧縮空気系から圧縮空気を供給する主要機器	×	-	-
第9.3-2表(2)	水素掃気用安全圧縮空気系から圧縮空気を供給する主要機器	×	-	-
第9.3-3表	水素爆発の発生を仮定する機器	×	-	-
第9.3-4表(1)	代替安全圧縮空気系の主要設備の仕様	×	-	-
第9.3-4表(2)	代替安全圧縮空気系に関連する計装設備の概略仕様	×	-	-
第9.3-4表(3)	代替安全圧縮空気系に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-	-
第9.3-5表(1)	臨界事故時水素掃気系の主要設備の仕様	×	-	-
第9.3-5表(2)	臨界事故時水素掃気系に関連する計装設備の概略仕様	×	-	-
第9.3-5表(3)	臨界事故時水素掃気系に関連する電気設備の概略仕様	×	-	-
第9.3-5表(4)	臨界事故時水素掃気系に関連する圧縮空気設備の概略仕様	×	-	-
第9.3-1図	圧縮空気設備系統概要図	×	-	-
第9.3-2図	安全圧縮空気系系統概要図	×	-	-
第9.3-3図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(前処理建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-3図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(前処理建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-4図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(分離建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-4図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(分離建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-5図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(精製建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-5図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(精製建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-6図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-6図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-7図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-7図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-8図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(前処理建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-8図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(前処理建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-9図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(分離建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-9図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(分離建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-10図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(精製建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-10図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(精製建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-11図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-11図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-12図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋)(その1)	×	-	-
第9.3-12図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋)(その2)	×	-	-
第9.3-13図(1)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地下4階)	×	-	-
第9.3-13図(2)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地下3階)	×	-	-
第9.3-13図(3)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)1/2	×	-	-
第9.3-13図(3)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)2/2	×	-	-
第9.3-13図(4)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上2階)	×	-	-
第9.3-13図(5)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地下3階)	×	-	-
第9.3-13図(6)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地下2階)	×	-	-
第9.3-13図(7)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地下1階)	×	-	-
第9.3-13図(8)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地上1階)	×	-	-
第9.3-13図(9)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地上2階)	×	-	-
第9.3-13図(10)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地上3階)	×	-	-
第9.3-13図(11)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地下3階)	×	-	-
第9.3-13図(12)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地下2階)	×	-	-
第9.3-13図(13)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地下1階)	×	-	-
第9.3-13図(14)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地上1階)	×	-	-
第9.3-13図(15)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地上2階)	×	-	-
第9.3-13図(16)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地上3階)	×	-	-
第9.3-13図(17)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地上4階)	×	-	-
第9.3-13図(18)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階)	×	-	-
第9.3-13図(19)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階)	×	-	-
第9.3-13図(20)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)	×	-	-
第9.3-13図(21)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下4階)	×	-	-
第9.3-13図(22)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)	×	-	-
第9.3-13図(23)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)	×	-	-
第9.3-13図(24)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)	×	-	-
第9.3-13図(25)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	×	-	-
第9.3-13図(26)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階)	×	-	-
第9.3-14図(1)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(2)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地下2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(3)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(4)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(5)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上3階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(6)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地下1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(7)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(8)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(9)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上3階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(10)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(11)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(12)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(13)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(14)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(15)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(16)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(17)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上2階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(18)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地下1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(19)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-	-
第9.3-14図(20)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上2階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第9.3-14図(21)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上3階) (水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(22)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地下1階) (水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(23)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上1階) (水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(24)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上2階) (水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(25)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上3階) (水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(26)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上4階) (水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(27)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(28)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(29)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(30)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(31)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-14図(32)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-		-
第9.3-15図(1)	臨界事故時水素掃気系の系統概要図(前処理建屋)	×	-		-
第9.3-15図(2)	臨界事故時水素掃気系の系統概要図(精製建屋)	×	-		-
第9.3-16図(1)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)	×	-		-
第9.3-16図(2)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上3階)	×	-		-
第9.3-16図(3)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(精製建屋 地下1階)	×	-		-
第9.3-16図(4)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(精製建屋 地上1階)	×	-		-
第9.3-16図(5)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(精製建屋 地上2階)	×	-		-
第9.3-16図(6)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(精製建屋 地上4階)	×	-		-
第9.3-17図(1)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上1階)	×	-		-
第9.3-17図(2)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上3階)	×	-		-
第9.3-17図(3)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地下1階)	×	-		-
第9.3-17図(4)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上1階)	×	-		-
第9.3-17図(5)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上2階)	×	-		-
第9.3-17図(6)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上4階)	×	-		-
9.4	給水処理設備	-	-		-
9.4.1	設計基準対象の施設	-	-		-
9.4.1.1	概要	×	-		-
9.4.1.2	設計方針	×	-		-
9.4.1.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.4.1.4	主要設備	×	-		-
9.4.1.5	評価	×	-		-
9.4.2	重大事故等対処設備	-	-		-
9.4.2.1	水供給設備	-	-		-
9.4.2.1.1	概要	×	-		-
9.4.2.1.2	設計方針	△	-	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目 引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び 「1.7.18(4)a.」)	-
9.4.2.1.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.4.2.1.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
9.4.2.1.5	試験・検査	×	-		-
第9.4-1表	給水処理設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.4-2表(1)	水供給設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.4-2表(2)	水供給設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-		-
第9.4-2表(3)	水供給設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第9.4-1図(1)	給水処理設備系統概要図	×	-		-
第9.4-1図(2)	給水処理設備系統概要図	×	-		-
第9.4-2図	水供給設備の系統概要図(蒸発乾固への対処及び燃料貯蔵プール等への注水)	×	-		-
第9.4-3図	水供給設備の系統概要図(燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、燃料貯蔵プール等への大容量の注水に係る第1貯水槽への水の補給)	×	-		-
第9.4-4図	水供給設備の系統概要図(大気中への放射性物質の放出抑制への対処に係る第1貯水槽への水の補給)	×	-		-
第9.4-5図	水供給設備の系統概要図(航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災への対処)	×	-		-
第9.4-6図	水供給設備の機器配置概要図(第1保管庫・貯水所 地下)	×	-		-
第9.4-7図	水供給設備の機器配置概要図(第1保管庫・貯水所 地上1階)	×	-		-
第9.4-8図	水供給設備の機器配置概要図(第1保管庫・貯水所 断面)	×	-		-
第9.4-9図	水供給設備の機器配置概要図(第2保管庫・貯水所 地下)	×	-		-
第9.4-10図	水供給設備の機器配置概要図(第2保管庫・貯水所 地上1階)	×	-		-
第9.4-11図	水供給設備の機器配置概要図(第2保管庫・貯水所 断面)	×	-		-
9.5	冷却水設備	-	-		-
9.5.1	設計基準対象の施設	-	-		-
9.5.1.1	概要	×	-		-
9.5.1.2	設計方針	×	-		-
9.5.1.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.5.1.4	主要設備	×	-		-
9.5.1.5	試験・検査	×	-		-
9.5.1.6	評価	×	-		-
9.5.2	重大事故等対処設備	-	-		-
9.5.2.1	代替安全冷却水系	-	-		-
9.5.2.1.1	概要	×	-		-
9.5.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-		-
9.5.2.1.3	設計方針	△	35条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目 引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び 「1.7.18(4)a.」)	-
9.5.2.1.4	主要設備の仕様	×	-		-
9.5.2.1.5	試験・検査	×	-		-
第9.5-1表(1)	冷却水設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.5-1表(2)	冷却水設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.5-2表	再処理設備本体用の安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水の供給が必要な施設	×	-		-
第9.5-3表(1)	代替安全冷却水系の主要設備の仕様	×	-		-
第9.5-3表(2)	代替安全冷却水系に関連する計装設備の概略仕様	×	-		-
第9.5-3表(3)	代替安全冷却水系に関連する放射線管理施設の概略仕様	×	-		-
第9.5-3表(4)	代替安全冷却水系に関連する水供給設備の概略仕様	×	-		-
第9.5-3表(5)	代替安全冷却水系に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第9.5-4表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する対象機器	×	-		-
第9.5-1図	冷却水設備系統概要図	×	-		-
第9.5-2図(1)	一般冷却水系系統概要図	×	-		-
第9.5-2図(2)	一般冷却水系系統概要図	×	-		-
第9.5-2図(3)	一般冷却水系系統概要図	×	-		-
第9.5-2図(4)	一般冷却水系系統概要図	×	-		-
第9.5-2図(5)	一般冷却水系系統概要図	×	-		-
第9.5-3図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系系統概要図	×	-		-
第9.5-4図	再処理設備本体用の安全冷却水系系統概要図	×	-		-
第9.5-5図	第2非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系系統概要図	×	-		-
第9.5-6図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B基礎機器配置図(地下2階)	×	-		-
第9.5-7図	代替安全冷却水系の系統概要図(内部ループへの通水による冷却)(その1)	×	-		-
第9.5-7図	代替安全冷却水系の系統概要図(内部ループへの通水による冷却)(その2)	×	-		-
第9.5-8図(1)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図(前処理建屋(地下4階))	×	-		-
第9.5-8図(2)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図(前処理建屋(地下3階))	×	-		-
第9.5-8図(3)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図(前処理建屋(地下1階))	×	-		-
第9.5-8図(4)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図(前処理建屋(地上1階))	×	-		-
第9.5-8図(5)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図(分離建屋(地下3階))	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第9.5-18図(2)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続口一覧前処理建屋(地上1階)	×	-		-
第9.5-18図(3)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続口一覧分離建屋(地上2階)	×	-		-
第9.5-18図(4)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続口一覧分離建屋(地上3階)	×	-		-
第9.5-18図(5)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続口一覧精製建屋(地上2階)	×	-		-
第9.5-18図(6)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続口一覧精製建屋(地上4階)	×	-		-
第9.5-18図(7)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続口一覧ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-		-
第9.5-18図(8)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続口一覧ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-		-
第9.5-18図(9)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続口一覧高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-		-
9.6	蒸気供給設備	-	-		-
9.6.1	概要	×	-		-
9.6.2	設計方針	×	-		-
9.6.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.6.4	主要設備	×	-		-
9.6.5	試験・検査	×	-		-
9.6.6	評価	×	-		-
第9.6-1表	蒸気供給設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.6-1図	蒸気供給設備系統概要図	×	-		-
第9.6-2図	一般蒸気系統概要図	×	-		-
第9.6-3図	安全蒸気系統概要図	×	-		-
9.7	主要な試験施設	×	-		-
9.8	分析設備	-	-		-
9.8.1	概要	×	-		-
9.8.2	設計方針	×	-		-
9.8.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.8.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
9.8.5	試験・検査	×	-		-
9.8.6	評価	×	-		-
第9.8-1表	分析設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.8-2表	主要な試料採取項目	×	-		-
第9.8-3表	分析済溶液処理系の主要設備の臨界安全管理表	×	-		-
第9.8-1図	分析済溶液処理系系統概要図	×	-		-
9.9	化学薬品貯蔵供給設備	-	-		-
9.9.1	概要	○	化学薬品貯蔵供給設備		12条 補11-4-18
9.9.2	設計方針	○	化学薬品貯蔵供給設備		12条 補11-4-18
9.9.3	主要設備の仕様	△	化学薬品貯蔵供給設備	引用元による大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.9-1表」)	-
9.9.4	主要設備	○	化学薬品貯蔵供給設備		12条 補11-4-19
9.9.5	評価	○	化学薬品貯蔵供給設備		12条 補11-4-19
第9.9-1表	化学薬品貯蔵供給設備の主要設備の仕様	○	化学薬品貯蔵供給設備		12条 補11-4-20
第9.9-1図	主要な化学薬品貯蔵供給系系統概要図	○	化学薬品貯蔵供給設備		12条 補11-4-21
9.10	火災防護設備	○	5条 29条		参2-5 参5-4
9.10.1	安全機能を有する施設に対する火災防護設備	-	-		-
9.10.1.1	概要	○	5条		参2-5
9.10.1.2	設計方針	○	5条		参2-5
9.10.1.3	主要設備の仕様	△	5条	引用元による大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.10-2表」)	-
9.10.1.4	主要設備	○	5条		参2-11
9.10.1.5	試験・検査	×	-		-
9.10.1.6	評価	×	-		-
9.10.2	重大事故等対処施設に対する火災防護設備	-	-		-
9.10.2.1	概要	○	29条		参5-4
9.10.2.2	設計方針	○	29条		参5-4
9.10.2.3	主要設備の仕様	△	29条	引用元による大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.10-4表」)	-
9.10.2.4	主要設備	○	29条		参5-8
9.10.2.5	試験・検査	×	-		-
9.10.2.6	評価	×	-		-
第9.10-1表	火災感知設備の火災感知器の組合せ	×	-		-
第9.10-2表	消火設備の主要設備の仕様	○	5条		参2-11
第9.10-3表	火災感知設備の火災感知器の組合せ	×	-		-
第9.10-4表	消火設備の主要設備の仕様	○	29条		参5-8
第9.10-1図	火災感知設備系統概要図	×	-		-
第9.10-2図	消火水供給設備系統概要図	×	-		-
第9.10-3図	火災感知設備系統概要図(重大事故等対処施設用)	×	-		-
第9.10-4図	消火水供給設備系統概要図(緊急時対策建屋)	×	-		-
9.11	竜巻防護対策設備	-	-		-
9.11.1	概要	×	-		-
9.11.2	設計方針	△	9条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
9.11.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.11.4	主要設備	×	-		-
9.11.5	試験・検査	×	-		-
9.11.6	評価	△	9条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
第9.11.3-1表	竜巻防護対策設備の仕様	×	-		-
第9.11.4-1図	竜巻防護対策設備配置図	×	-		-
第9.11.4-2図(1)	飛来物防護板概略図(非常用電源建屋)	×	-		-
第9.11.4-2図(2)	飛来物防護板概略図(主排気筒周辺)	×	-		-
第9.11.4-2図(3)	飛来物防護板概略図(開口部)	×	-		-
第9.11.4-3図	飛来物防護ネット概略図	×	-		-
9.12	溢水防護設備	×	-		-
9.13	化学薬品防護設備	○	12条		補11-4-3
9.14	補機駆動用燃料補給設備	-	-		-
9.14.1	概要	×	-		-
9.14.2	設計方針	△	42条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
9.14.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.14.4	系統構成	×	-		-
9.14.5	試験・検査	×	-		-
第9.14-1表	補機駆動用燃料補給設備の設備仕様	×	-		-
第9.14-1図	軽油貯槽の配置図	×	-		-
第9.14-2図	補機駆動用燃料補給設備の系統概要図	×	-		-
9.15	放出抑制設備	-	-		-
9.15.1	放水設備	-	-		-
9.15.1.1	概要	×	-		-
9.15.1.2	設計方針	△	40条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
9.15.1.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.15.1.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
9.15.1.5	試験・検査	×	-		-
9.15.2	注水設備	-	-		-
9.15.2.1	概要	×	-		-
9.15.2.2	設計方針	△	40条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
9.15.2.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.15.2.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
9.15.2.5	試験・検査	×	-		-
9.15.3	抑制設備	-	-		-
9.15.3.1	概要	×	-		-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
9.15.3.2	設計方針	△	40条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目引用のみの項目(引用元:「1.7.18(1)a.」,「1.7.18(3)a.」及び「1.7.18(4)a.」)	-
9.15.3.3	主要設備の仕様	×	-		-
9.15.3.4	系統構成及び主要設備	×	-		-
9.15.3.5	試験・検査	×	-		-
第9.15-1表(1)	放水設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.15-1表(2)	放水設備に関する計装設備の概略仕様	×	-		-
第9.15-1表(3)	放水設備に関する水供給設備の概略仕様	×	-		-
第9.15-1表(4)	放水設備に関する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-		-
第9.15-1表(5)	放水設備に関する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第9.15-2表(1)	注水設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.15-2表(2)	注水設備に関する計装設備の概略仕様	×	-		-
第9.15-2表(3)	注水設備に関する水供給設備の概略仕様	×	-		-
第9.15-2表(4)	注水設備に関する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-		-
第9.15-2表(5)	注水設備に関する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第9.15-3表(1)	抑制設備の主要設備の仕様	×	-		-
第9.15-3表(2)	抑制設備に関する水供給設備の概略仕様	×	-		-
第9.15-3表(3)	抑制設備に関する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-		-
第9.15-3表(4)	抑制設備に関する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-		-
第9.15-1図	放水設備の系統概要図(大気中への放射性物質の放出を抑制)	×	-		-
第9.15-2図	放水設備の系統概要図(再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災への対処)	×	-		-
第9.15-3図	注水設備の系統概要図(工場等外への放射線の放出を抑制)	×	-		-
第9.15-4図	抑制設備の配置図	×	-		-
9.16	緊急時対策所	-	-		-
9.16.1	設計基準対象の施設	-	-		-
9.16.1.1	概要	○	26条		補2-4-4
9.16.1.2	設計方針	○	26条		補2-4-5
9.16.1.3	主要設備の仕様	△	26条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.16-1表(1)」)	-
9.16.1.4	主要設備	○	26条		補2-4-6
9.16.1.5	試験・検査	×	-		-
9.16.2	重大事故等対処設備	-	-		-
9.16.2.1	概要	○	46条		補2-10-7
9.16.2.2	設計方針	○	46条		補2-10-12 補2-10-18
9.16.2.3	主要設備の仕様	△	46条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.16-2表(1)」)	-
9.16.2.4	系統構成及び主要設備	○	46条		補2-10-10 補2-10-14 補2-10-18 補2-10-20
9.16.2.5	試験・検査	×	-		-
第9.16-1表(1)	緊急時対策所の主要設備及び仕様	○	26条		補2-4-7
第9.16-1表(2)	通信連絡設備の概略仕様	△	26条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.17.1-1表(1)」及び「第9.17.1-1表(2)」)	-
第9.16-2表(1)	緊急時対策所の主要設備及び仕様(重大事故等対処設備)	○	46条		補2-10-15 補2-10-19
第9.16-2表(2)	放射線管理施設の概略仕様	×	-		-
第9.16-2表(3)	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の概略仕様	△	46条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.17.2-3表」)	-
第9.16-1図	データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図	×	-		-
第9.16-2図	緊急時対策建屋機器配置図(地下1階)	×	-		-
第9.16-3図	緊急時対策建屋機器配置図(地上1階)	×	-		-
第9.16-4図	緊急時対策建屋換気設備の系統概要図	○	46条		補2-10-16
第9.16-5図	情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図	×	-		-
第9.16-6図	緊急時対策建屋電源設備の系統概要図	×	-		-
第9.16-7図	燃料補給設備の系統概要図	×	-		-
9.17	通信連絡設備	-	-		-
9.17.1	設計基準対象の施設	-	-		-
9.17.1.1	概要	○	27条		補2-16-6
9.17.1.2	設計方針	○	27条		補2-16-6
9.17.1.3	主要設備の仕様	△	27条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.17.1-1表」)	-
9.17.1.4	主要設備	○	27条		補2-16-8 補2-16-13
9.17.1.5	試験・検査	×	-		-
9.17.1.6	手順等	×	-		-
第9.17.1-1表(1)	通信連絡設備の主要設備の仕様	○	27条		補2-16-12
第9.17.1-1表(2)	通信連絡設備の主要設備の仕様	○	27条		補2-16-17
9.17.2	重大事故等対処設備	-	-		47-5
9.17.2.1	概要	○	47条		補2-14-6
9.17.2.2	設計方針	○	47条		補2-14-7
9.17.2.3	主要設備の仕様	△	47条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「第9.17.2-1表」,「第9.17.2-2表」及び「第9.17.2-3表」)	-
9.17.2.4	系統構成及び主要設備	○	47条		補2-14-8 補2-14-11 補2-14-14
9.17.2.5	試験・検査	×	-		-
第9.17.2-1表(1)	通信連絡設備の一覧	○	47条		補2-14-9
第9.17.2-1表(2)	通信連絡設備の一覧	○	47条		補2-14-12
第9.17.2-2表	代替通信連絡設備の一覧	○	47条		補2-14-16
第9.17.2-3表(1)	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の主要機器仕様	○	47条		補2-14-9 補2-14-12 補2-14-16
第9.17.2-3表(2)	通信連絡設備に関する電気設備の概略仕様	×	-		-
第9.17.2-3表(3)	代替通信連絡設備に関する制御室(重大事故等時)の概略仕様	×	-		-
第9.17.2-3表(4)	代替通信連絡設備に関する放射線管理施設の概略仕様	×	-		-
第9.17.2-3表(5)	代替通信連絡設備に関する電気設備の概略仕様	×	-		-
第9.17.2-3表(6)	代替通信連絡設備に関する緊急時対策建屋電源設備の概略仕様	×	-		-
第9.17.2-1図	通信連絡設備の系統概要図	○	47条		補2-14-10 補2-14-13
第9.17.2-2図	代替通信連絡設備の系統概要図	○	47条		補2-14-18
第9.17.2-3図	代替通信連絡設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-		-
第9.17.2-4図	代替通信連絡設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)	×	-		-
第9.17.2-5図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地下4階)	×	-		-
第9.17.2-6図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地下3階)	×	-		-
第9.17.2-7図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地下1階)	×	-		-
第9.17.2-8図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地上1階)	×	-		-
第9.17.2-9図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地上2階)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
1.	安全評価に関する基本方針	-	-	-	-
1.1	基本的考え方	×	-	-	-
1.1.1	運転時の異常な過渡変化	-	-	-	-
1.1.1.1	定義	×	-	-	-
1.1.1.2	事象の検討及び選定	-	-	-	-
1.1.1.3	判断基準	×	-	-	-
1.1.2	設計基準事故	-	-	-	-
1.1.2.1	定義	×	-	-	-
1.1.2.2	事象の検討及び選定	×	-	-	-
1.1.2.3	判断基準	×	-	-	-
1.1.3	立地評価事故	-	-	-	-
1.1.3.1	定義	×	-	-	-
1.1.3.2	評価事象	×	-	-	-
1.1.3.3	判断基準	×	-	-	-
第1.1-1表	事故等の評価に係る工程	×	-	-	-
第1.1-2表	物質の出入り、エネルギーの出入り及び固体の位置又は経路の変化に関する変動項目	×	-	-	-
第1.1-3表	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象の分類項目	×	-	-	-
第1.1-4表(1)	運転時の異常な過渡変化に係る事象	×	-	-	-
第1.1-4表(2)	運転時の異常な過渡変化に係る事象	×	-	-	-
第1.1-4表(3)	運転時の異常な過渡変化に係る事象	×	-	-	-
第1.1-4表(4)	運転時の異常な過渡変化に係る事象	×	-	-	-
第1.1-5表(1)	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-	-	-
第1.1-5表(2)	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-	-	-
第1.1-5表(3)	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-	-	-
第1.1-5表(4)	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-	-	-
第1.1-6表	設計基準事故に係る事象の類似事象の分類項目	×	-	-	-
第1.1-7表(1)	設計基準事故に係る事象	×	-	-	-
第1.1-7表(2)	設計基準事故に係る事象	×	-	-	-
第1.1-8表(1)	設計基準事故に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-	-	-
第1.1-8表(2)	設計基準事故に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-	-	-
1.2	解析に当たって考慮する事項	×	-	-	-
1.3	再処理施設の事故等の代表事象の選定について	×	-	-	-
第1.3-1表	火災への拡大に係る事象の比較	×	-	-	-
第1.3-2表	爆発への拡大に係る事象の比較	×	-	-	-
第1.3-3表	臨界への拡大に係る事象の比較	×	-	-	-
第1.3-4表	放射性物質の浄化機能の低下に係る事象の比較	×	-	-	-
第1.3-5表	火災(セル内での有機溶媒火災)に係る事象の比較	×	-	-	-
第1.3-6表	漏えい(配管からセルへの漏えい)に係る事象の比較	×	-	-	-
第1.3-7表	使用済燃料集合体等の破損に係る事象の比較	×	-	-	-
1.4	参考文献一覧	×	-	-	-
2.	運転時の異常な過渡変化	-	-	-	-
2.1	序	×	-	-	-
2.2	プルトニウム精製設備の逆抽出塔での有機溶媒の温度異常上昇	-	-	-	-
2.2.1	原因、発生防止対策及び拡大防止対策	×	-	-	-
2.2.2	過渡変化の解析	×	-	-	-
2.2.3	判断基準への適合性の検討	×	-	-	-
2.3	高レベル廃液濃縮缶における加熱蒸気の温度異常	-	-	-	-
2.3.1	原因、発生防止対策及び拡大防止対策	×	-	-	-
2.3.2	過渡変化の解析	×	-	-	-
2.3.3	判断基準への適合性の検討	×	-	-	-
2.4	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉での還元ガス中の水素濃度異常上昇	-	-	-	-
2.4.1	原因、発生防止対策及び拡大防止対策	×	-	-	-
2.4.2	過渡変化の解析	×	-	-	-
2.4.3	判断基準への適合性の検討	×	-	-	-
2.5	分配設備のプルトニウム洗浄器におけるプルトニウム濃度異常上昇	-	-	-	-
2.5.1	原因、発生防止対策及び拡大防止対策	×	-	-	-
2.5.2	過渡変化の解析	×	-	-	-
2.5.3	判断基準への適合性の検討	×	-	-	-
2.6	高レベル廃液濃縮缶凝縮器での冷却能力の低下による廃ガス中蒸気量の増大	-	-	-	-
2.6.1	原因、発生防止対策及び拡大防止対策	×	-	-	-
2.6.2	過渡変化の解析	×	-	-	-
2.6.3	判断基準への適合性の検討	×	-	-	-
2.7	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉の温度異常上昇	-	-	-	-
2.7.1	原因、発生防止対策及び拡大防止対策	×	-	-	-
2.7.2	過渡変化の解析	×	-	-	-
2.7.3	判断基準への適合性の検討	×	-	-	-
2.8	外部電源喪失	-	-	-	-
2.8.1	原因、発生防止対策及び拡大防止対策	×	-	-	-
2.8.2	過渡変化の解析	×	-	-	-
2.8.3	判断基準への適合性の検討	×	-	-	-
2.9	結論	×	-	-	-
2.10	参考文献一覧	×	-	-	-
3.	設計基準事故	-	-	-	-
3.1	序	×	-	-	-
3.2	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災	-	-	-	-
3.2.1	原因及び説明	×	-	-	-
3.2.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-	-	-
3.2.3	事故経過	×	-	-	-
3.2.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	-	-	-	-
3.2.4.1	放射性物質の放出量	×	-	-	-
3.2.4.2	線量の評価	×	-	-	-
3.2.5	判断基準への適合性の検討	×	-	-	-
第3.2-1表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の燃焼有機溶媒中の放射性物質濃度	×	-	-	-
第3.2-2表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の放出量	×	-	-	-
第3.2-3表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の線量	×	-	-	-
第3.2-1図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災-プルトニウム精製塔セル内の圧力解析	×	-	-	-
第3.2-2図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災-精製建屋換気設備のセルからの排気系の高性能粒子フィルタに流入する気体の温度解析	×	-	-	-
第3.2-3図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災-精製建屋内の圧力解析	×	-	-	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
第3.2-4図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の大気放出過程	×	-		-
3.3	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応	-	-		-
3.3.1	原因及び説明	×	-		-
3.3.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-		-
3.3.3	事故経過	×	-		-
3.3.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	-	-		-
3.3.4.1	放射性物質の放出量	×	-		-
3.3.4.2	線量の評価	×	-		-
3.3.5	判断基準への適合性の検討	×	-		-
第3.3-1表	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応時のプルトニウム濃縮缶内の放射性物質濃度	×	-		-
第3.3-2表	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応時の放射性物質の放出量	×	-		-
第3.3-3表	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応時の線量	×	-		-
第3.3-1図	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応-プルトニウム濃縮缶内の圧力解析	×	-		-
第3.3-2図	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応-高性能粒子フィルタの差圧解析	×	-		-
第3.3-3図	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応-高性能粒子フィルタに流入する気体の温度解析	×	-		-
第3.3-4図	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応時の放射性物質の大気放出過程	×	-		-
3.4	溶解槽における臨界	-	-		-
3.4.1	原因及び説明	×	-		-
3.4.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-		-
3.4.3	事故経過	×	-		-
3.4.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	-	-		-
3.4.4.1	放射性物質の放出量	×	-		-
3.4.4.2	線量の評価	×	-		-
3.4.4.3	臨界の事象想定について	×	-		-
3.4.5	判断基準への適合性の検討	×	-		-
第3.4-1表	溶解槽における臨界時の放射性物質生成量及び諸定数	×	-		-
第3.4-2表	溶解槽における臨界時の溶液中の放射性物質濃度	×	-		-
第3.4-3表	溶解槽における臨界時の放射性物質の放出量	×	-		-
第3.4-4表	溶解槽における臨界時の核分裂による放射線の発生数	×	-		-
第3.4-5表	溶解槽における臨界時の線量	×	-		-
第3.4-1図(1)	溶解槽における臨界時の放射性物質の大気放出過程(希ガス及びイオン)	×	-		-
第3.4-1図(2)	溶解槽における臨界時の放射性物質の大気放出過程(希ガス及びイオン以外の核種)	×	-		-
3.5	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい	-	-		-
3.5.1	原因及び説明	×	-		-
3.5.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-		-
3.5.3	事故経過	×	-		-
3.5.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	-	-		-
3.5.4.1	放射性物質の放出量	×	-		-
3.5.4.2	線量の評価	×	-		-
3.5.5	判断基準への適合性の検討	×	-		-
第3.5-1表	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい時の放射性物質の放出量	×	-		-
第3.5-2表	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい時の線量	×	-		-
第3.5-1図	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい時の放射性物質の大気放出過程	×	-		-
3.6	高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい	-	-		-
3.6.1	原因及び説明	×	-		-
3.6.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-		-
3.6.3	事故経過	×	-		-
3.6.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	-	-		-
3.6.4.1	放射性物質の放出量	×	-		-
3.6.4.2	線量の評価	×	-		-
3.6.5	判断基準への適合性の検討	×	-		-
第3.6-1表	高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい時の放射性物質の放出量	×	-		-
第3.6-2表	高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい時の線量	×	-		-
第3.6-1図	高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい時の放射性物質の大気放出過程	×	-		-
3.7	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下	-	-		-
3.7.1	原因及び説明	×	-		-
3.7.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-		-
3.7.3	事故経過	×	-		-
3.7.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	-	-		-
3.7.4.1	放射性物質の放出量	×	-		-
3.7.4.2	線量の評価	×	-		-
3.7.5	判断基準への適合性の検討	×	-		-
第3.7-1表	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時の放射性物質の放出量	×	-		-
第3.7-2表	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時の線量	×	-		-
第3.7-1図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時の希ガスの大気放出過程(ガンマ線実効エネルギー0.5MeV換算値)	×	-		-
第3.7-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時のイオンの大気放出過程	×	-		-
3.8	短時間の全交流動力電源の喪失	-	-		-
3.8.1	原因及び説明	×	-		-
3.8.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-		-
3.8.3	事故経過	×	-		-
3.8.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	-	-		-
3.8.4.1	放射性物質の放出量	×	-		-
3.8.4.2	線量の評価	×	-		-
3.8.5	判断基準への適合性の検討	×	-		-
第3.8-1表	短時間の全交流動力電源の喪失時の放射性物質の放出量	×	-		-
第3.8-2表	短時間の全交流動力電源の喪失時の線量	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第3.8-1図	短時間の全交流動力電源の喪失時の放射性物質の大気放出過程	×	-		-
3.9	安全評価における機能別の単一故障の仮定について	×	-		-
第3.9-1表	設計基準事故において仮定した単一故障	×	-		-
3.10	結論	×	-		-
3.11	参考文献一覧	×	-		-
4.	立地評価事故	-	-		-
4.1	序	×	-		-
4.2	溶解槽における臨界	-	-		-
4.2.1	事故の想定	×	-		-
4.2.2	線量当量評価の種類	×	-		-
4.2.3	放射性物質の放出量及び線量当量の評価	×	-		-
4.2.3.1	放射性物質の放出量	×	-		-
4.2.3.2	線量当量の評価	×	-		-
第4.2-1表	溶解槽における臨界時の放射性物質生成量及び諸定数(立地評価事故)	×	-		-
第4.2-2表	溶解槽における臨界時の溶液中の放射性物質濃度(立地評価事故)	×	-		-
第4.2-3表	溶解槽における臨界時の放射性物質の放出量(立地評価事故)	×	-		-
第4.2-4表	溶解槽における臨界時の核分裂による放射線の発生数(立地評価事故)	×	-		-
第4.2-5表	溶解槽における臨界時の線量当量(立地評価事故)	×	-		-
第4.2-6表	溶解槽における臨界時の全身線量(実効線量当量)の人口積算値(立地評価事故)(1985年の人口)	×	-		-
第4.2-7表	溶解槽における臨界時の全身線量(実効線量当量)の人口積算値(立地評価事故)(2040年の人口)	×	-		-
第4.2-1図(1)	溶解槽における臨界時の放射性物質の大気放出過程(希ガス及びイオン素)(立地評価事故)	×	-		-
第4.2-1図(2)	溶解槽における臨界時の放射性物質の大気放出過程(希ガス及びイオン素以外の核種)(立地評価事故)	×	-		-
4.3	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災	-	-		-
4.3.1	事故の想定	×	-		-
4.3.2	線量当量評価の種類	×	-		-
4.3.3	放射性物質の放出量及び線量当量の評価	×	-		-
4.3.3.1	放射性物質の放出量	×	-		-
4.3.3.2	線量当量の評価	×	-		-
第4.3-1表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の燃焼有機溶媒中の放射性物質濃度(立地評価事故)	×	-		-
第4.3-2表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の放出量(立地評価事故)	×	-		-
第4.3-3表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の線量当量(立地評価事故)	×	-		-
第4.3-4表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の全身線量(実効線量当量)の人口積算値(立地評価事故)(1985年の人口)	×	-		-
第4.3-5表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の全身線量(実効線量当量)の人口積算値(立地評価事故)(2040年の人口)	×	-		-
第4.3-1図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の大気放出過程(立地評価事故)	×	-		-
4.4	判断基準への適合性の検討	×	-		-
4.5	結論	×	-		-
4.6	参考文献一覧	×	-		-
5.	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	○	技術的能力1.0 ~1.14		補1.0-11-3 補1.1-7-3 補1.2-6-3 補1.3-5-3 補1.4-6-3 補1.5-9-3 補1.7-5-3 補1.8-2-3 補1.9-8-3 補1.10-11-3 補1.11-12-3 補1.12-27-3 補1.13-11-3 補1.14-9-3
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(1/15)	○	技術的能力1.0		補1.0-11-6
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(2/15)	○	技術的能力1.1		補1.1-7-7
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(3/15)	○	技術的能力1.2		補1.2-6-6
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(4/15)	○	技術的能力1.3		補1.3-5-7
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(5/15)	○	技術的能力1.4		補1.4-6-7
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(6/15)	○	技術的能力1.5		補1.5-9-6
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(7/15)	×	-	放射性物質の漏えいに対処するための手順等	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(8/15)	○	技術的能力1.7		補1.7-5-7
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(9/15)	○	技術的能力1.8		補1.8-2-6
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(10/15)	○	技術的能力1.9		補1.9-8-6
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(11/15)	○	技術的能力1.10		補1.10-11-7
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(12/15)	○	技術的能力1.11		補1.11-12-8
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(13/15)	○	技術的能力1.12		補1.12-27-7
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(14/15)	○	技術的能力1.13		補1.13-11-10
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(15/15)	○	技術的能力1.14		補1.14-9-7
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(1/14)	△	技術的能力1.1	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(2/14)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(3/14)	△	技術的能力1.3	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(4/14)	△	技術的能力1.4	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(5/14)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(6/14)	△	技術的能力1.6	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(7/14)	△	技術的能力1.7	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(8/14)	△	技術的能力1.8	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(9/14)	△	技術的能力1.9	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(10/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(11/14)	○	技術的能力1.11		補1.11-12-11

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(12/14)	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(13/14)	○	技術的能力1.13		補1.13-11-15
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(14/14)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(1/16)「前処理建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(2/16)「精製建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(3/16)「前処理建屋における臨界事故の放射線分解水の掃気」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(4/16)「精製建屋における臨界事故の放射線分解水の掃気」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(5/16)「前処理建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(6/16)「精製建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(7/16)「内部ループへの通水」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(8/16)「貯槽等への注水」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(9/16)「冷却コイル等への通水」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(10/16)「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(11/16)「水素爆発を未然に防止するための空気の供給」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(12/16)「水素爆発の再発を防止するための空気の供給」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(13/16)「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(14/16)「プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(15/16)「廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	×	-		-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(16/16)「燃料損傷防止対策」	×	-		-
5.1	重大事故等対策	-	-		-
5.1.1	重大事故等対処設備に係る事項	○	技術的能力1.0		補1.0-11-10
第5.1.1-1図	屋外のアクセスルート図	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.1-2図	現場環境確認に用いるルート設定の基本方針	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
5.1.2	復旧作業に係る事項	×	-		-
第5.1.2-1表	施設の復旧作業に必要な資機材	×	-		-
第5.1.2-2表	予備品として確保する部品の例(1/4)	×	-		-
第5.1.2-2表	予備品として確保する部品の例(2/4)	×	-		-
第5.1.2-2表	予備品として確保する部品の例(3/4)	×	-		-
第5.1.2-2表	予備品として確保する部品の例(4/4)	×	-		-
第5.1.2-3表	補修材による応急措置の例	×	-		-
第5.1.2-4表	活用可能な同型の既存機器の数量(1/4)	×	-		-
第5.1.2-4表	活用可能な同型の既存機器の数量(2/4)	×	-		-
第5.1.2-4表	活用可能な同型の既存機器の数量(3/4)	×	-		-
第5.1.2-4表	活用可能な同型の既存機器の数量(4/4)	×	-		-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その1(1/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その1(2/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その1(3/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その1(4/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その2(1/3)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その2(2/3)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その2(3/3)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その3(1/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その3(2/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その3(3/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その3(4/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その4(1/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その4(2/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その4(3/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その4(4/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その5(1/3)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その5(2/3)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その5(3/3)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その6	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その7(1/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その7(2/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その7(3/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その7(4/4)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
5.1.3	支援に係る事項	○	技術的能力1.0		補1.0-11-14

申請書 添付書類A

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第5.1.3-1図	全社対策本部の概要	×	-		-
第5.1.3-2図	防災組織全体図	×	-		-
5.1.4	手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備	○	技術的能力1.0		補1.0-11-16 補1.0-11-21 補1.0-11-26 補1.0-11-32
第5.1.4-1表	異常の検知から安全機能の喪失までの判断(1/2)	×	-		-
第5.1.4-1表	異常の検知から安全機能の喪失までの判断(2/2)	×	-		-
第5.1.4-2表	非常時対策組織の構成	○	技術的能力1.0		補1.0-11-40
第5.1.4-3表	実施組織の構成	○	技術的能力1.0		補1.0-11-41
第5.1.4-4表	支援組織の構成	○	技術的能力1.0		補1.0-11-42
第5.1.4-5表	宿直者の構成	○	技術的能力1.0		補1.0-11-43
第5.1.4-1図	制御建屋1階平面図	×	-		-
第5.1.4-2図	平常運転時の監視から対策の開始までの基本的な流れ	○	技術的能力1.0		補1.0-11-18
第5.1.4-3図	監視機能及び制御機能の喪失から対策の開始までの流れ	×	-		-
第5.1.4-4図	自然災害における対策の開始までの流れ	○	技術的能力1.0		補1.0-11-19
第5.1.4-5図	地震発生における対策の開始までの流れ	○	技術的能力1.0		補1.0-11-19
第5.1.4-6図	文書体系図	○	技術的能力1.0		補1.0-11-22
第5.1.4-7図	非常時対策組織の体制図	○	技術的能力1.0		補1.0-11-44
第5.1.4-8図	非常時対策組織の初動体制及び全体体制の構成	○	技術的能力1.0		補1.0-11-44
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時0時間から24時間)(1/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時0時間から24時間)(2/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時24時間から48時間)(3/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時24時間から48時間)(4/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時48時間以降)(5/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時48時間以降)(6/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(放射線対応作業項目)(7/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(情報把握計装設備作業項目)(8/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(建屋外作業項目)(9/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(建屋外作業項目)(10/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(建屋外作業項目)(11/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(制御建屋作業項目)(12/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋作業項目)(13/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(前処理建屋作業項目)(14/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(分離建屋作業項目)(15/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(分離建屋作業項目)(16/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(精製建屋作業項目)(17/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋作業項目)(18/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(高レベル廃液ガラス固化建屋作業項目)(19/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(高レベル廃液ガラス固化建屋作業項目)(20/20)	△	技術的能力1.0	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5.1.4-10図	六ヶ所村尾駈地区から緊急時対策所までのルート	×	-		-
第5.1.4-11図	全社対策本部の体制図	×	-		-
5.2	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	○	技術的能力2.		補2-8-2
5.2.1	大規模損壊発生時の手順書の整備	○	技術的能力2.		補2-8-3
5.2.1.1	大規模損壊発生時の対応手順	×	-		-
5.2.1.2	大規模損壊への対応を行うために必要な手順	○	技術的能力2.		補2-8-6
5.2.2	大規模損壊の発生に備えた体制の整備	×	-		-
5.2.2.1	大規模損壊発生時の体制	×	-		-
5.2.2.2	大規模損壊発生時の対応のための要員への教育及び訓練	×	-		-
5.2.2.3	大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる被災時に対する指揮命令系統の確立	×	-		-
5.2.2.4	大規模損壊発生時の活動拠点	○	技術的能力2.		補2-8-8
5.2.2.5	大規模損壊発生時の支援体制の確立	×	-		-
5.2.3	大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備	○	技術的能力2.		補2-8-10
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(1/8)	×	-		-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(2/8)	×	-		-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(3/8)	×	-		-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(4/8)	×	-		-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(5/8)	×	-		-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(6/8)	×	-		-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(7/8)	×	-		-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(8/8)	×	-		-
第5.2.1-2表	大規模損壊へ至る可能性のある自然現象	×	-		-
第5.2.1-1図	大規模損壊を発生させる可能性のある自然現象の検討プロセスの概要	×	-		-
第5.2.1-2図	大規模損壊発生時の対応全体概略フロー(再処理施設の状態把握が困難な場合)	×	-		-
6.	重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方	-	-		-
6.1	重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定	-	-		-
6.1.1	重大事故の発生を仮定する際の条件の考え方	○	28条		補3-31-4
6.1.2	個々の重大事故の発生の仮定	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
6.1.3	重大事故の発生を仮定する機器の特定結果	○	28条		補 3-31-16 補 3-31-18 補 3-31-21 補 3-31-23 補 3-31-25 補 3-31-27 補 3-31-29 補 3-31-30
第6.1-1表	重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある自然現象の選定結果	○	28条		補 3-31-10
第6.1-2表	重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある人為現象の選定結果	○	28条		補 3-31-14
第6.1-3表	重大事故の起因となる機能喪失の要因となる自然現象と他の自然現象の組合せの検討結果	×	-		-
第6.1-4表	機能喪失に至る前に対処可能な自然現象と他の自然現象の組合せ	×	-		-
第6.1-5表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-		-
第6.1-6表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器	×	-		-
第6.1-7表	放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器	×	-		-
6.2	評価対象の整理及び評価項目の設定	×	-		-
6.3	評価に当たって考慮する事項	×	-		-
6.3.1	安全機能を有する施設の安全機能の喪失に対する想定	×	-		-
6.3.2	操作及び作業時間に対する仮定	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
6.3.3	環境条件の考慮	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
6.3.4	有効性評価の範囲	×	-		-
6.4	有効性評価に使用する計算プログラム	×	-		-
6.4.1	臨界事故	×	-		-
6.4.2	冷却機能の喪失による蒸発乾固	×	-		-
6.4.3	放射線分解により発生する水素による爆発	×	-		-
6.4.4	有機溶媒等による火災又は爆発	×	-		-
6.4.5	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷	×	-		-
6.4.6	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-		-
6.5	有効性評価における評価の条件設定の方針	-	-		-
6.5.1	評価件設定の考え方	×	-		-
6.5.2	共通的条件	-	-		-
6.5.2.1	使用済燃料の冷却期間	×	-		-
6.5.2.2	崩壊熱	×	-		-
6.5.2.3	水素発生G値	×	-		-
6.5.2.4	放射性物質質量	×	-		-
6.5.2.5	事故の影響を受ける割合及び機器の気相に移行する割合	×	-		-
6.5.2.6	大気中への放出過程における放射性物質の除染係	×	-		-
6.5.2.7	放射性物質のセシウム-137 換算係数	×	-		-
6.5.2.8	溶液、廃液、有機溶媒の温度	×	-		-
6.5.2.9	機器に内包する溶液、廃液、有機溶媒の液量	×	-		-
6.6	評価の実施	×	-		-
6.7	解析コード及び評価件の不確かさの影響評価方針	×	-		-
6.7.1	解析コードにおける不確かさの影響評価	×	-		-
6.7.2	評価件の不確かさの影響評価	×	-		-
6.8	重大事故等の同時発生又は連鎖	-	-		-
6.8.1	重大事故等の事象進展、事故規模の分析	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
6.8.2	重大事故等の同時発生	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
6.8.3	重大事故等の連鎖	-	-		-
6.8.3.1	重大事故等の連鎖の整理の考え方	×	-		-
6.8.3.2	重大事故等の連鎖に係る検討方針	×	-		-
第6.8-1図	起因となる重大事故等(機器内)の事故影響が及ぶ安全機能の概念図	×	-		-
6.9	必要な要員及び資源の評価方針	×	-		-
6.9.1	必要な要員	×	-		-
6.9.2	必要な資源	×	-		-
6.10	参考文献一覧	×	-		-
7.	重大事故等に対する対策の有効性評価	-	-		-
7.1	臨界事故への対処	×	-		-
7.1.1	臨界事故の拡大防止対策	-	-		-
7.1.1.1	臨界事故の拡大防止対策の具体的内容	×	-		-
7.1.1.2	臨界事故の拡大防止対策の有効性評価	-	-		-
7.1.1.2.1	有効性評価	×	-		-
7.1.1.2.2	有効性評価の結果	×	-		-
7.1.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-		-
7.1.1.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-		-
7.1.2	臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源	×	-		-
7.1.3	参考文献一覧	×	-		-
第7.1-1表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-		-
第7.1-2表	前処理建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給の手順と設備の関係	×	-		-
第7.1-3表	精製建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給の手順と設備の関係	×	-		-
第7.1-4表	前処理建屋における臨界事故の放射線分解水素の掃気の手順と設備の関係	×	-		-
第7.1-5表	精製建屋における臨界事故の放射線分解水素の掃気の手順と設備の関係	×	-		-
第7.1-6表	前処理建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留の手順と設備の関係	×	-		-
第7.1-7表	精製建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留の手順と設備の関係	×	-		-
第7.1-8表	臨界事故において安全機能の喪失を想定する機器	×	-		-
第7.1-9表	臨界事故の拡大防止対策に使用する設備	×	-		-
第7.1-10表	可溶性中性子吸収材の自動供給に係る主要な評価	×	-		-
第7.1-11表	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に係る主要な評価条件(共通条件)	×	-		-
第7.1-12表	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に係る主要な評価条件(個別条件)	×	-		-
第7.1-13表	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に係る主要な評価条件(溶液由来の放射線分解水素)	×	-		-
第7.1-14表	大気中への放射性物質の放出量の算出に係る主要な評価条件	×	-		-
第7.1-15表	可溶性中性子吸収材供給後の実効増倍率	×	-		-
第7.1-16表	臨界事故発生後の機器内の最大水素濃度及び水素濃度平衡値	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
第7.1-17表	溶解槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の放出量	×	-		-
第7.1-18表	エンドピース酸洗浄槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の放出量	×	-		-
第7.1-19表	ハル洗浄槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の放出量	×	-		-
第7.1-20表	第5一時貯留処理槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の放出量	×	-		-
第7.1-21表	第7一時貯留処理槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の放出量	×	-		-
第7.1-22表	溶解槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs-137換算)	×	-		-
第7.1-23表	エンドピース酸洗浄槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs-137換算)	×	-		-
第7.1-24表	ハル洗浄槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs-137換算)	×	-		-
第7.1-25表	第5一時貯留処理槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs-137換算)	×	-		-
第7.1-26表	第7一時貯留処理槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs-137換算)	×	-		-
第7.1-1図	可溶性中性子吸収材の自動供給の概要図	×	-		-
第7.1-2図	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留の概要	×	-		-
第7.1-3図	前処理建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(可溶性中性子吸収材の自動供給)	×	-		-
第7.1-4図	精製建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(可溶性中性子吸収材の自動供給)	×	-		-
第7.1-5図(1)	臨界事故に対処するための手順の概要(前処理建屋)(1/2)	×	-		-
第7.1-5図(2)	臨界事故に対処するための手順の概要(前処理建屋)(2/2)	×	-		-
第7.1-6図(1)	臨界事故に対処するための手順の概要(精製建屋)(1/2)	×	-		-
第7.1-6図(2)	臨界事故に対処するための手順の概要(精製建屋)(2/2)	×	-		-
第7.1-7図	前処理建屋 臨界事故の拡大防止対策に必要な作業、要員及び所要時間	×	-		-
第7.1-8図	精製建屋 臨界事故の拡大防止対策に必要な作業、要員及び所要時間	×	-		-
第7.1-9図	前処理建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気)	×	-		-
第7.1-10図	精製建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気)	×	-		-
第7.1-11図	前処理建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留)	×	-		-
第7.1-12図	精製建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留)	×	-		-
第7.1-13図(1)	フォールトツリー分析(溶解槽)	×	-		-
第7.1-13図(2)	フォールトツリー分析(エンドピース酸洗浄槽)	×	-		-
第7.1-13図(3)	フォールトツリー分析(ハル洗浄槽)	×	-		-
第7.1-13図(4)	フォールトツリー分析(精製建屋 第5一時貯留処理)	×	-		-
第7.1-13図(5)	フォールトツリー分析(精製建屋 第7一時貯留処理)	×	-		-
第7.1-14図	核分裂出力、実効増倍率及び大気中への放射性物質の放出率の推移 概念図	×	-		-
第7.1-15図	溶解槽の機器内水素濃度の推移	×	-		-
第7.1-16図	エンドピース酸洗浄槽の機器内水素濃度の推移	×	-		-
第7.1-17図	ハル洗浄槽の機器内水素濃度の推移	×	-		-
第7.1-18図	第5一時貯留処理槽の機器内水素濃度の推移	×	-		-
第7.1-19図	第7一時貯留処理槽の機器内水素濃度の推移	×	-		-
第7.1-20図	溶解槽における放射性物質の大気放出過程	×	-		-
第7.1-21図	エンドピース酸洗浄槽における放射性物質の大気放出過程	×	-		-
第7.1-22図	ハル洗浄槽における放射性物質の大気放出過程	×	-		-
第7.1-23図	第5一時貯留処理槽における放射性物質の大気放出過程	×	-		-
第7.1-24図	第7一時貯留処理槽における放射性物質の大気放出過程	×	-		-
7.2	冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処	×	-		-
7.2.1	蒸発乾固の発生防止対策	-	-		-
7.2.1.1	蒸発乾固の発生防止対策の具体的内容	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
7.2.1.2	蒸発乾固の発生防止対策の有効性評価	-	-		-
7.2.1.2.1	有効性評価	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.2.1.2.2	有効性評価の結果	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.2.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.2.1.2.4	判断基準への適合性の検討	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.2.2	蒸発乾固の拡大防止対策	-	-		-
7.2.2.1	蒸発乾固の拡大防止対策の具体的内容	-	-		-
7.2.2.1.1	貯槽等への注水及び冷却コイル等への通水	×	-		-
7.2.2.1.1.1	貯槽等への注水	△	28条	引用元により大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「7.2.1.1(2) 建屋外の水の給排水経路の構築」)	-
7.2.2.1.1.2	冷却コイル等への通水	△	28条	引用元により大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「7.2.1.1(2) 建屋外の水の給排水経路の構築」)	-
7.2.2.1.2	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
7.2.2.2	蒸発乾固の拡大防止対策の有効性評価	-	-		-
7.2.2.2.1	有効性評価	△	28条	引用元により大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「7.2.1.2.1(1) 代表事例」,「7.2.1.2.1(2) 代表事例の選定理由」)	-
7.2.2.2.2	有効性評価の結果	×	-		-
7.2.2.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	△	28条	引用元により大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「7.2.1.2.3(2) 重大事故等の同時発生」)	-
7.2.2.2.4	判断基準への適合性の検討	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.2.3	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.2.4	参考文献一覧	×	-		-
第7.2-1表	蒸発乾固の発生を仮定する貯槽等	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
第7.2-2表	内部ループへの通水における手順及び設備の関係	×	-		-
第7.2-3表	有効性評価に係る主要評価件(前処理建屋)	×	-		-
第7.2-4表	有効性評価に係る主要評価件(分離建屋)	×	-		-
第7.2-5表	有効性評価に係る主要評価件(精製建屋)	×	-		-
第7.2-6表	有効性評価に係る主要評価件(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.2-7表	有効性評価に係る主要評価件(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-
第7.2-8表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備	×	-		-
第7.2-9表	前処理建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-		-
第7.2-10表	前処理建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-		-
第7.2-11表	前処理建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価結果	×	-		-
第7.2-12表	分離建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-		-
第7.2-13表	分離建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-		-
第7.2-14表	分離建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価	×	-		-
第7.2-15表	精製建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-		-
第7.2-16表	精製建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-		-
第7.2-17表	精製建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価	×	-		-
第7.2-18表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-		-
第7.2-19表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-		-
第7.2-20表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価結果	×	-		-
第7.2-21表	高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-		-
第7.2-22表	高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-		-
第7.2-23表	高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価結果	×	-		-
第7.2-24表	貯槽等への注水の手順及び設備の関係	×	-		-
第7.2-25表	冷却コイル等への通水の手順及び設備の関係	×	-		-
第7.2-26表	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の手順及び設備の関係	×	-		-
第7.2-27表	凝縮水回収セル等	×	-		-
第7.2-28表	導出先セル	×	-		-
第7.2-29表	貯槽等ごとの設定値(前処理建屋)	×	-		-
第7.2-30表	貯槽等ごとの設定値(分離建屋)	×	-		-
第7.2-31表	貯槽等ごとの設定値(精製建屋)	×	-		-
第7.2-32表	貯槽等ごとの設定値(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.2-33表	貯槽等ごとの設定値(高レベル廃液ガラス固化建)	×	-		-
第7.2-34表	放射性物質の放出量(分離建屋)	×	-		-
第7.2-35表	放射性物質の放出量(精製建屋)	×	-		-
第7.2-36表	放射性物質の放出量(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.2-37表	放射性物質の放出量(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-
第7.2-38表	蒸発乾固が発生した場合の大気中への放射性物質の放出量(セシウム-137換算)	×	-		-
第7.2-1図	内部ループへの通水による冷却の概要図	×	-		-
第7.2-2図	貯槽等への注水の概要図	×	-		-
第7.2-3図	冷却コイル等への通水による冷却の概要図	×	-		-
第7.2-4図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の概要図	×	-		-
第7.2-5図(1)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(内部ループへの通水)	×	-		-
第7.2-5図(2)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(貯槽等への注水)	×	-		-
第7.2-5図(3)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(冷却コイル等への通水)	×	-		-
第7.2-5図(4)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応)	×	-		-
第7.2-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順の概要	×	-		-
第7.2-7図	精製建屋における地震を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.2-7図	精製建屋における地震を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.2-7図	精製建屋における地震を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.2-7図	精製建屋における地震を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その4)	×	-		-
第7.2-8図	精製建屋における火山を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.2-8図	精製建屋における火山を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.2-8図	精製建屋における火山を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.2-8図	精製建屋における火山を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その4)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その1)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その2)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その3)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その4)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その5)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その6)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その7)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その8)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その9)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その10)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その11)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その12)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その13)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その14)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その15)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その16)	×	-		-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その17)	×	-		-
第7.2-10図	安全冷却水系の系統概要図	×	-		-
第7.2-11図	前処理建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-		-
第7.2-12図	分離建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-		-
第7.2-13図	精製建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-		-
第7.2-14図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-		-
第7.2-15図	高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-		-
第7.2-16図	内部ループへの通水実施時の計量前中間貯槽に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-		-
第7.2-17図	内部ループへの通水実施時の高レベル廃液濃縮缶に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-		-
第7.2-18図	内部ループへの通水実施時のプルトニウム濃縮液一時貯槽に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-		-
第7.2-19図	内部ループへの通水実施時の硝酸プルトニウム貯槽に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-		-
第7.2-20図	内部ループへの通水実施時の高レベル廃液混合槽に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-		-
第7.2-21図	精製建屋における地震又は火山を想定した場合の貯槽等への注水、冷却コイル等への通水、セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.2-21図	精製建屋における地震又は火山を想定した場合の貯槽等への注水、冷却コイル等への通水、セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.2-21図	精製建屋における地震又は火山を想定した場合の貯槽等への注水、冷却コイル等への通水、セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.2-22図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時の計量前中間貯槽に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-		-
第7.2-23図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時の高レベル廃液濃縮缶に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-		-
第7.2-24図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時のプルトニウム濃縮液一時貯槽に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-		-
第7.2-25図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時の硝酸プルトニウム貯槽に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-		-
第7.2-26図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時の高レベル廃液混合槽に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-		-
第7.2-27図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の計量前中間貯槽に内包する高レベル廃液等の温度、液量、放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-28図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の前処理建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-29図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の高レベル廃液濃縮缶に内包する高レベル廃液等の温度、液量、放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-30図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の分離建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-31図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時のプルトニウム濃縮液一時貯槽に内包する高レベル廃液等の温度、液量、放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-32図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の精製建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-33図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の硝酸プルトニウム貯槽に内包する高レベル廃液等の温度、液量、放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-34図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-35図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の高レベル廃液混合槽に内包する高レベル廃液等の温度、液量、放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-36図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の高レベル廃液ガラス固化建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-		-
第7.2-37図	放射性物質の大気放出過程(分離建屋)	×	-		-
第7.2-38図	放射性物質の大気放出過程(精製建屋)	×	-		-
第7.2-39図	放射性物質の大気放出過程(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.2-40図	放射性物質の大気放出過程(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-
7.3	放射線分解により発生する水素による爆発への対処	×	-		-
7.3.1	水素爆発の発生防止対策	-	-		-
7.3.1.1	水素爆発の発生防止対策の具体的内容	△	28条	大気の汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
7.3.1.2	水素爆発の発生防止対策の有効性評価	-	-		-
7.3.1.2.1	有効性評価	△	28条	大気の汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.3.1.2.2	有効性評価の結果	△	28条	大気の汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.3.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	△	28条	大気の汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
7.3.1.2.4	判断基準への適合性の検討	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.3.2	水素爆発の拡大防止対策	-	-		-
7.3.2.1	水素爆発の拡大防止対策の具体的内容	-	-		-
7.3.2.1.1	水素爆発の再発を防止するための空気の供給	×	-		-
7.3.2.1.2	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
7.3.2.2	水素爆発の拡大防止対策の有効性評価	-	-		-
7.3.2.2.1	有効性評価	△	28条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「7.3.1.2.1(1)代表事例」、引用元:「7.3.1.2.1(2)代表事例の選定理由」)	-
7.3.2.2.2	有効性評価の結果	×	-		-
7.3.2.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	△	28条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「7.3.1.2.3 重大事故等の同時発生又は連鎖」)	-
7.3.2.2.4	判断基準への適合性の検討	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.3.3	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.3.4	参考文献一覧	×	-		-
第7.3-1表	水素爆発の発生を仮定する貯槽等	×	-		-
第7.3-2表	水素爆発を未然に防止するための空気の供給における手順及び設備の関係	×	-		-
第7.3-3表	有効性評価に係る主要評価件(前処理建屋)	×	-		-
第7.3-4表	有効性評価に係る主要評価件(分離建屋)	×	-		-
第7.3-5表	有効性評価に係る主要評価件(精製建屋)	×	-		-
第7.3-6表	有効性評価に係る主要評価件(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.3-7表	有効性評価に係る主要評価件(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-
第7.3-8表	水素爆発への対処に使用する設備	×	-		-
第7.3-9表	前処理建屋における水素爆発への各対策に係る時	×	-		-
第7.3-10表	前処理建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-		-
第7.3-11表	前処理建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果	×	-		-
第7.3-12表	前処理建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-		-
第7.3-13表	分離建屋における水素爆発への各対策に係る時間	×	-		-
第7.3-14表	分離建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-		-
第7.3-15表	分離建屋における水素爆発への各対策に係る評価	×	-		-
第7.3-16表	分離建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-		-
第7.3-17表	精製建屋における水素爆発への各対策に係る時間	×	-		-
第7.3-18表	精製建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-		-
第7.3-19表	精製建屋における水素爆発への各対策に係る評価	×	-		-
第7.3-20表	精製建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-		-
第7.3-21表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発への各対策に係る時間	×	-		-
第7.3-22表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-		-
第7.3-23表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果	×	-		-
第7.3-24表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-		-
第7.3-25表	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発への各対策に係る時間	×	-		-
第7.3-26表	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-		-
第7.3-27表	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果	×	-		-
第7.3-28表	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-		-
第7.3-29表	水素爆発の再発を防止するための空気の供給の手順及び設備の関係	×	-		-
第7.3-30表	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の手順及び設備の関係	×	-		-
第7.3-31表	導出先セル	×	-		-
第7.3-32表	水封安全器が設置されている導出先セル	×	-		-
第7.3-33表	放射性物質の放出量(セシウム-137換算)	×	-		-
第7.3-34表	放射性物質の放出量(前処理建屋)	×	-		-
第7.3-35表	放射性物質の放出量(分離建屋)	×	-		-
第7.3-36表	放射性物質の放出量(精製建屋)	×	-		-
第7.3-37表	放射性物質の放出量(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.3-38表	放射性物質の放出量(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-
第7.3-1図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の概要図	×	-		-
第7.3-2図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給の概要図	×	-		-
第7.3-3図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の概要図	×	-		-
第7.3-4図	水素爆発に対処するための設備の系統概要図(精製建屋)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	×	-		-
第7.3-4図	水素爆発に対処するための設備の系統概要図(精製建屋)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)	×	-		-
第7.3-4図	水素爆発に対処するための設備の系統概要図(精製建屋)(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備)	×	-		-
第7.3-4図	水素爆発に対処するための設備の系統概要図(精製建屋)(「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する貯槽等)	×	-		-
第7.3-5図	水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための手順の概要(精製建屋)	×	-		-
第7.3-6図	精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(1/3)	×	-		-
第7.3-6図	精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(2/3)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第7.3-6図	精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(3/3)	×	-		-
第7.3-7図	火山を想定した場合の精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(1/3)	×	-		-
第7.3-7図	火山を想定した場合の精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(2/3)	×	-		-
第7.3-7図	火山を想定した場合の精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(3/3)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その1)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その2)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その3)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その4)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その5)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その6)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その7)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その8)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その9)	×	-		-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その10)	×	-		-
第7.3-9図	安全圧縮空気系の系統概要図	×	-		-
第7.3-10図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時の計量前中間貯槽の水素濃度の傾向(前処理建屋)	×	-		-
第7.3-11図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時の第2一時貯留処理槽の水素濃度の傾向(分離建屋)	×	-		-
第7.3-12図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時のプルトニウム濃縮液一時貯槽の水素濃度の傾向(精製建屋)	×	-		-
第7.3-13図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時の硝酸プルトニウム貯槽の水素濃度の傾向(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時の高レベル濃縮廃液貯槽の水素濃度の傾向(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-
第7.3-15図	精製建屋における水素爆発の再発を防止するための空気の供給、セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に必要な要員及び作業項目	×	-		-
第7.3-16図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時の計量前中間貯槽の水素濃度の傾向(前処理建屋)	×	-		-
第7.3-17図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時の第2一時貯留処理槽の水素濃度の傾向(分離建屋)	×	-		-
第7.3-18図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時のプルトニウム溶液供給槽の水素濃度の傾向(精製建屋)	×	-		-
第7.3-19図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時の硝酸プルトニウム貯槽の水素濃度の傾向(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.3-20図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時の高レベル濃縮廃液貯槽の水素濃度の傾向(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-
第7.3-21図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の前処理建屋からの放出の傾向	×	-		-
第7.3-22図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の分離建屋からの放出の傾向	×	-		-
第7.3-23図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の精製建屋からの放出の傾向	×	-		-
第7.3-24図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋からの放出の傾向	×	-		-
第7.3-25図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の高レベル廃液ガラス固化建屋からの放出の傾向	×	-		-
第7.3-26図	放射性物質の大気放出過程(前処理建屋)	×	-		-
第7.3-27図	放射性物質の大気放出過程(分離建屋)	×	-		-
第7.3-28図	放射性物質の大気放出過程(精製建屋)	×	-		-
第7.3-29図	放射性物質の大気放出過程(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-		-
第7.3-30図	放射性物質の大気放出過程(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-		-
7.4	有機溶媒等による火災又は爆発への対処	×	-		-
7.4.1	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策	-	-		-
7.4.1.1	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策の具体的内容	-	-		-
7.4.1.1.1	プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止	×	-		-
7.4.1.1.2	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留	×	-		-
7.4.1.2	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策の有効性評価	-	-		-
7.4.1.2.1	有効性評価	×	-		-
7.4.1.2.2	有効性評価の結果	×	-		-
7.4.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-		-
7.4.1.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-		-
7.4.2	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源	×	-		-
7.4.3	参考文献一覧	×	-		-
第7.4-1表	プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止における手順及び設備	×	-		-
第7.4-2表	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留における手順及び設備の関係	×	-		-
第7.4-3表	TBP等の錯体の急激な分解反応の対処に使用する	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第7.4-4表(1)	「精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応」時の放射性物質の放出量(セル排気系からの放射性物質の放出量)	×	-		-
第7.4-4表(2)	「精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応」時の放射性物質の放出量(塔槽類廃ガス処理設備からの放射性物質の放出量)	×	-		-
第7.4-5表	「精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応」時の放射性物質の放出量(セシウム-137換算値)	×	-		-
第7.4-1図	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止)	×	-		-
第7.4-2図	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留)	×	-		-
第7.4-3図(1)	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止)	×	-		-
第7.4-3図(2)	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(プルトニウム濃縮缶の加熱の停止)	×	-		-
第7.4-4図	「プルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応」の手順の概要	×	-		-
第7.4-5図	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止のための措置の作業及び所要時間(プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止、廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留)	×	-		-
第7.4-6図	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留)	×	-		-
第7.4-7図	TBP等の錯体の急激な分解反応発生時における放射性物質の放出率の推移 概念図	×	-		-
第7.4-8図(1)	プルトニウム濃縮缶におけるTBP等の錯体の急激な分解反応の発生による放射性物質の大気放出過程(セルからの排気系からの放射性物質の放出量)	×	-		-
第7.4-8図(2)	プルトニウム濃縮缶におけるTBP等の錯体の急激な分解反応の発生による放射性物質の大気放出過程(塔槽類廃ガス処理設備からの放射性物質の放出量)	×	-		-
第7.4-9図	プルトニウム濃縮缶の運転概要、プルトニウム濃度及びTBP量の推移	×	-		-
7.5	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への対処	×	-		-
7.5.1	想定事故1の燃料損傷防止対策	-	-		-
7.5.1.1	想定事故1の燃料損傷防止対策の具体的内容	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、設備にのみ関係する項目	-
7.5.1.2	想定事故1の燃料損傷防止対策の有効性評価	-	-		-
7.5.1.2.1	有効性評価	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.5.1.2.2	有効性評価の結果	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.5.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.5.1.2.4	判断基準への適合性の検討	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.5.2	想定事故2の燃料損傷防止対策	-	-		-
7.5.2.1	想定事故2の燃料損傷防止対策の具体的内容	×	-		-
7.5.2.2	想定事故2の燃料損傷防止対策の有効性評価	-	-		-
7.5.2.2.1	有効性評価	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.5.2.2.2	有効性評価の結果	△	28条	引用元:「7.5.1.2.2(2)b.(b)作業環境」	-
7.5.2.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	△	28条	引用元:「7.5.1.2.3(2)重大事故等の同時発生」	-
7.5.2.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-		-
7.5.3	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源	-	-		-
7.5.3.1	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.5.3.2	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源	×	-		-
第7.5-1表	想定事故1及び想定事故2の発生を想定する設備	×	-		-
第7.5-2表	燃料損傷防止対策(想定事故1)の対策の順序及び設備の関係	×	-		-
第7.5-3表	燃料貯蔵プール等の水位及び水温の推移評価に係る主要評価件(想定事故1)	×	-		-
第7.5-4表	燃料損傷防止対策において使用する設備	×	-		-
第7.5-5表	燃料貯蔵プール等のプール水が沸騰に至るまでの時間(想定事故1)	×	-		-
第7.5-6表	燃料損傷防止対策(想定事故2)の対策の順序及び設備の関係	×	-		-
第7.5-7表	燃料貯蔵プール等の水位及び水温の推移評価に係る主要評価件(想定事故2)	×	-		-
第7.5-8表	燃料貯蔵プール等のプール水が沸騰に至るまでの時間(想定事故2)	×	-		-
第7.5-1図	燃料損傷防止対策系統概要図	×	-		-
第7.5-2図	「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」の対処手順の概要(想定事故1)(対応フロー)	×	-		-
第7.5-3図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.5-3図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.5-3図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.5-4図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その1)	×	-		-
第7.5-4図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その2)	×	-		-
第7.5-4図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その3)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(1/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(2/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(3/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(4/16)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(5/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(6/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(7/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(8/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(9/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(10/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(11/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(12/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(13/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(14/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(15/16)	×	-		-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(16/16)	×	-		-
第7.5-6図	プール水冷却系、安全冷却水系及び補給水設備の系統概要図	×	-		-
第7.5-7図	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水位の推移	×	-		-
第7.5-8図	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水温の推移	×	-		-
第7.5-9図	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水位と線量率の関係	×	-		-
第7.5-10図	「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」の対応手順の概要(想定事故2)(対応フロー)	×	-		-
第7.5-11図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.5-11図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.5-11図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.5-12図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その1)	×	-		-
第7.5-12図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その2)	×	-		-
第7.5-12図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その3)	×	-		-
第7.5-13図	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水位の推移	×	-		-
第7.5-14図	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水温の推移	×	-		-
第7.5-15図	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水位と線量率の関係	×	-		-
7.6	放射性物質の漏えいへの対処	×	-		-
7.7	重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対応	-	-		-
7.7.1	重大事故等の同時発生	-	-		-
7.7.1.1	同時発生が想定される重大事故等の種類と想定する条件	△	28条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「7.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処」、「7.3 放射線分解により発生する水素による爆発への対処」、「7.5 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への対処」)	-
7.7.1.2	重大事故等が同時発生した場合の有効性評価の範囲	×	-		-
7.7.1.3	重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価	-	-		-
7.7.1.3.1	有効性評価	×	-		-
7.7.1.3.2	有効性評価の結果	△	28条	引用元のみ大気汚染事象及びその防護対策に係る記載がある項目(引用元:「7.2.1.2.2 有効性評価の結果」、「7.3.1.2.2 有効性評価の結果」、「7.5.2.2 想定事故2の燃料損傷防止対策の有効性評価」)	-
7.7.1.3.3	判断基準への適合性の検討	×	-		-
7.7.1.4	重大事故等が同時発生した場合に必要な要員及び資源	×	-		-
7.7.2	重大事故等の連鎖	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.7.2.1	臨界事故	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.7.2.2	冷却機能の喪失による蒸発乾固	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.7.2.3	放射線分解により発生する水素による爆発	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.7.2.4	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.7.2.5	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.7.2.6	分析結果	×	-		-
第7.7-1表	重大事故等の同時発生を仮定する機器と重大事故等の種類の関係	×	-		-
第7.7-2表	前処理建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-		-
第7.7-3表	分離建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-		-
第7.7-4表	精製建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-		-
第7.7-5表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-		-
第7.7-6表	高レベル廃液ガラス固化建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-		-
第7.7-7表	重大事故等が同時発生した場合の大気中への放射性物質の放出量(セシウム-137換算)	×	-		-
第7.7-1図	冷却機能喪失及び水素掃気機能喪失の同時発生時のプルトニウム濃縮液一時貯槽の水素濃度の傾向(精製建屋)	×	-		-
7.8	必要な要員及び資源の評価	-	-		-
7.8.1	必要な要員及び資源の評価の件	×	-		-
7.8.2	重大事故等対策時に必要な要員の評価結果	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.8.3	重大事故等対策時に必要な水源、燃料及び電源の評価結果	×	-		-
7.8.3.1	水源の評価結果	×	-		-
7.8.3.2	燃料の評価結果	△	28条	大気汚染事象に係る記載があるが、重大事故等対処の有効性評価の条件としてのみ記載している項目	-
7.8.3.3	電源の評価結果	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
第7.8-11図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の前処理建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-12図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.8-12図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.8-12図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-12図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その4)	×	-		-
第7.8-12図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その5)	×	-		-
第7.8-12図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その6)	×	-		-
第7.8-13図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の精製建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.8-13図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の精製建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.8-13図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の精製建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-14図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.8-14図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.8-14図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-15図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.8-15図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.8-15図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-15図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その4)	×	-		-
第7.8-15図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その5)	×	-		-
第7.8-15図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その6)	×	-		-
第7.8-16図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.8-16図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.8-16図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その4)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その5)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その6)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その7)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その8)	×	-		-
第7.8-17図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その9)	×	-		-
第7.8-18図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の制御建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-
第7.8-18図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の制御建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.8-18図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の制御建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-19図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の放射線対応における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第7.8-19図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の放射線対応における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-		-
第7.8-19図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の放射線対応における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-		-
第7.8-20図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の情報把握計装設備における必要な要員及び作業項目	×	-		-
添付1	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	-	-		-
1.	臨界事故の拡大を防止するための手順等	○	技術的能力1.1		補 1.1-7-7
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/9)	×	-		-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/9)	×	-		-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/9)	×	-		-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/9)	×	-		-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/9)	×	-		-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/9)	×	-		-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(7/9)	×	-		-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(8/9)	×	-		-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(9/9)	×	-		-
第1-2表	臨界事故の対処に使用する設備(1/3)	×	-		-
第1-2表	臨界事故の対処に使用する設備(2/3)	×	-		-
第1-2表	臨界事故の対処に使用する設備(3/3)	×	-		-
第1-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/3)	×	-		-
第1-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/3)	×	-		-
第1-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/3)	×	-		-
第1-4表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-		-
第1-5表	臨界事故への対処における各対策の判断方法と判断基準	×	-		-
第1-6表	臨界事故の対処において確認する補助パラメータ	×	-		-
第1-7表	重要監視パラメータの代替方法	×	-		-
第1-1図(1)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(溶解槽)	×	-		-
第1-1図(2)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(エンドピース酸洗浄槽)	×	-		-
第1-1図(3)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(ハル洗浄槽)	×	-		-
第1-1図(4)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(精製建屋 第5-時貯留処理槽)	×	-		-
第1-1図(5)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(精製建屋 第7-時貯留処理槽)	×	-		-
第1-2図	前処理建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー(1/2)	×	-		-
第1-2図	前処理建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー(2/2)	×	-		-
第1-3図	精製建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー(1/2)	×	-		-
第1-3図	精製建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー(2/2)	×	-		-
第1-4図	前処理建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 概要図	×	-		-
第1-5図	精製建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 概要図	×	-		-
第1-6図	前処理建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 タイムチャート	△	技術的能力1.1	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第1-7図	精製建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 タイムチャート	△	技術的能力1.1	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第1-8図	前処理建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給及び可溶性中性子吸収材緊急供給系からの可溶性中性子吸収材の供給 概要図	×	-		-
第1-9図	精製建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給 概要図	×	-		-
第1-10図	前処理建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給及び可溶性中性子吸収材緊急供給系からの可溶性中性子吸収材の供給 タイムチャート	△	技術的能力1.1	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第1-11図	精製建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給 タイムチャート	△	技術的能力1.1	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第1-12図	前処理建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 概要図	×	-		-
第1-13図	精製建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 概要図	×	-		-
第1-14図	前処理建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 タイムチャート	△	技術的能力1.1	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第1-15図	精製建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 タイムチャート	△	技術的能力1.1	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第1-16図(1)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化 概要図	×	-		-
第1-16図(2)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化 概要図の解説	×	-		-
第1-16図(3)	前処理建屋の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の制御 概念図	×	-		-
第1-16図(4)	精製建屋の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の制御 概念図	×	-		-
第1-17図	前処理建屋の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 概要図	×	-		-
第1-18図	精製建屋の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 概要図	×	-		-
第1-19図	対応手段の選択フローチャート(1/3)	×	-		-
第1-19図	対応手段の選択フローチャート(2/3)	×	-		-
第1-19図	対応手段の選択フローチャート(3/3)	×	-		-
2.	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	○	技術的能力1.2		補 1.2-6-7
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/11)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(7/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(8/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(9/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(10/11)	×	-		-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(11/11)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(1/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(2/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(3/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(4/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(5/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(6/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(7/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(8/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(9/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(10/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(11/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(12/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(13/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(14/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(15/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(16/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(17/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(18/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(19/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(20/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(21/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(22/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(23/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(24/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(25/26)	×	-		-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(26/26)	×	-		-
第2-3表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する対象貯槽等(1/3)	×	-		-
第2-3表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する対象貯槽等(2/3)	×	-		-
第2-3表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する対象貯槽等(3/3)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(4/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(5/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(6/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(7/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(8/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(9/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(10/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(11/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(12/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(13/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(14/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(15/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(16/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(17/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(18/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(19/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(20/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(21/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(22/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(23/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(24/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(25/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(26/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(27/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(28/29)	×	-		-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(29/29)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第2-5表	各対策での判断基準(1/4)	×	-		-
第2-5表	各対策での判断基準(2/4)	×	-		-
第2-5表	各対策での判断基準(3/4)	×	-		-
第2-5表	各対策での判断基準(4/4)	×	-		-
第2-6表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する貯槽等の沸騰までの時間余裕(1/3)	×	-		-
第2-6表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する貯槽等の沸騰までの時間余裕(2/3)	×	-		-
第2-6表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する貯槽等の沸騰までの時間余裕(3/3)	×	-		-
第2-7表	蒸発乾固の対処において確認する補助パラメータ	×	-		-
第2-8表	制限時間と各対策に係る時間(1/4)	×	-		-
第2-8表	制限時間と各対策に係る時間(2/4)	×	-		-
第2-8表	制限時間と各対策に係る時間(3/4)	×	-		-
第2-8表	制限時間と各対策に係る時間(4/4)	×	-		-
第2-9表	重要監視パラメータの代替方法(1/3)	×	-		-
第2-9表	重要監視パラメータの代替方法(2/3)	×	-		-
第2-9表	重要監視パラメータの代替方法(3/3)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(1/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(2/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(3/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(4/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(5/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(6/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(7/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(8/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(9/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(10/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(11/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(12/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(13/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(14/15)	×	-		-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(15/15)	×	-		-
第2-2図	蒸発乾固の拡大防止対策のフォールトツリー分析(1/2)	×	-		-
第2-2図	蒸発乾固の拡大防止対策のフォールトツリー分析(2/2)	×	-		-
第2-3図	蒸発乾固の発生及び拡大防止対策における対応フロー	×	-		-
第2-4図	内部ループへの通水による冷却概要図	×	-		-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(1/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(2/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(3/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(4/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(5/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(6/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(1/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(2/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(3/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(4/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(5/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(6/6)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-7図	安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却における対応フロー	×	-		-
第2-8図	安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却概要図	×	-		-
第2-9図	前処理建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-10図	分離建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-11図	精製建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-12図	高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-13図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却における対応フロー	×	-		-
第2-14図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却概要図	×	-		-
第2-15図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-16図	運転予備負荷用一般冷却水系による冷却における対応フロー	×	-		-
第2-17図	運転予備負荷用一般冷却水系による冷却概要図	×	-		-
第2-18図	運転予備負荷用一般冷却水系による冷却タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-19図	対応手段の選択フローチャート(1/2)	×	-		-
第2-19図	対応手段の選択フローチャート(2/2)	×	-		-
第2-20図	貯槽等への注水概要図	×	-		-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(1/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(2/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(3/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(4/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(5/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(6/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(7/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(8/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(9/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(10/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(11/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(12/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(13/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(14/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(15/15)	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-22図	冷却コイル等への通水による冷却概要図	×	-	-	-
第2-23図	給水処理設備等から貯槽等への注水における対応フロー	×	-	-	-
第2-24図	給水処理設備等から貯槽等への注水概要図	×	-	-	-
第2-25図	前処理建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-26図	分離建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-27図	精製建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-28図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-29図	高レベル廃液ガラス固化建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	△	技術的能力1.2	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第2-30図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応概要図	×	-	-	-
3.	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	○	技術的能力1.3	-	補1.3-5-8
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(1/6)	×	-	-	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(2/6)	×	-	-	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(3/6)	×	-	-	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(4/6)	×	-	-	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(5/6)	×	-	-	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(6/6)	×	-	-	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(1/5)	×	-	-	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(2/5)	×	-	-	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(3/5)	×	-	-	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(4/5)	×	-	-	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(5/5)	×	-	-	-
第3-3表	水素爆発の発生を仮定する貯槽等	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(4/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(5/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(6/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(7/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(8/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(9/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(10/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(11/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(12/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(13/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(14/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(15/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(16/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(17/18)	×	-	-	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(18/18)	×	-	-	-
第3-5表	各対策での判断基準(1/2)	×	-	-	-
第3-5表	各対策での判断基準(2/2)	×	-	-	-
第3-6表	水素爆発の発生を仮定する貯槽等の発生防止対策の許容空白時間	×	-	-	-
第3-7表	水素爆発の発生を仮定する貯槽等の拡大防止対策の許容空白時間	×	-	-	-
第3-8表	水素爆発への対処において確認する補助パラメータ	×	-	-	-
第3-9表	許容空白時間と各対策に係る時間	×	-	-	-
第3-10表	重要監視パラメータの代替方法(1/3)	×	-	-	-
	重要監視パラメータの代替方法(2/3)	×	-	-	-
	重要監視パラメータの代替方法(3/3)	×	-	-	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(1/11)	×	-	-	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(2/11)	×	-	-	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(3/11)	×	-	-	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(4/11)	×	-	-	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(5/11)	×	-		-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(6/11)	×	-		-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(7/11)	×	-		-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(8/11)	×	-		-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(9/11)	×	-		-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(10/11)	×	-		-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(11/11)	×	-		-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(1/5)	×	-		-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(2/5)	×	-		-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(3/5)	×	-		-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(4/5)	×	-		-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(5/5)	×	-		-
第3-3図	前処理建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-		-
第3-4図	分離建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-		-
第3-5図	精製建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-		-
第3-6図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-		-
第3-7図	高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-		-
第3-8図	前処理建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-9図	分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-10図	精製建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-11図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-12図	高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(1/7)	×	-		-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(2/7)	×	-		-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(3/7)	×	-		-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(4/7)	×	-		-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(5/7)	×	-		-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(6/7)	×	-		-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(7/7)	×	-		-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(1/7)	×	-		-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(2/7)	×	-		-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(3/7)	×	-		-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(4/7)	×	-		-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(5/7)	×	-		-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(6/7)	×	-		-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(7/7)	×	-		-
第3-15図	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の手順の対応フロー	×	-		-
第3-16図	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の系統概要図	×	-		-
第3-17図	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の作業と所要時間	×	-		-
第3-18図	対応手段の選択フローチャート(1/2)	×	-		-
第3-18図	対応手段の選択フローチャート(2/2)	×	-		-
第3-19図	前処理建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-20図	分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-21図	精製建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-22図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-23図	高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図	×	-		-
第3-24図	精製建屋の手動圧縮空気ユニットからの圧縮空気供給に係る作業と所要時間	×	-		-
第3-25図	前処理建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の系統概要図	×	-		-
第3-26図	分離建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の系統概要図	×	-		-
第3-27図	精製建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の系統概要図	×	-		-
第3-28図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の系統概要図	×	-		-
第3-29図	高レベル廃液ガラス固化建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の系統概要図	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(1/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(2/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(3/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(4/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(5/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(6/15)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:-	関係条文	備考	整理表との紐付け
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(7/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(8/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(9/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(10/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(11/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(12/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(13/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(14/15)	×	-		-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(15/15)	×	-		-
4.	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等	○	技術的能力1.4		補 1.4-6-7
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/5)	×	-		-
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/5)	×	-		-
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/5)	×	-		-
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/5)	×	-		-
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/5)	×	-		-
第4-2表	TBP等の錯体の急激な分解反応の対処に使用する設備	×	-		-
第4-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/3)	×	-		-
第4-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/3)	×	-		-
第4-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/3)	×	-		-
第4-4表	TBP等の錯体の急激な分解反応への対処における各対策の判断方法と判断基準	×	-		-
第4-5表	TBP等の錯体の急激な分解反応の対処において確認する補助パラメータ	×	-		-
第4-6表	重要監視パラメータの代替方法(1/2)	×	-		-
第4-6表	重要監視パラメータの代替方法(2/2)	×	-		-
第4-1図	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策のフォールトツリー分析	×	-		-
第4-2図	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策における対応フロー	×	-		-
第4-3図	プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止 概要図	×	-		-
第4-4図	プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止 タイムチャート	△	技術的能力1.4	大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第4-5図	プルトニウム濃縮缶の加熱の停止 概要図	×	-		-
第4-6図(1)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化 概念図	×	-		-
第4-6図(2)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化 概念図の解説	×	-		-
第4-6図(3)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の制御 概念図	×	-		-
第4-7図	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 概要図	×	-		-
第4-8図	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 タイムチャート	△	技術的能力1.4	大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第4-9図	対応手段の選択フローチャート(1/2)	×	-		-
第4-9図	対応手段の選択フローチャート(2/2)	×	-		-
5.	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	○	技術的能力1.5		補 1.5-9-7
第5-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/2)	×	-		-
第5-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/2)	×	-		-
第5-2表	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処において使用する設備	×	-		-
第5-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/3)	×	-		-
第5-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/3)	×	-		-
第5-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/3)	×	-		-
第5-4表	各対策での判断基準(1/2)	×	-		-
第5-4表	各対策での判断基準(2/2)	×	-		-
第5-5表	燃料貯蔵プール等の冷却等の対処において確認する補助パラメータ	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(1/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(2/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(3/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(4/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(5/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(6/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(7/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(8/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(9/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(10/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(11/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(12/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(13/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(14/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(15/16)	×	-		-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(16/16)	×	-		-
第5-1図(2)	大量の水の漏えい時の燃料損傷緩和対策のフォールトツリー分析	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
第5-2図	「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失時」の対応フロー	×	-		-
第5-3図	燃料貯蔵プール等への注水 系統概要図	×	-		-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(1/6)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(2/6)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(3/6)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(4/6)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(5/6)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(6/6)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-5図	代替注水設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)	×	-		-
第5-6図	代替注水設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)	×	-		-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-8図	対応手段の選択フローチャート	×	-		-
第5-9図	燃料貯蔵プール等への水のスプレイ 系統概要図	×	-		-
第5-10図	スプレイ設備による水のスプレイタイムチャート	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-11図	スプレイ設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)	×	-		-
第5-12図	スプレイ設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)	×	-		-
第5-13図	資機材による漏えい緩和の手順の概要	×	-		-
第5-14図	資機材による漏えい緩和タイムチャート	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-15図	燃料貯蔵プール等の状況監視 系統概要図	×	-		-
第5-16図	燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の状況監視 タイムチャート	△	技術的能力1.5	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第5-17図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)(水位計、温度計、状態監視カメラ及び空間線量率計)	×	-		-
第5-18図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)(水位計、温度計、状態監視カメラ及び空間線量率計)	×	-		-
第5-19図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)(水位計(エアバージ式))	×	-		-
第5-20図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)(水位計(エアバージ式))	×	-		-
第5-21図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)(可搬型空冷ユニット等)	×	-		-
第5-22図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)(可搬型空冷ユニット等)	×	-		-
6.	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	○	技術的能力1.7		補 1.7-5-7
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(1/6)	×	-		-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(2/6)	×	-		-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(3/6)	×	-		-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(4/6)	×	-		-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(5/6)	×	-		-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(6/6)	×	-		-
第6-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/4)	×	-		-
第6-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/4)	×	-		-
第6-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/4)	×	-		-
第6-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(4/4)	×	-		-
第6-1図	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」及び「海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制」の手順の対応フロー	×	-		-
第6-2図(1)	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-		-
第6-2図(2)	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-		-
第6-2図(3)	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-		-
第6-2図(4)	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-		-
第6-3図	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」及び「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(第1貯水槽～各対処場所)	×	-		-
第6-4図	「主排気筒内への散水」の手順の対応フロー	×	-		-
第6-5図	「主排気筒内への散水」に係る作業と所要時間	×	-		-
第6-6図	「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」の手順の対応フロー	×	-		-
第6-7図	「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-		-
第6-8図	「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」の可搬型建屋内ホース敷設ルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋境界近傍～燃料貯蔵プール等)(北ルート)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第6-9図	「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」の可搬型建屋内ホース敷設ルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋境界近傍～燃料貯蔵プール等)(南ルート)	×	-		-
第6-10図	「海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制」の概要図	×	-		-
第6-11図	「海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制」に係る作業と所要時間	×	-		-
第6-12図	「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応」の手順の対応フロー	×	-		-
第6-13図	「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応」に係る作業と所要時間	×	-		-
7.	重大事故等への対処に必要な水の供給手順等	○	技術的能力1.8		補1.8-2-6
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(1/5)	×	-		-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(2/5)	×	-		-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(3/5)	×	-		-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(4/5)	×	-		-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(5/5)	×	-		-
第7-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/2)	×	-		-
第7-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/2)	×	-		-
第7-3表	重大事故等への対処に必要な水の供給の対処において確認する補助パラメータ	×	-		-
第7-1図	水源及び補給源の配置図	×	-		-
第7-2図	「水源の確保」及び「第1貯水槽へ水を補給するための対応」の手順の対応フロー	×	-		-
第7-3図	「水源の確保」の作業と所要時間	×	-		-
第7-4図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(1)	×	-		-
第7-5図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(2)	×	-		-
第7-6図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(3)	×	-		-
第7-7図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(4)	×	-		-
第7-8図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(5)	×	-		-
第7-9図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(6)	×	-		-
第7-10図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(7)	×	-		-
第7-11図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(8)	×	-		-
第7-12図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(9)	×	-		-
第7-13図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(10)	×	-		-
第7-14図	「水を補給するための対応」の作業と所要時間(第2貯水槽を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給)	×	-		-
第7-15図	「水を補給するための対応」の作業と所要時間(敷地外水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給)	×	-		-
第7-16図	「淡水取水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給」の手順の対応フロー	×	-		-
第7-17図	「淡水取水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給」の作業と所要時間(二又川取水場所Bから第1貯水槽へ水を補給)	×	-		-
第7-18図	「淡水取水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給」の作業と所要時間(淡水取水設備貯水池から第1貯水槽へ水を補給)	×	-		-
第7-19図	「淡水取水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給」の作業と所要時間(敷地内西側貯水池から第1貯水槽へ水を補給)	×	-		-
8.	電源の確保に関する手順等	○	技術的能力1.9		補1.9-8-6
第8-1表	共通電源車の主要負荷	×	-		-
第8-2表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧	×	-		-
第8-3表	各文における電源設備整理表(1/2)	×	-		-
第8-3表	各文における電源設備整理表(2/2)	×	-		-
第8-4表	各対策での判断基準	×	-		-
第8-5表	共通電源車及び可搬型発電機による給電のタイムチャート	△	技術的能力1.9	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第8-6表	共通電源車及び制御建屋可搬型発電機による給電のタイムチャート	△	技術的能力1.9	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第8-7表	共通電源車及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電のタイムチャート	△	技術的能力1.9	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第8-8表	共通電源車による給電のタイムチャート	△	技術的能力1.9	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第8-9表	重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータ(1/2)	×	-		-
第8-9表	重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータ(2/2)	×	-		-
第8-10表	軽油貯槽からの燃料の移送のタイムチャート(1/2)	△	技術的能力1.9	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第8-10表	軽油貯槽からの燃料の移送のタイムチャート(2/2)	△	技術的能力1.9	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第8-1図	全交流動力電源喪失のフォールトツリー分析	×	-		-
第8-2図	電源確保の機器配置概要図(重大事故等への対処に必要な可搬型発電機の配備計画と保管場所)	×	-		-
第8-3図	電源給電確保の手順の概要	×	-		-
第8-4図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(前処理建屋可搬型発電機接続時)	×	-		-
第8-5図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(分離建屋可搬型発電機接続時)	×	-		-
第8-6図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(制御建屋可搬型発電機接続時)	×	-		-
第8-7図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機接続時(精製建屋への給電を含む))	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第8-8図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機接続)	×	-		-
第8-9図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機接続時)	×	-		-
第8-10図	共通電源車による非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線への給電の系統図	×	-		-
第8-11図	共通電源車による制御建屋の6.9kV非常用主母線への給電の系統図	×	-		-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(1/5)	×	-		-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(2/5)	×	-		-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(3/5)	×	-		-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(4/5)	×	-		-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(5/5)	×	-		-
第8-13図	共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用主母線への給電の系統図(1/3)	×	-		-
第8-13図	共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用主母線への給電の系統図(2/3)	×	-		-
第8-13図	共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用主母線への給電の系統図(3/3)	×	-		-
第8-14図	共通電源車の機器配置概要図	×	-		-
第8-15図	可搬型発電機及び共通電源車への補給の系統図(1/2)	×	-		-
第8-15図	可搬型発電機及び共通電源車への補給の系統図(2/2)	×	-		-
9.	事故時の計装に関する手順等	○	技術的能力1.10		補 1.10-11-7
第9-1表	パラメータ計測に使用する設備(1/4)	×	-		-
第9-1表	パラメータ計測に使用する設備(2/4)	×	-		-
第9-1表	パラメータ計測に使用する設備(3/4)	×	-		-
第9-1表	パラメータ計測に使用する設備(4/4)	×	-		-
第9-2表	事故時に必要な計装に関する手順(1/3)	×	-		-
第9-2表	事故時に必要な計装に関する手順(2/3)	×	-		-
第9-2表	事故時に必要な計装に関する手順(3/3)	×	-		-
第9-1図	重大事故等時に必要なパラメータ選定フロー	×	-		-
第9-2図	監視機能喪失のフォールトツリー分析	×	-		-
第9-3図	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要(1/4)	×	-		-
第9-3図	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要(2/4)	×	-		-
第9-3図	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要(3/4)	×	-		-
第9-3図	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要(4/4)	×	-		-
第9-4図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(1/2)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-4図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(2/2)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-5図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(1/2)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-5図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(2/2)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(1/4)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(2/4)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(3/4)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(4/4)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(5/4)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(6/4)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(7/4)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(1/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(2/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(3/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(4/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(5/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(6/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(7/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(8/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(9/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(10/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(11/14)	△	技術的能力1.10	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(7/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(8/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(9/10)	×	-		-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(10/10)	×	-		-
第10-4表	各対策での判断基準(1/4)	○	技術的能力1.11		補1.11-12-21
第10-4表	各対策での判断基準(2/4)	○	技術的能力1.11		補1.11-12-22
第10-4表	各対策での判断基準(3/4)	×	-		-
第10-4表	各対策での判断基準(4/4)	○	技術的能力1.11		補1.11-12-23
第10-5表	中央制御室換気設備, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の時間余裕	○	技術的能力1.11		補1.11-12-23
第10-1図	中央制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(1/4)	×	-		-
第10-1図	中央制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(2/4)	×	-		-
第10-1図	中央制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(3/4)	×	-		-
第10-1図	中央制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(4/4)	×	-		-
第10-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(1/4)	×	-		-
第10-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(2/4)	×	-		-
第10-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(3/4)	×	-		-
第10-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(4/4)	×	-		-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(1/5)	×	-		-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(2/5)	×	-		-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(3/5)	×	-		-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(4/5)	×	-		-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(5/5)	×	-		-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(1/5)	×	-		-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(2/5)	×	-		-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(3/5)	×	-		-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(4/5)	×	-		-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(5/5)	×	-		-
第10-5図	中央制御室の居住性確保の手順の概要	○	技術的能力1.11		補1.11-12-24
第10-6図	タイムチャート(居住性確保)	○	技術的能力1.11		補1.11-12-24
第10-7図	タイムチャート(居住性確保)(降灰予報発令時)	○	技術的能力1.11		補1.11-12-25
第10-8図	代替制御建屋中央制御室換気設備概要図	○	技術的能力1.11		補1.11-12-25
第10-9図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保の手順の概要	○	技術的能力1.11		補1.11-12-26
第10-10図	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図	○	技術的能力1.11		補1.11-12-27
第10-11図	中央制御室 可搬型代替照明 配置概要図	×	-		-
第10-12図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 可搬型代替照明 配置概要図	×	-		-
第10-13図	中央制御室の環境測定設備, 制御建屋放射線計測設備 測定範囲図	×	-		-
第10-14図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境測定設備, 制御建屋放射線計測設備測定範囲	×	-		-
第10-15図	タイムチャート(出入管理区画の設置)	△	技術的能力1.11	大気の汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第10-16図	共通電源車を用いた中央制御室の換気機能の復旧手順の概要(制御建屋給電)	×	-		-
第10-17図	制御建屋中央制御室換気設備概要図	○	技術的能力1.11		補1.11-12-28
第10-18図	共通電源車を用いた中央制御室の換気機能の復旧手順の概要(非常用電源建屋給電)	×	-		-
第10-19図	共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気機能の復旧手順の概要	×	-		-
第10-20図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要	○	技術的能力1.11		補1.11-12-29
11.	監視測定等に関する手順等	○	技術的能力1.12		補1.12-27-8
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/6)	×	-		-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/6)	×	-		-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/6)	×	-		-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/6)	×	-		-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/6)	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目				整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考		
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/6)	×	-		-	
第11-2表	監視測定に使用する設備(1/2)	×	-		-	
第11-2表	監視測定に使用する設備(2/2)	×	-		-	
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(1/5)	×	-		-	
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(2/5)	×	-		-	
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(3/5)	×	-		-	
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(4/5)	×	-		-	
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(5/5)	×	-		-	
第11-4表	審査基準における要求事項ごとの給電対策設備	×	-		-	
第11-5表	各手順の判断基準(1/5)	×	-		-	
第11-5表	各手順の判断基準(2/5)	×	-		-	
第11-5表	各手順の判断基準(3/5)	×	-		-	
第11-5表	各手順の判断基準(4/5)	×	-		-	
第11-5表	各手順の判断基準(5/5)	×	-		-	
第11-1図	フォールトツリー分析(排気モニタリング設備)	×	-		-	
第11-2図	フォールトツリー分析(環境モニタリング設備)	×	-		-	
第11-3図	フォールトツリー分析(放射能観測車)	×	-		-	
第11-4図	フォールトツリー分析(気象観測設備)	×	-		-	
第11-5図	可搬型発電機接続時の系統図	×	-		-	
第11-6図	排気モニタリングの手順の概要(1/2)	×	-		-	
第11-6図	排気モニタリングの手順の概要(2/2)	×	-		-	
第11-7図	可搬型発電機による給電手順の概要	×	-		-	
第11-8図	可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート(主排気筒)	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-9図	放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-10図	可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-11図	可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート(北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-12図	環境モニタリングの手順の概要(1/2)	×	-		-	
第11-12図	環境モニタリングの手順の概要(2/2)	×	-		-	
第11-13図	可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例	×	-		-	
第11-14図	可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-15図	可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-16図	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-17図	可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-18図	環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-19図	環境試料測定設備による水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-20図	可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-21図	可搬型試料分析設備による水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-22図	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-23図	可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-24図	気象観測の手順の概要	×	-		-	
第11-25図	可搬型気象観測設備の設置場所の例	×	-		-	
第11-26図	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-27図	可搬型風向風速計による風向及び風速の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-28図	環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電のタイムチャート	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-29図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第1アクセスルート)(北ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-30図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第1アクセスルート)(南ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-31図	排気モニタリングのアクセスルート(主排気筒管理建屋(第1アクセスルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-32図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第2アクセスルート)(北ルート)(地下1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-33図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第2アクセスルート)(北ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-34図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第2アクセスルート)(南ルート)(地下1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-35図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第2アクセスルート)(南ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-36図	排気モニタリングのアクセスルート(主排気筒管理建屋(第2アクセスルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-37図	環境モニタリングのアクセスルート(制御建屋(北ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-38図	環境モニタリングのアクセスルート(制御建屋(南ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-39図	環境モニタリングのアクセスルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(北ルート)(地上2階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-40図	環境モニタリングのアクセスルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-41図	環境モニタリングのアクセスルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート)(地上2階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-42図	気象観測のアクセスルート(制御建屋(北ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-43図	気象観測のアクセスルート(制御建屋(南ルート)(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
第11-44図	気象観測のアクセスルート(主排気筒管理建屋(地上1階))	△	技術的能力1.12	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが, 重大事故等対処の手順を図示等した項目	-	
12.	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	○	技術的能力1.13		補 1.13-11-15	
第12-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/3)	×	-		-	
第12-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/3)	×	-		-	
第12-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/3)	×	-		-	
第12-2表	重大事故等対処に係る監視計器	×	-		-	
第12-3表	審査基準における要求事項ごとの給電対象設備	×	-		-	
第12-4表	重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧	×	-		-	
第12-1図	フォールトツリー分析(電源設備)	×	-		-	
第12-2図	フォールトツリー分析(情報)	×	-		-	

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第12-3図	フォールトツリー分析(所内通信)	×	-		-
第12-4図	フォールトツリー分析(所外通信)	×	-		-
第12-5図	緊急時対策建屋換気設備の切替概要図	○	技術的能力1.13		補 1.13-11-24
第12-6図	緊急時対策建屋換気設備の起動確認のタイムチャート	△	技術的能力1.13	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第12-7図	緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備測定範囲図	×	-		-
第12-8図	緊急時対策建屋放射線計測設備(可搬型環境モニタリング設備)の測定のタイムチャート	△	技術的能力1.13	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第12-9図	緊急時対策建屋換気設備によるモード切替判断のフローチャート	○	技術的能力1.13		補 1.13-11-25
第12-10図	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切り替えのタイムチャート	○	技術的能力1.13		補 1.13-11-26
第12-11図	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧のタイムチャート	△	技術的能力1.13	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第12-12図	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えのタイムチャート	△	技術的能力1.13	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第12-13図	通信連絡設備の系統概要図	○	技術的能力1.13		補 1.13-11-27
第12-14図	出入管理区画設置のタイムチャート	△	技術的能力1.13	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第12-15図	緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャート	○	技術的能力1.13		補 1.13-11-28
第12-16図	緊急時対策建屋電源系統概略図	×	-		-
第12-17図	緊急時対策建屋燃料供給系統概略図	×	-		-
第12-18図	緊急時対策建屋用発電機による給電確認のタイムチャート	△	技術的能力1.13	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第12-19図	緊急時対策建屋用電源車による給電のタイムチャート	△	技術的能力1.13	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
13.	通信連絡に関する手順等	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-9
第13-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(再処理事業所内の通信連絡を必要とする場所との通信連絡)	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-38
第13-2表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧(再処理事業所外の通信連絡を必要とする場所との通信連絡)	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-39
第13-3表	審査基準における要求事項毎の給電対象設備	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-39
第13-4表	通信連絡を行なうために必要な設備	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-40
第13-1図	屋内(現場)における再処理事業所内への通信連絡手順の概要	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-41
第13-2図	屋外(現場)における再処理事業所内への通信連絡手順の概要	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-42
第13-3図	屋内(中央制御室及び緊急時対策所等)における再処理事業所内への通信連絡手順の概要	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-43
第13-4図	中央制御室における再処理事業所外への通信連絡手順の概要	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-44
第13-5図	緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要	○	技術的能力1.14		補 1.14-9-45
第13-6図	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)のタイムチャート(制御建屋)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-7図	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-8図	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)のタイムチャート(緊急時対策建屋)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-9図	所内通信連絡設備におけるフォールトツリー分析	×	-		-
第13-10図	所外通信連絡設備におけるフォールトツリー分析	×	-		-
第13-11図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(前処理建屋地上1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-12図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(分離建屋地上1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-13図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(精製建屋地上1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-14図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-15図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-16図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-17図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-18図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋地下1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-19図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋地上1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-20図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋地上2階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-21図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋地上3階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-22図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地下1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-23図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地上1階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
第13-24図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地上2階)	△	技術的能力1.14	大気汚染事象に対する防護対策に係る記載があるが、重大事故等対処の手順を図示等した項目	-
添付2	重大事故の発生を仮定する機器の特定結果	-	-		-
1.	重大事故の発生を仮定する機器の特定の方	×	-		-
2.	重大事故に至る可能性のある機能喪失又はその組合せの特定	×	-		-
3.	重大事故の発生を仮定する機器の特定結果	×	-		-
3.1	臨界事故(機器内)	×	-		-
3.1.1	「核的制限値の維持機能」の喪失	×	-		-
3.1.2	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失	×	-		-
3.1.3	「ソースターム制限機能」の喪失(溶解槽における臨界発生時)	×	-		-
3.2	臨界事故(機器外)	×	-		-
3.2.1	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の喪失	×	-		-
3.2.2	「落下・転倒防止機能」の喪失	×	-		-
3.2.3	「放射性物質の保持機能」及び「核的制限値の維持機能」の同時喪失	×	-		-
3.2.4	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失	×	-		-
3.3	冷却機能喪失による蒸発乾固	-	-		-

申請書 添付書類八

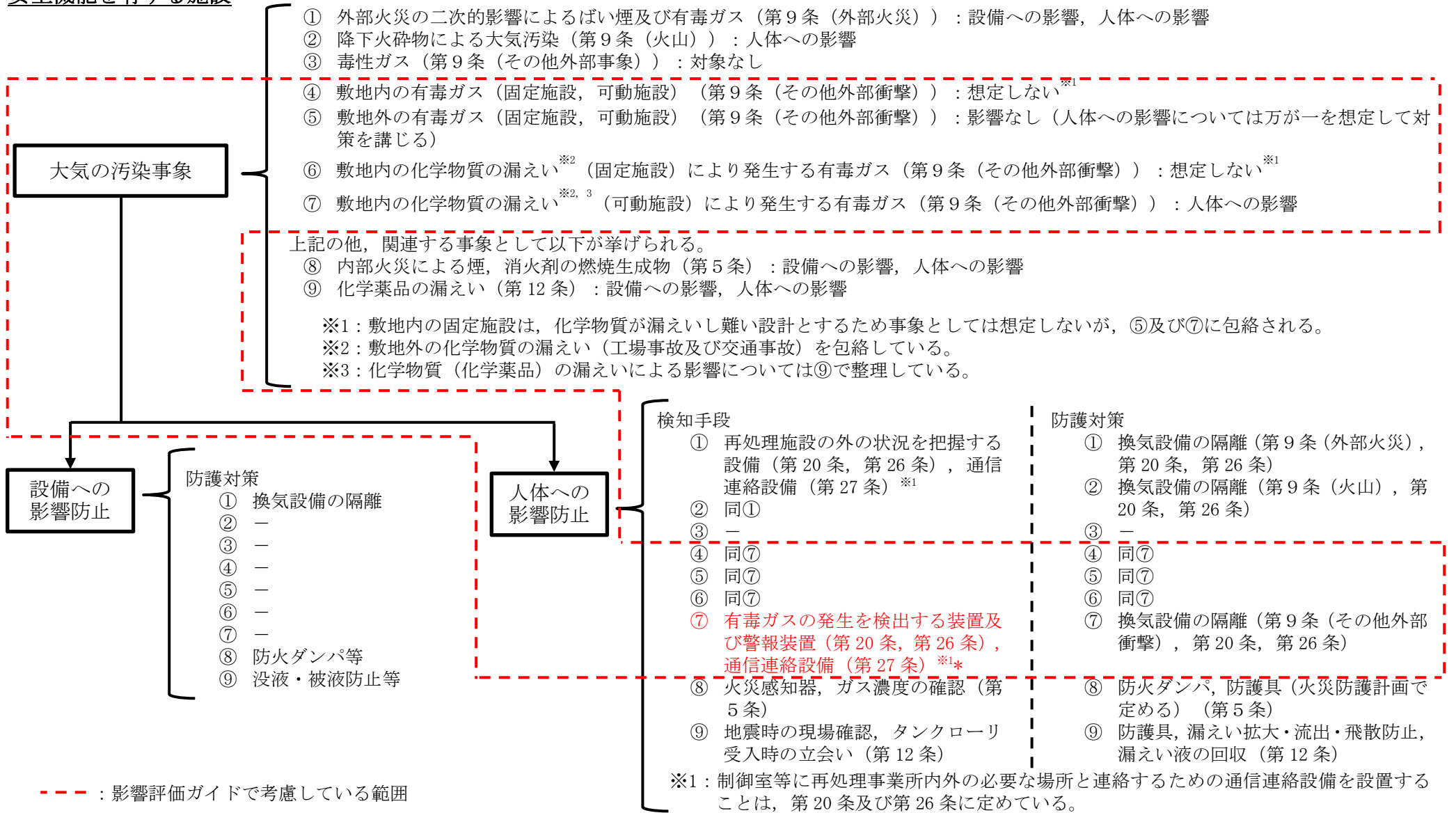
項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			整理表との紐付け
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	
3.3.1	蒸発乾固(機器内)	×	-		-
3.3.2	蒸発乾固(機器外)	×	-		-
3.4	放射線分解により発生する水素による爆発	-	-		-
3.4.1	水素爆発(機器内)	×	-		-
3.4.2	水素爆発(機器外)	×	-		-
3.5	有機溶媒等による火災又は爆発	-	-		-
3.5.1	有機溶媒火災(機器内)	×	-		-
3.5.2	有機溶媒火災(機器外)	×	-		-
3.5.3	プロセス水素による爆発	×	-		-
3.5.4	TBP等の錯体の急激な分解反応	×	-		-
3.6	使用済燃料の著しい損傷	-	-		-
3.6.1	想定事故1	×	-		-
3.6.2	想定事故2	×	-		-
3.7	放射性物質の漏えい	-	-		-
3.7.1	液体状の放射性物質の機器外への漏えい	×	-		-
3.7.2	固体状の放射性物質の機器外への漏えい	×	-		-
3.7.2.1	「放射性物質の保持機能」の喪失	×	-		-
3.7.2.2	「落下・転倒防止機能」の喪失	×	-		-
3.7.2.3	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時発生	×	-		-
3.7.2.4	「ソースターム制限機能」の喪失(溶融ガラス誤流下時)	×	-		-
3.7.3	気体状の放射性物質の漏えい	×	-		-
3.7.4	温度上昇による閉じ込め喪失	×	-		-
3.7.4.1	「崩壊熱等の除去機能」の喪失	×	-		-
3.7.4.2	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失	×	-		-
3.8	重大事故の発生を仮定する際の件を超える件による重大事故の発生を仮定する機器の特定	×	-		-
第1表	放射性物質の保持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第2表	放射性物質の保持機能の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第3表	放出経路の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第4表	放射性物質の捕集機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第5表	放射性物質の浄化機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第6表	放射性物質の排気機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第7表	安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第8表	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第9表	掃気機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第10表	崩壊熱等の除去機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第11表	核的制限値(寸法)の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第12表	安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第13表	遮蔽機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第14表	落下・転倒防止機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第15表	熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第16表	安全機能(火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能)の喪失後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第17表	静的な閉じ込め機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第18表	動的な閉じ込め機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第19表	ソースターム制限機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第20表	安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第21表	設計基準事故の影響拡大により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第22表	遮蔽機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第23表	事故時の放射性物質の放出量の監視機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第24表	事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-		-
第25表	重大事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せ	×	-		-
第26表	「核的制限値の維持機能」の喪失による臨界事故(機器内)の想定箇所の特定結果(1/2)	×	-		-
第27表	「核的制限値の維持機能」の喪失による臨界事故(機器内)の想定箇所の特定結果(2/2)【複数ユニット】	×	-		-
第28表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による臨界事故(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第29表	「ソースターム制限機能(溶解槽における臨界発生時)」の喪失による臨界事故(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第30表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の喪失による臨界事故(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第31表	「落下・転倒防止機能」の喪失による臨界事故(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-		-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目			
		関係あり:○ 整理表展開不要:△ 関係なし:× 文章なし:ー	関係条文	備考	整理表との紐付け
第32表	「放射性物質の保持機能」及び「核的制限値の維持機能」の同時喪失による臨界事故(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第33表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による臨界事故(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第34表	「崩壊熱除去機能」の喪失による蒸発乾固(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第35表	「放射性物質の保持機能」及び「ソースターム制限機能(回収系)」の同時喪失による蒸発乾固(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第36表	「掃気機能」の喪失による水素爆発(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第37表	「放射性物質の保持機能」、「ソースターム制限機能(回収系)」及び「放射性物質の排気機能」の同時喪失による水素爆発(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第38表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による有機溶媒火災(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第39表	「放射性物質の保持機能」及び「ソースターム制限機能(回収系)」の同時喪失による有機溶媒火災(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-		-
第40表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失によるプロセス水素による爆発の想定箇所の特定結果	×	-		-
第41表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失によるTBP等の錯体の急激な分解反応の想定箇所の特定結果	×	-		-
第42表	「崩壊熱除去機能」の喪失による想定事故1の想定箇所の特定結果	×	-		-
第43表	「プール水の保持機能」の喪失による想定事故2の想定箇所の特定結果	×	-		-
第44表	「放射性物質の保持機能」の喪失による液体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-		-
第45表	「放射性物質の保持機能」の喪失による固体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-		-
第46表	「落下・転倒防止機能」の喪失による固体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-		-
第47表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による固体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-		-
第48表	「ソースターム制限機能」の喪失による固体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-		-
第49表	「放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化機能、排気機能)」の喪失による気体放射性物質の漏えいの想定箇所の特定結果	×	-		-
第50表	「崩壊熱等の除去機能」の喪失による温度上昇による閉じ込め機能喪失の想定箇所の特定結果	×	-		-
第51表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による温度上昇による閉じ込め機能喪失の想定箇所の特定結果	×	-		-
添付3	全身線量の人口積算値について	×	-		-

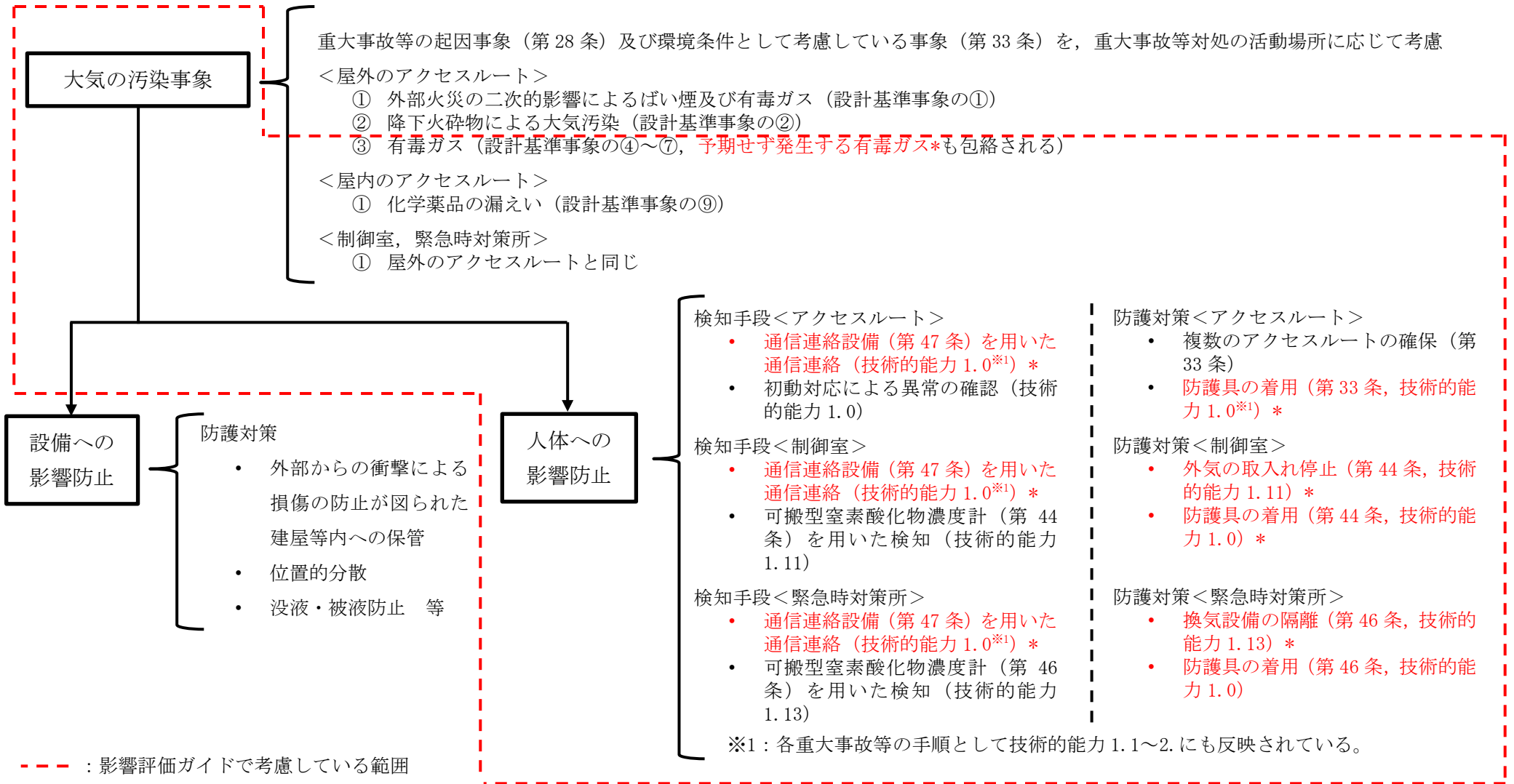
有毒ガス防護に係る体系の概要（既許可，追加要求事項，影響評価ガイドの関係）

安全機能を有する施設



有毒ガス防護に係る体系の概要（既許可，追加要求事項，影響評価ガイドの関係）

重大事故等対処施設



--- : 影響評価ガイドで考慮している範囲

赤字 : 規則改正に係る追加要求事項に関わる対応（*は既許可に反映済みの事項）

有毒ガス防護に係る規則条文の確認結果の概要

有毒ガス防護に係る適合性の確認結果の概要について、条文毎に整理した結果を以下に示す。

【凡例】

◎：有毒ガスに関係し、整理資料本文（事業許可申請書）の変更を行う条文

○：有毒ガスに関係し、整理資料補足説明資料の変更を行う条文

●：有毒ガスに関係するが、整理資料本文（事業許可申請書）の追加・変更は行わず、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を作成し、整理資料補足説明資料等とする条文

△：有毒ガスに関係するが、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を作成しない条文

×：有毒ガスに関係しない条文

事業指定基準規則 条文		詳細展開要否	既許可との関係の確認結果
第1条	定義	×	用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。
第2条	核燃料物質の臨界防止	×	核燃料物質の臨界防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第3条	遮蔽等	×	遮蔽等に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第4条	閉じ込めの機能	△	閉じ込めに係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、腐食性の液体に対し腐食し難い設計とする記載が有毒ガスの発生防止という観点で間接的に関係する。
第5条	火災等による損傷の防止	●	有毒ガスと同様の防護対策を講じる大気（作業環境）の汚染事象である外部火災に類似する事象として、内部火災が有毒ガスの発生源（消火時に発生する有毒ガス、制御室等での火災に伴う煙）の観点で関係する。
第6条	安全機能を有する施設の地盤	×	安全機能を有する施設の地盤に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第7条	地震による損傷の防止	×	地震による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第8条	津波による損傷の防止	×	津波による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第9条	外部からの衝撃による損傷の防止	◎	その他外部衝撃が有毒ガスの発生源（有毒ガス、化学物質の漏えい）及び防護対策の観点で関係する。 また、有毒ガスと同様の防護対策を講じる大気（作業環境）の汚染事象である外部火災（二次的影響のばい煙・有毒ガス）及び火山（降下火砕物による大気汚染）が有毒ガスの発生源及び防護対策の観点で関係する。
第10条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	×	再処理施設への人の不法な侵入等の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第11条	溢水による損傷の防止	×	溢水による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第12条	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	○	化学薬品の漏えいが有毒ガスの発生源に、化学薬品の取り扱いに係る基本方針及び化学薬品の漏えい時の回収作業が防護対策の観点で関係する。

事業指定基準規則 条文		詳細展開要否	既許可との関係の確認結果
第13条	誤操作の防止	×	誤操作の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第14条	安全避難通路等	×	安全避難通路等に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第15条	安全機能を有する施設	×	安全機能を有する施設に対し、安全機能の重要度に応じた機能の確保に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第16条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	安全機能を有する施設に対し、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に要求される要件に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第17条	使用済燃料の貯蔵施設等	×	使用済燃料の貯蔵施設等に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第18条	計測制御系統施設	×	計測制御系統施設に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第19条	安全保護回路	×	安全保護回路に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第20条	制御室等	◎	有毒ガスの検知及び防護対策（運転員及び重大事故等の対処要員に対する制御室の居住性）の観点で関係する。
第21条	廃棄施設	△	廃棄施設に係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、NOxを回収する設備に係る記載が有毒ガスの観点で間接的に関係する。
第22条	保管廃棄施設	×	保管廃棄施設に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第23条	放射線管理施設	×	放射線管理施設に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第24条	監視設備	×	監視設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第25条	保安電源設備	×	保安電源設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第26条	緊急時対策所	◎	有毒ガスの検知及び防護対策（運転員及び重大事故等の対処要員に対する緊急時対策所の居住性）の観点で関係する。
第27条	通信連絡設備	●	有毒ガス発生時の通信連絡手段の観点で関係する。
第28条	重大事故等の拡大の防止等	●	重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象等の選定、有効性評価等において有毒ガス等の大気汚染に係る事象を考慮していることから、有毒ガス発生源の観点で関係する。
第29条	火災等による損傷の防止	●	有毒ガスの発生源（消火時に発生する有毒ガス、制御室等での火災に伴う煙）の観点で関係する。
第30条	重大事故等対処施設の地盤	×	重大事故等対処施設の地盤に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第31条	地震による損傷の防止	×	地震による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第32条	津波による損傷の防止	×	津波による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第33条	重大事故等対処設備	●	有毒ガスの発生源（重大事故等対処設備及びアクセスルートに対する共通の作業環境）及び防護対策（アクセスルート通行時の薬品防護具の着用）の観点で関係する。
第34条	臨界事故の拡大を防止するための設備	△	臨界事故の拡大を防止するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第35条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	△	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。

事業指定基準規則 条文		詳細展開要否	既許可との関係の確認結果
第 36 条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	△	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第 37 条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	△	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第 38 条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	△	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第 39 条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	×	放射性物質の漏えいに対処するための設備に係る要求事項であり、再処理施設には対象がないことから、有毒ガス防護には関わらない。
第 40 条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	△	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第 41 条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	△	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第 42 条	電源設備	△	電源設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第 43 条	計装設備	△	計装設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第 44 条	制御室	◎	有毒ガスの防護対策（重大事故等対処要員に対する制御室の居住性）の観点で関係する。
第 45 条	監視測定設備	△	監視測定設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、有毒ガス防護には直接関わらない。 ただし、有毒ガス等に対し設備を防護するとの記載が有毒ガスの影響防止という観点で間接的に関係する。
第 46 条	緊急時対策所	◎	有毒ガスの防護対策（重大事故等対処要員に対する緊急時対策所の居住性）の観点で関連する。
第 47 条	通信連絡を行うために必要な設備	●	有毒ガス発生時の通信連絡手段の観点で関係する。
審査基準 (技術的能力)	使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	◎	有毒ガスの発生源（設計基準に同じ）及び有毒ガス防護対象者及び防護対策（重大事故等の対処要員に対する有毒ガス防護）の観点で関係する。

事業変更許可申請書及び関係条文の整理資料への反映方針

有毒ガス防護に係る適合性の確認結果より、有毒ガス防護措置に係る条文間の関係性とそれぞれの位置付け、事業指定基準規則及び技術的能力審査基準に対し有毒ガス防護措置として担保すべき事項を踏まえ、事業変更許可申請書の本文、添付書類及び関係条文の整理資料の補足説明資料へ反映する内容及び反映の考え方を整理した。

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
<p>第9条 (その他外部衝撃)</p>	<p>有毒ガス^{※1}による再処理施設の安全機能への影響を整理する。外部事象としての有毒ガスが設備に直接影響を与えることは考えにくい。再処理施設の安全機能のうち、中央制御室^{※2}の居住性に影響を与える有毒ガスに対し、有毒ガスの発生源の選定、設計方針、手順等を整理する。</p> <p>※1:再処理事業所内における化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。再処理事業所内における化学物質の漏えいには、交通事故、工場事故等の再処理事業所外での化学物質の漏えいも包絡される。なお、漏えいした化学物質そのものによる再処理施設の安全機能への影響は第12条で整理する。</p> <p>※2:設計基準事故時において、中央制御室以外で運転員等が一定期間とどまって再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を行う必要はないため、規則要求として防護すべき安全機能としては中央制御室の居住性のみが該当する。</p>	<p>① 中央制御室の居住性に影響を与え得る有毒ガスの発生源を選定すること。</p> <p>② 有毒ガスにより中央制御室の居住性を損なわない設計とすること。</p>	<p>① 中央制御室の居住性に影響を与え得る有毒ガスの発生源を影響評価ガイドを参考に網羅的に抽出^{※1}し、選定すること。</p> <p>② 有毒ガスにより中央制御室の居住性を損なわない設計とすること。</p> <p>※1:第9条(その他外部衝撃)では、再処理事業所内外にある全ての有毒ガスに対し、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮して再処理施設の安全機能への影響を整理する上で、有毒ガスの発生源を網羅的に明示する必要はないが、第20条及び第26条では、第9条(その他外部衝撃)において想定する有毒ガスに対し、居住性を確保するために必要な設備の設計方針、概要、仕様及び評価を整理する必要がある。このため、再処理事業所内外にある全ての化学物質を整理し、それらの化学物質から影響評価ガイドを参考にして人体に影響を与える有毒ガスの発生源となり得る固定施設及び可動施設を網羅的に抽出することは、</p>	<p>① 四、A.ロ.(7)(i)(a)(チ)1)において、「安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。」と記載し、四、A.ロ.(7)(i)(a)(チ)3)において、「想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。」と記載しており、有毒ガスの想定にあたって影響評価ガイドを参考にし、有毒ガスの発生源を網羅的に抽出することを包絡されていることから、反映事項はない。</p> <p>② 四、A.ロ.(7)(i)(a)(チ)1)において、「再処理施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、制御建屋中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。」と記載し、四、A.ロ.(7)(i)(a)(チ)3)において、「安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、制御建屋中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	<p>① 1.7.9.5(1)及び(3)において、有毒ガスの発生源を列挙しているが、影響評価ガイドでは、屋外の機器に内包される化学薬品及び各建屋への受入れの際に運搬される化学物質、薬品庫等に保管される試薬も抽出されるため、これらを網羅的に選定することが明確となるように記載を変更する。^{※1}</p> <p>② 1.7.9.5(1)において、「制御建屋中央制御室換気設備は、近隣工場等の火災及び航空機墜落火災による有毒ガスの発生と同様に、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。」「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計とする。」^{※2}と記載し、1.7.9.5(3)において、「制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。」「使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計とす</p>	<p>① 申請書の反映事項について詳細に説明するため、影響評価ガイドを参考にした有毒ガスの発生源となり得る敷地内外の固定施設・可動施設を網羅的に調査した結果を、補足説明資料5-9として追加する。</p> <p>② 補足説明資料5-8において、有毒ガスに対する制御建屋中央制御室の居住性について評価を行っており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>③ その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を、補足説明資料5-10として追加する。</p>

※申請書本文，添付書類，整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には，代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
			<p>第9条（その他外部衝撃）で担保すべき事項とする。また，有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設計方針，概要，仕様及び評価を整理するため，網羅的に抽出された固定施設及び可動施設のうち，影響評価ガイドを参考にして居住性に影響を与える有毒ガスの発生源となる固定施設及び可動施設を特定し，必要な有毒ガス防護措置を講じることが，第20条及び第26条で担保すべき事項と整理する。</p>		<p>る。」^{※2}と記載しており，既許可から追加で考慮すべき事項がないことから，反映事項はない。</p> <p>※1：申請書本文には，「有毒ガス」と「化学物質の漏えい」の項目がある。また，影響評価ガイドでは有毒ガスを有毒化学物質の揮発等により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生するものと定義している。既許可では，機器等から流出した有毒化学物質が揮発・反応等により有毒ガス化して大気に放出される場合は「化学物質の漏えい」で整理している。屋外の機器に内包される化学薬品及び各建屋への受入れの際に運搬される化学物質，薬品庫等に保管される試薬の漏えいは，「化学物質の漏えい」に該当するため，影響評価ガイドを参考とした網羅的な有毒ガスの発生源の選定も「有毒ガス」ではなく「化学物質の漏えい」で整理する。</p> <p>※2：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，設計基準事故時に一定期間とどまり必要な操作をすることがないため，再循環運転による居住性の維持までは記載しないが，外気を遮断することの自主的な対応については記載している。</p>	

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
第12条	<p>化学薬品の漏えいによる再処理施設の安全機能への影響※1を整理する。</p> <p>※1：化学薬品（化学物質）の漏えいについては、第9条（その他外部衝撃）では外部事象として、第12条では内部事象として再処理施設の安全機能への影響を考慮している。化学薬品（化学物質）の漏えいに伴い発生する有毒ガスについては、再処理施設内部の設備に影響を与える場合は第12条で整理し、主排気筒等を経由して大気に放出されて制御室の居住性（人体）に影響を与える場合は第9条（その他外部衝撃）で整理する。</p>	<p>① 化学薬品の漏えい源を選定すること。</p> <p>② 化学薬品の取り扱いに係る基本方針の1つとして、漏えいの回収に係る手順を整備すること。</p>	<p>① 化学薬品の漏えい源の選定は、有毒ガス防護措置として第12条で担保すべき事項ではない。※1</p> <p>② 化学薬品の取り扱いに係る基本方針の1つとして、<u>敷地内の可動施設からの有毒ガスの終息活動を含め、^{※2}漏えい液の回収に係る手順を整備すること。</u></p> <p>※1：影響評価ガイドは、再処理事業所内外にある全ての化学薬品（化学物質）から人体に影響を与える有毒ガスの発生源を選定し、それに対する有毒ガス防護措置の妥当性を確認するためのものであるため、再処理施設内部の設備に影響を与える化学薬品の漏えい源を選定する第12条では、参考とする必要はない。</p> <p>※2：影響評価ガイドで求められている有毒ガスの終息活動に係る手順及び体制の整備は、化学薬品の取り扱いにおいて講じるべき基本的な対応であることから、第12条で担保すべき事項と整理する。</p>	<p>① 有毒ガス防護措置として第12条で担保すべき事項ではないことから、反映事項はない。</p> <p>② 四、A.ロ.(7)(i)(d)において、「安全機能を有する施設は、再処理施設内が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない方針とする。」と記載しており、右記に示す「化学薬品の漏えい発生後の回収等に関する手順を定める」ことが包絡されていることから、反映事項はない。</p>	<p>① 有毒ガス防護措置として第12条で担保すべき事項ではないことから、反映事項はない。</p> <p>② 添付書類六 1.7.16.2(3)において、化学薬品の取扱いの基本方針として、「化学薬品の漏えいに備えた運転員の安全確保に係る対応として、作業リスクに応じた保護具の装着や漏えい発生時の作業員の対応を定め、必要な資機材の配備、対応に係る教育訓練等を実施している。」とある。また、添付書類六 1.7.16.7.8(5)において、「化学薬品の漏えい発生後の回収等に関する手順を定める。」と記載している。敷地内の可動施設から漏えいした化学薬品の回収等により、有毒ガスの発生を終息させることが可能であり、有毒ガスの終息活動が包絡されていることから、反映事項はない。</p>	<p>① 有毒ガス防護措置として第12条で担保すべき事項ではないことから、反映事項はない。</p> <p>② 敷地内の可動施設からの漏えい液の回収等により、有毒ガスの終息が可能であることを明確にするため、有毒ガスの終息活動を行うための手順及び体制を、補足説明資料5-3に追加する。</p> <p>③ その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料11-4として追加する。</p>
第20条	<p>設計基準事故時において、制御室の居住性確保に必要な設備について、設計方針、設備概要及び仕様を整理する。</p>	<p>① 制御室の居住性確保のため、外気の遮断が可能な換気設備を設けること。</p>	<p>① 制御室の居住性確保のため、<u>有毒ガスの発生時に、^{※1}外気の遮断が可能な換気設備を設けること。</u></p>	<p>① 四、A.ロ.(7)(i)(1)において、「制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。」と記載しており、第20条第3項第2号を踏まえ外部火災の二次的影響により発生する有毒ガスのみ限定していることから、有毒ガス全般に対応する設備であるこ</p>	<p>① 添付書類六 6.1.4.2(8)において、「制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断して換気系統の再循環運転が可能な設計とする。」と記載しており、第20条第3項第2号を踏まえ外部火災の二次的影響により発生する有毒ガスのみ限定していることから、有毒ガス全般に対応する設備であることが明</p>	<p>① 換気設備の隔離により有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制を、補足説明資料2-9に追加する。なお、外気の遮断により制御室の居住性が確保できることは補足説明資料2-5、2-6で説明している。</p>

※申請書本文，添付書類，整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には，代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
		<p>② 通常運転時及び設計基準事故時の化学薬品防護に必要な防護具類を備えること。</p> <p>③ 異常時において再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備（第27条）を設置すること。</p>	<p>② 通常運転時及び設計基準事故時の化学薬品防護 <u>及び有毒ガス防護</u> ②に必要な防護具類を備えること。</p> <p>③ <u>有毒ガス</u> ②の発生を含む異常時において再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備（第27条）を設置すること。</p>	<p>とが明確となるように記載を変更する。</p> <p>② 必要な防護具類を備えることは，①に示す四、A.ロ.(7)(i)(1)の「その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計」に包絡されていることから，①に示す記載の変更を行うことにより，有毒ガス全般に対応する措置であることが明確となるように記載を変更する。</p> <p>③ 四、A.へ.(4)(i)において，「制御室等は，設計基準事故が発生した場合において，設置又は保管した所内通信連絡設備により，再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計とする。」と記載しており，有毒ガスの発生を含む異常が制御室及び再処理事業所内の各所で認知できる設計とすることが包絡されていることから，反映事項はない。</p>	<p>確となるように記載を変更するとともに，設備の説明を追加する。</p> <p>② 添付書類六 6.1.4.2(11)において，「制御室は，想定される地震，内部火災，溢水及び化学薬品の漏えいを考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計とする。」とある。また，添付書類六 1.9.20において，「通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び化学薬品防護に必要な，防護衣，呼吸器及び防護マスクを含む防護具類，サーバイメータを備える設計とする。」と記載している。このことから，防護具類の配備が有毒ガスに対しても講じられる措置であることが明確となるように記載を変更する。また，制御室にとどまる運転員についても有毒ガス防護措置として防護具類を用いることを明確に記載する。</p> <p>③ 添付書類六 6.1.4.2(9)において，「中央制御室は，再処理事業所内の運転員その他の従事者に対して操作，作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに，緊急時対策所及び再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，使用済燃料輸送容器管理建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋，第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運転員その他の従事者に対して操作，作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央</p>	<p>② 防護具類により有毒ガス防護が可能であることを説明するため，具体的な手順及び体制並びに必要な防護具類の数量・仕様を，補足説明資料2-9に追加する。</p> <p>③ 通信連絡設備により有毒ガス発生の認知が可能であることを説明するため，具体的な手順及び体制を，補足説明資料2-9に追加する。</p>

※申請書本文，添付書類，整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には，代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
		④ ー	<p>④ <u>有毒ガスの発生により制御室にとどまる運転員の対処能力を損なうおそれがある場合に，有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置※²を設置すること。</u></p> <p>※1：第20条第3項第1号を踏まえ，運転員の対処能力が損なわれるおそれのある有毒ガスに対し使用する設備は，有毒ガス防護措置のために制御室に設置する設備として，第20条で担保すべき事項と整理する。</p> <p>※2：有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置は第20条第3項第1号の追加要求事項であるため，第9条（その他外部衝撃）で網羅的に抽出された固定施設及び可動施設のうち，影響評価ガイドを参考にして居住性に影響を与える有毒ガスの発生源となる固定施設及び可動施設を特定し，必要な有毒ガス防護措置を講じることが，第20条で担保すべき事項と整理する。</p>	④ 第20条第3項第1号の追加要求事項に対する設計方針として，「再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が，設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても，著しく低下し，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。」ことを記載ことにより，左記に示す担保すべき事項を反映する。	<p>制御室及び緊急時対策所との通信連絡ができる設計とする。」と記載しており，有毒ガスの発生を含む異常が制御室及び再処理事業所内の各所で認知できる設計とすることが包絡されているが，有毒ガスの発生を認知するために当該通信連絡設備を用いることが明確となるよう設備の説明を追加する。</p> <p>④ 第20条第3項第1号の追加要求事項に対する設計方針として，「再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が，設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても，著しく低下し，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。」ことを記載する。また，当該設計とするために，有毒ガス評価ガイドを参考とし，有毒ガス防護に係る影響評価を実施することにより，具体的な有毒ガスの発生源を特定し，必要な有毒ガス防護措置を講じることが記載する。</p>	<p>④ 第20条第3項第1号の追加要求事項に対する設計方針を踏まえ，有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の要否を判断した結果が妥当であることを説明するため，有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置を必要とする具体的な有毒ガスの発生源を特定した結果について，補足説明資料2-8に追加する。</p> <p>⑤ その他 影響評価ガイドを参考に，既許可に反映済みの事項を確認した結果として，「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料2-7として追加する。</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
第26条	設計基準事故時において、緊急時対策所の居住性確保に必要な設備について、設計方針、設備概要及び仕様を整理する。	<p>① 換気設備を設けること。</p> <p>② ー</p> <p>③ 異常時において再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備（第27条）を設置すること。</p>	<p>① <u>緊急時対策所の居住性確保のため、有毒ガスの発生時に、外気の遮断が可能な</u>※1換気設備を設けること。</p> <p>② <u>有毒ガス防護に必要な防護具類を備えること。</u>※1,2</p> <p>③ <u>有毒ガスの発生を含む</u>※1異常時において再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備（第27条）を設置すること。</p>	<p>① 四、A.ロ.(7)(i)(r)において、「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載しており、左記に示す担保すべき事項が明確ではないため、第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針として、「緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。」ことを追加する。</p> <p>② 影響評価ガイド及び実用発電炉での実績を踏まえ、①に示す記載を追加することにより、左記に示す担保すべき事項を反映する。</p> <p>③ 四、A.ロ.(7)(i)(r)において、「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載しており、左記に示す担保すべき事項が明確ではないため、①に示す記載を追加する。</p>	<p>① 添付書類六 9.16.1.4(1)において、「緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。」と記載しており、左記に示す担保すべき事項が明確ではないため、第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針として、「有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。」ことを追加するとともに、換気設備が安全機能を有する施設であることを明確にする。</p> <p>② 影響評価ガイド及び実用発電炉での実績を踏まえ、「緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。」ことを記載する。</p> <p>③ 添付書類六 9.16.1.2(4)において、「緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク IP電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。」と記載しており、有毒ガスの発生を含む異常が緊急時対策所及び再処理事業所内の各所で認知できる設計とすることが包絡されているが、有毒ガスの発生を</p>	<p>① 換気設備の隔離により有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制を、補足説明資料2-6に追加する。なお、外気の遮断が可能な換気設備により有毒ガスに対して緊急時対策所の居住性を確保することは、補足説明資料2-1で説明している。</p> <p>② 防護具類により有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制並びに必要な防護具類の数量・仕様を、補足説明資料2-6に追加する。</p> <p>③ 通信連絡設備により有毒ガス発生の認知が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制を、補足説明資料2-6に追加する。</p>

※申請書本文，添付書類，整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には，代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
		<p>④ 必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するための可搬型窒素酸化物濃度計を配備すること。</p>	<p>④ <u>有毒ガスの発生により制御室にとどまる運転員の対処能力を損なうおそれがある場合に，有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置^{※1,3}を設置すること。</u></p> <p>※1:有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置並びにその他の有毒ガス防護措置のために必要な設備を緊急時対策所に設置することは第26条第2項の追加要求事項であるため，第9条（その他外部衝撃）で網羅的に抽出された固定施設及び可動施設のうち，影響評価ガイドを参考にして居住性に影響を与える有毒ガスの発生源となる固定施設及び可動施設を特定し，必要な有毒ガス防護措置を講じることが，第26条で担保すべき事項と整理する。</p> <p>※2:緊急時対策所にとどまる要員について有毒ガス防護措置として必要に応じ防護具類を用いることについては，影響評価ガイド及び実用発電炉での実績を踏まえ，第26条で担保すべき事項と整理する。</p> <p>※3:可搬型窒素酸化物濃度計は，有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の内数である。</p>	<p>④ 第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針として，①に示す記載を追加することにより，左記に示す担保すべき事項を反映する。</p>	<p>認知するために当該通信連絡設備を用いることが明確となるよう説明を追加する。</p> <p>④ 第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針として，「緊急時対策所は，有毒ガスが及ぼす影響により，必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。」ことを記載する。また，当該設計とするために，有毒ガス評価ガイドを参考とし，有毒ガス防護に係る影響評価を実施することにより，具体的な有毒ガスの発生源を特定し，必要な有毒ガス防護措置を講じることが記載する。なお，可搬型窒素酸化物濃度計は，火災及び爆発により発生する有毒ガスに対しても使用することから，可搬型窒素酸化物濃度計に係る記載は変更しない。</p>	<p>④ 第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針を踏まえ，有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の要否を判断した結果が妥当であることを説明するため，有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置を必要とする具体的な有毒ガスの発生源を特定した結果について，補足説明資料2-5に追加する。</p> <p>⑤ その他 影響評価ガイドを参考に，既許可に反映済みの事項を確認した結果として，「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料2-4として追加する。</p>

※申請書本文，添付書類，整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には，代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
第 27 条	制御室及び緊急時対策所において有毒ガス発生の認知に使用する通信連絡設備を整理する。	① 異常時において再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡が可能な通信連絡設備を設けること。	① 有毒ガスの発生を含む [※] 異常時において再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡が可能な通信連絡設備を設けること。 ※1:通信連絡設備を用いて有毒ガスの発生を認知するため制御室及び緊急時対策所に設置することは第 20 条及び第 26 条で担保すべき事項と整理し，必要な通信連絡設備の数量及び仕様については第 27 条で担保すべき事項と整理する。	① 四、A.ロ.(7)(i)(s)において，「再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として，警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。」，「再処理事業所内には，設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として，所外通信連絡設備を設ける設計とする。」と記載しており，有毒ガス発生時の連絡に必要な通信連絡設備の設置について包絡されていることから，反映事項はない。	① 添付書類六 9.17.1.4(1)において，「設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを設置する。所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。」と記載している。また，添付書類六 9.17.1.4(3)において，「設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所外の国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として，統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設置する。」と記載している。このため，有毒ガス発生時の連絡に必要な通信連絡設備の設置について包絡されていることから，反映事項はない。	① 所内通信連絡設備，所外通信連絡設備の数量及び仕様については補足説明資料 2-1，2-2 に記載している。敷地内の可動施設に対しては，再処理事業部員に対し十分な数量の所内携帯電話を配備するため，敷地内の可動施設の立会人からの有毒ガス発生の連絡が可能である。敷地外の固定施設に対しては，中央制御室に設置した一般加入電話により，外部機関からの有毒ガス発生の連絡を受けることが可能である。また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，緊急時対策所及びその他再処理事業所内外の必要な場所と相互に通信連絡が可能な仕様となっている。以上のとおり，有毒ガスの発生に対しても対応可能な通信連絡設備について説明があることから，補足説明として反映する事項はない。 ② その他 影響評価ガイドを参考に，既許可に反映済みの事項を確認した結果として，「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料 2-16 として追加する。

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
第 28 条	<p>重大事故等対処時の作業環境 ※1 を整理する。</p> <p>※1：第 28 条では、重大事故等対処の有効性評価の前提条件として、作業環境を整理しているため、有毒ガス防護措置が必要な作業環境となり得る重大事故等について整理する。</p>	<p>① 重大事故等の起回事象を踏まえ、作業環境として有毒ガスの発生を考慮すべき重大事故等を整理すること。</p>	<p>① 有毒ガスの発生を考慮すべき重大事故等の整理は、有毒ガス防護措置として第 28 条で担保すべき事項ではない。 ※1</p> <p>※1：第 28 条では、重大事故等と有毒ガスの発生を同時にもたらし得る起回事象として地震を想定し、地震起因の重大事故等として冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料の著しい損傷を挙げている。有毒ガス防護措置は、この想定を前提として講じるものであるため、第 28 条において有毒ガス防護措置として担保すべき事項はない。なお、有毒ガスが再処理施設の安全機能へ直接影響を及ぼすことは考えられないことから、有毒ガスは重大事故等の起回事象とはならない。</p>	<p>① 有毒ガス防護措置として第 28 条で担保すべき事項ではないことから、反映事項はない。</p>	<p>① 有毒ガス防護措置として第 28 条で担保すべき事項ではないことから、反映事項はない。</p>	<p>① 有毒ガス防護措置として第 28 条で担保すべき事項ではないことから、反映事項はない。</p> <p>② その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料 3-31 として追加する。</p>
第 33 条	<p>重大事故等対処時の作業環境を整理する。</p>	<p>① 重大事故等対処を行う作業環境として有毒ガスを考慮すること。</p> <p>② 屋内外のアクセスルートに対し、有毒ガス防護のための措置（防護具の配備等）を講じること。</p>	<p>① 重大事故等対処を行う作業環境として有毒ガスを考慮すること。 ※1</p> <p>② 屋内外のアクセスルートに対し、有毒ガス防護のための措置（防護具の配備等）を講じること。</p> <p>※1：第 33 条で具体的に挙げられ</p>	<p>① 四、A.ロ.(7)(ii)(b)(ニ)1)iv)において、「アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>② 四、A.ロ.(7)(ii)(b)(ニ)1)iv)において、「屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタ</p>	<p>① 添付書類六 1.7.18(4) a.(d)において、「アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>② 添付書類六 1.7.18(4) a.(d)において、「屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイ</p>	<p>① 既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>② 既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>③ その他 影響評価ガイドを参考に、既</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
			<p>ている有毒ガス（六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素）及び化学物質の漏えい（再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素）は、重大事故等対処設備に対し考慮すべき事項である。これに対し、有毒ガス防護措置として第 33 条で担保すべき事項は、人体に影響を与える有毒ガスの発生源として、アクセスルートに対する人為事象として第 9 条（その他外部衝撃）で想定する有毒ガスを考慮することである。</p>	<p>イヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。」と記載している。また、「屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	<p>ヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。」と記載している。また、「屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	<p>許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料 2-30 として追加する。</p>
第 44 条	<p>重大事故等対処時において、制御室の居住性確保に必要な設備について、設計方針、設備概要及び仕様を整理する。 なお、居住性確保のための具体的な手順は技術的能力 1.11 で整理する。</p>	<p>① 制御室の居住性確保のため、換気設備を配備又は位置付けること。 ② 重大事故等対処時の有毒ガス防護に必要な防護具類を備え</p>	<p>① 制御室の居住性確保のため、<u>有毒ガスの発生時に、外気の遮断が可能な</u>換気設備を配備又は位置付けること。 ② 重大事故等対処時 <u>に制御室にとどまる実施組織要員を</u>含</p>	<p>① 四、A.ロ.(7)(i)(1)において、「重大事故等が発生した場合において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。」と記載しており、外気の遮断が可能な換気設備を配備又は位置付けることが包絡されていることから、反映事項はない。 ② 四、A.ロ.(7)(i)(1)において、「重大事故等が発生した場</p>	<p>① 添付書類六 6.2.5.1において、「制御室の居住性を確保するため、制御室遮蔽設備並びに制御室換気設備の制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。」と記載しており、外気の遮断が可能な換気設備とすることを明確にするため、「制御室は、有毒ガスが発生した場合に換気設備の外気の取り入れを遮断することにより実施組織要員を防護できる設計とする。」ことを追加する。 ② 添付書類六 6.2.5.1において、「各重大事故が発生した場合</p>	<p>① 補足説明資料 2-9 において、換気設備による居住性確保について記載しており、代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取り入れ時の有毒ガス（窒素酸化物）の監視及び外気取り入れ停止後の炭酸ガス濃度の上昇による居住性の悪化までの時間の評価を行っていることから、反映事項はない。 ② 補足説明資料 2-9 において、重大事故等対応にあたる実施</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
		<p>ること。</p> <p>③ 通信連絡設備（第47条）を設置すること。※1</p> <p>④ 必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するための可搬型窒素酸化物濃度計を配備すること。</p> <p>※1：通信連絡設備は、情報把握計装設備が設置されるまでの重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視及び記録に用いるため、中央制御室に設置する。</p>	<p>め、<u>有毒ガス防護に必要な防護具類を備えること。</u>※1</p> <p>③ <u>有毒ガスの発生時において再処理事業所内外に必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備（第47条）を設置すること。</u>※2</p> <p>④ 必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するための可搬型窒素酸化物濃度計を配備すること。※2</p> <p>※1：技術的能力審査基準の追加要求事項、影響評価ガイド及び実用発電炉での実績を踏まえ、制御室にとどまる実施組織要員に対し有毒ガス防護に必要な防護具類を備えることは、第44条で担保すべき事項と整理する。</p> <p>※2：窒素酸化物以外の有毒ガスは通信連絡設備によりその発生</p>	<p>合において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。」と記載しており、制御室にとどまる実施組織要員に対し有毒ガス防護に必要な防護具類を配備することが包絡されていることから、反映事項はない。</p> <p>③ 四、A.ロ.(7)(i)(1)において、「重大事故等が発生した場合において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。」と記載しており、有毒ガスの発生を含む異常が制御室及び再処理事業所内の各所で認知できる設計とすることが包絡されていることから、反映事項はない。</p> <p>④ 四、A.ロ.(7)(i)(1)において、「重大事故等が発生した場合において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	<p>において、制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処施設を配備又は位置付ける。」と記載しており、制御室にとどまる実施組織要員に対する有毒ガス防護のための防護具類については明示されていないため、「有毒ガスが発生した場合に、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する」ことを追加する。</p> <p>③ 添付書類六6.2.5.1において、「各重大事故が発生した場合において、制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処施設を配備又は位置付ける。」と記載しており、有毒ガスの発生を含む異常が制御室及び再処理事業所内の各所で認知できる設計とすることが明示されていないため、「制御室は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。」ことを追加する。</p> <p>④ 添付書類六6.2.5.1において、「制御室の居住性を確保するため、制御室遮蔽設備並びに制御室換気設備の制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備を可搬型重大事故等対処</p>	<p>組織要員164名（待機要員含む）に対し、原則170名以上の数量の防護具類を備えることを記載していることから、追加で反映する事項はない。</p> <p>③ 補足説明資料2-9において、通信連絡設備（第47条）を用いた再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡について記載していることから、追加で反映する事項はない。</p> <p>④ 既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>⑤ その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料2-13として追加する。</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
			<p>を認知するため、通信連絡設備を配備することは、第44条で担保すべき事項と整理する。なお、可搬型窒素酸化物濃度計は、火災及び爆発により発生する有毒ガスに対しても使用する。</p>		<p>設備として配備する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	
第46条	<p>重大事故等対処時において、緊急時対策所の居住性確保に必要な設備について、設計方針、設備概要及び仕様を整理する。 なお、居住性確保のための具体的な手順は技術的能力1.11で整理する。</p>	<p>① 緊急時対策所の居住性確保のため、外気の遮断が可能な換気設備を設けること。 ② 重大事故等対処時の有毒ガス防護に必要な防護具類を備えること。</p>	<p>① 緊急時対策所の居住性確保のため、<u>有毒ガスの発生時に</u>、外気の遮断が可能な換気設備を設けること。 ② 重大事故等対処時に<u>緊急時対策所にとどまる本部・支援組織要員を含め</u>、有毒ガス防護</p>	<p>① 四、A.ロ.(7)(i)(r)において、「緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とする」と記載しており、外気の遮断が可能な換気設備を設けることが包絡されていることから、反映事項はない。 ② 四、A.ロ.(7)(i)(r)において、「緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において</p>	<p>① 添付書類六 9.16.2.1において、「緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び、換気設備を設ける等の措置を講じた設計とする」と記載している。また、9.16.2.4(2)b.において、「緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。」と記載しており、有毒ガスに対して外気の遮断を行うことについては明示されていないため、「緊急時対策所は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。」ことを追加し、有毒ガスに対しても外気の遮断を行う記載に変更する。 ② 添付書類六 9.16.2.1において、「緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において</p>	<p>① 補足説明資料1-1において、換気設備による居住性確保について記載している。また、補足説明資料2-1では外気取り入れ時の有毒ガス（窒素酸化物）の監視及び外気取り入れ停止後の炭酸ガス濃度の上昇による居住性の悪化までの時間の評価、補足説明資料2-9添付資料7では状況に応じた換気系運転モードについて整理していることから、反映事項はない。 ② 補足説明資料2-2において、緊急時対策所の非常時対策組織要員のための防護具類（全</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
		<p>③ 有毒ガスの発生を含む異常時において再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備（第47条）を設置すること。</p> <p>④ 必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するための可搬型窒素酸化物濃度計を配備すること。</p>	<p>に必要な防護具類を備えること。※1</p> <p>③ 有毒ガスの発生を含む異常時において再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備（第47条）を設置すること。※2</p> <p>④ 必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するための可搬型窒素酸化物濃度計を配備すること。※2</p> <p>※1:技術的能力審査基準の追加要求事項、影響評価ガイド及び実用発電炉での実績を踏まえ、緊急時対策所にとどまる本部・支援組織要員に対し有毒ガス防護に必要な防護具類を備えることは、第46条で担保すべき事項と整理する。</p>	<p>も、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とする」と記載しており、緊急時対策所にとどまる要員に対し有毒ガス防護に必要な防護具類を配備することが包絡されていることから、反映事項はない。</p> <p>③ 四、A.ロ.(7)(i)(r)において、「重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。」と記載しており、有毒ガスの発生を含む異常が制御室及び再処理事業所内の各所で認知できる設計とすることが包絡されていることから、反映事項はない。</p> <p>④ 四、A.ロ.(7)(i)(r)において、「緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とする」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	<p>も、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び、換気設備を設ける等の措置を講じた設計とする」と記載しており、緊急時対策所にとどまる本部・支援組織要員に対する有毒ガス防護のための防護具類については明示されていないため、「有毒ガスが発生した場合に、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する」ことを追加する。</p> <p>③ 添付書類六 9.16.2.1において、「重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備を設置又は配備する。」と記載しており、有毒ガスの発生を含む異常が制御室及び再処理事業所内の各所で認知できる設計とすることが明示されていないため、「緊急時対策所は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。」ことを追加する。</p> <p>④ 添付書類六 9.16.2.1において、「緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び、換気設備を設ける等の措置を講じた設計とする」、「緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気</p>	<p>面マスク及び半面マスク)の配備について記載していることから、反映事項はない。</p> <p>③ 補足説明資料 2-1において、通信連絡設備を用いた再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡について記載していることから、追加で反映する事項はない。</p> <p>④ 既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>⑤ その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料 2-13として追加する。</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
			<p>※2:窒素酸化物以外の有毒ガスは通信連絡設備によりその発生を認知するため、通信連絡設備を配備することは、第46条で担保すべき事項と整理する。なお、可搬型窒素酸化物濃度計は、火災及び爆発により発生する有毒ガスに対しても使用する。</p>		<p>設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	
第47条	<p>制御室及び緊急時対策所において有毒ガス発生時の認知に使用する通信連絡設備を整理する。</p>	<p>① 異常時において再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡が可能な通信連絡設備を設けること。</p>	<p>① <u>有毒ガスの発生を含む</u> 異常時において再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡が可能な通信連絡設備を設けること。</p> <p>※1:通信連絡設備を用いて有毒ガスの発生を認知するため、制御室及び緊急時対策所に設置することは第44条及び第46条で担保すべき事項、通信連絡設備を用いる手順書及び体制は技術的能力1.0～2.で担保すべき事項と整理し、必要な通信連絡設備の数量及び仕様については第47条で担保すべき事項と整理する。</p>	<p>① 四、A.ロ.(7)(i)(s)において、「再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。」と記載しており、有毒ガス発生時の連絡に必要な通信連絡設備の設置について包絡されていることから、反映事項はない。</p>	<p>① 添付書類六 9.17.2.2において、「重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>所内通信連絡設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計とする。(略)</p> <p>所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。(略)</p> <p>代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)、統合原子力防災ネット</p>	<p>① 所内通信連絡設備、所外通信連絡設備の数量及び仕様については補足説明資料2-3、2-8、2-11に記載している。敷地内の可動施設に対しては、再処理事業部員に対し十分な数量の所内携帯電話(設計基準対象の施設と兼用)を配備するため、敷地内の可動施設の立会人からの有毒ガス発生時の連絡が可能である。敷地外の固定施設に対しては、中央制御室に設置した一般加入電話(設計基準対象の施設と兼用)により、外部機関からの有毒ガス発生時の連絡を受けることが可能である。また、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所及びその他再処理事業所内外の必要な場所と相互に通信連絡が可能な仕様となっている。以上のとおり、有毒ガスの発生に対しても対応可能な通信連絡設備について説明があることから、補足説明として反映する事項はない。</p> <p>② その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
					ワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備を設ける設計とする。」と記載している。このため、有毒ガス発生時の連絡に必要な通信連絡設備の設置について包絡されていることから、反映事項はない。	表」を補足説明資料 2-14 として追加する。
技術的能力 1.0	<p>重大事故等対処時において、有毒ガス防護に必要な手順書及び体制を整理する。</p> <p>技術的能力 1.0 では、共通事項として、有毒ガス防護のための対応方針を定めるとともに、屋内外のアクセスルートにおける有毒ガス防護のための手順書及び体制を整備する。</p>	<p>① 重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。※1</p> <p>※1：既許可では、第 33 条で整理する作業環境においても重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、有毒ガスの発生を想定した手順書及び体制を整備している。</p>	<p>① <u>非常時対策組織要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書及び体制を整備すること。※1</u></p> <p>② <u>予期せず発生する有毒ガスに対し防護具等により非常時対策組織要員を防護する手順書を整備すること。※1</u></p> <p>③ <u>有毒ガスの発生による異常を検知した場合に通信連絡設備により運転員等に周知する手順書を整備すること。※1</u></p>	<p>① 技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項に対する対応方針として、「運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書と体制を整備する。」ことを記載することにより、左記に示す担保すべき事項を反映する。</p> <p>② 技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項に対する対応方針として、「予期せぬ有毒ガスの発生において、運転員及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対しては、配備した防護具類を着用することにより、事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう手順書を整備する。」ことを記載することにより、左記に示す担保すべき事項を反映する。</p> <p>③ 技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項に対する対応方針として、「有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、有毒ガス</p>	<p>① 技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項に対する対応方針として、「運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書と体制を整備する。」ことを記載することにより、左記に示す担保すべき事項を反映する。</p> <p>② 技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項に対する対応方針として、「予期せぬ有毒ガスの発生において、運転員及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対しては、配備した防護具類を着用することにより、事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう手順書を整備する。」ことを記載することにより、左記に示す担保すべき事項を反映する。</p> <p>③ 技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項に対する対応方針として、「有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、有毒ガス</p>	<p>① 想定される有毒ガスに対し配備する防護具により、非常時対策組織要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とできることについて説明するため、影響評価ガイドを参考に評価した結果を、補足説明資料 1.0-6 に追加する。なお、外気の遮断が可能な換気設備により有毒ガスに対して制御室及び緊急時対策所の居住性を確保することは、第 44 条及び第 46 条で説明している。</p> <p>② 予期せず発生する有毒ガスに対し、非常時対策組織要員が重大事故等対処を継続するための十分な数量の防護具が再処理事業所内に配備されていることを説明するため、防護具の配備数を確認した結果及び影響評価ガイドで求められているバックアップ供給体制を、補足説明資料 1.0-6 に追加する。</p> <p>③ 通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知可能であることを説明するため、通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知する手順及び体制の概要</p>

※申請書本文，添付書類，整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には，代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
			<p>※1:当該事項は技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項として重大事故等対処時の有毒ガス防護について明確化されたものであるため，技術的能力1.0で担保すべき事項と整理する。ただし，制御室及び緊急時対策所にとどまる要員に対する有毒ガス防護のための具体的な手順書は技術的能力1.11，1.13に反映して担保すべき事項と整理する。また，屋内外のアクセスルートで対処する要員に対する有毒ガス防護のための具体的な手順書は技術的能力1.1～2.に反映して担保すべき事項と整理する。</p>	<p>の発生を統括当直長から運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員に周知する手順書を整備する。」ことを記載することにより，左記に示す担保すべき事項を反映する。</p>	<p>の発生を統括当直長から運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員に周知する手順書を整備する。」ことを記載することにより，左記に示す担保すべき事項を反映する。</p>	<p>を，補足説明資料1.0-6に追加する。</p> <p>④ その他 影響評価ガイドを参考に，既許可に反映済みの事項を確認した結果として，「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料2-14として追加する。</p>
<p>技術的能力 1.11</p>	<p>重大事故等対処時において，有毒ガス防護に必要な手順書を整理する。 技術的能力1.11では，技術的能力1.0で定めた有毒ガス防護のための対応方針のうち，制御室における有毒ガス防護のための手順書を整備する。</p>	<p>① 窒素酸化物に対し，換気設備の外気との連絡口の遮断により制御室の居住性を確保するための手順書を整備すること。</p> <p>② 有毒ガスの発生時に，必要に応じ適切な防護具類を着用するための手順書を整備すること。</p>	<p>① <u>有毒ガス全般</u>に対し，換気設備の外気との連絡口の遮断により制御室の居住性を確保するための手順書を整備すること。</p> <p>② 有毒ガスの発生時に，<u>制御室にとどまる実施組織要員を含め</u>，必要に応じ適切な防護具類を着用するための手順書を整備すること。^{※1}</p>	<p>① 第5表において，「中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には，外気の取入れを停止する。」と記載しており，窒素酸化物のみに限定していることから，通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知した場合の手順書を追加する。</p> <p>② 第5表において，「重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。」と記載しており，制御室にとどまる実施組織要員も包絡されることから，反映事項はない。</p>	<p>① 添付書類八第5-1表において，「中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には，外気の取入れを停止する。」と記載しており，窒素酸化物のみに限定していることから，通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知した場合の手順書を追加する。</p> <p>② 添付書類八第5-1表において，「重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。」と記載している。一方，添付書類八添付1 10.b.(a)vii.(v)において，防護具類の着用に係る手順書を定めているが，建屋対策班が現場作業を行うものに限定していることから，制御室にとどまる実施組織要員についても必要に応じ防護具類を着用する手順に記載を変更</p>	<p>① 換気設備の隔離に係る既許可での手順書を有毒ガス全般に拡張したものであることから，補足説明として反映する事項はない。</p> <p>② 建屋対策班の防護具類の着用に係る既許可での手順書を有毒ガス防護にも拡張したものであることから，補足説明として反映する事項はない。</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
		<p>③ 窒素酸化物の発生が予測される場合に、可搬型窒素酸化物濃度計により制御室の居住性が確保されていることを確認するための手順書を整備すること。</p>	<p>③ <u>発生原因によらず</u>、窒素酸化物の発生が予測される場合に、可搬型窒素酸化物濃度計により制御室の居住性が確保されていることを確認するための手順書を整備すること。</p> <p>※1：第44条において制御室にとどまる実施組織要員に対し配備する防護具類について、有毒ガス防護のため必要に応じ着用する手順書を整備することは、技術的能力1.11で担保すべき事項と整理する。</p>	<p>③ 第5表において、「再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。」と記載していることから、反映事項はない。</p>	<p>する。</p> <p>③ 添付書類八第5-1表において、「再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。」と記載している。一方、添付書類八添付10.b.(a)iii.(ii)において、「再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点より、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。」と記載しており、火災又は爆発により発生する窒素酸化物のみに限定していることから、発生原因によらず対応する手順書とするように記載を変更する。</p>	<p>③ 窒素酸化物の測定に係る既許可での手順書を火災又は爆発以外の要件で発生する窒素酸化物にも拡張したものであることから、補足説明として反映する事項はない。</p> <p>④ その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料1.11-12として追加する。</p>
<p>技術的能力 1.13</p>	<p>重大事故等対処時において、有毒ガス防護に必要な手順書を整理する。 技術的能力1.13では、技術的能力1.0で定めた有毒ガス防護のための対応方針のうち、緊急時対策所における有毒ガス防護のための手順書を整備する。</p>	<p>① 窒素酸化物に対し、換気設備の外気との連絡口の遮断により緊急時対策所の居住性を確保するための手順書を整備すること。</p>	<p>① <u>有毒ガス全般</u>に対し、換気設備の外気との連絡口の遮断により緊急時対策所の居住性を確保するための手順書を整備すること。</p>	<p>① 第5表において、「重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。」と記載しており、窒素酸化物のみに限定していることから、有毒ガス全般に対応する手順書とするように記載を変更する。また、緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順では、有毒ガスについて明示していないことから、「有毒ガスの発生時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の対処能力が損なわ</p>	<p>① 添付書類八第5-1表において、「重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。」と記載しており、窒素酸化物のみに限定していることから、有毒ガス全般に対応する手順書とするように記載を変更する。また、緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順では、有毒ガスについて明示していないことから、「有毒ガスの発生時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の対処能力</p>	<p>① 換気設備の隔離に係る既許可での手順書を有毒ガス全般に拡張したものであることから、補足説明として反映する事項はない。</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
		<p>② 有毒ガスの発生時に、必要に応じ適切な防護具類を着用するための手順書を整備すること。</p>	<p>② 有毒ガスの発生時に、<u>緊急時対策所にとどまる本部・支援組織要員を含め</u>、必要に応じ適切な防護具類を着用するための手順書を整備すること。^{※1}</p>	<p>れるおそれがある場合には、緊急時対策建屋換気設備による外気の取り入れを遮断することで、当該要員を有毒ガスから防護するため再循環モードに切り替える。」との記載を追加する。さらに、緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順において、「有毒ガス発生時には、通信連絡設備により認知し、緊急時対策建屋換気設備による外気の取り込みを遮断する手順に着手する。」ことを追加する。</p> <p>② 第5表において、「重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。」と記載している。一方、放射線管理用資機材では、「緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。」と記載しており、有毒ガス発生時の防護装備について明示されていないことから、作業環境として有毒ガスについても考慮することを記載する。</p>	<p>が損なわれるおそれがある場合には、緊急時対策建屋換気設備による外気の取り入れを遮断することで、当該要員を有毒ガスから防護するため再循環モードに切り替える。」との記載を追加する。さらに、緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順において、「有毒ガス発生時には、通信連絡設備により認知し、緊急時対策建屋換気設備による外気の取り込みを遮断する手順に着手する。」ことを追加する。</p> <p>② 添付書類八第5-1表において、「重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。」と記載している。一方、放射線管理用資機材では、「緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。」と記載しており、有毒ガス発生時の防護装備について明示されていないことから、作業環境として有毒ガスについても考慮することを記載する。なお、添付書類八添付 1 12. b. (c) i. (i)において、「なお、緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価の結果は、最大で約4 mSvであり7日間で100mSvを超えないが、緊急時対策建屋には、自主対策として全</p>	<p>② 支援組織要員の放射線防護に係る防護具類の着用に係る既許可での手順書を緊急時対策所にとどまる本部・支援組織要員の有毒ガス防護にも拡張したものであることから、補足説明として反映する事項はない。</p>

※申請書本文、添付書類、整理資料補足説明資料の中に反映箇所が複数ある場合には、代表して記載している。

関係条文	事業変更許可申請書上の有毒ガス防護措置に係る位置付け	既許可で確認している内容	有毒ガス防護措置として担保すべき事項（下線は既許可から追加で考慮すべき事項）	事業変更許可申請書本文（整理資料本文）への反映事項※	事業変更許可申請書添付書類（整理資料本文）への反映事項※	整理資料補足説明資料への反映事項※
		<p>③ 窒素酸化物の発生が予測される場合に、可搬型窒素酸化物濃度計により緊急時対策所の居住性が確保されていることを確認するための手順書を整備すること。</p>	<p>③ <u>発生原因によらず</u>、窒素酸化物の発生が予測される場合に、可搬型窒素酸化物濃度計により緊急時対策所の居住性が確保されていることを確認するための手順書を整備すること。</p> <p>※1：第46条において緊急時対策所にとどまる本部・支援要員に対し配備する防護具類について、有毒ガス防護のため必要に応じ着用する手順書を整備することは、技術的能力1.13で担保すべき事項と整理する。</p>	<p>③ 第5表において、「重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。」と記載しており、発生原因を限定していないことから、反映事項はない。</p>	<p>面マスク及び半面マスク等を配備する。」と記載していることから、緊急時対策所にとどまる本部・支援組織要員についても必要に応じ防護具類を着用する手順が包絡されている。</p> <p>③ 添付書類八第5-1表において、「重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。」と記載しており、発生原因を限定していないことから、反映事項はない。</p>	<p>③ 申請書本文及び添付書類に担保すべき事項が適切に反映されていることから、補足説明として反映する事項はない。</p> <p>④ その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料1.11-12として追加する。</p>
<p>技術的能力 1.1～2.</p>	<p>重大事故等対処時において、有毒ガス防護に必要な手順書を整理する。 技術的能力1.1～2.では、技術的能力1.0で定めた有毒ガス防護のための対応方針のうち、各重大事故等対処実施時における有毒ガス防護のための手順書を整備する。</p>	<p>① 通信連絡設備（第47条）により有毒ガスの発生を含む異常を認知するための手順及び体制を整備すること。</p> <p>② 有毒ガスの発生時に適切な防護具類を着用するための手順及び体制を整備すること。</p>	<p>① 通信連絡設備（第47条）により有毒ガスの発生を含む異常を認知するための手順及び体制を整備すること。</p> <p>② 有毒ガスの発生時に適切な防護具類を着用するための手順及び体制を整備すること。</p>	<p>① 第5表において、「中央制御室等との連絡手段を確保する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>② 第5表において、「重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	<p>① 添付書類八第5-1表において、「中央制御室等との連絡手段を確保する。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>② 添付書類八第5-1表において、「重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。」と記載しており、既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p>	<p>① 既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>② 既許可から追加で考慮すべき事項がないことから、反映事項はない。</p> <p>③ その他 影響評価ガイドを参考に、既許可に反映済みの事項を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料として追加する。</p>

条文	規則もしくは解釈における追加要求事項
<p>第二十条 「制御室等」</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置</p> <p>二 (略)</p> <p>【解釈】</p> <p>4 第3項に規定する「従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が制御室に接近できるよう通路が確保されていること及び従事者が制御室に適切な期間滞在できること並びに従事者が交替のため接近する場合においては、放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策を採り得ることをいう。「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、有毒ガスの発生時において、制御室の運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることを含む。</p> <p>5 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項(別記4)」によること。</p> <p>(別記4)</p> <p>有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第20条第3項及び第26条第2項の規定に対応する工場等内における有毒ガスの発生¹を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置に関する要求事項については、以下のとおりとする。なお、同規則の規定と当該要求事項との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p>(1) 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置</p> <p>① 工場等内における有毒ガスの発生源(固定されているものに限る。)の近傍に、有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する検出装置を設置すること。</p> <p>② 有毒ガスの到達を検出するために、制御室近傍に検出装置を設置すること。</p> <p>③ 有毒ガスの到達を検出するために、緊急時対策所近傍に検出装置を設置すること。</p> <p>(2) 当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置</p> <p>① 制御室には、(1)①から③に掲げる検出装置からの信号を受信して制御室で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>② 緊急時対策所には、(1)③に掲げる検出装置からの信号を受信して緊急時対策所で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>¹ 有毒ガスの発生時において制御室及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものに限る。</p>
<p>第二十六条 「緊急時対策所」</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p>
<p>使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準</p>	<p>1. 0 共通事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>【要求事項】 (略)</p> <p>【解釈】</p> <p>1 手順書の整備は、以下によること。</p> <p>a)～f) (略)</p> <p>g) 有毒ガス発生時の制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員及び重大事故等対処上特に重要な操作(常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続をいう。)を行う要員(以下「運転・対処要員」という。)の防護に関し、次の①から③に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>① 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。</p> <p>② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、制御室の運転員及び緊急時対策所における重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。</p> <p>③ 事業指定基準規則第47条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
第5条 概要				
<p>【本文 四、A. 口。(4)(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止】(P14)</p> <p>(i)安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(略)</p>	(関連する引用なし)	<p>本項の申請書本文及び添付書類は基本的な設計方針の記載であるため、後述する申請書本文及び添付書類に、発生源、防護対象者、検知手段、及び防護対策に関して記載している。</p>	<p>左記2のとおり後述で規定するため、本項は整理の対象外とした。</p>	<p>左記2のとおり後述で規定するため、本項は整理の対象外とした。</p>
<p>【添付書類六 1.5.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針】(P6-1-126)</p> <p>1.5.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(略)</p>	(関連する引用なし)			<p>左記2のとおり後述で規定するため、本項は整理の対象外とした。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
火災防護計画				
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i)(a)(へ)火災防護計画】(P17)</p> <p>(へ) 火災防護計画</p> <p>再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 <p>既許可では申請書添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災及び爆発発生時の煙（中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室） ・防護対象者 <p>当該項目は火災防護計画に係る記載であるため、防護対象者については後述で規定する。</p> ・検知手段 <p>既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災感知器 ➢ 高感度煙感知器 ・防護対策 <p>既許可では申請書本文又は添付書類に以下の防護対策を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災防護計画を遂行するための体制 ➢ 火災防護対策を実施するために必要な手順 ➢ 排煙設備 ➢ 防火服、空気呼吸器の資機材の配備 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 <p>➢ 影響評価ガイドでは有毒化学物質について考慮するとしている。</p> <p>➢ 本条文では、有毒化学物質以外の火災及び爆発時に発生する有毒ガスである火災及び爆発発生時の煙を抽出しているが、影響評価ガイドで考慮する有毒化学物質に該当しないため、整理の対象外とした。なお、有毒化学物質については他条文で規定している。</p> ・防護対象者 <p>左記2のとおり後述で規定するため、整理の対象外とした。</p> ・検知手段 <p>➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 <p>➢ 既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として火災感知器及び高感度煙感知器を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> ・防護対策 <p>➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 <p>➢ 既許可では、火災防護計画を遂行するた</p> 	<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i)(a)(へ)火災防護計画】</p> <p>防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.5.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針】(P6-1-131)</p> <p>(6) 火災防護計画</p> <p>再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</p> <p>その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 <p>既許可では申請書添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災及び爆発発生時の煙（中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室） ・防護対象者 <p>当該項目は火災防護計画に係る記載であるため、防護対象者については後述で規定する。</p> ・検知手段 <p>既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災感知器 ➢ 高感度煙感知器 ・防護対策 <p>既許可では申請書本文又は添付書類に以下の防護対策を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災防護計画を遂行するための体制 ➢ 火災防護対策を実施するために必要な手順 ➢ 排煙設備 ➢ 防火服、空気呼吸器の資機材の配備 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 <p>➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 <p>➢ 既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として火災感知器及び高感度煙感知器を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> ・防護対策 <p>➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 <p>➢ 既許可では、火災防護計画を遂行するた</p> 	<p>【添付書類六 1.5.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針】</p> <p>防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>火災防護計画の策定に当たっては、火災防護審査基準の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。</p> <p>a. 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。</p> <p>b. 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。</p> <p>具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化（各責任者と権限）、火災防護計画を遂行するための組織の明確化（各責任者と権限）、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施について定める。</p> <p>（略）</p>			<p><u>めの体制</u>、<u>火災防護対策を実施するために必要な手順</u>を定めること及び制御室から煙を排気する<u>排煙設備の設置</u>、<u>防火服</u>、<u>空気呼吸器の資機材の配備</u>を防護対策としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.5.1.7 手順】(P6-1-194)</p> <p>1.5.1.7 手順</p> <p>再処理施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、再処理施設の安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深</p>	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 1.5.1.7 手順】</p> <p>検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。</p> <p>（略）</p> <p>（4） 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する当直（運転員）により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>（略）</p> <p>（14） 火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>（略）</p>				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
火災防護設備				
<p>【本文 四、A. リ. (4) (iii) 火災防護設備】 (P420)</p> <p>(iii) 火災防護設備 火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備と重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。 安全機能を有する施設を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。 (略)</p>	(関連する引用なし)	<p>本項の申請書本文及び添付書類は基本的な設計方針の記載であるため、前述もしくは後述する申請書本文及び添付書類に、発生源、防護対象者、検知手段、及び防護対策に関して記載している。</p>	<p>左記2のとおり前述もしくは後述で規定するため、整理の対象外とした。</p>	<p>左記2のとおり前述もしくは後述で規定するため、整理の対象外とした。</p>
<p>【添付書類六 9.10 火災防護設備】(P6-9-587)</p> <p>9.10 火災防護設備 火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。</p> <p>9.10.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備 9.10.1.1 概要 再処理施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。 (略)</p> <p>9.10.1.2 設計方針 (2) 火災の感知及び消火 火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する設計とする。 火災感知設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に、固有の信号を発する</p>	(関連する引用なし)			<p>左記2のとおり前述もしくは後述で規定するため、整理の対象外とした。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせで設ける設計とする。</p> <p>消火設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については、自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p>				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
火災感知設備				
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i)(c)(イ)1 火災感知設備】(P21)</p> <p>1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能のように電源を確保し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて常時監視できる設計とする。</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 当該項目は火災感知設備に係る記載であるため、発生源については前述及び後述で規定する。 ・防護対象者 当該項目は火災感知設備に係る記載であるため、防護対象者については後述で規定する ・検知手段 既許可では申請書本文及び添付書類に以下の検知手段を記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 左記2のとおり前述及び後述で規定するため、整理の対象外とした。 ・防護対象者 左記2のとおり後述で規定するため、整理の対象外とした。 ・検知手段 ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➢ 既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として煙感知器及び熱感知器、有毒ガスの警報として中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において火災の発生を監視できる火災受信器盤を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 	<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i)(c)(イ)1 火災感知設備】</p> <p>検知手段に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.5.1.3.1 火災感知設備】(P6-1-159)</p> <p>1.5.1.3.1 火災感知設備</p> <p>火災感知設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために設置する設計とする。</p> <p>(1) 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。</p> <p>また、火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器は、原則、煙感知器（アナログ式）及び熱感知器（アナログ式）を組み合わせて設置し、炎感知器（非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）含む）のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き、誤作動を防止するため平常時の状況を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を把握することができるア</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 煙感知器、熱感知器 ➢ 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において火災の発生を監視できる火災受信器盤 ・防護対策 当該項目は火災感知設備に係る記載であるため、防護対策については前述及び後述で規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として煙感知器及び熱感知器、有毒ガスの警報として中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において火災の発生を監視できる火災受信器盤を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 ・防護対策 左記2のとおり前述及び後述で規定するため、整理の対象外とした。 <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.5.1.3.1 火災感知設備】</p> <p>検知手段に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>ナログ式を選定する。炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知に優位性がある。</p> <p>（略）</p> <p>（4）火災受信器盤</p> <p>中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。</p> <p>（略）</p>				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
消火設備				
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i)(c)(イ)2 消火設備】(P21)</p> <p>2) 消火設備</p> <p>再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報を発する設計とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>・発生源</p> <p>既許可では申請書添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消火剤 ➢ 消火時に発生するフッ化水素 <p>・防護対象者</p> <p>既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運転員（中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室） ➢ 従事者等 	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは有毒化学物質について考慮するとしている。 ➢ 本条文では、有毒化学物質以外の消火設備の作動時に発生する有毒ガスである消火剤及び消火時に発生するフッ化水素を抽出しているが、影響評価ガイドで考慮する有毒化学物質に該当しないため、整理の対象外とした。なお、有毒化学物質については他条文で規定している。 <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員とし、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。 ➢ 既許可では、制御室への防護対策との関連で、①運転員を防護対象者としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 	<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i)(c)(イ)2 消火設備】</p> <p>検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.5.1.3.2 消火設備】(P6-1-165)</p> <p>1.5.1.3.2 消火設備</p> <p>消火設備は、以下に示すとおり、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>b. 可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>(a) 制御室床下</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下「制御室」という。）の床下は、制御室内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に固定式消火設備（全域）を設置する。消火に当たっては、固有の信号を発する異なる種類の火災感知設備（煙感知器と熱感知器）により火災を感知した後、制御室からの手動起動により早期に消火ができる設計とする。</p> <p>制御室には常時当直（運転員）が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を使用する設計とする。</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>・検知手段</p> <p>既許可では申請書本文及び添付書類に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 作動前の警報 <p>・防護対策</p> <p>既許可では申請書本文又は添付書類に以下の防護対策を記載している。</p>	<p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➢ 既許可では、有毒ガスの警報として固定式消火設備（全域）の作動前の警報を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 <p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとして 	<p>【添付書類六 1.5.1.3.2 消火設備】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>(b) 一般共同溝</p> <p>一般共同溝内は、万一、ケーブル火災が発生した場合、煙の排出が可能なよう排気口を設ける構造としているが、自然換気であること及び一般共同溝の面積が広く消火活動まで時間を有することを考慮し、固定式消火設備（局所）を設置することにより、早期消火が可能となる設計とする。</p> <p>一般共同溝の可燃性物質はケーブルと有機溶媒配管内の有機溶媒であるが、有機溶媒配管は二重管とすること及び基準地震動 S_s により損傷しない構造とすることから火災に至るおそれはないことを踏まえ、ケーブルトレイに対し、局所消火を行う設計とする。</p> <p>消火剤の選定に当たっては、人体に影響を与えない消火剤又は消火方法を選択することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(15) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報</p> <p>全域放出方式の固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。</p> <p>また、二酸化炭素消火設備（全域）及びハロゲン化物消火設備（全域）は、作動に当たっては 20 秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。</p> <p>ハロゲン化物消火設備（局所）は、従事者が酸欠になることはないが、消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ、作動前に退避警報を発する設計とする。</p> <p>なお、固定式ガス消火設備のうち、防火シート、金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては、消火剤が内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。</p> <p>(略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消火活動が困難となる場合に固定式消火設備を設置して消火を行う設計 ➤ 人体に影響を与えない消火剤を使用する設計 ➤ 20 秒以上の時間差で消火ガスを放出する設計 	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 <p>➤ 既許可では、運転員を防護するための消火活動が困難となる場合に固定式消火設備を設置して消火を行う設計、人体に影響を与えない消火剤を使用する設計及び 20 秒以上の時間差で消火ガスを放出する設計を防護対策としており、換気空調設備の隔離等の直接的な対策には該当しないが、制御室の居住性を確保するための対策を要求している影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項																
<p>【添付書類六 9.10.1.4 主要設備】(P6-9-593)</p> <p>(3) 消火設備</p> <p>消火設備は、消火水供給設備、消火栓設備、固定式消火設備及び消火器で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>(b) 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>i. 制御室床下</p> <p>再処理施設における制御室の床下は、多量のケーブルが存在するが、フリーアクセス構造としており消火が困難となるおそれを考慮し、固定式消火設備を設置する。</p> <p>制御室には常時当直（運転員）が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を選択する。</p> <p>(略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 9.10.1.4 主要設備】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>																
<p>【添付書類六 第9.10-2表 消火設備の主要設備の仕様】(P6-9-618)</p> <table border="1" data-bbox="112 1150 611 1514"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>主要な消火剤</th> <th>消火方式</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不活性ガス消火設備</td> <td>二酸化炭素 窒素</td> <td>全城放出方式</td> <td>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・非常用電源建屋 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>ハロゲン化物消火設備</td> <td>HFC-227ea ハロン1301 FK-5-1-12</td> <td>全城放出方式 局所放出方式</td> <td>・低レベル廃棄物処理建屋 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>粉末消火設備</td> <td>第三種粉末</td> <td>全城放出方式</td> <td>・低レベル廃棄物処理建屋</td> </tr> </tbody> </table>	種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	不活性ガス消火設備	二酸化炭素 窒素	全城放出方式	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・非常用電源建屋 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画	ハロゲン化物消火設備	HFC-227ea ハロン1301 FK-5-1-12	全城放出方式 局所放出方式	・低レベル廃棄物処理建屋 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画	粉末消火設備	第三種粉末	全城放出方式	・低レベル廃棄物処理建屋	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 第9.10-2表 消火設備の主要設備の仕様】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所																	
不活性ガス消火設備	二酸化炭素 窒素	全城放出方式	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・非常用電源建屋 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画																	
ハロゲン化物消火設備	HFC-227ea ハロン1301 FK-5-1-12	全城放出方式 局所放出方式	・低レベル廃棄物処理建屋 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画																	
粉末消火設備	第三種粉末	全城放出方式	・低レベル廃棄物処理建屋																	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
火災及び爆発の影響軽減				
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i)(d) 火災及び爆発の影響軽減】(P22)</p> <p>(d) 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>ただし、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央制御室等の制御盤に関しては、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する当直（運転員）による消火活動等により、上記設計と同等な設計とする。中央制御室の制御室床下コンクリートピットに関しては、1時間の耐火能力を有するコンクリートピット構造による分離、火災感知設備並びに中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>・発生源</p> <p>既許可では申請書添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>火災及び爆発の発生時の煙</u> ➢ <u>消火時、消火後に発生する有毒ガス（フッ化水素等）</u> <p>・防護対象者</p> <p>既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>運転員</u>（中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室） 	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは有毒化学物質について考慮するとしている。 ➢ 本条文では、有毒化学物質以外の火災及び爆発発生時に発生する有毒ガスである<u>火災及び爆発発生時の煙</u>、消火後に発生する有毒ガスである<u>フッ化水素</u>を抽出しているが、影響評価ガイドで考慮する有毒化学物質に該当しないため、整理の対象外とした。なお、有毒化学物質については他条文で規定している。 <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員とし、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。 ➢ 既許可では、制御室への防護対策との関連で、①<u>運転員</u>を防護対象者としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 	<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i)(d) 火災及び爆発の影響軽減】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.5.1.4.1 火災及び爆発の影響軽減】(P6-1-181)</p> <p>1.5.1.4.1 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 中央制御室に対する火災及び爆発の影響軽減</p> <p>d. 制御室床下の系統分離対策</p> <p>(c) 制御室床下フリーアクセスフロアは、制御室からの手動操作により早期の起動が可能</p>	<p>【第5条:火災等による損傷の防止 補足説明資料 2-4 添付資料5 非常用ディーゼル発電機室の<u>二酸化炭素消火設備</u>の作動について】</p> <p>1. はじめに</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>ハロゲン化物消火設備（全域）</u>は、窒息等のおそれはないが、消火時に生成される<u>フッ化水素</u>を考慮し、<u>消火設備の作動においては同様の扱い</u>とする。</p> <p>3. 二酸化炭素消火設備の作動に係る運用</p> <p>(1)火災感知器による作動時(制御室からの遠隔手動操作)</p> <p>固定式ガス消火設備である二酸化炭素消火設備は、火災感知器の作動を確認した場合、制御室から二酸化炭素を放出する室の退室を</p>	<p>・検知手段</p> <p>既許可では申請書本文、添付書類又は整理資料補足説明資料に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>作動前の警報</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 作動前の退避警報を吹鳴する設計とする消火設備は、二酸化炭素消火設備及び<u>ハロゲン化物消火設備</u>として ➢ <u>消火後の制御室等への入室時におけるガス濃度の確認</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 消火後に発生する有毒ガスについては、ハロン1301（一臭化フッ化メタン：CF₃Br）による制御室床下の消 	<p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➢ 既許可では、有毒ガスの警報として固定式消火設備（全域）の<u>作動前の警報</u>、有毒ガスの発生及び到達の検出として<u>消火後の制御室等への入室時におけるガス濃度の確認及び高感度煙感知器</u>を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 	<p>【添付書類六 1.5.1.4.1 火災及び爆発の影響軽減】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を各制御室に発する設計とする。</p> <p>制御室床下フリーアクセスフロアの固定式ガス消火設備は、消火後に発生する有毒ガスを考慮するものとする。制御室は空間容積が大きいため拡散による濃度低下が想定されることから、制御室に常駐する当直（運転員）に影響を与えるおそれはないが、消火の迅速性と人体への影響を考慮して、手動操作による起動とする。</p> <p>（略）</p> <p>（6）煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>当直（運転員）が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。</p> <p>排煙設備は非管理区域である制御室等を対象としているため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。</p> <p>また、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する制御室床下、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p>	<p>確認後、二酸化炭素放出釦を押し、作業員等へ回転灯及び音声による退避警報を吹鳴し、20秒以上の時間遅れをもって二酸化炭素を放出する設計とする。</p> <p>【第5条:火災等による損傷の防止 補足説明資料 2-4 添付資料 3 別紙 1 再処理施設における制御室床下の消火について】</p> <p>3. 人体への影響について</p> <p>（2）制御室等の床下における火災時の消火剤による影響</p> <p>使用する消火剤のハロン 1301（一臭化フッ化メタン:CF₃Br）は、消火時にフッ化水素（HF）等の有毒ガスが発生するが、消火後の制御室等への入室時は、ガス濃度の確認及び防護服を着用することから、人体への影響はない。</p> <p>【補足説明資料 2-5 添付資料 4 再処理施設における制御室の排煙設備について】</p> <p>3. 制御室等の排煙設備について</p> <p>制御室等には運転員が常駐しており、火災発生時において煙を排気するため、建築基準法により要求される排煙容量を満たす下記の仕様の排煙設備を設置する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>上記の要求に準じて、制御室の排煙設備における排煙容量は、以下のとおりとする。</p> <p>① 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室… 613m³/min</p> <p>② 制御建屋の中央制御室… 750m³/min</p>	<p>火時にフッ化水素等の有毒ガスが発生することを考慮しており、消火後の制御室等への入室時は、ガス濃度の確認を行うことを記載している。</p> <p>➤ 高感度煙感知器</p> <p>・防護対策</p> <p>既許可では添付書類又は整理資料に以下の防護対策を記載している。</p> <p>➤ 消火後の制御室等への入室時における防護服の着用</p> <p>✓ 消火後に発生する有毒ガスについては、ハロン 1301（一臭化フッ化メタン:CF₃Br）による消火時にフッ化水素等の有毒ガスが発生することを考慮しており、消火後の制御室等への入室時は、防護服を着用することを記載している。</p> <p>➤ 建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計</p> <p>✓ 中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災発生時の煙に対しては、建築基準法で要求される排煙容量を有する排煙設備を設置する設計（750m³/min、613m³/min）と記載している。</p>	<p>・防護対策</p> <p>➤ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 <p>➤ 既許可では、運転員を防護するための消火後の制御室等への入室時における防護服の着用及び建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計を防護対策としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第5条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
その他の設計				
<p>【本文 四、A. 口. (4) (i) (f) その他】(P24) (f) その他 「(b) 火災及び爆発の発生防止」～「(e) 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>「第5条:火災等による損傷の防止 補足説明 資料2-1 添付資料3 再処理施設における火災区域、区画の設定について」 3. 火災区域（区画）の設定要領 (1) 火災区域の設定 安重機能を有する機器等が設置されている建屋内の区域について、以下のように火災区域を設定する。 a. ～b. (略) c. 火災区域は他の火災区域と分離するため、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート耐火壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火障壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ）によって、他の火災区域と分離する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 当該項目は火災に対するその他の設計に係る記載であるため、発生源については前述で規定している。 ・防護対象者 当該項目は火災に対するその他の設計に係る記載であるため、防護対象者については前述で規定している。 ・検知手段 当該項目は火災に対するその他の設計に係る記載であるため、検知手段については前述で規定している。 ・防護対策 既許可では添付書類に以下の防護対策を記載している。 ➤ <u>防火ダンパを設置する設計</u> ✓ 防火ダンパを設ける設計については、<u>3時間以上の耐火能力を有することによって、他の火災区域と分離することを記載している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 左記2のとおり前述で規定しているため、整理の対象外とした。 ・防護対象者 左記2のとおり前述で規定しているため、整理の対象外とした。 ・検知手段 左記2のとおり前述で規定しているため、整理の対象外とした。 ・防護対策 ➤ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 ➤ 既許可では、運転員を防護するための<u>防火ダンパを設置する設計</u>を防護対策としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 <p>【追加対策等の要否について】 既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	<p>【本文 四、A. 口. (4) (i) (f) その他】 防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.5.1.5 個別の火災区域又は火災区画における留意事項】(P6-1-191) 1.5.1.5 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 (5) 中央制御室等 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、以下のとおりの設計とする。 a. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と他の火災区域の換気設備の貫通部には、防火ダンパを設置する設計とする。 (略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 1.5.1.5 個別の火災区域又は火災区画における留意事項】 防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
第9条 概要				
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止】(P42)</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p>	<p>（関連する引用なし）</p>	<p>・発生源</p> <p>既許可では申請書本文及び添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮</u> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>火山の影響</u> ● <u>森林火災</u> ➢ 以下の <u>人為事象</u> を抽出し、<u>敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮</u> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>近隣工場等の火災</u> ● <u>有毒ガス</u> ● <u>再処理事業所内における化学物質の漏えい</u> ➢ <u>森林火災及び近隣工場等の火災</u> については、後述する「外部火災」で整理する。 ➢ <u>有毒ガス及び再処理事業所内における化学物質の漏えい</u> については、第9条（その他）で規定する。 ➢ <u>火山の影響</u> については、第9条（火山）で規定する。 <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既許可では防護対象者について後述する「外部火災」で整理するため、記載していない。 	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記2のとおり、<u>森林火災及び近隣工場等の火災</u> については、後述する「外部火災」で整理するため、本項では整理の対象外とした。 ➢ 左記2のとおり、<u>有毒ガス及び再処理事業所内における化学物質の漏えい</u> については、第9条（その他）で規定するため、整理の対象外とした。 ➢ 左記2のとおり、<u>火山の影響</u> については、第9条（火山）で規定するため、整理の対象外とした。 <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記2のとおり後述する「外部火災」で整理するため、整理の対象外とした。 	<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止】</p> <p>左記2のとおり、後述する「外部火災」の項目で整理する。</p>
<p>【添付書類六 1.7.9.1自然現象の抽出】(P6-1-537)</p> <p>再処理施設の設計に当たっては、国内外の基準や文献等に基づき自然現象の知見、情報を収集した上で、自然現象（地震及び津波を除く。）を抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される洪水、風（台風）、竜巻、</p>	<p>（関連する引用なし）</p>	<p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既許可では検知手段について他条文で規定するため、記載していない。 	<p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記2のとおり、他条文で規定するため、本項では整理の対象外とした。 	<p>【添付書類六 1.7.9.1自然現象の抽出】</p> <p>左記2のとおり、後述する「外部火災」の項目で整理する。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象を含め、それぞれの事象について再処理施設の設計上の考慮の要否を検討する。設計上の考慮の要否の検討に当たっては、再処理施設の立地、周辺環境及び海外の文献における選定基準を踏まえ、発生頻度が極低頻度と判断される事象、敷地周辺では起こり得ない事象、事象の進展が緩慢で対策を講ずることができる事象、再処理施設に影響を及ぼさない事象及び影響が他の事象に包絡される事象を除外し、いずれにも該当しない事象を再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする事象は、第1.7.9-1表に示す風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害といった自然現象とし、<u>敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮</u>する。また、これらの自然現象ごとに、関連して発生する可能性がある自然現象も含めて考慮する。</p>		<p>・防護対策</p> <p>➤ 既許可では防護対象者について後述する「外部火災」で整理するため、記載していない。</p>	<p>・防護対策</p> <p>➤ 左記2のとおり後述する「外部火災」で整理するため、整理の対象外とした。</p> <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>➤ 第9条（外部火災）において規則要求及び影響評価ガイドに照らした確認の結果、申請書及び整理資料への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.7.9.4 人為事象の抽出】(P6-1-545)</p> <p>再処理施設の設計において考慮する人為事象の抽出及び抽出した人為事象に対する安全設計について以下に示す。</p> <p>再処理施設の設計に当たっては、国内外の基準や文献等に基づき人為事象の知見、情報を収集した上で人為事象を抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の人為事象を含め、それぞれの事象について再処理施設の設計上の考慮の要否を検討する。設計上の考慮の要否の検討に当たって</p>	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 1.7.9.4 人為事象の抽出】</p> <p>左記2のとおり、後述する「外部火災」の項目で整理する。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>は、再処理施設の立地、周辺環境及び海外の文献における選定基準を踏まえ、発生頻度が極低頻度と判断される事象、敷地周辺では起こり得ない事象、事象の進展が緩慢で対策を講ずることができる事象、再処理施設に影響を及ぼさない事象及び影響が他の事象に包絡される事象を除外し、いずれにも該当しない事象を再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする人為事象は、第1.7.9-2表に示す飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいといった事象とし、<u>敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮</u>する。</p>				

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）		1-2. 整理資料（既許可）		2. 既許可の整理		3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認		4. 申請書及び整理資料への反映事項																																																																																																																																																																						
<p>【添付書類六 第1.7.9-1表 事象（自然現象）の抽出及び検討結果】（P6-1-550）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準^{※1}</th> <th rowspan="2">設計上の考慮^{※2}</th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>地震</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地震沈下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>地震隆起</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地割れ</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>地滑り</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>地下水による地滑り</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>液化現象</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>液面出</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>山崩れ</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>崖崩れ</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>津波</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>静振</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>高潮</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>波浪・高波</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>高潮位</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>低潮位</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>高潮異常</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>風（台風）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>竜巻</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>除外する理由 「第七条 地震による損傷の防止」にて考慮。 「第六条 安全機能を有する施設の地震」にて考慮。 「第六条 安全機能を有する施設の地震」にて考慮。 「第六条 安全機能を有する施設の地震」にて考慮。 空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。 空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。 「第六条 安全機能を有する施設の地震」にて考慮。 「第六条 安全機能を有する施設の地震」にて考慮。 敷地周辺には山崩れのおそれのある急斜面は存在しない。 敷地周辺には崖崩れのおそれのある急斜面は存在しない。 「第八条 津波による損傷の防止」にて考慮。 敷地周辺に尾根筋及び崖線があるが、再処理施設は標高約55mに造成される敷地に設置するため、静振による影響を受けない。 再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮による影響を受けない。 再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、波浪・高波による影響を受けない。 再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮位に再処理施設に影響を及ぼすことはない。 再処理施設には、潮位の変動の影響を受けるような設備はない。 再処理施設には、潮流の変動の影響を受けるような設備はない。</p>		No.	事象	除外の基準 ^{※1}					設計上の考慮 ^{※2}	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	1	地震	×	×	×	×	×	-	2	地震沈下	×	×	×	×	×	-	3	地震隆起	×	×	×	×	×	-	4	地割れ	×	×	×	×	×	-	5	地滑り	×	○	×	×	×	×	6	地下水による地滑り	×	○	×	×	×	×	7	液化現象	×	×	×	×	×	-	8	液面出	×	×	×	×	×	-	9	山崩れ	×	○	×	×	×	×	10	崖崩れ	×	○	×	×	×	×	11	津波	×	×	×	×	×	-	12	静振	×	×	×	○	×	×	13	高潮	×	×	×	○	×	×	14	波浪・高波	×	×	×	○	×	×	15	高潮位	×	×	×	○	×	×	16	低潮位	×	×	×	○	×	×	17	高潮異常	×	×	×	○	×	×	18	風（台風）	×	×	×	×	×	×	19	竜巻	×	×	×	×	×	○	<p>（関連する引用なし）</p>						<p>【添付書類六 第1.7.9-1表 事象（自然現象）の抽出及び検討結果】 左記2のとおり、後述する「外部火災」の項目で整理する。</p>	
No.	事象			除外の基準 ^{※1}						設計上の考慮 ^{※2}																																																																																																																																																																				
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5																																																																																																																																																																								
1	地震	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
2	地震沈下	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
3	地震隆起	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
4	地割れ	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
5	地滑り	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
6	地下水による地滑り	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
7	液化現象	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
8	液面出	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
9	山崩れ	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
10	崖崩れ	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
11	津波	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
12	静振	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
13	高潮	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
14	波浪・高波	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
15	高潮位	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
16	低潮位	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
17	高潮異常	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
18	風（台風）	×	×	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
19	竜巻	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																							

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）		1-2. 整理資料（既許可）		2. 既許可の整理		3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認		4. 申請書及び整理資料への反映事項					
No (つづき)	事象	除外の基準 ¹⁾					除外する理由	設計上の考慮 ²⁾					
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5							
		X	O	X	X	X			X	X	X		
		X	X	X	X	X			X	X	X		
	20	砂嵐	X	O	X	X			X	X	X	駅周辺に砂嵐や砂丘は圧はしない。	X
	21	極限的大気圧	X	X	X	X			X	X	X	「竜巻」の影響評価（気圧差）に包絡される。	X
	22	降水	X	X	X	X			X	X	X	再処理施設は標高約55mに造成された敷地に設置し、二又川は標高約5mから約1mの低地を流れているため、再処理施設に影響を与える降水は起こり得ない。	O
	23	洪水	X	O	X	X			X	X	X	駅周辺の地形及び表流水の状況から、土石流は発生しない。	X
	24	土石流	X	O	X	X			X	X	X	「竜巻」の影響評価（集積物）に包絡される。	X
	25	地震	X	X	X	X			X	X	X		X
	26	雷害	X	X	X	X			X	X	X		X
	27	森林火災	X	X	X	X			X	X	X	「森林火災」の影響評価に包絡される。	O
	28	草原火災	X	X	X	X			X	X	X		O
	29	高温	X	X	X	X			X	X	X		O
	30	凍結	X	X	X	X			X	X	X		O
	31	米結	X	X	X	X			X	X	X	二又川の米結により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	O
	32	米品	X	X	X	X			X	X	X	米品により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	X
	33	水塵	X	X	X	X			X	X	X	周辺の地形から水河、水山が再処理施設へ影響を及ぼすことはない。	X
	34	高水風	X	X	X	X			X	X	X	河川の風速変化が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。	X
	35	低水風	X	X	X	X			X	X	X	河川の風速変化が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。	X
	36	干ばつ	X	O	X	X			X	X	X	過去の実績からすると、干ばつによって二又川からの取水が不可能となることはない。	X
	37	霜	X	X	X	X			X	X	X	また、貯水槽等の容量と取水量から、干ばつによる影響はない。	X
	38	霧	X	X	X	X			X	X	X	霧により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	X
	39	火山の影響	X	X	X	X			X	X	X	霧により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	O
	40	熱帯	X	O	X	X			X	X	X	駅周辺に熱帯の発生はない。	O
	41	積雪	X	X	X	X			X	X	X		O
	42	雷害	X	O	X	X			X	X	X	周辺の地形から雷害は発生しない。	O
	43	生物学的事象	X	X	X	X			X	X	X		O

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）		1-2. 整理資料（既許可）		2. 既許可の整理		3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認		4. 申請書及び整理資料への反映事項																																																																																																																							
(つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準^{※1}</th> <th rowspan="2">設計上の考慮^{※2}</th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td> <td>動物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>塩害</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>隕石</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>陥没</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>土壌の収縮・膨張</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>海岸浸食</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>地下水による浸食</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>カルスト</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>海水による川の閉塞</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>湖若しくは川の水位降下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>河川の流路変更</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>毒性ガス</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>太陽フレア・磁気嵐</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		No.	事象	除外の基準 ^{※1}					設計上の考慮 ^{※2}	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	44	動物	×	×	×	×	○	×	45	塩害	×	×	×	×	×	○	46	隕石	○	×	×	×	×	×	47	陥没	×	×	×	×	×	-	48	土壌の収縮・膨張	×	×	×	×	×	-	49	海岸浸食	×	×	×	○	×	×	50	地下水による浸食	×	○	×	×	×	×	51	カルスト	×	○	×	×	×	×	52	海水による川の閉塞	×	×	×	○	×	×	53	湖若しくは川の水位降下	×	×	×	×	○	×	54	河川の流路変更	×	○	×	×	×	×	55	毒性ガス	×	○	×	×	×	×	56	太陽フレア・磁気嵐	×	×	×	○	×	×	<p>除外する理由</p> <p>「生物学的事象」の影響評価に包絡される。 隕石の衝突は、極低頻度の事象である。 「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。 「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。 「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。 再処理施設は海抜から約5 kmに位置することから、海岸浸食が再処理施設に影響を与えることはない。 敷地の地下水の調査結果から、再処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。 敷地周辺はカルスト地形ではない。 二又川の海水による閉塞が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。 「干ばつ」の影響評価に包絡される。 敷地近傍の二又川は谷を流れており、取水に影響を及ぼす大きな河川の流路変更が発生することはない。 敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。 太陽フレア、磁気嵐により誘導電流が発生する可能性があるが、日本では磁気緯度、大地抵抗率の条件から、地磁気変動が電力系統に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、その影響は欧米に比べて無視できる程度と考えられる。</p>							
	No.	事象			除外の基準 ^{※1}						設計上の考慮 ^{※2}																																																																																																																				
			基準1	基準2	基準3	基準4	基準5																																																																																																																								
	44	動物	×	×	×	×	○	×																																																																																																																							
	45	塩害	×	×	×	×	×	○																																																																																																																							
	46	隕石	○	×	×	×	×	×																																																																																																																							
	47	陥没	×	×	×	×	×	-																																																																																																																							
	48	土壌の収縮・膨張	×	×	×	×	×	-																																																																																																																							
	49	海岸浸食	×	×	×	○	×	×																																																																																																																							
	50	地下水による浸食	×	○	×	×	×	×																																																																																																																							
	51	カルスト	×	○	×	×	×	×																																																																																																																							
	52	海水による川の閉塞	×	×	×	○	×	×																																																																																																																							
	53	湖若しくは川の水位降下	×	×	×	×	○	×																																																																																																																							
	54	河川の流路変更	×	○	×	×	×	×																																																																																																																							
	55	毒性ガス	×	○	×	×	×	×																																																																																																																							
	56	太陽フレア・磁気嵐	×	×	×	○	×	×																																																																																																																							

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）		1-2. 整理資料（既許可）		2. 既許可の整理		3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認		4. 申請書及び整理資料への反映事項																																																																																						
(つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準^{注1}</th> <th rowspan="2">除外する理由</th> <th rowspan="2">設計上の考慮^{注2}</th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>再処理事業所内における化学物質の漏えい</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>人工衛星の落下</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>ダムの前壊</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>電磁的障害</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>掘削工事</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>重量物の落下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>タービンミサイル</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>近隣工場等の火災</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>有毒ガス</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事象	除外の基準 ^{注1}					除外する理由	設計上の考慮 ^{注2}	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	16	再処理事業所内における化学物質の漏えい	×	×	×	×	×	○	17	人工衛星の落下	○	×	×	×	×	×	18	ダムの前壊	×	○	×	×	×	×	19	電磁的障害	×	×	×	×	×	○	20	掘削工事	×	×	×	○	×	×	21	重量物の落下	×	×	×	○	×	×	22	タービンミサイル	×	○	×	×	×	×	23	近隣工場等の火災	×	×	×	×	×	○	24	有毒ガス	×	×	×	×	×	○							
				No.	事象	除外の基準 ^{注1}					除外する理由	設計上の考慮 ^{注2}																																																																																		
		基準1	基準2			基準3	基準4	基準5																																																																																						
		16	再処理事業所内における化学物質の漏えい	×	×	×	×	×	○																																																																																					
		17	人工衛星の落下	○	×	×	×	×	×																																																																																					
		18	ダムの前壊	×	○	×	×	×	×																																																																																					
		19	電磁的障害	×	×	×	×	×	○																																																																																					
		20	掘削工事	×	×	×	○	×	×																																																																																					
		21	重量物の落下	×	×	×	○	×	×																																																																																					
		22	タービンミサイル	×	○	×	×	×	×																																																																																					
		23	近隣工場等の火災	×	×	×	×	×	○																																																																																					
		24	有毒ガス	×	×	×	×	×	○																																																																																					

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
外部火災				
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止（ロ）外部火災】(P45) （ロ）外部火災 安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。 外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。 自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、再処理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線強度（9,128kW/m）から算出される防火帯（幅25m以上）を敷地内に設ける。 防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する。 また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発、敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 航空機墜落による火災については、対象航</p>	<p>（関連する引用なし）</p>	<p>・発生源 既許可では申請書本文又は添付書類に以下の発生源を記載している。 ➤ 外部火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガス ● 森林火災 ● 敷地周辺10km範囲内に存在する近隣の産業施設の火災及び爆発 ◇ 石油備蓄基地（敷地西方向約0.9km）の火災 ● 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発 ● 航空機墜落による火災 ● 公道の燃料輸送車両の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に包絡） ● 漂流船舶の影響（石油備蓄基地の火災に包絡）</p> <p>・防護対象者 ➤ 運転員（中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室） ➤ 防護対策（下記参照）との関連で、制御室にとどまる運転員としている。</p> <p>・検知手段 第20条の制御室等及び第27条の通信連絡設備で規定する。</p>	<p>・発生源 ➤ 影響評価ガイドでは有毒化学物質について考慮している。 ➤ 本条文では、有毒化学物質以外の火災及び爆発時に発生する有毒ガスである、外部火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを抽出しているが、影響評価ガイドで考慮する有毒化学物質に該当しないため、整理の対象外とした。なお、有毒化学物質については他条文で規定している。</p> <p>・防護対象者 ➤ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対策を実施する要員とし、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。 ➤ 既許可では、制御室への防護対策との関連で、①運転員を防護対象者としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <p>・検知手段 左記2のとおり第20条の制御室等及び第27条の通信連絡設備で規定するため、整理の対象外とした。</p>	<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止（ロ）外部火災】 防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>空機が安全機能を有する施設を収納する建屋等の直近に墜落する火災を想定し、火炎からの輻射強度の影響により、建屋外壁等の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、若しくはその火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。また、熱影響により安全機能を有する施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆又は遮熱板等の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、建屋換気設備等に適切な防護対策を講ずること、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。また、有毒ガスによる影響については、運転員の作業環境を確保するため制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし、居住性に影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>・防護対策</p> <p>既許可では申請書本文及び添付書類並びに整理資料補足説明資料に以下の防護対策を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口に高性能粒子フィルタを設置し、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲する設計 ➢ 制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転時の居住性について、制御建屋に近く二次的影響を与えると想定されるディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所における火災の燃焼時間は7時間未満、敷地内で発生する火災の最長燃焼時間となるボイラ用燃料油受け入れ・貯蔵所の燃焼時間は約20時間であり、外気取入を遮断しても影響がない時間約27時間に対して時間的余裕があり運転員の居住性に影響を与えないと評価している。 ➢ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計 ➢ 火災防護計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ● 火災防護計画を遂行するための体制 ● 外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順 ● 必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する手順、資機材の整備 ● 必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止 	<p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 ➢ 既許可では、制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口に高性能粒子フィルタを設置し、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲する設計、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計及び火災防護計画の策定を防護対策としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 	
<p>【添付書類六 1.7.11.1 外部火災防護に関する設計方針】(P6-1-597)</p> <p>(略)</p> <p>ここでの外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(平成25年6月19日原規技発第13061912号原子力規制委員会決定)(以下「外部火災ガイド」という。)を参考として、森林火災、近隣の産業施設の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。また、外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については、外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。ただし、地下に設置する第1非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、第</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 1.7.11.1 外部火災防護に関する設計方針】</p> <p>発生源の記載があるが、3に記載のとおり整理の対象外としており、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項														
<p>2 非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、重油貯槽、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽、硝酸ヒドラジン受入れ貯槽、TBP受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽については、熱影響を受けないことから危険物貯蔵施設等の対象から除外する。</p> <p>さらに、近隣の産業施設の火災においては、外部火災ガイドを参考として、近隣の産業施設周辺の森林へ飛び火することにより再処理施設へ迫る場合を想定し、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳を考慮する。また、敷地内への航空機墜落による火災を想定することから、航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。</p> <p>外部火災の影響評価は、外部火災ガイドを参考として実施する。外部火災にて想定する火災及び爆発を第1.7.11-1表に示す。また、危険物貯蔵施設等を第1.7.11-2表に、危険物貯蔵施設等の配置を第1.7.11-1図に示す。</p>	<p>【補足説明資料5-1 近隣の産業施設の火災及び爆発に係る評価対象の選定について】</p> <p>第2表 近隣の産業施設の火災及び爆発に係る評価対象の選定結果</p> <table border="1" data-bbox="676 1318 1172 1545"> <tr> <td>近隣の産業施設の火災</td> <td>石油備蓄基地</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の爆発</td> <td>MOX燃料加工施設第1高圧ガストレーラ庫</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">敷地内の火災又は爆発</td> <td>ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>ボイラ用燃料貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>精製建屋ボンベ庫</td> </tr> <tr> <td>還元ガス製造建屋</td> </tr> <tr> <td>ボイラ建屋</td> <td>ボンベ置場</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃棄物処理建屋</td> <td>プロパンボンベ庫</td> </tr> </table>	近隣の産業施設の火災	石油備蓄基地	近隣の産業施設の爆発	MOX燃料加工施設第1高圧ガストレーラ庫	敷地内の火災又は爆発	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	ボイラ用燃料貯蔵所	精製建屋ボンベ庫	還元ガス製造建屋	ボイラ建屋	ボンベ置場	低レベル廃棄物処理建屋	プロパンボンベ庫	<p>する手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>必要に応じて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する手順</u> 	<p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.7.11.4 近隣の産業施設の火災及び爆発 1.7.11.4.1 概要】</p> <p>発生源の記載があるが、3に記載のとおり整理の対象外としており、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
近隣の産業施設の火災	石油備蓄基地																	
近隣の産業施設の爆発	MOX燃料加工施設第1高圧ガストレーラ庫																	
敷地内の火災又は爆発	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所																	
	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所																	
	ボイラ用燃料貯蔵所																	
	精製建屋ボンベ庫																	
	還元ガス製造建屋																	
ボイラ建屋	ボンベ置場																	
低レベル廃棄物処理建屋	プロパンボンベ庫																	
<p>【添付書類六 1.7.11.4 近隣の産業施設の火災及び爆発 1.7.11.4.1 概要】(P6-1-614)</p> <p>近隣の産業施設の火災及び爆発については、外部火災ガイドを参考として、敷地周辺10km範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し、石油備蓄基地(敷地西方向約0.9km)の火災、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象とする。</p> <p>敷地周辺10km範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等の配置を第1.7.11-1図及び第1.7.11-3図～第1.7.11-5図に示す。</p> <p>また、敷地周辺に国道338号線及び県道180号線があることから、燃料輸送車両の火災による影響が想定される。燃料輸送車両は、消防法令において移動タンク貯蔵所の上限が定められており、公道を通行可能な上限のガソリ</p>	<p>別紙3 敷地内における危険物貯蔵施設等の火災及び爆発</p> <p>(略)</p> <p>再処理施設郊外より入構してくるタンクローリーについては、燃料補給時は監視人が立会いを実施し、万が一の火災発生時は速やかに消火活動が可能であることから、評価対象外とした。</p>																	

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>ンが積載された状況を想定した場合でも、貯蔵量が多く設計対処施設までの距離が近い敷地内に存在する危険物貯蔵施設（重油タンク）火災の評価に包絡されることから、燃料輸送車両の火災による影響は評価の対象外とする。</p> <p>漂流船舶の影響については、再処理事業所は海岸から約5km離れており、敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから、評価の対象外とする。</p> <p>（略）</p>				
<p>【添付書類六 1.7.11.7 二次的影響評価 1.7.11.7.1 概要】（P6-1-637）</p> <p>ばい煙及び有毒ガスによる影響については、外部火災ガイドを参考として第1.7.11-8表の設備を対象とし、ばい煙及び有毒ガスの侵入を防止するため、適切な対策を講ずることによって外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、他に二次的影響が想定される爆風については、「1.7.11.4 近隣の産業施設の火災及び爆発」で示す。</p>	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 1.7.11.7 二次的影響評価 1.7.11.7.1 概要】</p> <p>発生源の記載があるが、3に記載のとおり整理の対象外としており、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.7.11.7.2 ばい煙の影響】（P6-1-638）</p> <p>（1）換気空調系統</p> <p>設計対処施設の各建屋の換気設備の給気系は、粒子フィルタ又は中性能フィルタにより、ばい煙の侵入を防止することで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>制御建屋の中央制御室は、運転員の居住性を確保するため、制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口に高性能粒子フィルタを設置し、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲するとともに、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。再循環については、制御建屋の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を</p>	<p>【補足説明資料8-2 二次的影響の評価（ばい煙及び有毒ガス）について（制御建屋の中央制御室への影響）】</p> <p>2. 評価</p> <p>（2）評価結果</p> <p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、中央制御室内の運転員数を160人とし外気取入を遮断した状態を想定しても、約27時間は滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <p><u>敷地内で発生する火災において、制御建屋に近く二次的影響を与えると想定されるディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所における火災の燃焼時間は7時間未満であり、外気取入を遮断しても影響がない時間約27時間に対して時間的余裕があり運転員の居住性に影響を与えない。</u></p>			<p>【添付書類六 1.7.11.7.2 ばい煙の影響】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>考慮する。これにより、再処理事業所内においてばい煙が発生した場合においても、再循環する措置を講ずることで制御建屋の中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p> <p>(2) ディーゼル発電機 (略)</p>	<p>また、敷地内で発生する火災の最長燃焼時間となるボイラ用燃料油受け入れ・貯蔵所の燃焼時間約20時間に対しても余裕があり、運転員の居住性に影響を与えない。</p>			
<p>【添付書類六 1.7.11.7.3 有毒ガスの影響】 (P6-1-640)</p> <p>制御建屋の中央制御室は、運転員の居住性を確保するため、有毒ガスの侵入を防止できるよう、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。再循環については、制御建屋の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、再処理事業所内において有毒ガスが発生した場合においても、再循環する措置を講ずることで制御建屋の中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p>	<p>(同上)</p>			<p>【添付書類六 1.7.11.7.3 有毒ガスの影響】 防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.7.11.9 火災防護計画を策定するための方針】(P6-1-642)</p> <p>外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。 (略)</p> <p>(6) 計画を遂行するための体制の整備（責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保に係る事項を含む）並びに教育及び訓練</p> <p>(7) 外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 1.7.11.9 火災防護計画を策定するための方針】 防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>応に係る手順</p> <p>(8) 外部火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>【添付書類六 1.7.11.10 手順等】(P6-1-643)</p> <p>外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。</p> <p>以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する手順を整備する。また、対策に必要な資機材を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じ制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する手順を整備する。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する手順を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 1.7.11.10 手順等】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項																					
<p>【添付書類六 第1.7.11-1表 外部火災にて想定する火災及び爆発】（P6-1-645）</p> <table border="1" data-bbox="112 342 626 785"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>考慮すべき火災及び爆発</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>敷地周辺10km以内に発火点を設定した再処理施設に迫る火災</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">近隣の産業施設の火災及び爆発</td> <td>敷地周辺10km以内に存在する石油備蓄基地の火災</td> </tr> <tr> <td>敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発</td> </tr> <tr> <td>敷地内に設置されるMOX燃料加工施設のエネルギー管理建屋に隣接する第1高圧ガストレーラ庫における水素の爆発</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	種別	考慮すべき火災及び爆発	森林火災	敷地周辺10km以内に発火点を設定した再処理施設に迫る火災	近隣の産業施設の火災及び爆発	敷地周辺10km以内に存在する石油備蓄基地の火災	敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発	敷地内に設置されるMOX燃料加工施設のエネルギー管理建屋に隣接する第1高圧ガストレーラ庫における水素の爆発	航空機墜落による火災	敷地内への航空機墜落時の火災	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 第1.7.11-1表 外部火災にて想定する火災及び爆発】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>											
種別	考慮すべき火災及び爆発																								
森林火災	敷地周辺10km以内に発火点を設定した再処理施設に迫る火災																								
近隣の産業施設の火災及び爆発	敷地周辺10km以内に存在する石油備蓄基地の火災																								
	敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発																								
	敷地内に設置されるMOX燃料加工施設のエネルギー管理建屋に隣接する第1高圧ガストレーラ庫における水素の爆発																								
航空機墜落による火災	敷地内への航空機墜落時の火災																								
<p>【添付書類六 第1.7.11-2表 敷地内に存在する危険物貯蔵施設等】（P6-1-646）</p> <table border="1" data-bbox="112 961 626 1310"> <thead> <tr> <th>危険物貯蔵施設等</th> <th>貯蔵物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>ボイラ用燃料貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>技術開発研究所重油貯槽</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>精製建屋ボンベ庫</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>還元ガス製造建屋</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>ボイラ建屋 ボンベ置場</td> <td>プロパン</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫</td> <td>プロパン</td> </tr> <tr> <td>第1高圧ガストレーラ庫*</td> <td>水素</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等</p>	危険物貯蔵施設等	貯蔵物	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油	ボイラ用燃料貯蔵所	重油	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油	技術開発研究所重油貯槽	重油	精製建屋ボンベ庫	水素	還元ガス製造建屋	水素	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン	低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパン	第1高圧ガストレーラ庫*	水素	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 第1.7.11-2表 敷地内に存在する危険物貯蔵施設等】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>	
危険物貯蔵施設等	貯蔵物																								
ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油																								
ボイラ用燃料貯蔵所	重油																								
ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油																								
技術開発研究所重油貯槽	重油																								
精製建屋ボンベ庫	水素																								
還元ガス製造建屋	水素																								
ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン																								
低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパン																								
第1高圧ガストレーラ庫*	水素																								
<p>【添付書類六 第1.7.11-5表 火災源及び爆発源として考慮する危険物貯蔵施設等】（P6-1-650）</p> <table border="1" data-bbox="112 1549 626 1843"> <thead> <tr> <th></th> <th>危険物貯蔵施設等</th> <th>貯蔵物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火災源</td> <td>ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>ボイラ用燃料貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">爆発源</td> <td>精製建屋ボンベ庫</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>還元ガス製造建屋</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>ボイラ建屋 ボンベ置場</td> <td>プロパン</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫</td> <td>プロパン</td> </tr> <tr> <td>第1高圧ガストレーラ庫*</td> <td>水素</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等</p>		危険物貯蔵施設等	貯蔵物	火災源	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油	ボイラ用燃料貯蔵所	重油	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油	爆発源	精製建屋ボンベ庫	水素	還元ガス製造建屋	水素	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン	低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパン	第1高圧ガストレーラ庫*	水素	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 第1.7.11-5表 火災源及び爆発源として考慮する危険物貯蔵施設等】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
	危険物貯蔵施設等	貯蔵物																							
火災源	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油																							
	ボイラ用燃料貯蔵所	重油																							
	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油																							
爆発源	精製建屋ボンベ庫	水素																							
	還元ガス製造建屋	水素																							
	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン																							
	低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパン																							
	第1高圧ガストレーラ庫*	水素																							

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>【添付書類六 第1.7.11-1図 防火帯、設計対処施設、危険物貯蔵施設等の配置図】 (P6-1-654)</p> 	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 第1.7.11-1図 防火帯、設計対処施設、危険物貯蔵施設等の配置図】 防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 第1.7.11-3図 石油コンビナート等特別防災区域内の配置概要図】(P6-1-656)</p> 	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 第1.7.11-3図 石油コンビナート等特別防災区域内の配置概要図】 防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>【添付書類六 第1.7.11-4図 石油備蓄基地以外の産業施設の配置概要図】（P6-1-657）</p> 	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 第1.7.11-4図 石油備蓄基地以外の産業施設の配置概要図】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 第1.7.11-5図 高圧ガス貯蔵施設の配置概要図】（P6-1-657）</p> 	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 第1.7.11-5図 高圧ガス貯蔵施設の配置概要図】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第1項及び第2項について（10）森林火災】（P6-1-908）</p> <p>（10）森林火災</p> <p>安全機能を有する施設は、森林火災の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とすること、若しくは森林火災によ</p>	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第1項及び第2項について（10）森林火災】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>る損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>制御建屋の中央制御室については、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講じ、運転員の居住性を確保する設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p>				
<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第3項について (3) 近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災】(P6-1-911)</p> <p>(3) 近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災</p> <p>c. 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生する二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生するばい煙の影響に対しては、外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備、外気を直接設備内に取り込む外部火災防護対象施設は、フィルタによりばい煙の侵入を防止する設計とするか、ばい煙が侵入しても閉塞を防止する構造とし、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>制御建屋の中央制御室については、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環</p>	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第3項について (3) 近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>する措置を講じ、運転員の居住性を確保する設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p>				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
第9条 概要				
<p>【本文 四、A. 口. (7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止】(P42)</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものをもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(略)</p>	(関連する引用なし)	<p>・発生源</p> <p>既許可では申請書本文及び添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮</u> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>火山の影響</u> ● <u>森林火災</u> ➢ 以下の <u>人為事象</u> を抽出し、<u>敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮</u> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>近隣工場等の火災</u> ● <u>有毒ガス</u> ● <u>再処理事業所内における化学物質の漏えい</u> ➢ <u>火山の影響</u> については、後述する「火山の影響」で整理する。 ➢ <u>有毒ガス</u> 及び <u>再処理事業所内における化学物質の漏えい</u> については、第9条（その他）で規定する。 ➢ <u>森林火災</u> 及び <u>近隣工場等の火災</u> については、第9条（外部火災）で規定する。 <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既許可では防護対象者について後述する「火山の影響」で整理するため、記載していない。 	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記2のとおり、<u>火山の影響</u>については、後述する「火山の影響」で整理するため、本項では整理の対象外とした。 ➢ 左記2のとおり、<u>有毒ガス</u> 及び <u>再処理事業所内における化学物質の漏えい</u> については、第9条（その他）で規定するため、整理の対象外とした。 ➢ 左記2のとおり、<u>森林火災</u> 及び <u>近隣工場等の火災</u> については、第9条（外部火災）で規定するため、整理の対象外とした。 <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記2のとおり後述する「火山の影響」で整理するため、整理の対象外とした。 	<p>【本文 四、A. 口. (7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止】</p> <p>左記2のとおり、後述する「火山の影響」の項目で整理する。</p>
<p>【添付書類六 1.7.9.1 自然現象の抽出】(P6-1-537)</p> <p>再処理施設の設計に当たっては、国内外の基準や文献等に基づき自然現象の知見、情報を収集した上で、自然現象（地震及び津波を除く。）を抽出し、さらに事業指定基準規則の</p>	(関連する引用なし)	<p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既許可では検知手段について他条文で規定するため、記載していない。 <p>・防護対策</p>	<p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記2のとおり、他条文で規定するため、本項では整理の対象外とした。 	<p>【添付書類六 1.7.9.1 自然現象の抽出】</p> <p>左記2のとおり、後述する「火山の影響」の項目で整理する。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>解釈第9条に示される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象を含め、それぞれの事象について再処理施設の設計上の考慮の要否を検討する。設計上の考慮の要否の検討に当たっては、再処理施設の立地、周辺環境及び海外の文献における選定基準を踏まえ、発生頻度が極低頻度と判断される事象、敷地周辺では起こり得ない事象、事象の進展が緩慢で対策を講ずることができる事象、再処理施設に影響を及ぼさない事象及び影響が他の事象に包絡される事象を除外し、いずれにも該当しない事象を再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする事象は、第1.7.9-1表に示す風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害といった自然現象とし、<u>敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮</u>する。また、これらの自然現象ごとに、関連して発生する可能性がある自然現象も含めて考慮する。</p>		<p>➤ 既許可では防護対象者について後述する「火山の影響」で整理するため、記載していない。</p>	<p>● 防護対策</p> <p>➤ 左記2のとおり後述する「火山の影響」で整理するため、整理の対象外とした。</p> <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>➤ 第9条（火山）において規則要求及び影響評価ガイドに照らした確認の結果、申請書及び整理資料への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.7.9.4 人為事象の抽出】 (P6-1-545)</p> <p>再処理施設の設計において考慮する人為事象の抽出及び抽出した人為事象に対する安全設計について以下に示す。</p> <p>再処理施設の設計に当たっては、国内外の基準や文献等に基づき人為事象の知見、情報を収集した上で人為事象を抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の人為事象を含め、それぞれの事象について再処理施設の設計上の考慮の要否を検</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 1.7.9.4 人為事象の抽出】 左記2のとおり、後述する「火山の影響」の項目で整理する。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>討する。設計上の考慮の要否の検討に当たっては、再処理施設の立地、周辺環境及び海外の文献における選定基準を踏まえ、発生頻度が極低頻度と判断される事象、敷地周辺では起こり得ない事象、事象の進展が緩慢で対策を講ずることができる事象、再処理施設に影響を及ぼさない事象及び影響が他の事象に包絡される事象を除外し、いずれにも該当しない事象を再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする人為事象は、第 1.7.9-2表に示す飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいといった事象とし、<u>敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮</u>する。</p>				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）		1-2. 整理資料（既許可）		2. 既許可の整理		3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認		4. 申請書及び整理資料への反映事項																																																																																																																																																																						
<p>【添付書類六 第1.7.9-1表 事象（自然現象）の抽出及び検討結果】（P6-1-550）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準¹⁾</th> <th rowspan="2">設計上の考慮²⁾</th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>地震</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地震沈下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>地震隆起</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地震れ</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>地滑り</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>地下水による地滑り</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>液化現象</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>液面出</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>山崩れ</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>崖崩れ</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>津波</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>静振</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>高潮</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>波浪・高波</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>高潮位</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>低潮位</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>高潮異常</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>風（台風）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>電巻</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		No.	事象	除外の基準 ¹⁾					設計上の考慮 ²⁾	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	1	地震	×	×	×	×	×	-	2	地震沈下	×	×	×	×	×	-	3	地震隆起	×	×	×	×	×	-	4	地震れ	×	×	×	×	×	-	5	地滑り	×	○	×	×	×	×	6	地下水による地滑り	×	○	×	×	×	×	7	液化現象	×	×	×	×	×	-	8	液面出	×	×	×	×	×	-	9	山崩れ	×	○	×	×	×	×	10	崖崩れ	×	○	×	×	×	×	11	津波	×	×	×	×	×	-	12	静振	×	×	×	○	×	×	13	高潮	×	×	×	○	×	×	14	波浪・高波	×	×	×	○	×	×	15	高潮位	×	×	×	○	×	×	16	低潮位	×	×	×	○	×	×	17	高潮異常	×	×	×	○	×	×	18	風（台風）	×	×	×	×	×	×	19	電巻	×	×	×	×	×	○	<p>（関連する引用なし）</p>						<p>【添付書類六 第1.7.9-1表 事象（自然現象）の抽出及び検討結果】</p> <p>左記2のとおり、後述する「火山の影響」の項目で整理する。</p>	
No.	事象			除外の基準 ¹⁾						設計上の考慮 ²⁾																																																																																																																																																																				
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5																																																																																																																																																																								
1	地震	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
2	地震沈下	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
3	地震隆起	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
4	地震れ	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
5	地滑り	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
6	地下水による地滑り	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
7	液化現象	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
8	液面出	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
9	山崩れ	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
10	崖崩れ	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
11	津波	×	×	×	×	×	-																																																																																																																																																																							
12	静振	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
13	高潮	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
14	波浪・高波	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
15	高潮位	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
16	低潮位	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
17	高潮異常	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																							
18	風（台風）	×	×	×	×	×	×																																																																																																																																																																							
19	電巻	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																							

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）		1-2. 整理資料（既許可）		2. 既許可の整理		3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認		4. 申請書及び整理資料への反映事項			
No (つづき)	事象	除外の基準 ¹⁾					除外する理由	設計上の考慮 ²⁾			
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5					
	20 砂嵐	×	○	×	×	×			×	×	×
	21 極限的大気圧	×	×	×	×	×			×	×	×
	22 降水	×	×	×	×	×			×	×	○
	23 洪水	×	○	×	×	×			×	×	×
	24 土石流	×	○	×	×	×			×	×	×
	25 降雹	×	×	×	×	×			×	×	×
	26 雷部	×	×	×	×	×			×	×	×
	27 森林火災	×	×	×	×	×			×	×	×
	28 草原火災	×	×	×	×	×			×	×	×
	29 高温	×	×	×	×	×			×	×	×
	30 凍結	×	×	×	×	×			×	×	○
	31 氷結	×	×	×	×	×			×	×	○
	32 氷晶	×	×	×	×	×			×	×	×
	33 氷塵	×	×	×	×	×			×	×	×
	34 高水温	×	×	×	×	×			×	×	×
	35 低水温	×	×	×	×	×			×	×	×
	36 干ばつ	×	○	×	×	×			×	×	×
	37 霜	×	×	×	×	×			×	×	×
	38 露	×	×	×	×	×			×	×	×
	39 火山の影響	×	×	×	×	×			×	×	×
	40 熱帯	×	○	×	×	×			×	×	×
	41 積雪	×	×	×	×	×			×	×	×
	42 雪崩	×	×	×	×	×			×	×	×
	43 生物学的事象	×	×	×	×	×			×	×	×

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）		1-2. 整理資料（既許可）		2. 既許可の整理		3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認		4. 申請書及び整理資料への反映事項																																																																																																																							
(つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準^{※1}</th> <th rowspan="2">設計上の考慮^{※2}</th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td> <td>動物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>塩害</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>隕石</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>輪没</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>土壌の取崩・膨張</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>海岸浸食</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>地下水による浸食</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>カルスト</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>海水による川の閉塞</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>湖若しくは川の水位降下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>河川の流路変更</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>毒性ガス</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>太陽フレア・磁気嵐</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		No.	事象	除外の基準 ^{※1}					設計上の考慮 ^{※2}	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	44	動物	×	×	×	×	○	×	45	塩害	×	×	×	×	×	○	46	隕石	○	×	×	×	×	×	47	輪没	×	×	×	×	×	-	48	土壌の取崩・膨張	×	×	×	×	×	-	49	海岸浸食	×	×	×	○	×	×	50	地下水による浸食	×	○	×	×	×	×	51	カルスト	×	○	×	×	×	×	52	海水による川の閉塞	×	×	×	○	×	×	53	湖若しくは川の水位降下	×	×	×	×	○	×	54	河川の流路変更	×	○	×	×	×	×	55	毒性ガス	×	○	×	×	×	×	56	太陽フレア・磁気嵐	×	×	×	○	×	×	<p>除外する理由</p> <p>「生物学的事象」の影響評価に包絡される。 隕石の衝突は、極低頻度の事象である。 「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。 「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。 「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。 再処理施設は海抜から約5 kmに位置することから、海岸浸食が再処理施設に影響を与えることはない。 敷地の地下水の調査結果から、再処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。 敷地周辺はカルスト地形ではない。 二又川の海水による閉塞が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。 「干ばつ」の影響評価に包絡される。 敷地近傍の二又川は谷を流れており、取水に影響を及ぼす大きな河川の流路変更が発生することはない。 敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。 太陽フレア、磁気嵐により誘導電流が発生する可能性があるが、日本では磁気緯度、大地抵抗率の条件から、地磁気変動が電力系統に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、その影響は従来に比べて無視できる程度と考えられる。</p>							
	No.	事象			除外の基準 ^{※1}						設計上の考慮 ^{※2}																																																																																																																				
			基準1	基準2	基準3	基準4	基準5																																																																																																																								
	44	動物	×	×	×	×	○	×																																																																																																																							
	45	塩害	×	×	×	×	×	○																																																																																																																							
	46	隕石	○	×	×	×	×	×																																																																																																																							
	47	輪没	×	×	×	×	×	-																																																																																																																							
	48	土壌の取崩・膨張	×	×	×	×	×	-																																																																																																																							
	49	海岸浸食	×	×	×	○	×	×																																																																																																																							
	50	地下水による浸食	×	○	×	×	×	×																																																																																																																							
	51	カルスト	×	○	×	×	×	×																																																																																																																							
	52	海水による川の閉塞	×	×	×	○	×	×																																																																																																																							
	53	湖若しくは川の水位降下	×	×	×	×	○	×																																																																																																																							
	54	河川の流路変更	×	○	×	×	×	×																																																																																																																							
	55	毒性ガス	×	○	×	×	×	×																																																																																																																							
	56	太陽フレア・磁気嵐	×	×	×	○	×	×																																																																																																																							

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項																																																																																																																																					
<p>【添付書類六 第1.7.9-2表 事象（人為による事象）の抽出及び検討結果】（P6-1-553）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準①</th> <th rowspan="2">設計上の考慮②</th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>船舶事故による油流出（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>船舶事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>船舶の衝突</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>航空機墜下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鉄道事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鉄道の衝突</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>交通事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>自動車の衝突</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>爆発</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>工場事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>鉱山事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>土木・建設現場の事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>製薬基地の事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>軍事基地からの飛来物</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>ガスライオン事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>除外する理由 1 再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。 2 再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。 3 再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。 4 敷地内には鉄道路線がない。 5 敷地内には鉄道路線がない。 6 敷地内には鉄道路線がない。 7 冷却、水蒸気、水及び爆発の防止、漏洩防止、遮断及び閉じ込め等の安全機能を有する施設は、幹線道路から400m以上離れており、爆発により当該安全機能に影響を及ぼすことは考えられない。化学物質の漏えいについては、「再処理事業所内における化学物質の漏えい」の影響評価に包括される。 8 周辺居住区画の境界にはフェンスを設けており、自動車の衝突による影響を受けない。敷地内の運転に際しては速度制限を設けており、安全確保に考慮される。 9 「爆発」「近隣工場等の火災」及び「再処理事業所内における化学物質の漏えい」の影響評価に包括される。 10 敷地内には、爆発、化学物質の漏えいの事故を起こすような蒸気は発生しない。 11 敷地内では、爆発、化学物質の漏えい等の事故を起こすような蒸気は発生しない。 12 敷地内では、爆発、化学物質の漏えい等の事故を起こすような蒸気は発生しない。 13 三次基地は敷地から約28km離れており影響を受けない。 14 軍事基地からの飛来物は、極めて稀な事象である。 15 かつ小川川原町石油貯蔵基地の陸上移動設備は、1.2m以上の地下に埋設されることにより、漏えいが発生した場合、配管の周囲に設置された漏油検知器により緊急遮断が停止されることから、火災の発生は想定し難い。</p>	No	事象	除外の基準①					設計上の考慮②	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	1	船舶事故による油流出（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	×	×	×	2	船舶事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	×	3	船舶の衝突	×	×	×	○	×	×	4	航空機墜下	×	×	×	×	×	○	5	鉄道事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	×	6	鉄道の衝突	×	○	×	×	×	×	7	交通事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	×	8	自動車の衝突	×	×	×	○	×	×	9	爆発	×	×	×	×	×	○	10	工場事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	×	×	×	11	鉱山事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	×	12	土木・建設現場の事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	×	13	製薬基地の事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	×	14	軍事基地からの飛来物	○	×	×	×	×	×	15	ガスライオン事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	×	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 第1.7.9-2表 事象（人為による事象）の抽出及び検討結果】 左記2のとおり、後述する「火山の影響」の項目で整理する。</p>
No			事象	除外の基準①					設計上の考慮②																																																																																																																																
	基準1	基準2		基準3	基準4	基準5																																																																																																																																			
1	船舶事故による油流出（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	×	×	×																																																																																																																																		
2	船舶事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																		
3	船舶の衝突	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																		
4	航空機墜下	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																		
5	鉄道事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																		
6	鉄道の衝突	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																		
7	交通事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																		
8	自動車の衝突	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																		
9	爆発	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																		
10	工場事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	×	×	×																																																																																																																																		
11	鉱山事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																		
12	土木・建設現場の事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																		
13	製薬基地の事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																		
14	軍事基地からの飛来物	○	×	×	×	×	×																																																																																																																																		
15	ガスライオン事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）		1-2. 整理資料（既許可）		2. 既許可の整理		3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認		4. 申請書及び整理資料への反映事項		
(つづき)	No.	除外する理由	除外の基準 ^{注1}					設計上の考慮 ^{注2}		
			基準1	基準2	基準3	基準4	基準5			
	16	再処理事業所内における化学物質の漏えい	×	×	×	×	×	○		
	17	人工衛星の落下	○	×	×	×	×	×		
	18	ダム の崩壊	×	○	×	×	×	×		
	19	電磁的障害	×	×	×	×	×	○		
	20	掘削工事	×	×	×	○	×	×		
	21	重量物の落下	×	×	×	○	×	×		
	22	タービンミサイル	×	○	×	×	×	×		
	23	近隣工場等の火災	×	×	×	×	×	○		
	24	有毒ガス	×	×	×	×	×	○		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
火山の影響				
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止（ホ）火山の影響】(P48) 安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p> <p>2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>3) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>4) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗し難い設計とすること</p> <p>5) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p> <p>6) 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く、さらに外気を遮断できる設計とすること</p> <p>7) 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>8) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気</p>	<p>（関連する引用なし）</p>	<p>・発生源 既許可では申請書本文又は添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 降下火砕物による大気汚染 <ul style="list-style-type: none"> ● 降下火砕物自体の侵入又はそれに付着した毒性のあるガス（亜硫酸ガス、硫化水素、ふっ化水素等の毒性及び腐食性のある火山ガス成分）の侵入 <p>・防護対象者 既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運転員（中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室） ➢ 防護対策（下記参照）との関連で、制御室にとどまる運転員としている。 <p>・検知手段 既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 降灰予報 ➢ 降灰の確認 	<p>・発生源 ➢ 影響評価ガイドでは有毒化学物質について考慮している。 ➢ 本条文では、有毒化学物質以外の降下火砕物による大気汚染の発生源である降下火砕物自体の侵入又はそれに付着した毒性のあるガス（亜硫酸ガス、硫化水素、ふっ化水素等の毒性及び腐食性のある火山ガス成分）の侵入を抽出しているが、影響評価ガイドで考慮する有毒化学物質に該当しないため、整理の対象外とした。なお、有毒化学物質については他条文で規定している。</p> <p>・防護対象者 ➢ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員とし、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。 ➢ 既許可では、制御室への防護対策との関連で、①運転員を防護対象者としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <p>・検知手段 ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➢ 既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として降灰予報及び降灰の確認を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p>	<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止（ホ）火山の影響】 防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>		<p>・防護対策</p> <p>既許可では申請書本文、添付書類又は整理資料補足説明資料以下の防護対策を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする設計</u> ➢ <u>降下火砕物が入り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する設計</u> ➢ <u>制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>御建屋中央制御室換気設備の再循環運転時の居住性について、約27時間外気取入を遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えないと評価している。</u> ➢ <u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計</u> ➢ <u>安全機能を維持するための手順</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる</u> ✓ <u>降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施</u> 	<p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 ➢ 既許可では、<u>制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする設計</u>、<u>降下火砕物が入り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する設計</u>、<u>制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計</u>、<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計及び安全機能を維持するための手順</u>を防護対策としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 	
<p>【添付書類六 1.7.13.3.1 降下火砕物の設計条件及び特徴】(P6-1-678)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 降下火砕物の特徴</p> <p>各種文献の調査結果により、一般的な降下火砕物の特徴は以下のとおりである。</p> <p>(i) 火山ガラス片及び鉱物結晶片から成る。ただし、砂よりもろく硬度は小さい。</p> <p>(ii) 亜硫酸ガス、硫化水素、ふっ化水素等の毒性及び腐食性のある火山ガス成分が付着している。ただし、直ちに金属腐食を生じさせることはない。</p> <p>(iii) 水に濡れると導電性を生じる。</p> <p>(iv) 湿った降下火砕物は、乾燥すると固結する。</p> <p>(v) 降下火砕物の粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い。</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 1.7.13.3.1 降下火砕物の設計条件及び特徴】</p> <p>発生源の記載があるが、3に記載のとおり整理の対象外としており、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.7.13.3.2 降下火砕物で考慮する影響】(P6-1-679)</p> <p>火山影響評価ガイドを参考に、降下火砕物の特性による影響は、直接的響として降下火砕物の堆積による荷重、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を想定し、これらに対する影響評価を行う。</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 1.7.13.3.2 降下火砕物で考慮する影響】</p> <p>発生源の記載があるが、3に記載のとおり整理の対象外としており、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>【添付書類六 1.7.13.4.1 直接的影響因子】(P6-1-681)</p> <p>(略)</p> <p>(6) 大気汚染</p> <p>「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、設計対処施設のうち、制御建屋の中央制御室において、降下火砕物自体の侵入又はそれに付着した毒性のあるガスの侵入により居住性を劣化させる「中央制御室の大気汚染」である。</p> <p>(略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>		<p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.7.13.4.1 直接的影響因子】</p> <p>発生源の記載があるが、3に記載のとおり整理の対象外としており、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.7.13.5.1 直接的影響に対する設計方針】(P6-1-688)</p> <p>(6) 中央制御室の大気汚染</p> <p>設計対処施設のうち、制御建屋の中央制御室は、降下火砕物による大気汚染により、運転員の居住性を損なわない設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とすることにより、中央制御室の大気汚染を防止する。降下火砕物を取り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することで、運転員の居住性を損なわない設計とする。</p> <p>また、敷地周辺で大気汚染が発生した場合は、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。</p> <p>再循環については、制御建屋の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、敷地周辺で大気汚染が発生した場合においても、再循環する措置を講ずることで制御建屋の中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 1.7.13.5.1 直接的影響に対する設計方針】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項																								
<p>要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p> <p>【添付書類六 1.7.13.7 実施する主な手順】(P6-1-692)</p> <p>火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。</p> <p>(1) 大規模な火山の噴火があり 降灰予報 が発表され、再処理施設の処理運転に影響を及ぼすと予見される場合には、使用済燃料の受入れの停止や新たなせん断処理の停止など、再処理施設の運転を停止する。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みの停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。</p> <p>(4) 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタ、除灰用ろ布等の設置を実施する。</p> <p>(5) 降灰後は設計対処施設への影響を確認</p>	<p>【補足説明資料10-1 再処理施設 運用, 手順説明資料外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】</p> <table border="1" data-bbox="655 548 1175 848"> <thead> <tr> <th>再処理施設の種類、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物による影響の防止</td> <td rowspan="2">降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物による影響の防止</td> <td>運用・手順</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物の確認された場合には、建屋や建屋の設備等に長期に降下火砕物の影響を掛け続けたいと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、防護対象施設等に降下火砕物の除去を実施する。 降下火砕物による影響がみられた場合、必要に応じて保守及び修理を行う。 </td> </tr> <tr> <td>体別</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> （降下火砕物による保守・点検の体別） （降下火砕物防護設備の体別） </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋の換気設備の風量低減又は停止及び制御室換気設備の再循環運転</td> <td rowspan="2">建屋の換気設備の風量低減又は停止及び制御室換気設備の再循環運転</td> <td>運用・手順</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じて外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。 降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタ、除灰用ろ布等の設置を実施する。 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換を実施する。 </td> </tr> <tr> <td>体別</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> （運転員の当直体別） （降下火砕物防護設備の体別） </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>教育・訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運用・手順・保守・点検に関する教育 </td> </tr> </tbody> </table> <p>参考資料10-1-1 制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転時の居住性について（略）</p> <p>1. 二酸化炭素濃度</p> <p>(1) 評価条件（略）</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、中央制御室内の運転員数を160人とした場合であっても、約27時間外気取入を遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p>	再処理施設の種類、構造及び設備の基準に関する規則	対象項目	区分	運用対策等	降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物による影響の防止	降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物による影響の防止	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物の確認された場合には、建屋や建屋の設備等に長期に降下火砕物の影響を掛け続けたいと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、防護対象施設等に降下火砕物の除去を実施する。 降下火砕物による影響がみられた場合、必要に応じて保守及び修理を行う。 	体別	<ul style="list-style-type: none"> （降下火砕物による保守・点検の体別） （降下火砕物防護設備の体別） 	建屋の換気設備の風量低減又は停止及び制御室換気設備の再循環運転	建屋の換気設備の風量低減又は停止及び制御室換気設備の再循環運転	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じて外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。 降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタ、除灰用ろ布等の設置を実施する。 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換を実施する。 	体別	<ul style="list-style-type: none"> （運転員の当直体別） （降下火砕物防護設備の体別） 			保守・点検	—			教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 運用・手順・保守・点検に関する教育 			<p>【添付書類六 1.7.13.7 実施する主な手順】</p> <p>検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
再処理施設の種類、構造及び設備の基準に関する規則	対象項目	区分	運用対策等																									
降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物による影響の防止	降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物による影響の防止	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 降下火砕物の確認された場合には、建屋や建屋の設備等に長期に降下火砕物の影響を掛け続けたいと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、防護対象施設等に降下火砕物の除去を実施する。 降下火砕物による影響がみられた場合、必要に応じて保守及び修理を行う。 																									
		体別	<ul style="list-style-type: none"> （降下火砕物による保守・点検の体別） （降下火砕物防護設備の体別） 																									
建屋の換気設備の風量低減又は停止及び制御室換気設備の再循環運転	建屋の換気設備の風量低減又は停止及び制御室換気設備の再循環運転	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じて外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。 降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタ、除灰用ろ布等の設置を実施する。 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換を実施する。 																									
		体別	<ul style="list-style-type: none"> （運転員の当直体別） （降下火砕物防護設備の体別） 																									
		保守・点検	—																									
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 運用・手順・保守・点検に関する教育 																									

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</p> <p>【添付書類六 1.7.13.8 火山の状態に応じた対処方針】（P6-1-693）</p> <p>十和田及び八甲田山は、再処理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。</p> <p>対処に当たっては、火山影響等発生時において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。</p> <p>主な対処例を以下に示す。</p> <p>(1) 換気設備の風量の低減措置, 制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置及び外気の取り込みの停止</p> <p>(2) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設に堆積した降下火砕物等の除去</p> <p>(3) 使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止</p> <p>(4) 工程内の核燃料物質はUO₃粉末及びMOX粉末とし貯蔵並びに高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵</p>	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 1.7.13.8 火山の状態に応じた対処方針】</p> <p>防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第1項及び第2項について（8）火山の影響】(P6-1-906)</p> <p>（8）火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また、安全上重要な施設は、想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>安全機能を有する施設は、火山の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 55 cm、密度 1.3 g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p> <p>b. 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>c. 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>d. 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗し難い設計とすること</p> <p>e. 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p> <p>f. 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難</p>	<p>（関連する引用なし）</p>			<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第1項及び第2項について（8）火山の影響】</p> <p>防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>く、さらに外気を遮断できる設計とすること</p> <p>g. 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>h. 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
第29条 概要				
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(ii)重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止】(P24)</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(略)</p>	(関連する引用なし)	<p>本項の申請書本文及び添付書類は基本的な設計方針の記載であるため、後述する申請書本文及び添付書類に、発生源、防護対象者、検知手段、及び防護対策に関して記載している。</p>	<p>左記2のとおり後述で規定するため、本項は整理の対象外とした。</p>	<p>左記2のとおり後述で規定するため、本項は整理の対象外とした。</p>
<p>【添付書類六 1.5.2.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針】(P6-1-199)</p> <p>1.5.2.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(略)</p>	(関連する引用なし)			<p>左記2のとおり後述で規定するため、本項は整理の対象外とした。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
火災防護計画				
<p>【添付書類六 1.5.2.6 手順】(P6-1-235)</p> <p>1.5.2.6 手順</p> <p>再処理施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策等について定める。</p> <p>このうち、火災防護計画を実施するために必要な手順の主なものを以下に示す。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する当直（運転員）により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 <p>既許可では申請書添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災及び爆発発生時の煙（中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所） ・防護対象者 <p>後述する項目で規定する。</p> ・検知手段 <p>既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災感知器 ➢ 高感度煙感知器 ・防護対策 <p>既許可では申請書添付書類に以下の防護対策を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災防護計画を遂行するための体制 ➢ 火災防護対策を実施するために必要な手順 ➢ 排煙設備 ➢ 防火服、空気呼吸器の資機材の配備 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは有毒化学物質について考慮している。 ➢ 本条文では、有毒化学物質以外の火災及び爆発発生時に発生する有毒ガスである火災及び爆発発生時の煙を抽出しているが、影響評価ガイドで考慮する有毒化学物質に該当しないため、整理の対象外とした。なお、有毒化学物質については他条文で規定している。 ・防護対象者 <p>左記2のとおり後述で規定するため、整理の対象外とした。</p> ・検知手段 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➢ 既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として火災感知器及び高感度煙感知器を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 ・防護対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 ➢ 既許可では、火災防護計画を遂行するた 	<p>【添付書類六 1.5.2.6 手順】</p> <p>検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
			<p><u>めの体制</u>, <u>火災防護対策を実施するために必要な手順</u>を定めること及び制御室から煙を排気する<u>排煙設備の設置</u>, <u>防火服</u>, <u>空気呼吸器の資機材の配備</u>を防護対策としており, 影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <p>【追加対策等の要否について】 既許可の対応は, 影響評価ガイドの考えに沿っており, 追加で対策すべき事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1－1. 事業指定申請書（既許可）	1－2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
火災防護設備				
<p>【本文 四、A. リ. (4) (iii) 火災防護設備】 (P420)</p> <p>(iii) 火災防護設備 火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備と重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>また、重大事故等対処施設を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備及び消火設備で構成する。</p>	(関連する引用なし)	<p>本項の申請書本文及び添付書類は基本的な設計方針の記載であるため、前述もしくは後述する申請書本文及び添付書類に、発生源、防護対象者、検知手段、及び防護対策に関して記載している。</p>	<p>左記2のとおり前述もしくは後述で規定するため、整理の対象外とした。</p>	<p>左記2のとおり前述もしくは後述で規定するため、整理の対象外とした。</p>
<p>【添付書類六 9.10 火災防護設備】(P6-9-587)</p> <p>9.10 火災防護設備 火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。</p> <p>9.10.2 重大事故等対処施設に対する火災防護設備 9.10.2.1 概要 再処理施設内の火災区域及び火災区画に設置する重大事故等対処施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。</p> <p>9.10.2.2 設計方針 (2)火災の感知及び消火 火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する設計とする。 火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。</p>	(関連する引用なし)			<p>左記2のとおり前述もしくは後述で規定するため、整理の対象外とした。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1－1．事業指定申請書（既許可）	1－2．整理資料（既許可）	2．既許可の整理	3．規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4．申請書及び整理資料への反映事項
<p>消火設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については、自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
火災感知設備				
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(ii)(c)(イ)1 火災感知設備】(P29)</p> <p>1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能ないように電源を確保し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策建屋の建屋管理室にて常時監視できる設計とする。</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 当該項目は火災感知設備に係る記載であるため、発生源については前述で規定している。 ・防護対象者 後述する項目で規定する。 ・検知手段 既許可では申請書本文及び添付書類に以下の検知手段を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 煙感知器、熱感知器（1.5.1.3.1(1) 火災感知設備より） ➢ 中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所において火災の発生を監視できる火災受信器盤 ・防護対策 後述する項目で規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 左記2のとおり前述で規定しているため、整理の対象外とした。 ・防護対象者 左記2のとおり後述で規定するため、整理の対象外とした。 ・検知手段 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➢ 既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として煙感知器及び熱感知器、有毒ガスの警報として中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所において火災の発生を監視できる火災受信器盤を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 ・防護対策 左記2のとおり後述で規定するため、整理の対象外とした。 <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	<p>【本文 四、A.ロ.(4)(ii)(c)(イ)1 火災感知設備】</p> <p>検知手段に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.5.2.3.1 火災感知設備】(P6-1-223)</p> <p>1.5.2.3.1 火災感知設備</p> <p>火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために設置する設計とする。</p> <p>(1) 火災感知設備の環境条件等の考慮及び多様化</p> <p>「1.5.1.3.1(1) 火災感知設備」の基本方針を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災受信器盤</p> <p>中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 当該項目は火災感知設備に係る記載であるため、発生源については前述で規定している。 ・防護対象者 後述する項目で規定する。 ・検知手段 既許可では申請書本文及び添付書類に以下の検知手段を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 煙感知器、熱感知器（1.5.1.3.1(1) 火災感知設備より） ➢ 中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所において火災の発生を監視できる火災受信器盤 ・防護対策 後述する項目で規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 左記2のとおり前述で規定しているため、整理の対象外とした。 ・防護対象者 左記2のとおり後述で規定するため、整理の対象外とした。 ・検知手段 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➢ 既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として煙感知器及び熱感知器、有毒ガスの警報として中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所において火災の発生を監視できる火災受信器盤を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 ・防護対策 左記2のとおり後述で規定するため、整理の対象外とした。 <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.5.2.3.1 火災感知設備】</p> <p>検知手段に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
消火設備				
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(ii)(c)(イ)2 消火設備】(P29)</p> <p>2) 消火設備</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報を発する設計とする。</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>・発生源</p> <p>既許可では申請書添付書類及び整理資料補足説明資料に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消火剤 ➢ 消火時に発生するフッ化水素（「1.5.1.3.2(15) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報より） 	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは有毒化学物質について考慮するとしている。 ➢ 本条文では、有毒化学物質以外の消火設備の作動時に発生する有毒ガスである消火剤及び消火時に発生するフッ化水素を抽出しているが、影響評価ガイドで考慮する有毒化学物質に該当しないため、整理の対象外とした。なお、有毒化学物質については他条文で規定している。 	<p>【本文 四、A.ロ.(4)(ii)(c)(イ)2 消火設備】</p> <p>検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.5.2.3.2 消火設備】(P6-1-223)</p> <p>1.5.2.3.2 消火設備</p> <p>消火設備は、以下に示すとおり、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>b. 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>制御室等の床下は、制御室内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に固定式消火設備（全域）を設置する。消火に当たっては、固有の信号を発する異なる種類の火災感知設備（煙感知器と熱感知器）により火災を感知した後、制御室等からの手動起動により早期に消火ができる設計とする。</p> <p>制御室等には常時当直（運転員）が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を使用する設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報</p> <p>「1.5.1.3.2(15) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報」の基本方針を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>【補足説明資料2-4 火災防護審査基準「2.2 火災の感知消火」のうち、火災の消火に係る補足説明資料 別紙1 再処理施設における制御室床下の消火について】</p> <p>3. 人体への影響について</p> <p>(2) 制御室等の床下における火災時の消火剤による影響</p> <p>使用する消火剤のハロン1301（一臭化フッ化メタン:CF₃Br）は、消火時にフッ化水素(HF)等の有毒ガスが発生するが、消火後の制御室等への入室時は、ガス濃度の確認及び防護服を着用することから、人体への影響はない。</p>	<p>・防護対象者</p> <p>既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運転員 ➢ 非常時組織対策要員 <p>・検知手段</p> <p>既許可では申請書本文、添付書類又は整理資料補足説明資料に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 作動前の警報 ➢ 消火後の制御室等への入室時におけるガス濃度の確認 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 消火後に発生する有毒ガスについては、ハロン1301（一臭化フッ化メタン:CF₃Br）による制御室床下の消火時にフッ化水素等の有毒ガスが発生することを考慮しており、消火後の制御室等への入室時は、ガス濃度の 	<p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員とし、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。 ➢ 既許可では、制御室及び緊急時対策建屋への防護対策との関連で、①運転員及び②非常時組織対策要員を防護対象者としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➢ 既許可では、有毒ガスの警報として固定式消火設備（全域）の作動前の警報、有毒ガスの発生及び到達の検出として消火後の制御室等への入室時におけるガス濃度の確認を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 	<p>【添付書類六 1.5.2.3.2 消火設備】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項																																										
<p>【添付書類六 9.10.2.4 主要設備】(P6-9-608)</p> <p>(3) 消火設備</p> <p>消火設備は、消火水供給設備、消火栓設備、固定式消火設備及び消火器で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>(b) 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>i. 制御室及び緊急時対策建屋の対策本部室床下</p> <p>再処理施設における制御室及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下は、多量のケーブルが存在するが、フリーアクセス構造としており消火が困難となるおそれを考慮し、固定式消火設備を設置する。</p> <p>なお、制御室及び緊急時対策建屋の対策本部室には当直（運転員）又は非常時組織対策要員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を選択する。</p> <p>(略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>確認を行うことを記載している。</p> <p>・防護対策</p> <p>既許可では申請書本文又は添付書類に以下の防護対策を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消火活動が困難となる場合に固定式消火設備を設置して消火を行う設計 ➢ 人体に影響を与えない消火剤を使用する設計 ➢ 20秒以上の時間差で消火ガスを放出する設計 ➢ 消火後の制御室等への入室時における防護服の着用 	<p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 ➢ 既許可では、制御室の運転員及び非常時組織対策要員を防護するための消火活動が困難となる場合に固定式消火設備を設置して消火を行う設計、人体に影響を与えない消火剤を使用する設計、20秒以上の時間差で消火ガスを放出する設計及び消火後の制御室等への入室時における防護服の着用を防護対策としており、換気空調設備の隔離等の直接的な対策には該当しないが、制御室の居住性を確保するための対策を要求している影響評価ガイドの考えに沿っている。 <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>既許可の対応は、影響評価ガイドの考えに沿っており、追加で対策すべき事項はない。</p>	<p>【添付書類六 9.10.2.4 主要設備】</p> <p>防護対象者及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>																																										
<p>【添付書類六 9.10-4表 消火設備の主要設備の仕様】(P6-9-620)</p> <p style="text-align: center;">第9.10-4表 消火設備の主要設備の仕様</p> <p>(1) 消火水供給設備** (廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。)</p> <table border="1" data-bbox="163 1339 373 1402"> <tr> <td></td> <td>消火水貯槽</td> <td>ろ過水貯槽</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約900m³</td> <td>約2,500m³</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="163 1430 581 1503"> <tr> <td></td> <td>圧力調整用消火ポンプ</td> <td>電動機駆動消火ポンプ</td> <td>ディーゼル駆動消火ポンプ</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6m³/h (1台当たり)</td> <td>約450m³/h</td> <td>約450m³/h</td> </tr> </table> <p>(2) 緊急時対策建屋の消火水供給設備</p> <table border="1" data-bbox="163 1549 457 1602"> <tr> <td></td> <td>消火水槽</td> <td>消火ポンプ</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約42.6m³</td> <td>約360L/分</td> </tr> </table> <p>(3) 消火栓設備* 1式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内消火栓設備 ・屋外消火栓設備（廃棄物管理施設と一部共用する。) <p>(4) 固定式消火設備* 1式</p> <table border="1" data-bbox="163 1738 581 1906"> <tr> <th>種類</th> <th>主要な消火剤</th> <th>消火方式</th> <th>設置箇所</th> </tr> <tr> <td>泡消火設備又は粉末消火設備</td> <td>泡消火薬剤又は第三種粉末</td> <td>全城放出方式 局所放出方式</td> <td>・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所</td> </tr> <tr> <td>ハロゲン化物消火設備</td> <td>HC-227m FM-200 FC-5-1-12</td> <td>全城放出方式 局所放出方式</td> <td>・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画</td> </tr> </table>		消火水貯槽	ろ過水貯槽	基数	1	1	容量	約900m ³	約2,500m ³		圧力調整用消火ポンプ	電動機駆動消火ポンプ	ディーゼル駆動消火ポンプ	台数	2	1	1	容量	約6m ³ /h (1台当たり)	約450m ³ /h	約450m ³ /h		消火水槽	消火ポンプ	基数	1	2	容量	約42.6m ³	約360L/分	種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	泡消火設備又は粉末消火設備	泡消火薬剤又は第三種粉末	全城放出方式 局所放出方式	・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所	ハロゲン化物消火設備	HC-227m FM-200 FC-5-1-12	全城放出方式 局所放出方式	・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 9.10-4表 消火設備の主要設備の仕様】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており、記載や内容に差異はないため、既許可の記載を変更する必要はない。</p>
	消火水貯槽	ろ過水貯槽																																												
基数	1	1																																												
容量	約900m ³	約2,500m ³																																												
	圧力調整用消火ポンプ	電動機駆動消火ポンプ	ディーゼル駆動消火ポンプ																																											
台数	2	1	1																																											
容量	約6m ³ /h (1台当たり)	約450m ³ /h	約450m ³ /h																																											
	消火水槽	消火ポンプ																																												
基数	1	2																																												
容量	約42.6m ³	約360L/分																																												
種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所																																											
泡消火設備又は粉末消火設備	泡消火薬剤又は第三種粉末	全城放出方式 局所放出方式	・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所																																											
ハロゲン化物消火設備	HC-227m FM-200 FC-5-1-12	全城放出方式 局所放出方式	・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画																																											

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第29条（火災等による損傷の防止））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項
その他の設計				
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(ii)(d) その他】(P30) (d) その他 「(b) 火災及び爆発の発生防止」～「(c) 火災の感知, 消火」のほか, 重大事故等対処施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>「第29条：火災等による損傷の防止 補足説明資料2-1 添付資料2 重大事故等対処施設における火災区域, 火災区画の設定について」 5. 火災区域及び火災区画の設定要領 火災区域及び火災区画は, 事業指定基準規則第五条の火災防護に関する基本方針に基づき設定した火災区域及び火災区画を適用し, 火災区域は, 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として, 3時間耐火に設計上必要150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(耐火隔壁, 貫通部シール, 防火扉, 防火ダンパ等)により隣接する他の火災区域と分離する。 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 当該項目は火災に対するその他の設計に係る記載であるため, 発生源については前述で規定している。 ・防護対象者 当該項目は火災に対するその他の設計に係る記載であるため, 防護対象者については前述で規定している。 ・検知手段 当該項目は火災に対するその他の設計に係る記載であるため, 検知手段については前述で規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 左記2のとおり前述で規定しているため, 整理の対象外とした。 ・防護対象者 左記2のとおり前述で規定しているため, 整理の対象外とした。 ・検知手段 左記2のとおり前述で規定しているため, 整理の対象外とした。 	<p>【本文 四、A.ロ.(4)(ii)(d) その他】 防護対策に対して左記2と3を比較した結果, 既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており, 記載や内容に差異はないため, 既許可の記載を変更する必要はない。</p>
<p>【添付書類六 1.5.2.4 個別の火災区域又は火災区画における留意事項】(P6-1-232) 1.5.2.4 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 (5) 中央制御室等 中央制御室, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室は, 以下のとおり設計する。 a. 中央制御室, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室と他の火災区域の換気設備の貫通部には, 防火ダンパを設置する設計とする。 (略)</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対策 既許可では申請書添付書類及び整理資料補足説明資料に以下の防護対策を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防火ダンパを設置する設計 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 防火ダンパを設ける設計については, 3時間以上の耐火能力を有することによって, 隣接する他の火災区域と分離することを記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは, 以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 ➢ 既許可では, 運転員又は非常時組織対策要員に対して, 中央制御室, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室の居住性を確保するために防火ダンパを設置する設計を防護対策としており, 影響評価ガイドの考えに沿っている。 <p>【追加対策等の要否について】 既許可の対応は, 影響評価ガイドの考えに沿っており, 追加で対策すべき事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.5.2.4 個別の火災区域又は火災区画における留意事項】 防護対策に対して左記2と3を比較した結果, 既許可での対応は影響評価ガイドの考えに沿っており, 記載や内容に差異はないため, 既許可の記載を変更する必要はない。</p>